

2022 年版

ふじさわ環境白書

〔 藤沢市環境基本計画 〕
〔 令和 3 年度年次報告 〕

～地域から地球に広がる環境行動都市～



藤 沢 市

は じ め に

2022年版『ふじさわ環境白書』は、「藤沢市環境基本計画」の進行状況を管理するとともに、本市の環境の現状を2021年度（令和3年度）の実績や状況に基づいてまとめたものです。

本市では、1996年度（平成8年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、1998年度（平成10年度）に、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまち - 藤沢」の実現を目指し、「藤沢市環境基本計画」を策定しました。2010年度（平成22年度）には、社会情勢を踏まえるとともに、「地域から地球に広がる環境行動都市」の実現を目指し、将来にわたって持続可能な社会を構築するために新たな「藤沢市環境基本計画」に改定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2016年度（平成28年度）には、COP21で採択されたパリ協定や、国の「地球温暖化対策計画」の策定をはじめ、東京2020オリンピック競技大会のセーリング競技が江の島で開催されることなどを踏まえ、2017年度（平成29年度）から2022年度（令和4年度）までの6年間を見据えた内容に見直しを行いました。

本書では、第1部で「環境をめぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組などを取り上げています。

第2部では、基本計画にある「地域から地球に広がる環境行動都市」を創造するための5つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について、第3部では、基本計画の推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組について、また資料編では、2021年度（令和3年度）の「藤沢市環境基本計画」達成指標に対する状況などについて掲載しています。

2021年度（令和3年度）の指標の達成状況については、継続項目を除く指標13項目のうち7項目で達成、5項目で一部未達成、1項目で未達成の状況となっています。

「藤沢市環境基本計画」の計画期間は2022年度（令和4年度）までとなっていましたが、近年、侵略的外来種などによる生態系の破壊や河川から海洋へプラスチックごみが流出することによる海洋汚染、大量の食品ロスの問題などが顕在化してきています。また、地球温暖化は私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしつつあり、猛暑や台風の勢力拡大、集中豪雨をはじめとした、異常気象に伴う被害が日本各地で頻発しているなど、本市の環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。そうした状況を踏まえ、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、計画期間の満了を待たず2021年度（令和3年度）に1年前倒して計画の改定を行いました。今後も「藤沢市環境基本計画」の着実な推進を図り、よりよい環境を享受できるよう、基本計画の進行管理に努めてまいります。

本書が市民や事業者の皆さんの環境への意識をより一層高め、具体的に環境保全に取り組んでいくための参考となれば幸いです。

終わりに、本書の編纂^{へんさん}にあたり、資料の作成及びご提供をいただきました関係者各位に対し深く感謝いたしますとともに、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2023年（令和5年） 1月

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫

目次

第1部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全	1
2 有害化学物質等対策	7
3 廃棄物の減量・資源化	12
4 生物多様性の保全	20
5 環境影響評価（環境アセスメント）	24
6 地球温暖化対策	27
7 持続可能な開発目標（SDGs）	33

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

環境に優しく空気や川のきれいな藤沢

1 大気の保全	35
2 土壌・地下水の汚染防止	51
3 緑の保全	57
4 河川・海の保全	68
5 大気・土壌・水質等における放射性物質への対応	84

快適で潤いのある、住みやすい藤沢

1 廃棄物の発生抑制及び適正な処理	89
2 騒音・振動・悪臭の防止	109
3 新たな緑の創造	115
4 景観の保全及び形成	119
5 農水産との共存	130

豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

1 里山の保全	135
2 生物多様性の保全	139

環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢

1 文化・歴史的資源の活用	146
2 環境教育の推進	150
3 環境保全・美化活動	157

未来の地球環境への投資を行う藤沢

本市における地球温暖化対策	173
1 各主体の力の活用	178
2 低炭素社会の創造	185
3 エネルギーの地産地消	189
4 循環型社会の実現	193
5 行政の率先的取組の推進	196
6 低炭素化を誘導するまちづくり	198

第3部 環境基本計画の推進体制

1	推進体制	201
2	国や他自治体等との連携	205
3	資料編	218

第1部 環境をめぐる動向

第 1 部 環境をめぐる動向

1 大気環境・水環境・土壌環境等の保全

1993 年（平成 5 年）高度経済成長期の 1967 年（昭和 42 年）に制定された「公害対策基本法」が発展した形で「環境基本法」が制定されました。国民の経済や消費の高度化に伴って、公害の形も変化し、自動車交通量の増大に伴う大気汚染問題などの都市型・生活型の環境汚染問題がクローズアップされるようになりました。水環境では、公共用水域の水質が改善されてきた一方、湖沼や内湾などの閉鎖性水域の環境基準達成率の低迷など、依然問題が残されています。また、市街地などにおける土壌汚染の判明事例件数が高い水準で推移しています。このように大気環境・水環境・土壌環境などをめぐる保全状況は、現在も多くの課題を抱えています。

「環境基本法」第 16 条において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されています。この規定に基づき、大気などの質をどの程度に保っていくべきなのかという行政上の目標（環境基準）が設定され、基準の達成・維持を目標とした公害防止に関する施策が展開されています。

環境省水・大気環境局『水・大気環境行政のご案内 日本の公害克服経験』2015 年（平成 27 年）3 月を参考に記述しています。なお、記載した数値は、2021 年度（令和 3 年度）末から 2022 年度（令和 4 年度）半ばにかけて環境省が発表した各種報告書に依拠しているため、原則的に 2020 年度（令和 2 年度）が最新の数値となります。

（1）大気環境の保全対策

大気の汚染に係る環境基準は、大気汚染物質の短期暴露や長期暴露による呼吸器系への影響などの健康影響を考慮して設定されています。1969 年（昭和 44 年）に硫黄酸化物（現在は二酸化硫黄、SO₂）に係る環境基準が定められたのち、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）及び光化学オキシダント（O_x）の環境基準の設定や改定が順次行われてきました。2009 年（平成 21 年）には、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る環境基準が定められました。

全国の大気汚染状況を常時監視するため、住宅地などを対象とした「一般環境大気測定局」（以下、一般局）及び道路沿道を対象とした「自動車排出ガス測定局」（以下、自排局）が設置され、都道府県・政令市により運営されています。2020 年度（令和 2 年度）末現在、全国の測定局は 1,827 局（一般局 1,434 局、自排局 393 局）を数えます。

大気環境の状況は全体的に改善傾向にあります。2020 年度（令和 2 年度）の環境基準に対する達成率は、二酸化窒素、一酸化炭素で一般局、自排局とも 100%、浮遊粒子状物質で一般局 99.9%、自排局 100%、二酸化硫黄で一般局 99.7%、自排局 100%と高い値を示しています。ただ、光化学オキシダントの達成率は、一般局 0.2%、自排局 0%と依然として極めて低い水準になっています。微小粒子状物質の達成率は一般局 98.3%、自排局 98.3%と、一般局、自排局ともに横ばいでした。全測定局の年平均値は、2013 年度（平成 25 年度）以降緩やかな改善傾向が続いています。また、2013 年（平成 25 年）の「大気汚染防止法」の改正に伴って、国は大気環境における放射性物質の常時監視に努めており、関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含め、2020 年度（令和 2 年度）は全国 308 地点で空間放射線量率の測定を行っています。

大気汚染対策は一般に、主に工場・事業場の固定発生源の対策と自動車などの移動発生源の対策に分けられます。工場・事業場などの固定発生源については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん（アスベスト含む）、水銀、有害大気汚染物質に対する排出規制等の対策が講じられています。また、大気汚染の主要原因となっている自動車などの移動発生

源については、自動車単体の排出ガス規制、「自動車 NOx・PM 法」の実施、次世代自動車等の普及促進を 3 本柱として対策が行われています。

(2) 水環境の保全対策

水質汚濁対策

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」(以下、健康項目)について定められたものと、「生活環境の保全に関する項目」(以下、生活環境項目)について定められたものがあります。健康項目では、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼす恐れがある物質を選定して、公共用水域(河川、湖沼、海域等)及び地下水それぞれに全国一律の基準が定められています。生活環境項目では、河川、湖沼、海域ごとに、水道や水産などの利用目的に応じた水域類型で基準値を定め、国又は都道府県が各公共用水域の水域類型指定を行うことで水域の環境基準が決められています。

国及び都道府県等は、1970 年(昭和 45 年)に制定された「水質汚濁防止法」に基づき、全国の水質汚濁の状況を常時監視するため、都道府県知事が毎年作成する水質測定計画に従って公共用水域及び地下水の測定を行っています。2020 年度(令和 2 年度)の公共用水域における環境基準に対する達成率は、健康項目では 99.1%と高い値を示しています。生活環境項目のうち、有機汚濁の指標となる BOD(生物化学的酸素要求量)又は COD(化学的酸素要求量)は 88.8%、水域別では、河川 93.5%、湖沼 49.7%、海域 80.7%となり、湖沼では依然として達成率が低くなっています。地下水質の概況調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの一部の項目で基準の超過がみられます。2013 年(平成 25 年)の「水質汚濁防止法」の改正を受けて、国は水環境における放射性物質の常時監視に努めており、翌年から全国の公共用水域及び地下水それぞれ 110 地点でモニタリング調査を実施しています。

日本では都市用水(生活用水及び工業用水)の約 25%を地下水に依存しているため、地下水の保全対策も重要な課題となります。「水質汚濁防止法」では、工場・事業場からの有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止しています。2011 年(平成 23 年)の「水質汚濁防止法」の改正により、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、施設の構造等に関する基準の遵守、構造等の定期点検の実施を新たに義務付けるなどの措置が導入されました。

「水循環基本法」の制定

水循環に関わる施策として、これまで幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられ、水循環に関する深刻な課題については一定程度改善がなされてきたものの、依然として課題は残されています。また、過疎化・高齢化の進展や、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動など、新たな課題への対応も求められています。このような状況を踏まえ、健全な水循環の維持又は回復のための施策を包括的に推進していくことが不可欠となってきました。

そこで、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、2014 年(平成 26 年)に「水循環基本法」が制定されました。同法は「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としています。

基本理念として「水循環の重要性」、「水の公共性」、「健全な水循環への配慮」、「流域の総合的管理」、「水循環に関する国際的協調」の 5 つを掲げるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務と関係者相互の連携及び協力体制を定めています。また、8 月 1 日を「水の日」とし

て、国民の間で健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるため、国及び地方公共団体は、「水の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない、としています。

さらに、総合的かつ計画的な施策の推進に向けて、水循環に関する施策についての基本的な方針や施策を推進するための必要事項を定めた「水循環基本計画」を策定すること、基本的施策として「流域連携の推進等」^カ、「貯留・涵養機能の維持及び向上」^カ、「水の適正かつ有効な利用の促進等」などの9つが定められています。2015年（平成27年）7月には「水循環基本計画」が策定されました。同計画策定から約5年が経過し、その間の水循環に関する変化等を踏まえ、「流域マネジメントによる水循環イノベーション」^カ、「健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現」^カ、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」を重点的に取り組む3本柱とした新たな「水循環基本計画」が2020年（令和2年）6月に策定されました。2021年（令和3年）6月には、「水循環基本法」の一部改正が行われ、水循環における地下水の適正な保全及び利用が明確に位置づけられました。この法改正を受け、「水循環基本計画」も一部見直されました。

（3）土壌環境の保全対策

有害物質による土壌汚染事例の判明件数の著しい増加、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請の高まりを受けて、2002年（平成14年）に「土壌汚染対策法」が制定されました。その後、市街地の土壌汚染事例の多くが土地取引などに伴う自主的な調査によって判明することが多いといった課題に対応するため、2009年（平成21年）に「土壌汚染対策法」を改正して、土壌汚染調査の実施要件の拡大等が図られました。また、土壌汚染に関する適切なりスク管理を推進するため、2017年（平成29年）に「土壌汚染対策法」の一部が改正されました。

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、水質浄化・地下水涵養機能を保全する観点と農作物を生産する機能を保全する観点により設定されています。有害物質使用特定施設を廃止する場合や、一定規模以上の土地の形質変更を届け出る際に、土壌汚染の恐れがあると都道府県知事等が認める場合に調査が行われるほか、自主的な土壌汚染状況調査も行われています。また、「土壌汚染対策法」には基づかないものの、売却の際や環境管理等の一環として自主的な汚染調査も行われています。

2020年度（令和2年度）には、「土壌汚染対策法」に基づく調査が計1,342件実施されました。同年度末の時点で、土壌溶出量基準等を超過し、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるために汚染除去等の措置が必要な地域（要措置区域）は245件が指定されています。また、土壌溶出量基準等を超過したものの、土壌汚染の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（形質変更時要届出区域）は3,005件が指定されています。

要措置区域等において、土地の形質の変更を行う場合には都道府県等への届出等が行われるほか、汚染土壌を搬出する場合には汚染土壌処理施設への搬出が行われることにより、汚染された土地の適切な管理が図られています。

（4）その他の対策

地盤沈下対策

地盤沈下は主に地下水の過剰な揚水により地下水位が低下し、粘土層が収縮することで発生します。1956年（昭和31年）に地盤沈下防止と工業用水の合理的な供給の確保を目的とした「工業用水法」が、1962年（昭和37年）に地盤沈下防止を目的とし、冷暖房用・水洗便所用等の地下水採取を規制する「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が制定され、大都市での地盤沈下は次

第に沈静化していきました。しかし、一部の地域では依然として地盤沈下が生じています。

地盤沈下の生じている地域として、都市用水としての利用が多い地域、かんがい期に農業用水としての利用が多い地域、冬期の消融雪用水としての利用が多い地域、水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域、などが挙げられます。

地盤沈下を防止するため、地下水の採取規制と同時に水使用を合理化し、代替水源を確保するなどの総合的な対策を講じる必要があります。環境大臣を含む関係閣僚会合は1985年（昭和60年）に「地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、地盤沈下の特に著しい地域である濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域に対して、地域の実情に合わせた総合的な対策を推進しています。

また2005年（平成17年）環境省を含む8府省は「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を設置しました。2020年（令和2年）2月開催の同連絡会議では、3地域における地盤沈下防止対策等の評価検討について、これまでどおり5年ごとに実施していくことを確認しています。

海洋環境の保全対策

海洋に係る環境問題として、廃棄物等の海洋投棄や油の流出等による海洋汚染・海洋生態系の破壊など、海洋汚染問題の重要性が指摘されています。また、漂流・漂着・海底ごみ（以下、「海洋ごみ」）による環境・景観の悪化、漁業への被害等が顕在化し、その解決が求められています。特に、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっています。

廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約1996年議定書」を日本国内に適用させるため、2004年（平成16年）に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下、「海洋汚染等防止法」）が改正され、海洋投入処分の許可制度等を導入するとともに、廃棄物の海底下廃棄が原則禁止となりました。また、2007年（平成19年）二酸化炭素の海底下廃棄に係る許可制度を創設するため、「海洋汚染等防止法」が改正されました。一方、船舶バラスト水（空荷になった船舶の安全確保のために搭載する海水）の適切管理、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動防止を掲げた「船舶バラスト水規制管理条約」（国際海事機関（IMO）2004年（平成16年）採択）を国内で担保するため、2014年（平成26年）6月に「海洋汚染等防止法」が改正されました。

また「海洋ごみ」に対しては、2009年（平成21年）7月に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下、「海岸漂着物処理推進法」）及び同法に基づき2010年（平成22年）に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（海岸漂着物処理推進基本方針）に基づき、海岸漂着物等の実態把握調査の実施などの対策が行われてきました。

しかし、依然として海洋ごみは海岸の環境に深刻な影響を及ぼしています。このような状況を受け、2018年（平成30年）6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正されました。さらに、2019年（令和元年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、重点戦略の1つとして海洋プラスチック対策が掲げられています。また、同年同月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、代替素材の開発・転換、途上国支援などの対策・取組が推進されています。

騒音対策

経済の発展とともに、住宅と工場との混在、高速道路等の拡大、新幹線鉄道の整備などにより、市

民生活は工場騒音、建設作業騒音、交通騒音などの各種騒音に取り囲まれるようになりました。1968年（昭和43年）に「騒音規制法」が制定され、1971年（昭和46年）に「公害対策基本法」による環境基準が設定されるなど、騒音問題も公害の1つとして国の重要課題と位置づけられてきました。

2020年度（令和2年度）の騒音の苦情件数は全国で20,804件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が37.7%、次いで工場・事業場振動に係る苦情が26.7%を占めています。

工場・事業場騒音については、「騒音規制法」に基づいて都道府県知事等が騒音を規制する地域を指定し、その地域内で著しい騒音を発生する工場などに対して規制基準が定められています。また、規制対象の工場などに対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業騒音についても、工場・事業場騒音の場合と同様に規制地域が指定され、著しい騒音を発生させる建設作業に対して規制基準が定められています。

また自動車騒音の規制は、環境大臣が「騒音規制法」に基づいて自動車騒音の許容限度を定め、国土交通大臣がこの許容限度範囲の中で「道路運送車両法」に基づく保安基準を定めるという仕組みで実施されています。

振動対策

2020年度（令和2年度）の振動の苦情件数は全国で4,061件でした。発生源別にみると、建設作業に係る苦情が70.6%、次いで工場・事業場振動に係る苦情が15.3%を占めています。

工場・事業場振動については、1976年（昭和51年）制定の「振動規制法」に基づいて都道府県知事等が振動を規制する地域を指定し、その地域内で著しい振動を発生する工場などに対して規制基準が定められています。また、規制対象となる工場などに対して、市町村長は必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

建設作業振動についても、工場・事業場振動の場合と同様に規制地域が指定され、著しい振動を発生する建設作業に対して規制基準が定められています。

悪臭対策

1971年（昭和46年）制定の「悪臭防止法」に基づき、工場・事業場から排出される悪臭原因物質の規制が実施されています。同法では、都道府県知事等が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うことと定めて、市町村長が必要に応じて改善勧告等を行っています。

以前は22種の特定悪臭物質の濃度基準による規制方式のみでしたが、多様な物質や複合臭に対応するため、1995年（平成7年）より人間の嗅覚に基づく臭気指数による規制方式も追加されました。

2020年度（令和2年度）の悪臭苦情件数は15,438件で前年度と比べて3,418件増加しました。発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、全体の35.9%を占めています。

ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象（都市の気温が周囲よりも高くなる現象）は、熱中症の増加などにつながることが報告されています。また、局地的集中豪雨や光化学オキシダントなどの汚染物質生成を助長させるという指摘もあります。100年（1927-2021年）当たりの年平均気温上昇は、都市化の影響が小さい15地点（網走、山形、銚子、彦根、石垣島など）では1.6であるのに対し、日本の11都市（札幌、仙台、東京、横浜、大阪など）では2.0～3.3となっており、都市のヒートアイランド現象の進行傾向は顕著です。

2013年（平成25年）に、「ヒートアイランド対策大綱」（2004年（平成16年）策定）の見直し

が行われ、従来からの「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」という4つの取組に、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」という新たな取組が追加され、一層の対策強化が図られています。また、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供も実施されています。

2 有害化学物質等対策

現在、工業的に生産される化学物質は、世界で約 10 万種ともいわれており、その生産量、種類数は年々増加し続けています。これら化学物質は、様々な分野で多大な貢献をしており、現代の私達の生活における利便性は、多種多様な化学物質によって支えられているといっても過言ではありません。

しかし、その一方で、その製造、流通、使用、廃棄の過程で、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質が環境に排出され、環境中へ拡散・蓄積することによって環境汚染と健康被害等を生じさせてきたことも事実です。

そのため、国では化学物質の環境リスクを低減させるため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下、「ダイオキシン法」)などの公害関連の法律を設けて、環境中への排出の規制を行ってきました。しかしながら、今日の化学物質の環境問題は、微量ではあっても多種の化学物質による長期間の暴露を考慮する必要があり、人や生態系への作用のメカニズム等には未解明な部分が多いのが現状です。そのような状況に対応するため、科学的な評価を進めるとともに、未然防止の観点から化学物質による環境リスクを低減させていく必要があります。

(1) ダイオキシン類

ダイオキシンは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)という、合わせて 210 種類からなる化学物質群の総称であり、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)も含めて、「ダイオキシン類」と呼ばれています。ダイオキシン類は、強い毒性があり(毒性があるとみられているのは 29 種類です)また、分解されにくく蓄積されやすいため、日常生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼす恐れがあります。

ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程や過去に使用されていた農薬の不純物など非意図的に生成されてしまうもので、中でも廃棄物焼却施設が主な発生源となっています。その他にも金属精錬などにおける熱処理工程や自動車の排出ガス、たばこの煙など様々な発生源があります。

大気中に排出されたダイオキシン類は、呼吸により空気から直接人体に入ることもありますが、様々な経路を経て、最終的にはその 95%以上が食物から人体に取り込まれると考えられています。

摂取による人体の健康への影響については、国では「耐容一日摂取量(TDI)」という基準を定めています。これは、人が一生の間ダイオキシン類を取り続けても、健康に影響を及ぼす恐れがない体重 1 キログラム当たり一日当たり摂取量を意味します。1998 年(平成 10 年)5 月、WHO のヨーロッパ地域事務局及び IPCS(国際化学物質安全性計画)による専門家の会合が開かれ、ダイオキシン類の TDI の見直しが行われた結果、従来の TDI(PCDD 及び PCDF について、10 pg-TEQ/(kg・日))を見直し、コプラナーPCB を含めて TDI を 1~4 pg-TEQ/(kg・日)としつつ、当面、現在の先進諸国の暴露量が耐容しうるものと考えられることから、4 pg-TEQ/(kg・日)を最大の耐容摂取量とし、究極的には 1 pg-TEQ/(kg・日)未満となるように努めるべきであるとししました。

これを受けて、我が国においても環境庁(当時)の中央環境審議会並びに厚生省(当時)の生活環境審議会及び食品衛生調査会において合同で TDI の検討が行われ、1999 年(平成 11 年)6 月に当面の TDI として、コプラナーPCB を含めて 4 pg-TEQ/(kg・日)としました。

ダイオキシン類の削減対策としては、これまで「大気汚染防止法」や「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ焼却施設などに対する排ガス規制やごみ焼却施設の改善などを進めてきました。

しかし、ダイオキシン類による環境汚染及び人の健康への影響をめぐる諸施策について、効果的かつ総合的な推進を図るため、「ダイオキシン対策関係閣僚会議」を1999年（平成11年）に設置し、同年3月には「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定しました。

一方、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等の抜本的対策を図るため、議員立法により「ダイオキシン類対策特別措置法」が1999年（平成11年）7月に公布され、2000年（平成12年）1月15日から施行されました。

さらに、環境庁（当時）及び厚生省（当時）合同審議会並びに中央環境審議会の大気、水質、土壌、農薬及び廃棄物の各部会において、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく各種の基準の検討が進められ、1999年（平成11年）12月に、ダイオキシン類対策特別措置法施行令、同施行規則、環境基準を定める告示等が定められました。

「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

以降、この基本指針と「ダイオキシン類対策特別措置法」の2つの枠組に基づいてダイオキシン類の削減に向けた対策が進められています。基本指針では、ダイオキシン類の排出削減目標として「今後4年以内に全国のダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べ約9割削減する」と決めました。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」第33条第1項に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の2005年（平成17年）の改訂版では、「平成22年の排出総量を平成15年比で約15%削減する」こととしています。2010年（平成22年）の排出総量は2003年（平成15年）比で約59%減少し、削減目標は達成されたと評価されています。さらに、2012年（平成24年）の改訂版では、削減目標量が176 g-TEQ/年に変更されましたが、2014年（平成26年）の排出量は目標設定対象から除外された発生源（火葬場、たばこの煙、自動車排ガス）を除いて119 g-TEQ/年となり、削減目標は達成されたと評価されています。

対策当初からみると、1997年（平成9年）の排出量7,680～8,135 g-TEQに対し、2020年（令和2年）の排出量は、98～100 g-TEQ（環境省「ダイオキシン類排出目録（排出インベントリー）」2020年3月）となっており、約99%減少しています。

環境基準 <1999年（平成11年）12月27日告示>

大気 1 m³ 当たり 0.6 ピコグラム（pg-TEQ/m³）以下（年平均値）

水質 1 L 当たり 1 ピコグラム（pg-TEQ/L）以下（年平均値）

土壌 1 g 当たり 1,000 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下

底質 1 g 当たり 150 ピコグラム（pg-TEQ/g）以下（2002年（平成14年）7月22日告示）

TEQ…毒性等量。最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD に換算した量として表していることを示す。

（2）環境化学物質（内分泌かく乱化学物質）について

内分泌かく乱作用のある環境化学物質は、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義されています。

1996年（平成8年）の『奪われし未来～Our Stolen Future』（シーア・コルボーン他著）では、

化学物質の中には、体内に取り込まれるとホルモンと同様の生物学的反応を誘発し、人への健康影響（男性の精子数の減少、女性の乳ガン発生率の上昇）や、野生生物への影響（ワニの生殖器の奇形、魚類の雌性化、鳥類の生殖行動異常など）をもたらしている可能性を指摘し、世界的に大きな反響を呼びました。

また、我が国の野生生物の影響実態調査において、海産のイボニシという巻き貝のメスが雄性化するという現象が広範囲に認められ、船底塗料として使用されていた有機スズ化合物であるトリブチルスズ、トリフェニルスズとの関連が見いだされました。

そこで、環境庁（当時）では、1998年（平成10年）「内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針について 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を策定し、環境化学物質の内分泌系への作用に関する調査研究を推進してきました。

その成果を受け環境省は2005年（平成17年）3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND2005 -」（以下、「ExTEND2005」）を策定し、内分泌かく乱作用の基盤的研究を進めたほか、国際的な協力の下で魚類等の生物を対象とする試験方法の開発を推進してきました。さらに、「ExTEND2005」の策定から5年が経過したことから「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2010 -」（以下、「EXTEND2010」）を2010年（平成22年）7月に策定しました。また、この「EXTEND2010」の枠組を整理統合し、所要の改善を加えた上で、向こう5年間程度を見据えた新たなプログラムを構築するため、2016年（平成28年）に「EXTEND2016」を公表しました。化学物質の環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理していくことを目標として、化学物質の内分泌かく乱作用の評価方法の確立と実施を加速することに力点を置くこととしています。

一方で、化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に影響を生じさせる恐れを「環境リスク」ととらえ、未然防止の観点から総体的に低減させていくことも必要です。環境庁（当時）では1997年（平成9年）から化学物質による環境リスク評価に関する検討を行い、その成果を「化学物質の環境リスク評価 第1巻」としてとりまとめました。引き続き、様々な研究や検討を続け2021年（令和3年）3月に第19巻としてとりまとめています。

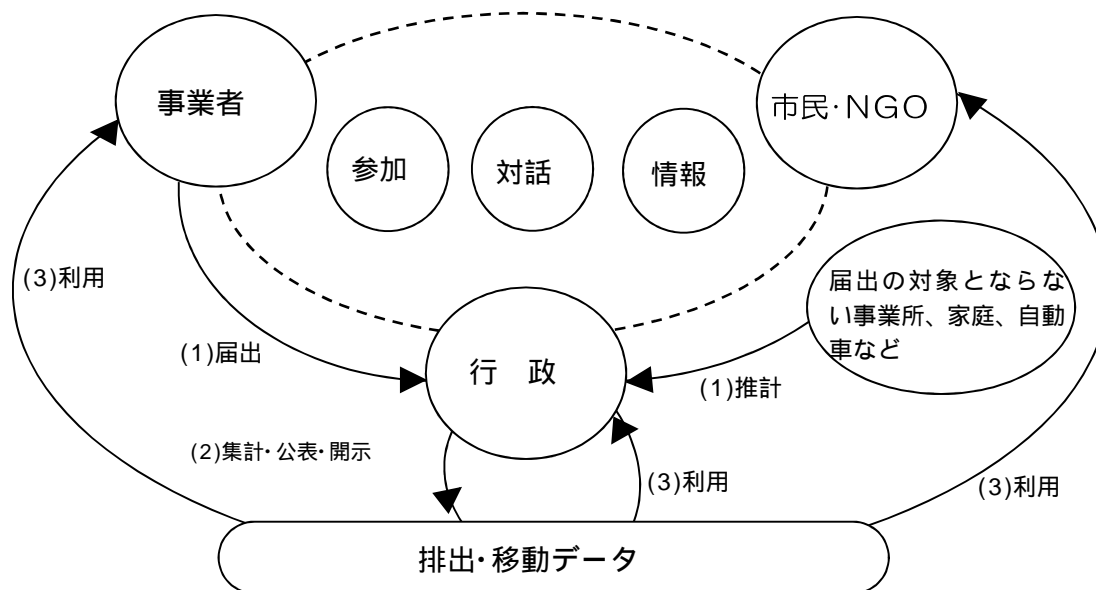
（3）PRTR 制度（化学物質・排出移動量届出制度）

PRTRとは、「化学物質排出・移動量届出制度」（Pollutant Release and Transfer Register）の略で、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

具体的には、対象としてリストアップされた化学物質を製造や使用している事業者が、環境中に排出した量と廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、年1回国へ届け出るものです。国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから環境中に排出される対象化学物質の量を推計し、2つのデータを併せて公表します。このことにより、事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、市民等と事業者、行政との対話の共通基盤ともなります。こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待されています。

すなわち、行政にとっては、基本的な化学物質の排出源情報の把握が可能となり、これをもとに化学物質の環境リスクの評価や対策を進めることができるとともに、事業者にとっては、化学物質の適正な管理に役立てることができ、また、市民にとっては、地域でどんな化学物質が排出されているかがわかり、環境リスクに関しての理解を深めることができることとなります。

【PRTR 制度の仕組み】



(4) 「水銀に関する水俣条約」と我が国の水銀対策について

2013年(平成25年)10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」(Minamata Convention on Mercury、以下、「水俣条約」)が採択されました。この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的としており、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めるものです。

我が国では、条約締結に必要な法令整備を進め、2016年(平成28年)2月2日に条約を締結しています。また外交会議において途上国支援や水俣発の情報発信・交流に関する「MOYAI イニシアティブ」を表明しており、この一環として、水銀マイナスプログラム(MINAS: MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening)による途上国の水銀対策を、アメリカ環境保護庁や国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Program) 独立行政法人国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)等と密接に連携しつつ進めています。

なお、「水俣条約」は、2017年(平成29年)5月18日に我が国を含めて締約国数が50カ国に達し規定の発効要件が満たされたため、同年8月16日に発効されました。

我が国は、水銀対策について水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀の環境汚染と健康被害をなくすために先頭に立って力を尽くす責任があるとしています。

また、「水俣条約」の的確かつ円滑な実施のため、我が国では、2015年(平成27年)6月に、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(「水銀汚染防止法」)、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が成立しました。その他の関係法令も含めて条約で求められている以上の措置をとり、世界をリードする水銀対策を進めていくとしています。

(5) 放射性物質による環境汚染の対策について

これまで環境法体系の基本法である「環境基本法」は、その第13条で、「放射性物質による大気

の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）その他の関係法律で定めるところによる。」と規定し、放射性物質による環境汚染は、環境法体系から除外されてきました。

これを受けての個別規制法である「水質汚濁防止法」（第 23 条第 1 項）、「大気汚染防止法」（第 27 条第 1 項）、「土壌汚染対策法」（第 2 条第 1 項）関連法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 2 条第 1 項）、「南極地域の環境の保護に関する法律」（第 24 条第 1 項）、「環境影響評価法」（第 52 条第 12 項）、「循環型社会形成推進基本法」（第 2 条第 1 項）においても、放射性物質による汚染は規制等の対象から除外されていました。

しかし、2011 年（平成 23 年）3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（放射性物質による環境汚染事故）をきっかけにして、2012 年（平成 24 年）に制定された「原子力規制委員会設置法」（平成 24 年法律第 47 号）において、当面緊急対策の必要から、上記の関係法律のうち、「環境基本法」第 13 条における放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定（以下、適用除外規定）を削除する措置が講じられました。

また、当該事故由来の放射性物質による環境汚染への対処を目的とした「特別措置法」において、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任のある国に対して、放射性物質による環境汚染への対処が義務付けられました。そして、地方公共団体は国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たすことが責務として規定されました。

さらに、2013 年（平成 25 年）に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 60 号）によって、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「環境影響評価法」、「南極地域の環境の保護に関する法律」に規定されていた放射性物質適用除外規定が削除されました。その結果、放射性物質による環境汚染は、環境法体系に組み込まれることになりました。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）

3 廃棄物の減量・資源化

(1) 現状

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し循環型社会を構築するため、2000年(平成12年)6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。その中で、廃棄物の処分は、第一に廃棄物等の発生抑制(リデュース)、第二に使用済製品、部品等の適正な再利用(リユース)、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サマルリサイクル)を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先順位を考慮しなければならないとされています。

2018年(平成30年)6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として

地域循環共生圏形成による地域活性化

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

適正処理のさらなる推進と環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

を掲げ、その実現に向けて概ね2025年(令和7年)までに国が講ずべき施策を示しています。

国の取組の概要は以下のとおりです。

【将来像】

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ○電子manifestoを含む情報の活用 ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 				

(出典) 環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

市町村による廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画し、この計画に位置づけられた施設整備に対し交付金を交付する循環型社会形成推進交付金制度が2005年度(平成17年度)に創設されています。この制度の下、市町村がごみの発生抑制施策、地域における分別収集の体制づくりや、廃棄物

から資源やエネルギーの回収を進め、リサイクル施設の整備といった 3R を総合的に推進するための概ね 5 ヶ年間の地域計画を策定します。市町村は、こうした地域計画の中でごみの発生抑制、リサイクル、エネルギー回収、最終処分量の減量化などの 3R 推進のための目標を明確にしています。

我が国の一般廃棄物の年間総排出量は、1989 年（平成元年）以降毎年 5,000 万 t 超が排出されており、2000 年度（平成 12 年度）に 5,483 万 t となりました。2001 年度（平成 13 年度）以降は減少傾向にあり、2020 年度（令和 2 年度）は、4,167 万 t（東京ドーム約 112 杯分）、国民 1 人 1 日当たり 901 g となっています。この一般廃棄物の処理方法には、焼却など減量化を目的とした中間処理と埋立の最終処分があります。中間処理のうち、直接焼却処理された量は 3,187 万 t であり、直接焼却率はごみの総処理量の 79.5% となっています。また直接埋立処理された量は 37 万 t であり、直接埋立率はごみの総処理量の 0.9% となっています。中間処理の残渣量は 803 万 t であり、このうち再生利用された量は 476 万 t、埋立処理された量は 327 万 t となっています。また、再生業者等に直接搬入された量は 192 万 t となっています。

一般廃棄物最終処分場の残余年数は 22.4 年であり、前年度の 21.4 年からわずかに増加しています。残余容量は 99,836 千 m³ であり、昨年度より増加しています。

ごみ収集について、1,741 市区町村のうち収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,412 市区町村（81.1%）、事業系ごみに関しては 1,509 市区町村（86.7%）となっています。

また、粗大ごみを除いた場合に収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては 1,145 市区町村（65.8%）、事業系ごみに関しては 1,501 市区町村（86.2%）となっています。

市町村による資源化と住民団体による集団回収を合わせた総資源化量は 833 万 t で、リサイクル率は 20.0% となっています。

一方、産業廃棄物の排出量は、2019 年度（令和元年度）は約 3 億 8,596 万 t であり、2018 年度（平成 30 年度）と比較して約 700 万 t の増加となっています。その処理状況については、再生利用量は 2 億 0,357 万 t、減量化量は 1 億 7,323 万 t、最終処分量は 916 万 t となっており、前年度と比較して、再生利用量は 456 万 t の増加、減量化量は 253 万 t の増加、最終処分量は 3 万 t の増加となります。

$$[(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})] \times 100$$

（2）循環関連 6 法

2000 年（平成 12 年）6 月の第 147 回国会で、いわゆる循環関連 6 法が成立しました。

それは、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」（「産業廃棄物処理特定施設整備法」を合わせた改正）、「資源有効利用促進法」（「再生資源利用促進法」の改正）、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」の 6 法です。

このうち、「循環型社会形成推進基本法」は、様々な側面を持つ環境問題の中でも最も緊急性の高い廃棄物・リサイクル対策にしぼって基本原則や政策の方向を定めたもので、「環境基本法」の一部を取り出して強化した基本法と言えます。この基本法にしたがって、企業や消費者の行動を具体的に規定する個別法が整備されています。

個別法のうち、「廃棄物処理法」と「資源有効利用促進法」は、社会全体の枠組を確立するための一般法として位置付けられており、「廃棄物処理法」は廃棄物の適正処理の確保、「資源有効利用促進法」は再生利用の推進に向けた枠組をつくるものです。

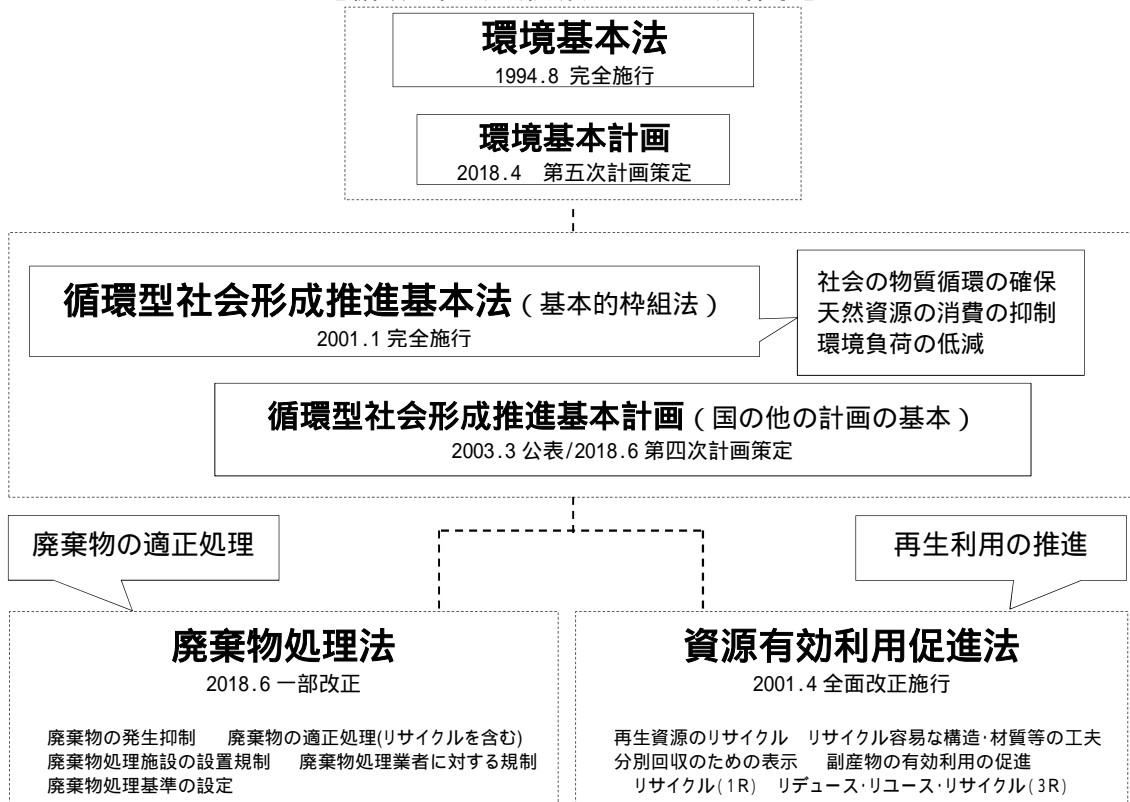
それ以外のリサイクル法は、「廃棄物処理法」などの枠組の中で、それぞれの特性に合わせてリサイクルを推進する特別法にあたり、すでに制定されている容器包装と家電製品に加えて、建設廃棄物、食品廃棄物、使用済み自動車のリサイクル法が制定されたものです。

「グリーン購入法」は、他の法律と性格が異なり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

これらの法律の大きな意義は、「循環型社会形成推進基本法」から個別のリサイクル法までが一体的に整備されたことと、拡大生産者責任（EPR）と排出者責任が明記されたことです。

これらの法律にはまだいくつかの課題も残されていると言えますが、循環型社会の実現に向けて一歩前進したものとと言えます。

【循環型社会を形成するための法体系】



<素材に注目した包括的な法制度> プラスチック資源循環法 R3.6 公布

個別物品の特性に応じた規制

容器包装	家電	食品	建設	自動車	小型家電
リサイクル法 ビン、ペットボトル 紙製・プラスチック製 容器包装等 2000.4 完全施行 2006.6 一部改正	リサイクル法 エアコン、冷蔵庫・ 冷凍庫、テレビ、 洗濯機・衣類乾燥機 2001.4 完全施行	リサイクル法 食品残渣 2001.5 完全施行 2007.6 一部改正	リサイクル法 木材、コンクリート、 アスファルト 2002.5 完全施行	リサイクル法 自動車 2005.1 本格施行	リサイクル法 小型電子機器等 2013.4 本格施行

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進）2001.4 完全施行

(3)「容器包装リサイクル法」

1997年(平成9年)4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(「容器包装リサイクル法」)が施行されました。この法律には、一般廃棄物のうち、容積で約6割、重量で2~3割を占めている容器包装廃棄物のリサイクルの促進を図るため、下記のとおり消費者・市町村・事業者の役割分担などが規定されています。

消費者の役割「分別排出」

消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。そうすることで、リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物が得られます。

また、市町村の定める容器包装廃棄物の分別収集基準にしたがって徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

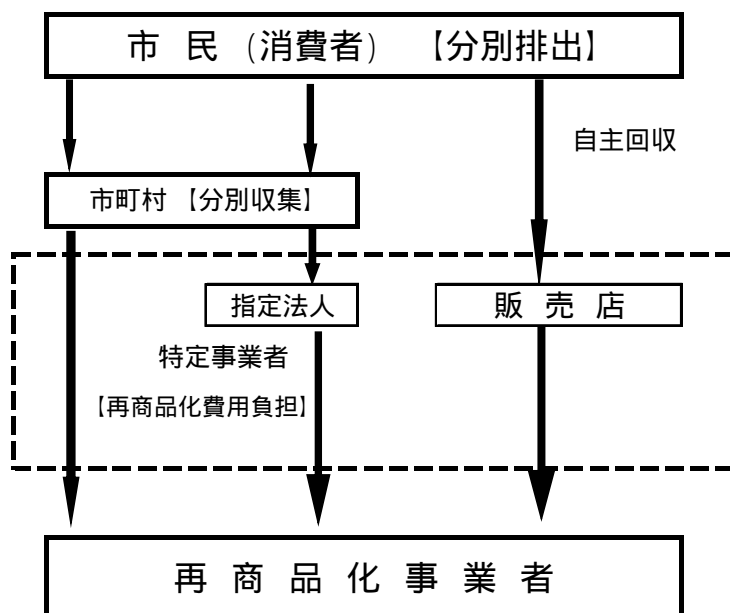
市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者を引き渡します。また、容器包装廃棄物の分別収集に関する5ヵ年計画に基づき、地域における容器包装廃棄物の分別収集・分別排出を徹底し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制の促進を担う役割を担います。

事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業において用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化、量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

【容器包装リサイクル法の役割分担と循環システムフロー】



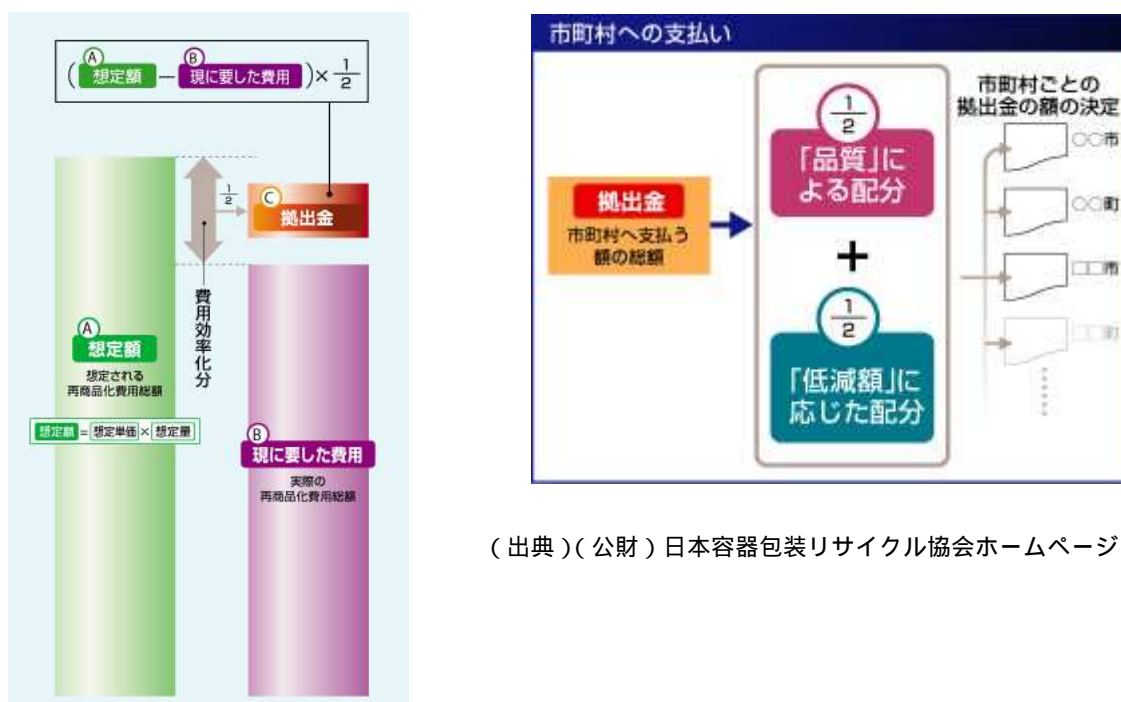
容器の製造事業者、容器包装を用いて中身商品を販売する事業者

今まで廃棄物として処理されていた容器包装をリサイクルすることや、事業者に一定の義務付けを行っている点については意義がありますが、収集コストを市町村が負担しており、市町村の財政負担増、また、事業者の負担が軽く、容器包装の減量に結びつかないのではないか、などの課題を残しています。

2006年度（平成18年度）には、「容器包装リサイクル法」の見直し改正があり、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出抑制の促進等に取り組むことや年間50t以上用いる多量利用事業者には毎年取組状況等について国に報告を義務付けること等が盛り込まれ、2007年（平成19年）4月から施行されています。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令」が2007年（平成19年）9月に公布され、市町村と事業者の役割について、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されました（2008年（平成20年）4月施行）。この仕組みの概要は下図のとおりです（本市の実績については、100-101ページ参照）。

【市町村への資金拠出制度の概要】



(出典)(公財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ

「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合、その低減額の2分の1を市町村に拠出。

プラスチック製レジ袋の有料化

2019年（令和元年）12月、「プラスチック資源循環戦略」において重点戦略の1つとされるリデュース等の徹底の一環として、容器包装リサイクル法の関係規則が改正され、事業者による排出抑制促進の枠組を生かしつつ、消費者のライフスタイル変革を促すため、プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が規定されました。これに従い2020年（令和2年）7月1日から、海洋生分解性プラスチックやバイオマス素材の配合率が一定以上等のものを除くプラスチック製買物袋が有料化されています。

(4)「家電リサイクル法」

家電製品は、私達の生活における必需品としてますます需要が増え、また、年々大型化・高度化・多様化が進んでいます。

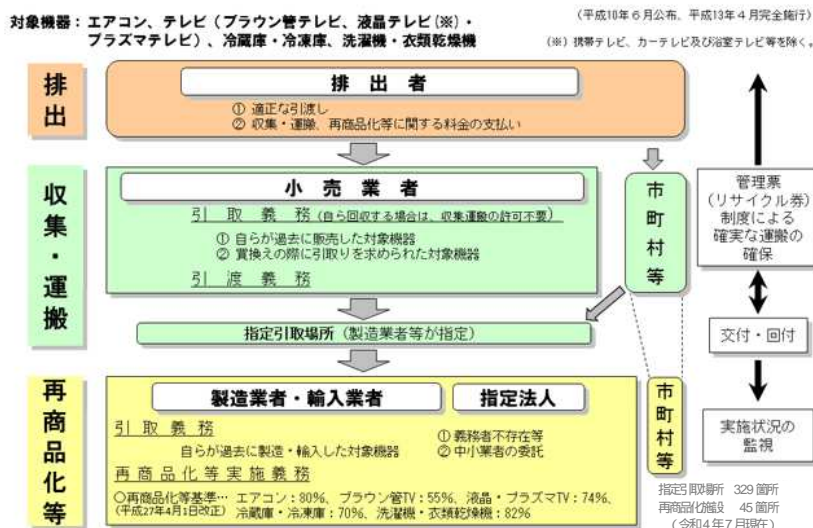
これらの家電製品が廃棄される場合、その多くは破砕処理の後に鉄などの回収のみにとどまったリサイクルしか行われておらず、埋立処理されています。前述のとおり、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量は逼迫^{ひっばく}しており、これら廃棄物の減量・資源化が急務となっています。

このような状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、市町村における廃棄物処理技術・設備では高度な再商品化が困難なものなど、一定の要件を満たすものを特定家庭用機器として指定し、これらの機器が廃棄された際は、小売業者による収集・運搬、製造業者等による再商品化を義務付けることなどを内容とした「特定家庭用機器再商品化法」（「家電リサイクル法」）が、1998年（平成10年）6月公布されました。そして、同年12月には施行令が公布され、特定家庭用機器としてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが指定され、2001年（平成13年）4月から施行されました。

この法律は、家電のリサイクル法としては、世界初の法律であり、その意義は大きいと言えますが、リサイクル費用負担の問題、不法投棄対策などが課題となりました。そこで、環境省と経済産業省は、「家電リサイクル法」附則にある「政府は、施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定に基づき、家電リサイクル制度の評価や中央環境審議会の報告書を受けて、同法の施行令の一部を改正し、2009年（平成21年）4月1日からリサイクルの対象となる家電製品（特定家庭用機器）に、液晶テレビ（小型液晶テレビを含むが携帯式のもの除く）とプラズマテレビ、衣類乾燥機（洗濯機と同じ区分に入れる）を追加しました。2021年度（令和3年度）に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は約1,526万台で、2020年度（令和2年度）比約4.7%減でした。内訳は、エアコンが約354万台（構成比約23%）、ブラウン管式テレビが約79万台（同約5%）、液晶・プラズマテレビが約311万台（同約20%）、冷蔵庫・冷凍庫が約354万台（同約23%）、洗濯機・衣類乾燥機が約428万台（同約28%）となっています。

また、再商品化等の状況については、エアコンで92%（法定基準80%）、ブラウン管式テレビで72%（同55%）、液晶・プラズマテレビで85%（同74%）、冷蔵庫・冷凍庫で80%（同70%）、洗濯機・衣類乾燥機で92%（同82%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。

【家電リサイクル法の仕組み】



（出典）環境省ウェブサイト（一部加工）

(5)「小型家電リサイクル法」

壊れたり古くなったりして使わなくなった、携帯電話やデジタルカメラ、CD や MD プレーヤーなどの音楽機器、ゲーム機などの小型家電には、「ベースメタル」と言われる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」と言われる希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。そのため、使用済み小型家電は、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」と言われています。

しかし、こうした都市鉱山は、現在有効に活用されていないのが実情です。捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分されています。また、約 2 割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押入れなどで眠っているものもあります。

こうした都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するため、「小型家電リサイクル法」が 2012 年（平成 24 年）8 月に定められ、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行されました。

使用済みになった家電のリサイクルは、これまで、テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機といった家電 4 品目については「家電リサイクル法」に基づいて進められてきました。これらに続き、新たに始まった「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、これまでの法律で対象となっていなかったほぼ全ての家電を対象として、リサイクルを進めていくための法律です。

「家電リサイクル法」では、対象品目を製造したメーカーにリサイクルを義務付けており、消費者が使用済みになった対象品目を引き渡す方法は、全国どこでも同じです。一方、「小型家電リサイクル法」では、市町村が使用済み小型家電の回収を行うことになっており、具体的にどの品目について回収を実施するか、また、どのように使用済みの小型家電を回収するかは、それぞれの市町村が決定することになっています（本市の対応については、98 ページ参照）。

(6)「食品ロス削減推進法」

SDGs では、2030 年（令和 12 年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄量を半減させるターゲットが設定されています。また、我が国では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、2020 年度（令和 2 年度）の推計で 522 万 t 発生しています。このうち、約半分の 275 万 t は食品関連事業者、残る 247 万 t は家庭からのものであり、食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

2019 年（令和元年）5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が成立し、同年 10 月に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています（本市の対応については、93 ページ参照）。

(7)「プラスチック資源循環促進法」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」（2019 年（令和元年）5 月）が策定されました。

また、本戦略を具体化するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資

源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律案」が2021年（令和3年）3月に閣議決定され、同年6月に公布、2022年（令和4年）4月に施行されました。

4 生物多様性の保全

「生物多様性」とは“種の多様性”“遺伝子の多様性”“生態系の多様性”を指し、動植物や微生物といった様々な生きものが、個体レベル・遺伝子レベルでつながり合い支え合うことで、生態系の豊かさやバランスが保たれていることを言います。

私たちの生活は、生物多様性がもたらす恵みによって成り立っています。たとえば、生物多様性の恵みとして食べ物、木材、衣服や医薬品などがあげられます。さらに、私たちが生きるために必要な酸素は植物などによって作られ、汚れた水も微生物などによって浄化されています。生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。

(1) 国際的な動向

1992年(平成4年)ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)では、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、国際的な取組が開始されました。

2001年(平成13年)から2005年(平成17年)にかけては、95カ国が集まり、国連の呼びかけで調査を行いました。その「ミレニアム生態系評価」では、世界の陸地面積の4分の1を耕地が占めること、漁獲対象種の4分の1が資源崩壊の危機にあること等、生態系が人為的に改変されていることが数値として示されました。また、食料や木材、気候の安定化といった自然が人類に供給している機能・サービスのうち、約3分の2について質が低下していると指摘されました。

生物多様性条約事務局は、地球上の生物多様性の現状の評価と将来予測を行う『地球規模生物多様性概況第3版』(GBO3)を2010年(平成22年)5月に公表しました。

GBO3では、世界の生物多様性の現状評価を行った結果、2002年(平成14年)に開催された生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)で世界が合意した「生物多様性の損失速度を2010年(平成22年)までに顕著に減少させる」という、いわゆる2010年(平成22年)目標は達成されなかったと結論づけられました。2010年(平成22年)目標が設定されたことで、国際社会は生物多様性の保全のための様々な行動に取り組み始めましたが、これらの取組は十分ではなかったとされています。

2010年(平成22年)10月には、名古屋市でCOP10が開催されました。COP10では、ポスト2010年目標として「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」¹が採択されました。愛知目標は意欲的な目標を求めるEUと、実現可能性を重んじる途上国との間で調整が行われ、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす(外務省結果概要から)」という趣旨の文言となりました。また、中長

1 愛知目標

「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」では、2050年(令和32年)までの長期目標(Vision:「自然と共生する世界」の実現)が掲げられる一方、2020年(令和2年)までの短期目標(Mission:「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動」の実施)も定められています。短期目標では、5つの戦略目標がたてられ、その下に2015年(平成27年)又は2020年(令和2年)までの20の個別目標が設けられました。愛知目標とは、狭義の意味でこの20の個別目標を指す言葉ですが、慣例的に「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」全体を指す言葉としても使われています。

期目標（「自然との共生」）については、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。（外務省結果概要から）」ことが合意されました。

また、2012年（平成24年）にはインドのハイデラバードにてCOP11が開催され、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを2015年（平成27年）までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意され、発展途上国における生物多様性の取組支援についての取り決めが行われました。

様々な将来シナリオの分析では、ほとんどのシナリオで、今後も種の絶滅や生息地の破壊が長期にわたって継続すると予測されました。熱帯林は今後も食料、牧草、バイオ燃料生産のために伐採され、淡水域の生物多様性は、気候変動、外来種、汚染、ダム建設によってさらに悪化し、海洋資源の乱獲が、漁業を破綻させると予測しています。また、気候変動によって、寒帯林や温帯林は南限域で大規模に立ち枯れ、熱帯地域の海の多様性が減少することが予測され、林業、漁業、レクリエーションなど生物多様性の多様な恵みに影響するとしています。

一方で、GBO3では、悲観的な評価や将来予測だけでなく、将来に向けた取組のヒントも示されています。

世界各国の現状分析を通じて得られた様々な知見に基づき、生物多様性の危機に対して私たちがとり得る手段が、これまで考えられていたよりも幅広く、かつ効果的であることが指摘されています。例えば、現在残された森林等の生態系を維持し、拡大したり、放棄された耕作地の自然を元の自然に再生したり、河川流域やその他の湿地生態系を回復することで気候変動を緩和したり、水供給、治水、汚染物質の除去などを進めることもできると分析されています。

直ちに生物多様性の損失を食い止めることは難しいとしても、対策の優先度を考慮し、適切な目標を設定し取り組めば、最悪の変化を回避できるかもしれないとされています。

このまま成り行きに任せているに近い将来に失われてしまう生物多様性の価値の多様さ、重大さが、社会の仕組みの中で適切に認められ、ことが起こってしまったからの対応ではなく、例えば、重要な生態系を保全することを通じて生物多様性の劣化を未然に回避することなどの重要性が理解される必要があることが強調されています。

そして、人類の将来を決定づける今後の10年、20年に向けて、様々な主体の参加と合意によって、将来の社会のあり方についての意思決定がなされ、貧困対策、保健、安全保障、気候変動など、世界の重要課題への対応と生物多様性の問題が正しく関連付けられ、これらの取組の本流に生物多様性を位置づけることが必要だとされています。

その後、2020年（令和2年）9月に、生物多様性条約事務局により公表された『地球規模生物多様性概況第5版』（GBO5）²では、世界全体で20の目標の内、6つの目標「目標9（侵略的外来種の制御・根源）11（陸域の保護地域面積）16（名古屋議定書）17（生物多様性国家戦略の改定）19（関連知識・科学技術の向上）20（資金を顕著に増加）」は部分的に達成したが、完全に達成された目標はないという結果でした。達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していな

2 『地球規模生物多様性概況第5版』（GBO5）

これまでのGBO、各国から提出された国別報告書、既存の生物多様性に関する研究成果やデータを分析し、「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」の達成状況について分析した報告書で、ポスト2020目標の検討プロセスに対して科学的な情報を提供する基礎資料となるものです。

かったことが指摘されました。

2050年ビジョン「自然との共生」の達成は、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革及び持続可能な財とサービスの取引といった様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要とされています。

(2) 我が国の動向

我が国は、昭和30年代から昭和40年代にかけて高度経済成長を成し遂げました。この間、国土のインフラ整備が進み、平野部では宅地等の都市的な土地利用が拡大し、食料自給率は79%（1960年度（昭和35年度））から60%（1970年度（昭和45年度））に低下しました。また、このような変化とあわせて、都市を中心に公害の発生が社会的な問題となりました。その後、開発等による土地利用の変化等は緩やかになりましたが、この50年で日本の生態系には様々な影響が生じました。

2010年（平成22年）5月に公表された生物多様性総合評価の結果、1950年代後半から現在までの日本の生物多様性の変化は以下のとおり評価されています。

人間活動に伴う我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている。

特に、陸水、沿岸・海洋、^{とうしょ}島嶼生態系における損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある。（^{とうしょ}島嶼とは、島が並んでいる集まり）

損失の要因としては、「第1の危機（人間活動や開発による危機）」による影響が最も大きい。現在、新たな損失が生じる速度はやや緩和されている。「第2の危機（人間活動の縮小による危機）」は、現在もなお増大している。「第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」のうち、特に外来種による影響が顕著である。「第4の危機（地球温暖化の危機）」は、特に一部の脆弱な生態系で影響が懸念されている。これらの危機に対して様々な対策が進められ、一定の効果を上げてきたと考えられるが、間接的な要因として作用している我が国の社会経済の大きな変化の前には、必ずしも十分といえる効果を発揮できていない。

陸水、^{とうしょ}島嶼、沿岸生態系における生物多様性の損失の一部は、今後、不可逆的な変化を起こすなど、重大な損失に発展する恐れがある。

我が国も1993年（平成5年）に生物多様性条約を締結した後、「生物多様性国家戦略」を策定し国レベルでの様々な具体的取組を進めてきました。

2008年（平成20年）には「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体の責務や地域レベルでの生物多様性戦略の策定の必要性が明示されました。また、2010年（平成22年）は、「国際生物多様性年」であるとともに、10月にはCOP10が名古屋市で開催され、遺伝資源の利用から生まれた利益を提供国にも公平に配分するための国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されました。さらにCOP10で合意された「民間参画の推進」や「自治体の取組の強化」に対して、各地域において生物多様性保全活動が促進されることを目的に、「生物多様性地域連携促進法」が同年12月に制定されました。地域における多様な主体の有機的な連携による生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要であるため、本法は環境省や農林水産省、国土交通省等、幅広い分野が関与した法律として策定されています。

また、COP10 や生物多様性に対する関心の高まり、「生物多様性地域連携促進法」、そして東日本大震災による復興の課題を踏まえ、農林水産省では「農林水産省生物多様性戦略」の見直しを行っています。見直しは以下のポイントで行われています。

- ・生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進
- ・「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10 の決議を踏まえた施策を推進
- ・生物多様性における農林水産業の役割の経済的な評価のための検討に着手
- ・甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

2012 年(平成 24 年)の COP11 において合意された、生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローの資源動員に関する目標に対し、我が国も先進国として生物多様性日本基金及び名古屋議定書実施基金を設立し、途上国における生物多様性に関する取組に対して一層の支援を行っています。

なお、「生物多様性基本法」では、地方公共団体の責務(第 5 条)として、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。地方公共団体においては、同法に沿って次のような施策展開が求められています(本市の対応については、139-145 ページ参照)。

- ・地域の生物多様性保全
- ・野生生物の種の多様性保全等
- ・外来生物等による被害の防止
- ・国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ・生物資源の適正な利用の推進
- ・生物の多様性に配慮した事業活動の促進
- ・地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ・多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等
- ・調査等の推進

新たな世界目標「ポスト 2020 生物多様性枠組」の採択に向け、国際的な議論が行われており、2020 年(令和 2 年)から我が国も次期「生物多様性国家戦略」の策定に向けた検討を開始しています。

2021 年(令和 3 年)11 月には、「2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」が設立され、2030 年(令和 12 年)までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」をはじめとする「ポスト 2020 生物多様性枠組」などの国際目標や関連する国内戦略等の達成に向け、企業や国民の具体的な行動変容を促す取組強化、様々なステークホルダー間の連携を促すための枠組み構築等の取組が行われています。

5 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が一定規模以上の開発事業を行う際に、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民や地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作っていく仕組みです。

（１）「環境影響評価法」に基づく環境影響評価制度

環境アセスメントは1969年（昭和44年）にアメリカで初めて制度化され、その後世界各国で導入が進められてきました。

日本の環境アセスメント制度は、1972年（昭和47年）に「各種公共事業にかかる環境保全対策について」が閣議了解されたことに始まります。その後、港湾や埋立て計画、発電所建設、新幹線敷設の事業についても、それぞれ導入が進められていきました。1981年（昭和56年）には、統一的な制度の確立を目指して「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983年（昭和58年）の衆議院解散に伴って廃案となりました。

廃案後、政府内の申合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました。また、各地方公共団体でも環境アセスメント条例や要綱の制定が進められ、環境アセスメントは社会の中に定着していきました。

その後、1993年（平成5年）制定の「環境基本法」に環境アセスメントの推進が位置づけられたことで、制度の見直しが図られました。新しい環境政策の枠組に対応しつつ、諸外国の制度の長所も取り入れて、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました（1999年（平成11年）完全施行）。

「環境影響評価法」の完全施行から10年が経過する頃には、環境政策の課題が多様化、複雑化する中で、生物多様性の保全など環境アセスメントが果たすべき役割にも変化が生じるようになりました。こうした状況を受けて、2011年（平成23年）に「環境影響評価法」の改正が行われ、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等公表等の手続等が新設されました。

現在、「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、以下の13種類が該当します。

1. 道路（高速自動車国道／首都高速道路等／一般国道／林道）
2. 河川（ダム・堰／放水路・湖沼開発）
3. 鉄道（新幹線鉄道／鉄道・軌道）
4. 飛行場
5. 発電所（水力／火力／地熱／原子力／風力）
6. 廃棄物最終処分場
7. 埋立て・干拓
8. 土地地区画整理事業
9. 新住宅市街地開発事業
10. 工業団地造成事業
11. 新都市基盤整備事業
12. 流通業務団地造成事業
13. 宅地の造成の事業

また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

(2)「神奈川県環境影響評価条例」

全ての都道府県と多くの政令指定都市では、環境アセスメントに関する条例や要綱を制定しています。

地方公共団体が実施する環境アセスメント制度は、地域の環境保全のために重要な役割を果たしています。国が定めた「環境影響評価法」と比べて、法対象以外の事業種や小規模事業に対象の範囲を広げています。公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴のある内容となっています。

神奈川県では1980年(昭和55年)10月に「神奈川県環境影響評価条例」を定め、翌年7月より実施してきました。現在、条例の対象となる事業は以下28種類に及びます。

1. 道路の建設(高速自動車国道/自動車専用道路/農業用道路・林道/その他の道路)
2. 鉄道、軌道の建設
3. 鋼索鉄道、索道の建設
4. 操車場、検車場の建設
5. 飛行場の建設
6. 工場、事業場の建設
7. 電気工作物の建設(発電電気工作物<水力/火力/地熱/原子力/風力>/変電所/送電線)
8. 研究所の建設
9. 高層建築物の建設
10. 廃棄物処理施設の建設
11. 下水道終末処理場の建設
12. 都市公園の建設
13. 工業団地の造成
14. 研究所団地の造成
15. 流通団地の造成
16. ダムの建設
17. 取水堰の建設
18. 放水路の建設
19. 土石の採取
20. 発生土処分場の建設
21. 墓地、墓園の造成
22. 住宅団地の造成
23. 学校用地の造成
24. レクリエーション施設用地の造成
25. 浄水施設及び配水施設用地の造成
26. 土地区画整理事業
27. 公有水面の埋立て
28. 宅地の造成

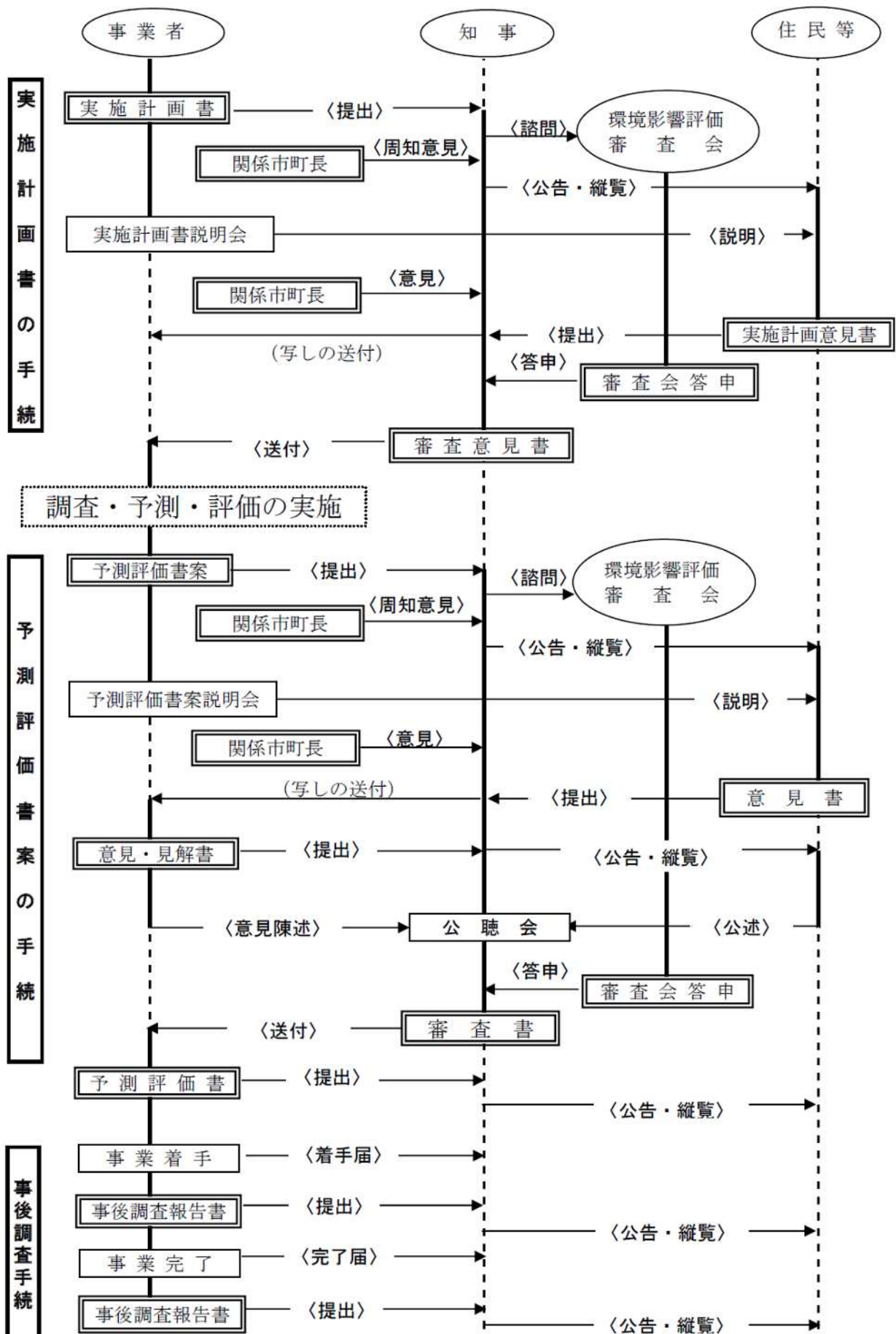
また事業者が調査・予測・評価を行う項目として、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全、地球の温暖化の防止、その他の環境保全上の見地から、以下20の評価項目を定めています(「神奈川県環境影響評価条例施行規則」第3条)。

1. 大気汚染
2. 水質汚濁
3. 土壌汚染
4. 騒音・低周波音
5. 振動
6. 地盤沈下
7. 悪臭
8. 廃棄物・発生土
9. 電波障害
10. 日照障害
11. 気象
12. 水象
13. 地象
14. 植物・動物・生態系
15. 文化財
16. 景観
17. レクリエーション資源
18. 温室効果ガス
19. 地域分断
20. 安全

事業者はこうした評価項目に基づいて調査・予測・評価を行い、県知事は対象事業が影響を及ぼす範囲にある市町村に対して、事業者の評価の実施方法、評価内容などへの意見を求めます(「神奈川県環境影響評価条例」に基づく主な手続きについては翌ページを参照)。

神奈川県で環境アセスメントの手続を行った事業のうち、近年本市に関連したものはありません。

【神奈川県環境影響評価条例に基づく主な手続きフロー】



(出典) <http://www.pref.kanagawa.jp/documents/20330/705540.pdf>

6 地球温暖化対策

(1) 国際的な動向

「気候変動枠組条約」と締約国会議（COP）

国連は1974年（昭和49年）地球の気候変化が目立つようになってきたことから、世界気象機関（WMO）に対して地球気候変動の研究推進を要請しました。そこで世界気象機関が中心となって、地球の気候変動問題に焦点を絞った初めての大規模国際会議が開かれることになり、1979年（昭和54年）にスイスのジュネーブで第1回世界気候会議が開催されました。その後、世界気候会議は1990年（平成2年）に第2回、2009年（平成21年）に第3回と開かれています。

1990年（平成2年）の第2回世界気候会議では、各国が協力して地球温暖化防止に取り組むことへの合意宣言が出されました。これを受けて国連は、気候変動枠組条約を作ることを決議します。1992年（平成4年）5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組条約」）が採択され、1994年（平成6年）3月に発効されました。日本は1993年（平成5年）5月に条約を批准しました。「気候変動枠組条約」の締約国は、1995年（平成7年）から毎年、締約国会議（COP）を開催しています。

地球温暖化防止のための国際的な枠組として誕生した「気候変動枠組条約」では、究極的な目的として「自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で温室効果ガスの大気中濃度を安定させること」を掲げています。そのような水準とは、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、持続可能な経済発展を保ちながら達成されるべきものを指しています。

京都議定書

1997年（平成9年）12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が京都で開かれ、温室効果ガスの排出量について、法的拘束力をもつ先進国の削減約束を盛り込んだ「京都議定書」が全会一致で採択され、2005年（平成17年）2月16日に発効されました。なお、当時最大の温室効果ガス排出国であったアメリカは参加しませんでした。

京都議定書では、第一約束期間の2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの間に、先進国全体の温室効果ガス6種（二酸化炭素、メタンガス、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）の排出量5%（1990年（平成2年）比）を削減するという目標が掲げられました。その上で各国別に、日本6%、EU加盟国全体で8%といった削減割合が課されました。中国やインドなどの途上国に対しては数値目標による削減義務は課されませんが、先進国に対して法的拘束力のある具体的な数値約束が初めて取り決められたという点で、京都議定書は大変画期的であったと言えます。

京都議定書発効後の国際交渉

2010年（平成22年）にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、京都議定書第一約束期間が終了した後（2013年（平成25年）以降）の国際枠組の基盤となる「カンクン合意」が採択されました。カンクン合意では、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組の中に位置づけられました。しかしながら、カンクン合意は、法的な合意ではないCOP決定にとどまること、先進国・途上国の対応の差異が明確であること、2020年（令和2年）までの枠組であることから、それに続く法的な国際枠組が必要とされました。

2011年(平成23年)に南アフリカのダーバンで開かれたCOP17では、将来の温室効果ガス排出削減の枠組について、遅くとも2015年(平成27年)までに法的拘束力をもつ削減約束などの合意を取りまとめ、2020年(令和2年)に議定書を発効させて実施に移すという道筋が決定されました。

2013年(平成25年)にポーランドのワルシャワで開催されたCOP19では、条約を締約する全ての国が参加する仕組みをCOP21で実現させるため、全ての国に対し、「自国が決定する貢献案」(intended nationally determined contributions、以下、INDC)のための国内準備を開始しCOP21に十分先立ちINDCを示すことが要請されました。2014年(平成26年)にペルーのリマで開催されたCOP20では、COP21に先立ち、INDCを提出する際に示す情報(事前情報)等を定めた「気候行動のためのリマ声明」が採択されました。

パリ協定をめぐる国際交渉

2015年(平成27年)のフランスのパリで開催されたCOP21では、2020年(令和2年)以降の地球温暖化防止の新たな枠組となる「パリ協定」が採択されました。そして、採択から1年にも満たない2016年(平成28年)11月4日に発効されました。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2より十分下方に抑えるとともに、1.5に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。また、先進国と途上国という二分論を超え、全ての国に5年ごとの削減目標・行動の提出と更新が義務付けられるなど、気候変動対策の国際枠組として新たなステージを切り開くものとなりました。

京都議定書では一部先進国の参加にとどまっていたが、パリ協定では全ての国に適用される長期目標が明記され、その長期目標の達成に向けて世界が協力して包括的に気候変動対策を推進する方向性が規定されました。また、5年ごとに提出・更新する削減目標は、従前の目標より前進させることも規定されました。これらは今までにない特徴であり、今後数十年にわたる社会経済活動の方向性を根本的に変える性質を有しており、パリ協定は世界の気候変動対策の転換点・脱炭素社会の構築に向けた新たな出発点と言えます。

2016年(平成28年)にモロッコのマラケシュで開催されたCOP22では、引き続き全ての国が関与する形でパリ協定の実施指針などの交渉を行うことが確認され、採択の期限が2018年(平成30年)に決まりました。このように、地球温暖化防止に向けた機運が高まる中、2017年(平成29年)6月に、アメリカがパリ協定を脱退する方針を表明しました。世界第2位の温室効果ガス排出国であるアメリカのこの方針は、気候変動に対する国際的な取組を後退させかねないものであり、パリ協定の形骸化が危惧されました。それに対し、同年7月にドイツのハンブルグで開かれた20カ国・地域(G20)首脳会議においてアメリカを除く各国が「パリ協定は撤回できない」と宣言するなど、パリ協定の履行のため各国は連帯し、地球温暖化対策に取り組んでいく姿勢を示しました。

2017年(平成29年)にドイツのボンで開催されたCOP23では、2018年(平成30年)1月から開始されるタラノア対話(世界全体の排出削減の状況を把握し意欲(ambition)を向上させるための対話)の基本設計が提示されました。2018年(平成30年)にポーランドのカトヴィツェで開催されたCOP24では、2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、全ての国に共通に適用される「パリ協定実施指針」が採択されました。2019年(令和元年)にスペインのマドリードで開催されたCOP25では、市場メカニズムの実施方針の交渉が1つの焦点となりましたが、全ての論点について完全に合意するには至りませんでした。2020年(令和2年)にイギリスのグラスゴーで開催される予定であったCOP26は、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年(令和3年)に延期となりました。

2021年(令和3年)2月にアメリカがパリ協定に復帰しました。同年8月にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、1.5 目標に向かって努力すること、今後10年間における緩和・適応等に関連する行動強化の緊急性、適応策を地方・国・地域の計画にさらに統合すること、排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の遡減と非効率な化石燃料補助金の段階的廃止に向けた努力の加速などに言及した「グラスゴー気候合意」が採択されました。また、パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、「パリ協定実施指針」が完成しました。

地球温暖化の現況と今後の見通し

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、温室効果ガスによる気候変動の見通し、自然や社会経済への影響、気候変動に対する対策などに関する最新の研究成果に対して評価を行っている政府間機構です。1988年(昭和63年)にWMOと国連環境計画(UNEP)のもとで設置されました。IPCCは、世界に向けて正確でバランスのとれた情報を発信して、「気候変動枠組条約」の活動を支援してきました。その報告書は、世界各国の政策に対して強い影響を与えています。

IPCCでは、1990年(平成2年)に「第1次評価報告書」を公表して以来、5~7年おきに評価報告書を作成してきました。2021年(令和3年)8月に公表された「第6次評価報告書第1作業部会報告書」に従えば、地球温暖化の現況と今後の見通しは、次の表のようにまとめられます。

地球温暖化の現況と今後の見通し

<p>1. 気候の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。 気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものである。 人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。
<p>2. 将来ありうる気候</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間にCO₂及びその他のGHGの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5及び2を超える。 気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大する。 過去及び将来の温室効果ガスの排出に起因する多くの変化、特に海洋、氷床及び世界海面水位における変化は、百年から千年の時間スケールで不可逆的である。
<p>3. リスク評価と地域適応のための気候情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然起源の駆動要因と内部変動は、特に地域規模で短期的には人為的な変化を変調するが、百年単位の地球温暖化にはほとんど影響しない。 1.5の地球温暖化と比べて2の場合には、いくつかの気候的な影響駆動要因(CIDs)の変化が更に広範囲に及ぶが、この変化は、温暖化の程度が大きくなると、益々広範囲に及び又は顕著に、あるいは益々広範囲に及びとともに顕著になるだろう。
<p>4. 将来の気候変動の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然科学的見地から、人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他のGHGも大幅に削減する必要がある。 GHG排出が非常に少ない又は少ないシナリオ(SSP1-1.9及びSSP1-2.6)は、GHG排出が多い又は非常に多いシナリオ(SSP3-7.0又はSSP5-8.5)と比べて、温室効果ガスとエアロゾルの濃度及び大気質に、数年以内に識別可能な効果をもたらす。

「IPCC AR6/WG1 SPM 暫定訳(文部科学省及び気象庁)」を基に作成

「気候変動枠組条約」からの招請により、2018年(平成30年)10月に「1.5 特別報告書」¹が公表されました。この報告書では、現在と1.5 上昇との間、及び1.5 と2 上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあること、気温上昇を約1.5 に抑えるためには、2030年(令和12年)ま

で 2010 年（平成 22 年）比で世界全体の CO₂ 排出量を約 45%削減することが必要であることなどが示されています。また、気候変動に関する海洋等に対する国際的な関心が高まっていることなどを踏まえ、2019 年（令和元年）9 月には、IPCC として初めて海洋や雪氷圏を主要なテーマとして取り上げた「海洋・雪氷圏特別報告書」²が公表されました。

海外の都市を中心に、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う取組が広がっています。また、若者を中心に気候変動対策を求める学校ストライキ、Fridays For Future（未来のための金曜日）と呼ばれる取組も全世界に広がっています。地球温暖化が一因とされる近年の気象災害の激甚化など、気候変動問題はもはや単なる「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われています。

- 1 「1.5 の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5 の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」
- 2 「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関する IPCC 特別報告書」

（2）日本の動向

国際的な動向を踏まえた地球温暖化対策

日本で地球温暖化対策が推進されるようになった 1 つの契機は、1990 年（平成 2 年）に地球環境保全に関する閣僚会議で採択された「地球温暖化防止行動計画」でした。この計画では、2000 年（平成 12 年）までに、一人当たりの二酸化炭素排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルで安定化させるという目標が立てられました。

その後、1997 年（平成 9 年）の京都議定書の採択を受けて、1998 年（平成 10 年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）が制定されました。「温対法」では、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体の温暖化対策実行計画の策定などが規定され、地球温暖化対策推進本部（以下、本部）が内閣に設置されました。2008 年（平成 20 年）6 月の改定により、都道府県、政令市、中核市、特例市は「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務付けられました。これを受けて本市では、2011 年（平成 23 年）3 月に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。本計画は概ね 3 年ごとに見直しが行われ、2017 年（平成 29 年）3 月に第 2 次改定を行いました。

2008 年（平成 20 年）7 月には「低炭素社会づくり行動計画」が策定され、2050 年（令和 32 年）までに温室効果ガス排出量を現状から 60～80%削減するという長期目標が掲げられました。続いて 2009 年（平成 21 年）9 月の国連気候変動首脳会合（気候サミット）で、「温室効果ガス排出量を 2020 年（令和 2 年）までに 1990 年（平成 2 年）比で 25%削減する」という中期目標が表明されました。

その後、2011 年（平成 23 年）3 月の東日本大震災の影響を受けて、日本のエネルギーをめぐる状況は一転しました。この状況に対応するため、2013 年（平成 25 年）3 月、本部は「当面の地球温暖化対策に関する方針」を発表し、同年の COP19 において、日本は 2020 年（令和 2 年）までの削減目標を新たに 2005 年（平成 17 年）比 - 3.8%とすることを表明しました。2015 年（平成 27 年）7 月、本部は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、日本は 2030 年度（令和 12 年度）の中期削減目標として、温室効果ガス排出量を 2013 年度（平成 25 年度）比で - 26.0%（2005 年度（平成 17 年度）比で - 25.4%）の水準にすることを掲げました。

また、本部は同年 12 月に「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、日本の約束草案とパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」や「政府実行計画」の策定、地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の強化などを進めていくことになり

ました。2016年(平成28年)5月には「温対法」が改正され、COOL CHOICEの一層の強化・実施が進められています。本市もCOOL CHOICEに賛同し、その取組として夏期のCOOL BIZ(クールビズ)や冬期のWARM BIZ(ウォームビズ)などを推進しています。さらにCOOL CHOICEを推進していくため、2018年(平成30年)5月にCOOL CHOICEの推進宣言をしました(本市の2021年度(令和3年度)の取組については、182ページ参照)。

2016年(平成28年)5月には「地球温暖化対策計画」が策定され、上記の中期削減目標に加え、長期的目標として、2050年(令和32年)までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが掲げられました。さらに、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、政府は、2019年(令和元年)6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。長期的なビジョンに「脱炭素社会」が据えられ、その早期の実現が目指されています。そして、2020年(令和2年)3月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」が本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。

一方、政府は地球温暖化による社会や経済への様々な悪影響を最小限に抑えるため、2015年(平成27年)11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。また、地方公共団体や民間事業者の適応の取組をサポートする情報基盤として、2016年(平成28年)8月に「気候変動適応情報プラットフォーム」を設置しました。

2018年(平成30年)6月には、「気候変動適応法」が成立しました(同年12月施行)。気候変動の影響はすでに顕在化しており、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減対策という緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策という適応策の重要性が一層増しています。「気候変動適応法」の成立により、適応策の法的位置付けが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。そして、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、適応策の推進が図られています。

世界的に「気候非常事態宣言」を行う取組が広がる中、環境省は、2020年(令和2年)6月に「気候危機」を宣言しました。10月には、菅首相(当時)が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、11月には、衆議院・参議院両本会議において「気候非常事態宣言」が全会一致で可決、採択されました。本市も、2021年(令和3年)2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、2050年(令和32年)までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指しています。

2021年(令和3年)5月には、「温対法」が改正され、「2050年カーボンニュートラル」の実現が「温対法」に明記されました。10月には、「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改訂され、「中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが掲げられました。また、同月、「第6次エネルギー基本計画」が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」、2030年度(令和12年度)の新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。

地球温暖化対策の現況

これまで、2016年(平成28年)に策定された「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する様々な対策・施策が進められてきました。2016年(平成28年)から、地球温暖化対策・施策について、本部によりその進捗状況の点検が行われていましたが、2018年(平成30年)からは、「地球温暖化対策計画」に基づき、進捗状況の点検が行われることになりました。そして、その結果を踏まえて、3年ごとに計画の見直しが検討されることになっています。

2021年(令和3年)に改訂された「地球温暖化対策計画」では、2030年度(令和12年度)の中期目標が2013年度(平成25年度)比-26.0%から-46%に引き上げられたことを踏まえ、温室効果ガス別その他区分ごとの排出抑制に関する目標も更新されました。日本の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については2013年度(平成25年度)比-45%、部門ごとでは、産業部門で-38%、業務その他部門で-51%、家庭部門で-66%、運輸部門で-35%、エネルギー転換部門で-47%の水準にすることが目指されています。非エネルギー起源二酸化炭素については-15%、メタンについては-11%、一酸化二窒素については-17%、代替フロン等4ガスについては-44%の水準にすることが目標・目安として設定されています。また、温室効果ガス吸収源として、2030年度(令和12年度)において、森林吸収源により約3,800万t-CO₂の吸収量を、都市緑化等の推進などにより約970万t-CO₂の吸収量を確保することとされています。さらに、二国間クレジット制度により、2030年度(令和12年度)までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することとされています。

2020年度(令和2年度)の日本の温室効果ガスの総排出量は約11億5,000万t-CO₂であり、2013年度(平成25年度)比で18.4%減少しました。減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量、旅客輸送量及び貨物輸送量の減少などに伴うエネルギー消費量の減少などが挙げられています。

温室効果ガスのガス別・部門別の排出量については、次のとおりです。エネルギー起源二酸化炭素は2013年度(平成25年度)比で21.7%減少しました。部門別では、産業部門は23.3%、業務その他部門は23.2%、家庭部門は19.8%、運輸部門は17.6%、エネルギー転換部門(電気熱配分統計誤差を除く)は22.7%減少しました。非エネルギー起源二酸化炭素は6.9%、メタンは5.6%、一酸化二窒素は9.4%減少しましたが、代替フロン等4ガス(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)は47.1%増加しました。

7 持続可能な開発目標 (SDGs)

(1) 持続可能な開発

1960年代から先進国を中心に公害などの環境問題が顕在化する一方、開発途上国では貧困などが大きな問題となっていました。こうした中、1972年(昭和47年)にストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択されたストックホルム宣言で、経済や社会の発展のためには環境保全の視点を持つことが重要だという考え方が明示されました。そして、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」が1987年(昭和62年)に報告した「我ら共有の未来(Our Common Future)」により、「持続可能な開発」(Sustainable Development、以下、SD)という概念が一般に定着するようになりました。

これらの動きを踏まえ、1992年(平成4年)6月にブラジルのリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催されました。地球サミットでは、SDを実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ21」などが採択され、今日に至る地球環境の保護やSDの考え方に大きな影響を与えました。地球サミットから20年に当たる2012年(平成24年)には、国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、地球環境の保護とSDに対する国際的な議論が進められてきました。

(2) 持続可能な開発目標と環境

2015年(平成27年)9月に、ニューヨーク国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。2030アジェンダでは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、SDGs)が掲げられました。SDGsは、2000年(平成12年)に国連で採択された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals)で残された課題と、リオ+20で議論された深刻化する環境課題など17の目標と169のターゲットから構成されます。SDの促進は地球環境への取組と表裏一体のものであり、17の目標全てが直接、間接的に環境と関わりがあります。

また、SDGsは、あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」であることや、社会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考えに基づくという特徴を持っています。こうした特徴を持つ、世界が将来を共有する目標としてのSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要となってきて



います。

日本でも、2016年（平成28年）5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、同年12月に、同本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。2017年（平成29年）6月には、「自治体SDGs推進のための有識者検討会」が設置され、自治体レベルでSDGsに取り組むための方策の検討が行われています。2019年（令和元年）12月には、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が改訂され、2021年（令和3年）12月には、「SDGsアクションプラン2022」が決定されました。

2018年（平成30年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGsの考え方も活用しながら、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」「国土のストックとしての価値の向上」「健康で心豊かな暮らしの実現」など分野横断的な6つの重点戦略が設定されました。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」という考え方が新たに提唱されました。同年6月には、環境省がSDGsに係る取組の進展に寄与することなどを目的として、全ての企業が持続的に発展するためのSDGsの活用ガイド「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」を作成しました。2019年度（令和元年度）から、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」が実施され、地域循環共生圏のビジョンづくりが行われるなど、SDGsの普及が進められています。

また、2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）にかけて、内閣府が地方公共団体（都道府県及び市区町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市をSDGs未来都市として計124都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として計40事業選定しました。2024年度（令和6年度）までにSDGs未来都市を累計210選定することが目指されています。2021年度（令和3年度）には、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、支援を開始しました。さらに、官民連携の促進を目的として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を主催し、支援を実施しています。

2021年（令和3年）6月には、日本のこれまでのSDGsの取組についての進捗を評価した、「2030アジェンダの履行に関する自発的国家レビュー2021～ポスト・コロナ時代のSDGs達成に向けて～」が作成されました。自発的国家レビューは4年ぶり2回目の作成となります。前回作成時の2017年（平成29年）では、SDGsに取り組む地方公共団体の割合は1%でしたが、2020年（令和2年）には39.7%となっています。政府は、2024年度（令和6年度）末までにこの割合を60%にすべく取組を進めています。

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

「 達成指標に対する本年度の状況 」 の表記について

本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。

「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画（平成 29 年 3 月）に示された達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。また「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

第2部 藤沢市の環境の現況と取組

環境像1

環境に優しく空気や川のきれいな藤沢

1 大気の保全

環境目標1 - 1

環境汚染のない、きれいな空気の中で健康的に暮らせること

達成指標

1. 大気汚染に係る環境基準の達成を目指します。
2. 有害大気汚染物質に係る環境基準の達成を目指します。
3. ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準の達成を目指します。
4. 微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準の達成を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 一部未達成
2. 達成
3. 達成
4. 達成

(1) 大気の監視体制の整備と充実等

大気汚染常時監視測定

<内容>

藤沢市役所、湘南台小学校、御所見小学校及び明治市民センターの一般環境大気測定局と藤沢橋の自動車排出ガス測定局から、テレメータシステムによって大気測定データを収集し、大気汚染状況を把握しました。

<効果>

令和3年度においても常時監視をすることにより、大気汚染の把握ができ、光化学スモッグ注意報に関する発令情報等にすみやかに対応できました。また、ホームページに速報値を掲載し、情報を提供することができました。

令和3年度の環境基準適合状況については以下のとおりです。

ア 環境基準の評価方法

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)については、短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価、光化学オキシダントについては、短期的評価が定められています。

大気汚染物質の環境基準

二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であること。かつ1時間値が0.1 ppm以下。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下。かつ1時間値の8時間平均値が20 ppm以下。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下。かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下。

(ア) 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価します。

(イ) 長期的評価

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるもの(365日分の測定がある場合は、7日分の測定値)を除外した後の最高値(年間2%除外値)を環境基準と比較して評価します。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価します。

二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(年間98%値)を環境基準と比較して評価します。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

1年平均値を環境基準と比較して評価します。

イ 適合状況

(ア) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局全局で環境基準(長期的評価及び短期的評価)に適合しています。

(イ) 一酸化炭素

測定している全局で環境基準(長期的評価及び短期的評価)に適合しています。

(ウ) 浮遊粒子状物質

測定局全局で環境基準(長期的評価及び短期的評価)に適合しています。

(エ) 二酸化窒素

測定局全局で環境基準に適合しています。

(オ) 光化学オキシダント

一般環境大気測定局全局で環境基準に適合していません。本市を含む湘南地域では、光化学スモッグ注意報の発令回数は2回でした。

(カ) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

測定局全局で環境基準(長期的評価及び短期的評価)に適合しています。

令和3年度 大気汚染常時監視結果及び環境基準適合状況

項目		一般環境大気測定局				自動車排出 ガス測定局
		藤沢 市役所	湘南台 小学校	御所見 小学校	明治市民 センター	藤沢橋
二酸化硫黄	年平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	
	年間2%除外値 (ppm)	0.002	0.002	0.001	0.002	
	環境基準 (長期的評価)					
	環境基準 (短期的評価)					
一酸化炭素	年平均値 (ppm)	0.3				0.3
	年間2%除外値 (ppm)	0.5				0.5
	環境基準 (長期的評価)					
	環境基準 (短期的評価)					
浮遊粒子状 物質	年平均値 (mg/m ³)	0.010	0.012	0.011	0.014	0.012
	年間2%除外値 (mg/m ³)	0.023	0.030	0.027	0.031	0.027
	環境基準 (長期的評価)					
	環境基準 (短期的評価)					
二酸化窒素	年平均値 (ppm)	0.011	0.011	0.013	0.011	0.013
	年間98% 値 (ppm)	0.027	0.026	0.028	0.025	0.028
	環境基準					
光化学オキ シダント	昼間の1時間平均値 (ppm)	0.036	0.034	0.032	0.035	
	1時間値の最高値 (ppm)	0.144	0.137	0.137	0.142	
	環境基準 (短期的評価)	×	×	×	×	
微小粒子状 物質 (PM2.5)	年平均値 (μg/m ³)	8.3	7.0	8.1	8.5	8.6
	1日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	19.3	17.3	18.9	19.9	20.3
	環境基準 (長期的評価)					
	環境基準 (短期的評価)					

備考：この表中 は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合している事を示します。×は環境基準（長期的評価・短期的評価）に適合していない事を示しています。昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。

大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）（年平均値）

測定項目	測定局名	藤沢市役所				
	年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
一酸化炭素(ppm)		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.013	0.014	0.012	0.011	0.010
二酸化窒素(ppm)		0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM2.5)($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		11.3	12.4	9.8	9.6	8.3

測定項目	測定局名	湘南台小学校				
	年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.015	0.017	0.015	0.014	0.012
二酸化窒素(ppm)		0.014	0.013	0.012	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM2.5)($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		9.6	9.4	8.4	7.7	7.0

測定項目	測定局名	御所見小学校				
	年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.016	0.018	0.016	0.012	0.011
二酸化窒素(ppm)		0.015	0.014	0.013	0.013	0.013
微小粒子状物質 (PM2.5)($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		10.6	10.5	8.4	8.7	8.1

測定項目	測定局名	明治市民センター				
	年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
二酸化硫黄(ppm)		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
浮遊粒子状物質(mg/m ³)		0.017	0.020	0.017	0.016	0.014
二酸化窒素(ppm)		0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
微小粒子状物質 (PM2.5)($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		10.7	11.1	9.6	9.5	8.5

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間内平均値となっています。(参考値)

光化学スモッグ注意報発令回数

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
発令回数（湘南地域）	4	1	1	0	2

大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）（年平均値）

測定局名 年度 測定項目	藤沢橋				
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
一酸化炭素(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.017	0.019	0.017	0.014	0.012
二酸化窒素(ppm)	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013
微小粒子状物質 (PM2.5)(μg/m ³)	11.5	12.8	10.4	9.8	8.6

【 市内大気測定局 】



藤沢橋局（自動車排出ガス測定局）



湘南台小学校局



藤沢市役所局



明治市民センター局



御所見小学校局



藤沢橋局 一酸化炭素計、
浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計



明治市民センター局
微小粒子状物質(PM2.5)計

簡易法による二酸化窒素の環境調査

<内 容>

分子拡散法による二酸化窒素の調査を市内 22 地点で実施しました。

<効 果>

令和 3 年度においても常時監視データとの比較により二酸化窒素濃度を把握しました。前年度と比較し、全ての測定地点で大幅な変化はありませんでした。

令和 3 年度 二酸化窒素簡易測定結果

単位：ppm

測定地点	測定値	測定地点	測定値
藤沢市役所	1	辻堂市民センター	4
片瀬市民センター	1	下藤が谷ポンプ場	1
明治市民センター	2	荻田出張所	3
中里市民の家	2	石名坂環境事業所	1
遠藤市民センター	2	湘南大庭市民センター	1
長後市民センター	3	しぶやがはら保育園	2
六会市民センター	2	リサイクルプラザ藤沢	5
辻堂青少年会館	2	第一收藏庫(旧善行学校給食調理場)	1
江の島サムエル・コッキング苑	0	藤沢橋	4
村岡公民館	2	湘南台小学校	2
片瀬中学校	2	御所見小学校	4
		市内 22 地点の平均	2

公害関係分析事業

大気関係

<内 容>

大気中の窒素酸化物等について分析を実施しました。

大気関係分析検体数 延 528 検体

<効 果>

令和 3 年度においても分析結果をもとに、大気環境の状況把握ができました。

野焼き行為の防止

野焼き（屋外における焼却）行為は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で禁止されています。家庭から出る落ち葉や紙などのごみは、庭先での野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却をやめ、正しく分別してごみ収集に出すように、ホームページなどで呼びかけています。

法令に適さない焼却炉での焼却行為や野焼きは、環境汚染につながるという見方が一般的に定着し、行為者も行政指導に一定の理解を示すようになりました。

法律違反となる野焼き行為には厳しく対処するなど、今後も野焼き行為の防止に努めます。

屋外焼却行為(野焼き)は法律や条例で禁止されています



窓が開けられない!

けむりがひどくて困っています。

子供の健康が心配 火事が心配

洗濯物に灰やにおいが付く

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で、焼却炉は厳しい構造基準が定められており、特に「屋外での焼却行為(野焼き)は禁止(一部例外※を除いて)されています。



(※) 農家の農作業に伴う焼却などは例外的に認められていますが、周辺の方に配慮し、風向き、時間帯、燃やす量に注意して行ってください。

お問い合わせ先：藤沢市環境部環境保全課 0466-25-1111 (内3131)

廃棄物は許可を受けた専門業者に委託する等として、適正に処理をしてください。

- 一般廃棄物の処理や処分のお問い合わせについては、→
藤沢市 環境部 環境総務課 0466-25-1111 (内3132)
- 産業廃棄物の処理や処分のお問い合わせについては、→
神奈川県 海南地域環境総合センター 環境部 環境総務課 0463-22-2711 (代表)
- 産業廃棄物の処理を委託される場合の許可業者のお問い合わせについては、→
(公社)神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類の廃棄物のこと(例：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど)
一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物のこと

～ 屋外焼却禁止の根拠法令 ～

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

- 第16条の2(焼却禁止)
第1項も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準にあっては行政機関の検閲
2 国の法令又はこれに準ずる法令により行われる焼却
3 公衆上又は社会的情習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第26条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)

- 第14条(焼却禁止の目的とする廃棄物の焼却)
法律16条の2第9号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2 震災、風水害、火災、津波その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4 農業、林業又は漁業に必要不可欠なためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5 天災その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

- 第44条(屋外) 燃焼炉の設置は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規制定められたものを、屋外において焼却してはならない。次に掲げる焼却については、この限りでない。
(1) 規制で定める焼却施設を用いる焼却
(2) 地域の慣習による風土に伴う焼却その他の規制で定める焼却施設に定める焼却に照る。
(3) 前項第2号の焼却を行う者は、周辺の生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならない。
(4) 知事は、第1項の規定に違反して焼却を行っている者に対し、焼却の中止を命ずることができる。

第119条

- 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
(3) 第20条第3項、第34条、第35条、第49条第3項又は第50条の規定による命令に違反した者

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(抜粋)

- (屋外における焼却の制限)
第41条(条) 第40条第1項に規定する規制で定められた、次に掲げる物及びこれらを含まれるものとする。
(1) 合成樹脂
(2) ゴム
(3) 木材(炭化材及び木の枝を含む。)
(4) 油質(油、油粕及び有機溶剤を含む。)
(5) 布
(6) 紙
(7) 条例第49条第1項に規定する規制で定める焼却施設は、別表第5の2の規制基準に適合する焼却施設とする。
3 条例第49条第1項に規定する規制で定める焼却は、次に掲げる焼却とする。
(1) 農林業者(自営農業者等)が一定の農業、林業、管理、焼却施設等各種を行う事業所(01 農業(園芸サービス業に属するものに限る。))及び園芸サービス業(02)を営む者(以下「農業者」という。)が、自己の農業又は林業の作業に伴って行われる焼却であって軽微なもの
(2) 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
(3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
(4) 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの
(5) 地域の慣習による風土に伴う焼却
(6) 火災の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
(7) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

お問い合わせ先 藤沢市環境部環境保全課:0466-25-1111(内3131)

【野焼き行為の防止を呼び掛けるチラシ】

有害大気汚染物質調査

< 内 容 >

アセトアルデヒドやベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質について調査を実施しました。

< 効 果 >

令和3年度調査結果においては、環境基準の設定されている4項目(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)について、3地点全てで環境基準を達成していました。

また、評価にあたっての指標や事業者による排出努力の指標として、平成15年9月にアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4項目、平成18年12月にクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3項目、平成22年10月にヒ素及び無機ヒ素化合物の項目、平成26年4月にマンガン及び無機マンガン化合物の項目、令和2年8月に塩化メチル、アセトアルデヒドの2項目が有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値(指針値)として定められました。指針値に係わる項目についても、全て指針値を達成していました。



【有害大気汚染物質 モニタリング調査風景】

令和 3 年度 有害大気汚染物質モニタリング調査結果 年平均値

単位：μg/m³ ニッケル～ベンゾ[a]ピレンは ng/m³

測定項目	測定地点	藤沢市役所 (一般環境)	御所見小学校 (一般環境)	藤沢橋 (沿道)	環境基準 (年平均値)
アクリロニトリル		0.055	0.074	-	2 (指針値)
塩化ビニルモノマー		0.014	0.010	-	10 (指針値)
塩化メチル		1.2	1.4	-	-
クロロホルム		0.20	0.24	-	18 (指針値)
1,2-ジクロロエタン		0.12	0.13	-	1.6 (指針値)
ジクロロメタン		1.4	1.5	-	150 以下
テトラクロロエチレン		0.11	0.18	-	200 以下
トリクロロエチレン		0.36	0.64	-	130 以下
1,3-ブタジエン		0.040	0.064	0.063	2.5 (指針値)
ベンゼン		0.73	1.4	1.0	3 以下
トルエン		4.2	7.8	5.2	-
アセトアルデヒド		2.4	3.4	2.4	-
ホルムアルデヒド		3.2	4.0	3.1	-
ニッケル化合物		2.2	2.0	-	25 (指針値)
ヒ素及びその化合物		0.60	0.55	-	6 (指針値)
ベリリウム及びその化合物		0.010	0.008	-	-
マンガン及びその化合物		16	14	-	140 (指針値)
クロム及びその化合物		4.3	12	-	-
水銀及びその化合物		2.1	2.4	-	40 (指針値)
ベンゾ[a]ピレン		0.14	0.16	0.16	-
酸化エチレン		0.064	0.076	-	-

備考: 平均値の算出にあたっては、検出下限値未満の値は検出下限値の 1/2 として計算しています。

(2) 固定発生源対策

公害関係法令に基づく管理

ア 「大気汚染防止法」

「地方自治法」第 153 条第 2 項の規定に基づく「市町村長への事務委任規則」(昭和 55 年神奈川県規則第 118 号)により、「大気汚染防止法」に関する事務の委任を受けました。その後、平成 6 年 4 月 1 日に「大気汚染防止法」の第 31 条に基づいて、事務委任されるようになりました。

本法に基づくばい煙発生施設設置工場・事業場数は 124 事業場、揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数は 2 事業場、一般粉じん発生施設設置工場・事業場数は 4 事業場、水銀排出施設設置工場・事業場数は 3 事業場となっています(特定粉じん発生施設はありません)。令和 3 年度に受理した届出数は 68 件で、内訳は以下のとおりです。

令和3年度 「大気汚染防止法」 届出件数 単位：件

届出状況		件数
6条	ばい煙発生施設の設置	8
8条	ばい煙発生施設の変更	0
10条	6条に係る期間短縮	6
	8条に係る期間短縮	0
11条	氏名等変更	18
	ばい煙発生施設の廃止	12
12条	承継	1
17条の13	揮発性有機化合物排出施設の氏名等変更	1
18条	一般粉じん発生施設の設置	0
18条の17	特定粉じん排出等作業の実施	6
18条の30	水銀排出施設の変更	0
27条	「大気汚染防止法」に基づく通知(「電気事業法」)	16
計		68
ばい煙発生施設設置工場・事業場		124
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場数		2
一般粉じん発生施設設置工場・事業場数		4
水銀排出施設設置工場・事業場数		3

特定粉じん発生施設はありません。

イ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において公害防止統括者や公害防止管理者を選任することにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止をすることを目的としています。本市は、この法律に関する事務においても、「地方自治法」第153条第2項に基づく「市町村長への事務委任規則」(昭和55年神奈川県規則第118号)により、大気関係に関する全ての特定工場の届出の事務が委任されています。本法に基づく特定工場数は34事業場となっています。令和3年度に受理した届出数は34件で、内訳は以下のとおりです。

令和3年度「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」届出件数

単位：件

届出状況	件数
公害防止統括者	13
大気関係公害防止管理者	5
水質関係公害防止管理者	9
騒音・振動関係公害防止管理者	4
粉じん関係公害防止管理者	3
計	34
特定工場数	34

工場・事業場の立入調査

<内容>

工場・事業場に立入調査を実施し、ばい煙測定結果等の関係書類の検査及びばい煙発生施設の稼働状況等の調査・指導等を行いました。

< 効 果 >

令和 3 年度の立入調査結果では、違反工場・事業場はありませんでしたが、引き続き施設の良好な維持管理を実施するよう指導を行いました。

公害苦情相談

令和 3 年度の苦情受付総件数は 318 件で、苦情の種類別では建設工事などの騒音に関する苦情が 134 件（42%）と最も多く、次いで野焼きなどの大気に関する苦情が 123 件（39%）、飲食店からのにおいなど悪臭に関する苦情が 29 件（9%）となっています。

年度別苦情受付件数

単位：件

種類 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
大気汚染	98	97	116	145	123
水質汚濁	1	0	2	1	1
土壌汚染	1	0	5	6	1
騒音	74	66	106	119	134
振動	6	8	14	13	23
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	24	18	17	31	29
その他	1	1	2	3	7
合計	205	190	262	318	318

本市施設における排出ガス（ダイオキシン類）調査

< 内 容 >

ダイオキシン類の主な発生源として、廃棄物焼却施設が挙げられます。「ダイオキシン類対策特別措置法」などに基づき、令和 3 年度の焼却施設のダイオキシン類の調査結果は下表のとおりです。

< 効 果 >

ごみ焼却施設の排出ガス、敷地内の大気の調査結果は、各基準値を下回っています（排出ガスの詳細については、102 ページ参照）。

ごみ焼却施設敷地内の大気の調査結果

単位：pg-TEQ/m³

	環境基準 (基準値)	測定結果	採取年月
石名坂環境事業所（管理棟屋上）	0.6	0.014	令和 3 年 12 月
北部環境事業所（放流槽横）		0.12	令和 3 年 6 月

毒性等量(TEQ)は、検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限値未満の数値は検出下限値の 2 分の 1 の値を用いています。

市内中小企業の設備導入支援

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています。

さらに、この資金の利用者の負担を軽減するため、金融機関に支払った利子の一部を補助する制度を設けています。補助内容としては、補助率が年 0.5%以内（上限金額 20 万円）で、補助期間が 2 年間です。

(3) 移動発生源対策

自動車対策

ア 低公害車の導入

事業者としての立場から「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市環境保全職員率先実行計画」に基づき、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、低公害車の普及促進等に努めています（詳細は 197 ページ）。

イ アイドリング・ストップ等の推進

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、自動車の運転者に駐車時のアイドリング・ストップが義務付けられており、事業者や駐車場の管理者に対してもアイドリング・ストップの実施についての周知が義務付けられています。

本市では web サイトや広報等による啓発や、店舗等への駐車場設置の際にアイドリング・ストップの周知について指導をしています。

公共交通機関の強化

公共交通機関は、自動車排出ガスによる大気汚染防止対策や超高齢社会への対応の観点から強化を図る必要があります。その基本として、自家用車に頼らずに移動できるよう公共交通機関の充実及び利用促進を図っていきます。そのため、関係機関と協議する中で、次のような取組を進めています。

ア 路線バス優先レーンの設置

湘南ライフタウンは鉄道系の交通機関が未整備の地域であり、辻堂駅への車による送迎が多く、駅周辺の道路混雑を助長し、その結果、バスの定時性・速達性が低下しています。

この対策として、午前 7:00～8:30 の間、延長約 4 km（羽鳥交番前～湘南ライフタウン北端）のバス優先レーンを指定しています。



【路線バス優先レーン】

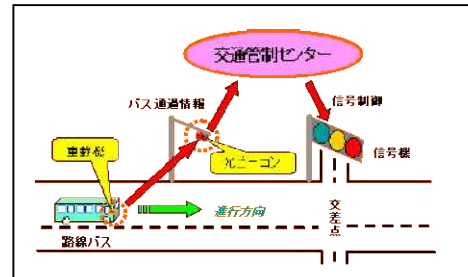
イ PTPS（公共車両優先システム Public Transportation Priority Systems）の導入

バスの定時性の確保とバス利用者の利便性の向上を図るため、路線バスが優先的に通行できるよう信号制御する PTPS を、警察、バス事業者との連携のもと、平成 11 年度に湘南ライフタウンと辻

堂駅北口を結ぶ辻堂駅遠藤線（約 5.3 km）、平成 14 年度に湘南台駅西口と慶応大学を結ぶ高倉遠藤線（約 3.9 km）及び湘南台駅西口と湘南ライフタウンを結ぶ亀井野二本松線等（約 4.4 km）に導入しました。バスの旅行時間の短縮などに寄与しています。

【整備項目】

光学式車両感知器	19 基
集中制御交通信号機	49 基
バス車載機	84 基



【PTPS（公共車両優先システム）のイメージ】

ウ 住宅地での地域提案型バスの運行

道路幅員が狭く、特に起伏の激しい地域の住宅地などでは、自家用車の利用が多いのが実状です。この対策として、地域住民、バス事業者、本市の 3 者が連携してバスルート、バス停留所、運行可能なバスの大きさ等について協議を行い、平成 9 年度から地域提案型バス路線の運行、拡充に取り組んでいます。

現在では 14 路線で地域提案型バスの運行を実施しています。



【地域提案型バス】

エ バスロケーションシステムの導入

バスの利便性の向上を図るため、バスを利用する市民等にバスの現在位置、到着予想時刻、時刻表等の情報を提供するバス運行システム（バスロケーションシステム）の導入を平成 17 年から行っています。平成 28 年度までに、藤沢市内の神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが運行するバスに導入しました。

このシステムを導入することにより、市民の円滑な移動が可能となり、自家用車から公共交通への利用転換が期待されます。

【バスロケーションシステム イメージ図】



市内導入路線

神奈川中央交通、江ノ電バス、京浜急行バスが営業する藤沢市内並びに藤沢市内と他市を連絡する全路線

オ ノンステップ連節バスの導入

新たな基幹的公共交通として、平成 17 年 3 月湘南台駅西口～慶応大学間に、平成 30 年 5 月辻堂駅北口～慶応大学間に、ノンステップ連節バスを導入しました。この路線にすでに導入されている PTPS を活用することにより、中量輸送の実現と、定時性、速達性の改善が同時に図られます。



【ノンステップ連節バス】

自転車利用の促進

自動車交通量を削減し、NOx、CO₂ 等の大気汚染の改善を図っていくため、自転車利用を促進します。

ア 自転車等駐車場の整備

利用者が安心して自転車を利用できるよう、また、駐車を秩序あるものとするため、自転車等駐車場の整備を進めています。

市営自転車等駐車場（無料）	8 カ所	1,184 台
市営自転車等駐車場（有料）	26 カ所	13,777 台
民間自転車等駐車場	13 カ所	4,351 台

（本市補助制度適用施設等）

イ 自転車走行空間の整備

自転車と歩行者が互いに安全で快適に通行できる環境を目指し、自転車走行空間の整備を進めています。

令和 3 年度は、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画書（藤沢駅）」に基づき、藤沢駅周辺ネットワーク路線及び将来的なネットワーク路線において、路面標示（自転車ピクトグラム・矢羽根等）や自転車専用通行帯による自転車走行空間の整備を実施しています。



【藤沢駅周辺の自転車走行空間整備計画図】

ウ サイクルアンドバスライド駐輪場の設置

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム、サイクルアンドバスライドの導入を進めています。

市内4ヵ所にバス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置し、いずれも本運用を開始しています（詳細は186ページ）。

道路整備等

ア 道路・交差点の整備

大気汚染の原因の1つとなっている道路交通渋滞の解消を図るため、国道・県道の新設改良の事業促進、市道の整備や交差点改良を進めています。

国道	県道	市道
・(都) 横浜湘南道路	・(都) 横浜藤沢線 ・(都) 藤沢厚木線 ・ 県道湘南台大神	・(都) 藤沢石川線(本町工区) ・(都) 善行長後線(六会工区)

(都)とは藤沢都市計画道路のことです。

イ 国・県等広域的取組

自動車交通量の削減は、一自治体だけで解決できる問題ではないことから、「首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会」を通じて広域的な連携を図るための道路ネットワークの整備促進に関する取組を進めるとともに、国や関係機関への働きかけを行っています。

(4) 有害化学物質等の監視体制の整備と充実等

ダイオキシン類環境調査結果

<内 容>

ダイオキシン類の環境調査を行いました。

<効 果>

令和3年度において、市内2ヵ所で常時監視を実施しました。

調査結果については、以下のとおりです。その結果、年間を通して全ての地点で環境基準を下回っていました。

令和3年度 ダイオキシン類環境調査結果(大気) 年平均値

単位: pg-TEQ/m³

調査地点	調査月	8月	1月	年平均値	環境基準 (基準値)
藤沢市役所			0.031	0.031	0.6
御所見小学校(県調査)		0.0082	0.030	0.019	

ダイオキシン類環境調査結果（大気） 経年変化

単位：pg-TEQ/m³

年度	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	環境基準 (基準値)
調査地点	年平均値					
藤沢市役所	0.014	0.011	0.013	0.012	0.031	0.6
御所見小学校（県調査）	0.021	0.021	0.023	0.024	0.019	

化学物質の大気環境調査

<内 容>

化学物質の大気環境調査を行いました。

<効 果>

令和3年度において、藤沢市役所で調査を実施した結果は、以下のとおりです。

市で調査した物質については、全国調査の検出範囲内でした。

令和3年度 化学物質の大気環境調査結果

単位：ng/m³

調査物質	調査結果	全国調査検出範囲
o-キシレン	450	330～9500
m, p-キシレン	1400	550～35000
スチレン	150	ND～4500
エチルベンゼン	1900	89～10000
p-ジクロロベンゼン	400	120～17000
フタル酸ジエチル	6.9	ND～18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	36	ND～360
フタル酸ブチルベンジル	<0.22	ND～5.5
フタル酸ジブチル	55	ND～160
フタル酸ジシクロヘキシル	<0.5	ND～4.9
フタル酸ジペンチル	<0.5	ND～1.5
フタル酸ジプロピル	<0.4	ND～2.0
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	1.0	ND～21

年平均値（キシレン、スチレン、エチルベンゼン、p-ジクロロベンゼンは年4回測定）。それ以外は年1回の測定値です。

ND：検出下限値未満の値。

備考：各々の化学物質の全国調査検出範囲の出典元については、次のとおりです。

環境省「化学物質環境実態調査（H10、H11、H24）」

アスベスト調査

<内 容>

アスベストについて調査を実施しました。

<効 果>

令和3年度調査結果においては、アスベストについて、幹線道路沿い1地点、工業地域1地点、住宅地域1地点及びバックグラウンドとして江の島サムエル・コッキング苑を選定し調査した結果、

全ての地点でアスベストの繊維数濃度は1本/L以下でした。

アスベスト環境調査結果（年1回3日間測定）

単位：本/L

地域区分	測定地点	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年
幹線道路沿線	藤沢橋自動車排出ガス測定局	0.20	0.12	0.12	0.056	<0.056
商工業地域	市立桐原公園	0.28	0.24	0.070	0.088	<0.056
住宅地域	市立湘南台小学校	0.53	0.36	0.056	0.070	<0.056
離島地域	江の島サムエル・コッキング苑	0.47	0.16	0.081	0.056	0.056

WHO 環境保健クライテリア (EHC 53):「都市における大気中の石綿 (アスベスト) 濃度は、一般に1本以下～10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

アスベスト発生施設への指導

「大気汚染防止法」では、一定規模以上の解綿用機械等石綿 (アスベスト) を発生する施設について、届出の義務や敷地境界線における大気中の許容限度が設定されています。また、この法律では、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修を行う場合、事前の届出を義務付けるとともに、作業場内を負圧に保つなどの作業基準が設定されています。

アスベストによる健康被害防止に向けて、関係法令の遵守について指導徹底を図るとともに、使用実態などの把握に努めています。

2 土壌・地下水の汚染防止

環境目標 1 - 2

環境汚染のない、きれいな土や地下水が確保されていること

達成指標

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成を目指します。
2. 土壌の汚染に係る環境基準の達成を目指します。
3. ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 一部未達成
2. 一部未達成
3. 達成

(1) 地下水・土壌保全の監視体制の整備と充実等

公害関係法令に基づく管理

ア 「水質汚濁防止法」

「水質汚濁防止法」は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護することとともに、生活環境を保全すること等を目的としています。この法律に関する各種の届出の受理等の事務は、同法第 28 条に基づき昭和 49 年から本市に委任されています。

本法に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場）は 213 事業場で、令和 3 年度に受理した届出数は 123 件でした。内訳は以下のとおりです。

令和 3 年度 「水質汚濁防止法」 届出件数 単位：件

届出状況		件数
5 条	特定施設の設置	30
5 条 3 項	特定有害物質使用特定施設及び 特定有害物質貯蔵指定施設の設置	3
6 条	特定施設の使用	0
7 条	特定施設の構造等の変更	18
9 条	5 条に係る期間短縮	23
	7 条に係る期間短縮	16
10 条	氏名の変更	18
	特定施設の廃止	11
11 条	承継	4
計		123
特定事業場数		213
有害物質貯蔵指定事業場数		(10)

有害物質貯蔵指定事業場とは、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場又は「有害物質貯蔵施設」のみを設置する事業場。()の数字は、「特定施設及び有害物質貯蔵指定施設」を設置する事業場で特定事業場数に含まれる。

イ 「土壌汚染対策法」

「土壌汚染対策法」は、土壌中の有害物質による汚染状況の把握やそれらによる健康被害の防止の措置を定めることによって、土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。調査報告受理等の事務は、本市に委任されています。

令和3年度に受理した届出数は50件で、その内訳は以下のとおりです。また令和4年3月31日現在形質変更時要届出区域として4件指定しています。

令和3年度 「土壌汚染対策法」 届出件数		単位：件
届出状況		件数
3条	土壌汚染状況調査結果報告書	1
	第3条第1項ただし書の確認申請書	5
3条5項	土地利用方法変更	1
3条7項	一定の規模以上の土地の形質変更	1
3条8項	土壌汚染状況調査報告書	2
4条	一定の規模以上の土地の形質変更	36
4条2項	土壌汚染状況調査報告書	1
4条3項	土壌汚染状況調査報告書	0
12条	形質変更時要届出区域内における形質変更	2
14条	指定の申請書	0
16条1項	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書	1
規則16条5項	承継届	0
計		50

事業場への規制・指導

「水質汚濁防止法」に基づく届出対象事業場数（特定施設、有害物質貯蔵指定施設を有する事業場数）は、213事業場です（うち特定事業場数は204、有害物質使用特定事業場数は9、有害物質貯蔵指定事業場数は10（全て特定事業場にも該当）令和4年3月31日現在）。特定事業場数のうち日平均排水量50m³以上の事業場は、21事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、49事業場です。

代表特定施設別に特定事業場をみると、車両洗浄施設、洗たく業の用に供する洗浄施設、を設置する事業所が多く85事業場と全体の約40%を占めています。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。

特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています。令和3年度の立入件数は延べ95事業場で、うち44事業場について採水し分析を行いました。

その結果、違反した事業場は1件でした。これらの事業場に対しては、文書による指導を行いました。

区分	「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」			
水質立入事業場	95			
採水事業場	44			
違反事業場	1			
行政指導事業場	2	内訳	口頭指示	1
			文書指示	1
			文書勧告	0
			改善命令	0

有機塩素系化合物地下水調査

< 内 容 >

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染について汚染井戸及び周辺井戸の状況を監視しました。

< 効 果 >

汚染井戸及び周辺井戸について継続調査を行いましたが、汚染範囲の拡大等の変化は、見られませんでした。今後も調査を継続していきます。

「水質汚濁防止法」第 16 条に基づく地下水質調査及び地下水・土壌汚染対策

< 内 容 >

土壌汚染対策については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき事業場に対し、特定有害物質の適正な使用及び管理を指導しました。また、事業場の閉鎖や土地の区画形質変更時の土壌汚染状況調査の実施を、同条例及び「土壌汚染対策法」に基づき指導しました。地下水調査では、神奈川県地下水質測定計画に基づき 15 地点を調査しました。

< 効 果 >

令和 3 年度までの土壌汚染状況調査の結果、現在、4 ヲ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届届出区域の指定及び 15 ヲ所の事業所においてテトラクロロエチレンなどの土壌汚染浄化対策を実施していますが、飛散防止及び土壌の浄化等適正な管理を指導したため、周辺への影響はありませんでした。

また、地下水質調査の結果、市内を 2 km メッシュで区切って調査するメッシュ調査を 4 地点で実施しましたが、環境基準を上回る地点はありませんでした。また、毎年継続して水質の経年変化を調査する定点調査地点の 8 地点でも、環境基準を上回る地点はありませんでした。

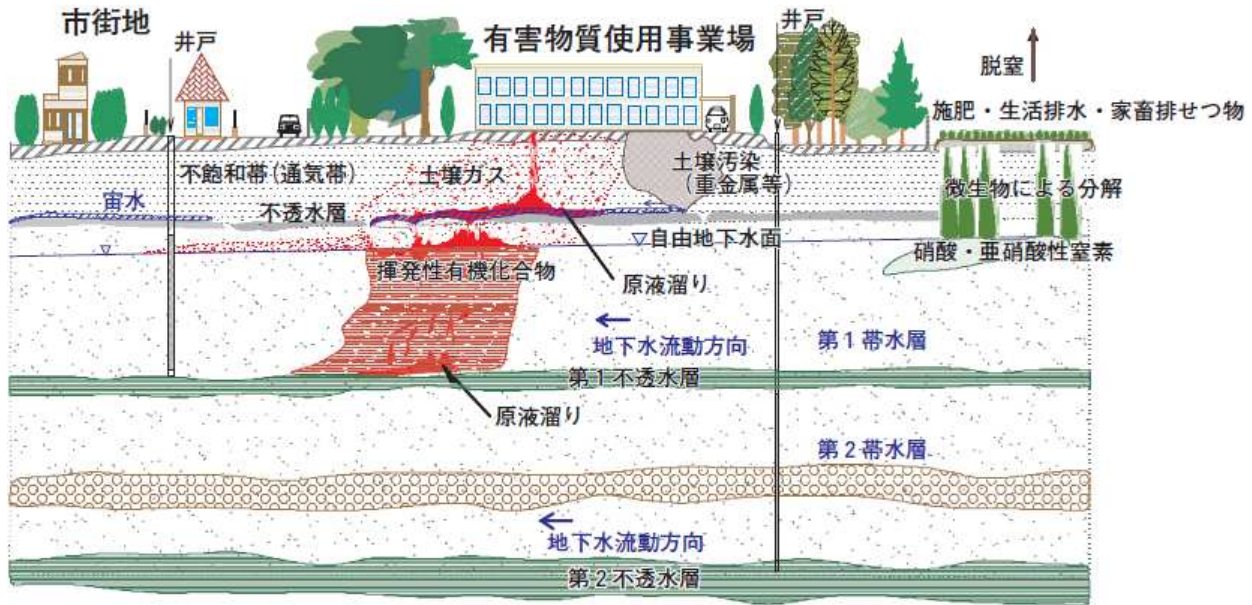
前年までに汚染が確認され継続監視している継続調査地点では、3 地点のうちテトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点で環境基準を超過していました。

地下水汚染の原因特定は大変困難ですが、テトラクロロエチレンについては、過去に工場などで金属の脱脂剤として使用されていた影響であり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、畑地での施肥や生活排水などの影響と考えられます。

環境基準を超過した井戸については、今後も継続した調査を実施します。

新たに環境基準を超過した井戸が判明し、飲用水として利用している場合には、本市保健所にも井戸の使用についての指導を依頼します。

【地下水汚染のしくみ】



楡井1989を基に作成

(出典) 環境省環境管理局水環境部編『地下水をきれいにするために』

ダイオキシン類環境調査結果(土壌・地下水)

<内 容>

ダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

令和3年度においては、市内1カ所で土壌調査及び市内2カ所で地下水の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果、土壌及び地下水について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和3年度 ダイオキシン類環境調査結果(土壌・地下水)

単位：土壌 pg-TEQ/g、地下水 pg-TEQ/L

調査地点	土壌	地下水
葛原	-	0.045
用田	15	0.047
環境基準 (基準値)	1,000	1

ダイオキシン類環境調査結果(土壌) 経年変化

単位：pg-TEQ/g

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	環境基準 (基準値)
用田	17	14	11	12	15	1,000

ダイオキシン類環境調査結果（地下水） 経年変化

単位：pg-TEQ/L

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	環境基準 (基準値)
葛 原	0.000091	0.030	0.032	0.043	0.045	1
用 田	0.00019	0.030	0.037	0.044	0.047	

地盤沈下対策

地盤沈下は、地下水の過剰な採取に伴う地下水位の低下により、粘土層が圧密されることによって生ずると言われています。神奈川県における対策としては、「工業用水法」と「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制があります。本市は、規制地域に指定されていませんが、県条例で「規制地域の周辺地域」に位置づけられ、昭和 52 年から市内に水準基標を設置し、水準測量を実施しています。

<内 容>

地盤沈下量等の把握のため、56 カ所の水準点（本市設置分 50 カ所）の延長 60 km の精密水準測量を実施しています。平成 21 年度から隔年で実施しています。

<効 果>

令和 3 年度は、全 56 地点（有効水準点 54 地点）中、47 地点で沈下、6 地点で隆起が見られましたが、市内全体で問題となるものではありませんでした。

不法投棄等に関する対策

不法投棄は、周辺の土壌や地下水を汚染する恐れがあります。不法投棄は犯罪であり、安全で安心な市民生活の良好な生活環境を維持するため、警察との連携を強化し、投棄者に対し、引続き適切に対応してまいります。悪質な投棄者に対しては厳しく対処するなど、今後も不法投棄防止に努めます。

警察に報告した不法投棄等の件数 単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
件数	13	11	8	9	6

その他の対策

- ・工場排水対策（詳細は 77 ページ）
- ・農業・畜産に伴う排水対策（詳細は 130-132 ページ）
- ・生活排水対策（詳細は 77 ページ）

（ 2 ）有害化学物質使用の事業場への規制・指導

「水質汚濁防止法」に基づく有害物質貯蔵指定事業場数は、10 事業場（全て特定事業場にも該当）です（令和 4 年 3 月 31 日現在）。特定事業場数のうち日平均排水量 50 m³ 以上の事業場は、21 事業場です。また、カドミウム・鉛等の有害物質を使用している事業場は、49 事業場です。

これらの規制対象事業場を中心に、法律又は条例に基づく排水基準の遵守状況の確認、廃水処理施設の維持管理の指導及び公害防止に係る啓発等を目的として、年間パトロール計画を作成し、立入調査を行っています。特に、有害物質使用事業場については、重点的に立入調査を実施しています（詳細は 52-53 ページ）。

3 緑の保全

環境目標 1 - 3

身近な緑が保全・再生され、豊かな自然環境の中で生活できること

達成指標

1. 「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量の確保に努めます。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（「藤沢市緑の基本計画」の最終的な目標は緑地率 30%）

（1）緑の現状

緑の特徴

本市には、相模野台地、高座丘陵、片瀬・村岡丘陵の起伏に富んだ地形、海岸部に近い平坦な砂丘地形、さらに江の島の海食崖・岩礁など変化に富んだ様々な地形が見られます。また、市域を南北に貫流する引地川や境川が相模湾に注いでおり、これらの河川によって形成された谷戸が多く存在していました。

現在も残る川名清水、石川丸山及び遠藤笹窪などの谷戸は、水田・雑木林として利用・管理されながら里地里山として維持されてきました。引地川や境川などの川沿いには斜面林が続き、周辺の農地や川辺と一体となり良好な環境を形成しています。鶴沼など、南部の平地は明治時代以降、別荘地や保養所として発展し、建物のまわりに防風用として植栽されたクロマツが景観を引き立てています。

旧東海道や大山街道などの街道沿いには古い社寺があり、社寺林が多く見られます。社寺林は主に地域の潜在自然植生である常緑樹林であることが多く、地域本来の自然を今に伝えています。

このように本市の緑は、特徴ある地形や古い歴史のもとに育まれた緑であり、その地形や歴史とは切り離せないものとなっています。

都市公園

都市公園は、市民に安らぎと潤いを与えてくれる緑の多い空間です。本市の都市公園（県立公園を含む）は令和4年3月31日現在、317カ所、234.06 ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は 5.30 m² となっています。まだ公園未到達区域があり、災害時など、安全性からみても優先的に対策を講じていく必要があります。

都市公園以外の公共施設緑地

都市公園以外の公共施設緑地は、令和4年3月31日現在 320.42 ha です。市有山林は、みどり基金による取得、土地所有者からの寄附及び神奈川県との共同購入により増加していますが、緑の広場や憩いの森など、土地所有者との契約により確保している緑地は、相続の発生などにより緑地としての活用ができなくなることがあります。公共施設緑地の多くは市街地にあり、新たな緑化スペースを確保することは容易ではありません。限られた空間で有効に緑化を図るため、屋上や壁面

を活用した緑化や地被類、低木、中木、高木を組み合わせた植栽の複層化を行うなど、緑地の確保に努めることが重要です。

民間施設緑地・地域制緑地

民間施設緑地は、寺社境内地、私立学校の植栽地及びゴルフ場など、永続性の高い民有地を対象としており、緑の永続性を高めていく必要があります。

地域制緑地は、法に根拠をおくものとして特別緑地保全地区、生産緑地地区及び地域森林計画対象民有林などがあります。また条例などに根拠をおくものに自然環境保全地域、保存樹林、条例に基づき緑化された区域及び工場の植栽地などがあります。相続の発生や土地開発により減少が続いています。

【地域制緑地現況図】及び【緑地の確保目標で計上する緑地】



「藤沢市緑の基本計画」より抜粋

都市の緑化

緑被率(市域全体に対する緑に覆われた面積率)は、33.0%(平成28年4月1日現在)となっています。市街化区域と市街化調整区域では、区域によって大きな差があります。特に市街化区域の住宅地の緑化については、市民一人ひとりの意識に期待するところが大きいため、さらなる普及・啓発を図ることが重要です。

(2) 水と緑の快適な都市空間の創出

緑の基本計画

ア 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

イ 緑の将来像

多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。

ウ 基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。

(ア) 緑をまもる…保全

斜面緑地や農地など先人から受け継いできた貴重な緑を保全し、生態系の観点を重視した中で、多様な生きものが生息・生育する空間として恒久的な確保につとめ、これを次世代へ継承します。また、行政だけでなく、市民も参画して、公園緑地の良好な維持管理を推進します。

(イ) 緑をふやす…創造

公園や緑地、道路や河川などの整備・緑化を図るとともに、学校などの公共施設についても緑化を推進します。

湧水地や斜面林などは生きものの生息・生育拠点として機能するよう自然的な環境整備をはかります。

それぞれの地域性を高める、特色を活かした緑化をめざします。

(ウ) 緑をつなぐ…連携

緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯などによって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めます。さらに、市内だけではなく、隣接する市町との広域ネットワーク化をはかります。

鳥や小動物の移動空間としてのピオトープネットワークについては、河川を軸に、谷戸や周辺の湿地帯、湧水地や樹林地などを保全・活用し配置計画の中で体系づけます。

(エ) 緑をひろめる…普及

緑をまもり、ふやすためには市民が主体となった活動が不可欠です。行政の施策だけでなく企業や事業所などと一体となった緑化活動が求められており、各種催しなどを通じて、緑に対する啓発や緑化推進団体の発足を促すとともに、既存の緑化推進団体の活性化・協働にも力を注ぎ、緑の情報の共有につとめます。

(オ) 緑とくらす…共生

人々の生活に快適さや潤いをもたらす、生活に密着した緑の普及につとめます。

また、身近な街並みを形成する住宅地の緑化を促します。

環境学習で身近な緑への認識を深めることができるように、緑の情報の収集・共有につとめます。

エ 目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標(最終目標)を設定し、段階的な目標として中間年次(令和2年、令和12年)を設けています。また、藤沢都市計画区域(藤沢市全域 6,956 ha)を計画の対象区域としています。

(ア) 緑地の確保目標

最終目標は、計画対象区域(藤沢市全域)の概ね30%を目標とします。

令和2年 …27%

令和12年 …29%

令和3年度末において、25.1%となっています。今ある緑を大切にしつつ、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の質を高めるように努めます。

(イ) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、最終目標は20m²/人とします。

令和2年 …14m²/人

令和12年 …17m²/人

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成26年度に「緑の実施計画(第1期計画)」を策定し、令和3年度からは第3期計画に基づき事業の進捗を図っています。

都市公園の整備

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、2公園の供用を開始しました。

令和3年度の都市公園の整備状況

単位：m²

名称	種別	所在地	開設面積
辻堂東海岸二丁目緑地	都市緑地	辻堂東海岸二丁目	201.77
柏木公園(追加共用)	街区	羽鳥四丁目	700

保存樹林・保存樹木・保存生垣の指定状況

樹林面積は約 328 ha と推定されます。都市化の厳しい市街化区域を重点に、将来にわたる重要な緑地や各種公害に対する緩衝地帯として、また都市景観を確保するため、民有緑地を保存樹林・保存樹木・保存生垣に指定し、市有緑地だけでなく、民有緑地の維持に取り組んでいます。

また、樹林等の保存の他に、新たに新設される生垣の普及についても推進しており、生垣を新設される方については生垣用苗木の無償交付を行なっています。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の年度別指定状況

年度	保存樹林 (m ²)	保存樹木 (本)	保存生垣 (箇所)
平成 29 年	1,100,074.55	890	241
平成 30 年	1,088,529.60	856	236
令和元年	1,079,752.19	800	236
令和 2 年	1,060,962.03	744	226
令和 3 年	1,027,220.07	698	221

憩いの森

憩いの森設置事業として、昭和 61 年度から身近な自然に親しむ憩いの場として樹林地を市民に開放し、緑地の有効利用を図っています。

憩いの森の所在地及び面積

単位：m²

名称	所在地	全体面積
西富憩いの森	西富 631 - 3 付近	8,353.00
稲荷憩いの森	稲荷 494 付近	4,090.00
片瀬山憩いの森	片瀬山一丁目 13 番付近	2,133.39
長後憩いの森	長後 2756 付近	7,685.00
本町一丁目憩いの森	本町一丁目 12 番付近	2,895.74
計		25,157.13



【稲荷憩いの森】

緑の広場の設置状況

市内に点在する空閑地について、土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーション及びコミュニケーションの場として、また災害時の一時避難場所として設置し、地域住民等に管理を依頼しています。

年度別緑の広場の設置状況

年度 利用区分	令和元年		令和2年		令和3年	
	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)	箇所	全体面積 (m ²)
レクリエーション広場	43	82,735.16	41	76,335.78	40	75,344.78
運動広場	7	39,101.90	7	39,101.90	7	38,400.90
こども広場	17	10,344.26	16	8,915.26	15	8,258.69
計	67	132,181.32	64	124,352.94	62	122,004.37

< 緑の広場が減少した理由 >

土地所有者からの申し出や、利用状況に応じた解除を行ったため減少したものです。

民有地の緑化と緑化協定

都市緑化を推進していくうえで、民有地の緑化は大きなウエイトを占めています。昭和 51 年度から、民有地での樹木の保全や創出を推進するため、一定規模以上の敷地に建築をする場合には、敷地面積の 10%～20%の範囲で緑地の確保を義務付けています。

令和 3 年度末現在の緑化協定・緑化計画の締結件数は 6,342 件、緑地面積は 473.1 ha になっています。

街路樹の植栽・管理

街路樹は、令和 4 年 3 月 31 日現在、高木・中木が約 15,000 本、低木等が約 142,000 m² あり、良好な街路樹の維持・管理に努めます（詳細は 117 ページ）。

水と緑のネットワークづくりの推進

首都圏における、まとまりのある自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的として、平成 16 年 3 月に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）が取りまとめられました。本市では西北部地域の一部が「保全すべき自然環境」として、海岸線や引地川下流部が「水と緑の重点形成軸」として位置づけられています。

神奈川県では、みどりの施策の体系的な推進を図るため、平成 18 年 3 月に「神奈川みどり計画」を策定し、水と緑のネットワークづくりを進めてきました。

また、引き続き本計画を包括的に継承する「かながわ生物多様性計画」を平成 28 年 3 月に策定しており、本市は都市近郊エリアとして位置づけられています。

この広域的な観点から見た本市の位置づけを踏まえ、広域的な都市環境、自然環境のネットワークの一部を形成しているということを認識し、施策を推進します。本市は周囲を 7 つの自治体と接しており、市域を越えて河川や緑地などが連続しています。これらの保全や維持・管理について関係各市町と連携を行うなど、広域的な見地からも緑地の保全や緑化の推進を図ります。

みず・みち・みどりの基幹軸

引地川、境川などの河川空間は、多様な緑地機能を有しており、連続性のある緑地として整備を進めます。特に、本市のほぼ中央を南北に流れる引地川は、「みず・みち・みどりの基幹軸」として、下流の龍宮橋から大庭鷹匠橋までの緑道の整備がおおむね完了しており、引き続き、下土棚地区で神奈川県が進める遊水地事業との連携、さらに大和市との広域的なつながりを確保するため、緑道等の整備を進めます。

市の木「クロマツ」と市の花「フジ」、市の鳥「カワセミ」の普及

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和3年度においては、松枯れを防止するために132本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した2つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」のPRなど、フジの普及啓発を行っています。

市の鳥カワセミについては、引地川、境川、目久尻川などの水系を中心に長久保公園や大庭の裏門公園などでも見かけることができます。

なお、裏門公園では人工営巣地の管理作業を実施しており、近年カワセミの生息が確認できるようになりました。

【市の木】

昭和45年10月1日制定



クロマツ

【市の花】

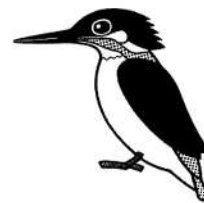
昭和45年10月1日制定



フジ

【市の鳥】

平成4年10月1日制定



カワセミ

動物と共生するまち

平成23年度に大庭の引地川親水公園の中にリードなしで遊ばせることができるドッグパーク(ドッグラン)を整備し、平成24年4月に開設しました。

利用には事前登録が必要となり、登録後は無料で施設を利用できます。施設面積は約1,200m²(大型犬・中型犬用、小型犬用)、利用時間は3月～10月が午前6時～午後7時まで、11月～2月が午前7時～午後5時となっています。



【県道側から見たドッグパーク】

(3) 緑化及び緑地保全活動の推進

公共施設の緑化

年々減少している緑を少しでも多く回復するために、緑豊かな憩いと潤いのある都市空間づくりに向け、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、地上部の緑化はもとより、建物の屋上か壁面を利用した建物緑化を推進しています。

民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています。

また、緑の保全や緑化に関する講演会、自然観察会、シンポジウムなどのイベントを定期的開催することで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

屋上緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計件数	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計件数	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成24年	8	120	1,299.29	16,520.40	0	6	0.00	1,089.24
平成25年	11	131	514.58	17,034.98	0	6	0.00	1,089.24
平成26年	11	142	2,164.44	19,199.42	2	8	313.07	1,402.31
平成27年	16	158	2,228.12	21,427.54	1	9	385.10	1,787.41
平成28年	2	160	60.85	21,488.39	0	9	0.00	1,787.41
平成29年	5	165	171.18	21,659.57	0	9	0.00	1,787.41
平成30年	10	175	499.16	22,158.73	2	11	436.23	2,223.64
令和元年	3	178	390.80	22,549.53	0	11	0.00	2,223.64
令和2年	5	183	197.02	22,746.55	0	11	0.00	2,223.64
令和3年	3	186	140.83	22,887.38	0	11	0.00	2,223.64

壁面緑化

年度	民間施設				公共施設			
	件数	累計件数	面積(m ²)	累計面積(m ²)	件数	累計件数	面積(m ²)	累計面積(m ²)
平成24年	8	39	189.18	3,937.84	0	5	0.00	636.09
平成25年	12	51	1,170.88	5,108.72	1	6	22.50	658.59
平成26年	9	60	216.51	5,325.23	1	7	34.84	693.43
平成27年	16	76	599.23	5,924.46	1	8	38.64	732.07
平成28年	6	82	581.83	6,506.29	0	8	0.00	732.07
平成29年	5	87	183.80	6,690.09	0	8	0.00	732.07
平成30年	1	88	31.82	6,721.91	0	8	0.00	732.07
令和元年	2	90	52.34	6,774.25	0	8	0.00	732.07
令和2年	9	99	199.12	6,973.37	1	9	295.49	1,027.56
令和3年	7	106	327.09	7,300.46	0	9	0.00	1,027.56

建物の緑化推進

< 建物緑化助成事業 >

緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進するため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

郷土樹種による緑化の推進

緑化する樹木は、生育条件、管理方法等を十分考慮し、原則として郷土樹種から選定することとしています。

< 主な郷土樹種の種類 >

高木樹高 2.5 m 以上の常緑広葉樹：タブノキ・スダジイ・シラカシ・アラカシ・クスノキ・シロダモ・モチノキ・ヤマモモ・クロガネモチ

中木樹高 1.5 m 以上の常緑広葉樹：マサキ・ヤブツバキ・カクレミノ・ヒイラギ・ウバメガシ・カナメモチ・モッコク・キンモクセイ・ナンテン・ヤツデ

低木樹高 0.5 m 以上の常緑広葉樹：アオキ・トベラ・ヒサカキ・ハマヒサカキ・シャリンバイ・ジンチョウゲ・ツツジ類・アセビ・チャノキ・マンリョウ

みどりの贈り物・生垣用苗木の配布

みどりの贈り物は結婚、新築、出産の際にお祝いとして苗木を配布するもので、令和 3 年度は 1,661 本配布しました。

また、新たに生垣を新設する方に令和 3 年度は 45 本の苗木を配布しました。どちらも本市の緑化推進の拠点である長久保公園都市緑化植物園で配布しました。

市民団体等との連携による緑化の推進

ア 藤沢市企業等環境緑化推進協議会

事業場の環境緑化は、そこで働く人たちにとって仕事場の環境をより良くし、また、地球環境との融和を図るためにも重要です。この認識をふまえて、昭和 49 年 4 月に藤沢市工場等環境緑化推進協議会が設置され、工場を持つ企業だけではなく幅広い企業の参画を図るため、平成 29 年 4 月に藤沢市企業等環境緑化推進協議会と名称を改めました。令和 3 年度末現在、加入事業所数は 43 社で、各種講習会や施設見学会などを開催し、緑化意識の向上に努めています。



【藤沢市企業等環境緑化推進協議会の様子】

イ 藤沢市みどりいっぱい市民の会

郷土の自然を守り、育て、あわせて次代を担う青少年の健全な育成と良好な環境保全を目指して、昭和 52 年 10 月に「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が発足しました。令和 3 年度末の会員数は 126 人です。この会では、住民の緑化意識の向上を目指して自然観察会などを開催し、明るく住み良いまちづくりの実現のための活動を展開しています。また、植樹活動などのボランティア活動も行っています。(令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動を一部見合わせました。)



【藤沢市みどりいっぱい市民の会 会報】

ウ 「緑と花いっぱい推進の集い」の開催

緑化意識の向上は、市民総ぐるみによる緑化活動を推進する上で、最も重要なことです。このことから、「緑と花いっぱい運動」の一環として、緑化意識の普及啓発を図るため、昭和 57 年から藤沢市みどりいっぱい市民の会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会、本市の三者で「緑と花いっぱい推進の集い」を毎年秋に開催し、第 40 回目となる令和 3 年度は、F プレイスにおいて 47 人の参加を得て開催しました。

この「集い」では、「藤沢の自然や生き物を描いてみよう」をテーマとしたポスターコンクール等の表彰を行いました。

令和 3 年度「緑と花のまちづくりポスターコンクール」ほか応募状況

ポスターコンクール	2,483 点
標語コンクール	15 点



【ポスターの展示会】(展示場所：長久保公園)



(展示場所：本庁舎 5 階)

エ 公園愛護会

都市公園は、市民共有、地域共有の財産であり、市民と行政が協働し、常に市民の声、地域の声が反映される形で地域が自主的に管理、運営していくことが望まれています。昭和 58 年度に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等をお願いをしておき、現在 150 を超える公園愛護会が活動しています。

オ 新林公園みどりの会

豊かな自然に恵まれた新林公園の環境を守り、市民の憩いと安らぎの場として爽やかで快適な公園とするため、平成 11 年 8 月に「新林公園みどりの会」が発足し、市民ボランティアとして、行政や指定管理者と協働で新林公園の維持管理を行っています。

カ 長久保公園（長久保公園都市緑化植物園）

住民の緑化意識の高揚、植栽意識の普及を図り、都市緑化の推進に資することを目的とした長久保公園都市緑化植物園は、「みどりの相談所」をはじめ、花のプロムナード・迷路を兼ねた生垣見本園・溪流広場・樹木見本園・芝生広場・スイレンの池・花菖蒲の池及び駐車場などの施設を有し、植物に関する相談への対応や市民団体等による植物の展示会や講習会なども行っています。



【長久保公園の花だん】

4 河川・海の保全

環境目標 1 - 4

環境汚染のない、きれいな川や海が確保され、水に親しめる環境があること

達成指標

1. 水質汚濁に係る環境基準の達成を目指します。
2. ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 一部未達成
2. 達成

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成9年度の「河川法」改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に応えていくよう努めます。



【一級河川 小出川】

(1) 水質汚濁防止対策

事業場からの産業排水及び家庭からの生活排水に含まれる汚濁物質の量が、河川や海など公共用水域の自然浄化力の限界を超えると、魚類等の水生生物、農業、水産業に被害を生じさせます。

これらの対策として、事業場の立入検査を行い、排水等の監視指導を行うとともに、河川や海の汚濁状況を把握するため、神奈川県の実定計画に基づく常時監視や、本市独自の計画で監視を行っています。

測定計画（「水質汚濁防止法」第16条）に基づく公共用水域の水質調査

<内 容>

境川水系 3 地点、引地川水系 3 地点、海域 2 地点について調査を実施しました。

河川 6 地点 年 48 回（月 1 回測定（1 日 4 回採水））

境川水系 境川橋、大道橋、川名橋

引地川水系 富士見橋、石川橋、下土棚大橋

海域 2 地点 年 12 回（月 1 回測定）

相模湾 江の島西、辻堂沖

<効 果>

令和 3 年度においても河川・海域の定期的な調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準については、大道橋で環境基準を達成できませんでした。

令和 3 年度 公共用水域水質測定結果（河川） 年平均値

水系 採水地点	引地川水系			境川水系			環境基準 (基準値)	
	富士見橋 C 類型 (引地川)	石川橋 C 類型 (引地川)	下土棚大橋 C 類型 (引地川)	境川橋 C 類型 (境川)	犬尊橋 D 類型 (境川)	川名橋 C 類型 (柏尾川)	C 類型	D 類型
水素イオン濃度 pH	7.8	7.8	7.7	7.4	7.5	7.6	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	7.9	8.0	7.8	6.8	7.1	7.4	5 以上	2 以上
生物化学的酸素要求量 BOD(mg/L) 75%水質値	2.3 <3.0>	2.9 <3.5>	4.5 <4.3>	3.0 <3.3>	7.5 <9.0>	2.1 <2.7>	5 以下	8 以下
化学的酸素要求量 COD(mg/L)	3.9	3.8	3.9	5.4	5.7	6.6	-	-
浮遊物質 SS (mg/L)	6	5	7	3	4	4	50 以下	100 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が、暗所・20℃で5日間に、微生物によって分解（酸化）される時に必要とされる酸素の量で、この数値が大きい程汚濁が進んでいることを示しています。

化学的酸素要求量（COD）：水中の被酸化性物質（主に有機物）の量を酸化剤の消費量により測定するもので、酸化剤の消費量が多い程汚濁が進んでいることを示しています。なお、CODは、湖沼、海域には環境基準（基準値）が定められていますが、河川には定められていません。

<75%水質値>とは、年間の日平均値の全データ（n）を小さいものから並べ、0.75×n番目の値で、BOD、CODの環境基準達成の評価に用いています。

平成 25 年度から水域類型の指定が変更になり、大道橋以外の地点は全て D 類型から C 類型となりました。（平成 25 年 7 月 30 日付け 神奈川県告示第 424 号）

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化 年平均値 単位：mg/L

年度	水系	引地川水系			境川水系		
	採水地点	富士見橋	石川橋	下土棚大橋	境川橋	大道橋	川名橋
		(引地川)	(引地川)	(引地川)	(境川)	(境川)	(柏尾川)
平成 29 年		1.7	1.9	2.1	1.7	3.7	1.8
平成 30 年		2.1	2.4	2.9	2.9	5.5	2.1
令和元年		2.7	2.8	3.7	2.6	5.4	2.2
令和 2 年		2.7	3.0	3.7	3.2	7.8	2.5
令和 3 年		2.3	2.9	4.5	3.0	7.5	2.1

令和 3 年度 公共用水域水質測定結果（海域） 年平均値

項目(記号)	水域	相模湾		環境基準 (基準値) 【A類】
	採水地点	江の島西	辻堂沖	
水素イオン濃度 pH		8.2	8.2	7.8 以上 8.3 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)		7.6	7.6	7.5 以上
化学的酸素要求量 COD(mg/L) 75%水質値		1.4 <1.7>	1.1 <1.3>	2 以下
大腸菌群数 (MPN/100 mL)		580	64	1,000 以下

江の島西：緯度 N35° 18' 06"、経度 E139° 28' 21"

辻堂沖：緯度 N35° 18' 24"、経度 E139° 26' 52"

大腸菌群数の「MPN」(Most Probable Number)とは、「最確数」という意味で、培養後のコロニーの数を確率として統計学的に表した分析値のことです。

化学的酸素要求量（COD）からみた経年変化 年平均値 単位：mg/L

年度	水域	相模湾	
	採水地点	江の島西	辻堂沖
平成 29 年		2.0	1.5
平成 30 年		1.4	1.1
令和元年		1.4	1.0
令和 2 年		1.2	1.0
令和 3 年		1.4	1.1

人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー ¹	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2 - ジクロロエチレン ²	0.04 mg/L 以下	1, 4 - ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 2 - ジクロロエチレン ¹	0.04 mg/L 以下		

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。

2：「検出されないこと」とはその測定結果が定量限界を下回っていることをいいます。

3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値が適用されません。

4：六価クロムの環境基準については、令和4年4月1日から0.02 mg/L 以下に改定されました。

1 塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンは地下水のみに基準が適用されます。(公共用水域は非該当)

2 シス-1,2-ジクロロエチレンは公共用水域のみに基準が適用されます。(地下水は非該当)

生活環境の保全に関する環境基準

類型 (河川)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ³
B 類型 ¹	目久尻川・小出川・打戻川	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下
C 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より下流及び柏尾川) 引地川水系(全域)	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D 類型 ²	境川水系(柏尾川合流点より上流(柏尾川除く))	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-

1 平成30年6月29日付け 神奈川県告示第328号で水域類型が指定されました。

2 平成25年7月30日付け 神奈川県告示第424号で水域類型の指定が変更されました。

3 令和4年4月1日から大腸菌群数から大腸菌数に変更となりました。

類型 (海域)	該当水域	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 ¹	n-ヘキサン抽出物質
A 類型	相模湾	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100 mL 以下	検出されないこと

備考：基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準じる）。

1 令和4年4月1日から大腸菌群数から大腸菌数に変更となりました。

本市計画による河川水質調査

< 内 容 >

境川・引地川流入支川等 11 地点において毎月 1 回調査を実施しました。

11 地点 年 12 回（月 1 回測定）

境川水系 3 地点、 引地川水系 5 地点、 相模川水系 3 地点

< 効 果 >

令和 3 年度においても本市計画による河川水質調査により水質状況の把握ができました。その結果は、以下のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準について、小出川及び打戻川で生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成しませんでした。それ以外の項目については、全ての地点で達成しました。

人の健康の保護に関する環境基準（前述の項目から PCB を除くカドミウム等 26 項目）について、全ての地点で環境基準を達成しました（打戻川は調査対象外）。

令和 3 年度 本市計画による河川水質測定結果

水系 採水地点 項目(記号)	境川水系			環境 基準 (基準値) [D 類型]	引地川水系					環境 基準 (基準値) [C 類型]	相模川水系			環境 基準 (基準値) [B 類型]
	白旗川 陣屋橋	滝川 滝川橋	境川 大清水橋		引地川 熊野橋	蓼川 新境橋	不動川 不動川橋	一色川 下中村橋	小糸川 大庭橋		目久尻川 久保田橋	小出川 追出橋	打戻川 やなか橋	
水素イオン 濃度 pH	7.9	7.9	7.7	6.0 以上 8.5 以下	7.8	7.6	7.9	8.0	8.2	6.5 以上 8.5 以下	8.0	7.8	7.6	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量 DO(mg/L)	9.0	9.4	8.8	2 以上	10.1	7.8	9.1	10.0	10.0	5 以上	9.3	7.9	7.7	5 以上
生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L) 75% 水質値	1.2 <1.6>	0.7 <1.0>	4.2 <5.2>	8 以下	0.7 <0.8>	4.6 <5.7>	1.7 <1.9>	3.3 <4.3>	1.0 <1.4>	5 以下	1.0 <1.1>	6.1 <7.7>	3.3 <4.0>	3 以下
化学的酸素 要求量 COD (mg/L)	2.6	2.1	5.8	-	1.4	4.6	2.4	4.7	3.1	-	2.4	7.3	5.0	-
浮遊物質 SS(mg/L)	3	5	3	100 以下	4	4	1	3	2	50 以下	5	19	6	25 以下

生物化学的酸素要求量（BOD）からみた経年変化 年平均値

単位：mg/L

水系	境川水系			引地川水系					相模川水系		
	採水地点	白旗川	滝川	境川	引地川	蓼川	不動川	一色川	小糸川	目久尻川	小出川
年度	陣屋橋	滝川橋	大清水橋	熊野橋	境橋 新境橋 ¹	不動川橋	稻荷山橋 下中村橋 ²	大庭橋	久保田橋	追出橋	やなか橋
平成 29 年	1.3	0.9	4.1	0.9	4.1	2.4	2.9	3.4	1.1	6.2	3.3
平成 30 年	1.7	0.9	5.2	0.8	4.2	2.0	3.9	1.8	1.4	11	4.6
令和元年	1.3	0.7	3.5	0.9	4.4	2.1	2.5	1.1	1.1	6.3	3.2
令和 2 年	1.1	0.7	4.8	0.8	4.3	1.6	3.7	1.4	1.3	8.7	3.2
令和 3 年	1.2	0.7	4.2	0.7	4.6	1.7	3.3	1.0	1.0	6.1	3.3

1 境橋が撤去されたため、令和元年 10 月以降、新境橋で測定しています。

2 稻荷山橋の架け替え工事のため、令和元年 11 月以降、下中村橋で測定しています。

海水浴場水質調査

< 内 容 >

令和 3 年度は、片瀬東浜、片瀬西浜・鵜沼、辻堂の海水浴場は開設されませんでした。継続的な水質状況把握のため、例年どおりの水質調査を 2 回（5 月、7 月）実施しました。

6 地点 年 2 回（各 2 日 1 日 2 回）

片瀬東浜 2 地点、片瀬西浜・鵜沼 3 地点、辻堂 1 地点

< 効 果 >

令和 3 年度の 5 月の水質調査においては、片瀬東浜「適」（水質 AA）、片瀬西浜・鵜沼「適」（水質 A）、辻堂「適」（水質 AA）でした。また、7 月の水質調査においては、片瀬東浜「可」（水質 B）、片瀬西浜・鵜沼「可」（水質 B）、辻堂「可」（水質 B）でした。

令和 3 年度 海水浴場水質調査結果

項目	浴場名	片瀬東浜		片瀬西浜・鵜沼		辻堂	
		5 月中旬	7 月中旬	5 月中旬	7 月中旬	5 月中旬	7 月中旬
透明度		1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上	1m 以上
COD (mg/L)		1.9	2.1	1.6	2.4	1.5	2.3
ふん便性大腸菌群数 (個 / 100 mL)		< 2	11	2	61	< 2	55
油 膜		なし	なし	なし	なし	なし	なし
判 定 (参考)		水質 AA	水質 B	水質 A	水質 B	水質 AA	水質 B

透明度、COD、ふん便性大腸菌群数については、同一海水浴場に関して得られた測定の前平均値です。

海水浴場水質判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個 / 100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (水深 1 m 以上)
	水質 A	100 個 / 100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (水深 1 m 以上)
可	水質 B	400 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ~ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個 / 100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	水深 1 m 未満 ~ 50 cm 以上
不適		1,000 個 / 100 mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

ダイオキシン類環境調査

<内 容>

ダイオキシン類の環境調査をしました。

<効 果>

水質・底質【市内河川調査：本市調査】

令和 3 年度においては、境川、引地川等の本川及び支川等の水質・底質の調査を実施しました。調査結果については、以下のとおりです。その結果水質及び底質について、全ての地点で環境基準を達成しています。

令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査結果（河川）

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

水 域 名	地 点 名	水 質	底 質	
引地川水系				
		富士見橋	0.089	0.41
		大山橋	0.078	2.7
	不動川	不動川橋	0.039	-
	小糸川	根下橋	0.044	-
	蓼川	新境橋	0.097	-
	一色川	下中村橋	0.071	-
境川水系				
		大道橋	0.049	0.81
		境川橋	0.054	0.24
	柏尾川	川名橋	0.076	0.52
	白旗川	陣屋橋	0.056	-
	滝川	船玉橋	0.050	-
相模川水系				
	小出川	追出橋	0.18	-
	目久尻川	道庵橋	0.093	-
	目久尻川	久保田橋	0.16	-
環境基準（基準値）		1	150	

0.055 pg-TEQ/L、0.085 pg-TEQ/L（夏季追加）、0.073 pg-TEQ/L（冬季追加）

【参考】水質【目久尻川水系汚染源究明調査：県調査】

平成 12 年度に目久尻川に排出する水路で水質の環境基準を超える地点がありました。このため神奈川県では、継続調査を実施しています。

目久尻川水系汚染源究明調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	環境基準 (基準値)
	年平均値					
調査地点						
流入水(寒川町宮山)	1.2	0.75	0.71	0.88	1.0	1

環境化学物質調査

< 内 容 >

公共用水域(河川)の水質について、環境調査をしました。

< 効 果 >

令和 3 年度においては、市内河川 2 ヲ所で調査を実施しました。その結果は、以下の表のとおりです。

令和 3 年度 環境化学物質調査結果(河川)

単位：水質 μg/L、底質 μg/kg-dry

ただし、水質においては 17-エストラジオールは ng/L

SPE ED '98	採水地点 物質名	境川 (境川橋)		引地川 (富士見橋)		全国調査 検出範囲 (水質) ¹	全国調査 検出範囲 (底質) ¹	主 な 用 途
		水質	底質	水質	底質			
36	4-t-ブチルフェノール	0.0041	0.040	0.0054	0.057	0.10	-	界面活性剤の原料、 分解生成物
37	ビスフェノール A	0.047	0.56	0.075	0.30	0.0024 ~1.0	2.6 ~600	樹脂の原料
38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.012	94	<0.012	48	0.080 ~15	3.0 ~22,000	塩化ビニル製品の 可塑剤
40	フタル酸ジ-n-ブチル	<0.010	6.4	0.019	1.3	0.050 ~21,000	1.0 ~2,300	プラスチックの 可塑剤
43	ベンゾ(a)ピレン	0.0021	4.0	0.0019	1.9	0.00063 ~0.0021	0.34 ~3,700	(非意図的生成物)
-	17β-エストラジオール	0.24	0.0061	0.063	0.0056	0.15 ~1.7	-	女性ホルモン
-	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	0.34	-	1.8	-	<5	-	台所・洗濯洗剤 化粧品の乳化剤
-	ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル (n=2~15) ²	0.12	-	1.0	-	0.018~ 1.3	-	工業用界面活性剤

1 各々の化学物質の全国調査検出範囲は、環境省実施の全国一斉調査結果(測定年)から出典。

・4-t-ブチルフェノール(河川)(H9)、ビスフェノール A(H8~H26)、フタル酸ジ-n-ブチル(S49~H20)、
ベンゾ(a)ピレン(H1~H14)、17-エストラジオール(河川)(H17)、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
(S49~H24)、ポリオキシエチレンアルキルエーテル(S57)、ポリオキシエチレンニルフェニルエー
テル(H17~H26)

2 nは、オキシエチレン基の数を示しています。

公害関係分析事業

< 内 容 >

公害関係分析については、「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場の排水並びに公共用水域（河川・地下水・海水）等の分析を実施しました。

水質関係分析数は、14,539 項目（内訳：公共用水域・工場事業場排水等の分析 8,274 項目、下水浄化センター放流水等の有害物質の分析 6,265 項目）でした。

< 効 果 >

分析結果をもとに工場、事業場の指導及び水環境の状況の把握をしました。

海岸の保全

相模湾の自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するため、県・関係市町・企業の出捐金により平成 3 年 4 月 1 日に（公財）かながわ海岸美化財団が設立されました。同財団は機械及び人力で相模湾沿岸の海岸の清掃を定期的に行っています。



【ビーチクリーナー】

令和 3 年度 （公財）かながわ海岸美化財団による各海岸清掃状況 単位：日

項目 \ 海岸	江の島（西浦）	片瀬東浜	片瀬西浜	鵜沼海岸～ 辻堂海岸	河川河口部
人力清掃 （通常）	33	112	154	101	116
人力清掃 （夏期増員）	0	58	60	0	0
機械清掃 （ビーチクリーナー）	0	186	139	77	0
機械清掃 （バックホウ）	0	10	3	0	0

通常清掃は 3 名（鵜沼海岸～辻堂海岸のみ 4 名）、夏期（7、8 月）増員は 9 名での対応となっている。

海岸部ビオトープ拠点の保全

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。

辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生が見られ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。



【辻堂海岸の植生状況】

神奈川県などと協力し、これら海岸部ビオトープ拠点の保全を図っています。

工場排水対策

<内 容>

「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制対象事業場の廃水処理施設並びに排水について立入検査を実施しました。

「水質汚濁防止法」届出事業場数 213 社
うち、主要な排出規制対象事業場数 49 社

<効 果>

令和3年度においては、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量の排水基準違反がありました。原因は、廃水処理施設の管理等によるもので、事業者への指導を継続しています。

令和3年度 事業場指導状況 延べ件数（再掲） 単位：件

区分	「水質汚濁防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」			
水質立入事業場	95			
採水事業場	44			
違反事業場	1			
行政指導事業場	2	内訳	口頭指示	1
			文書指示	1
			文書勧告	0
			改善命令	0

市内中小企業の設備導入支援

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は45ページ）。

農業・畜産に伴う排水対策

環境への負荷を抑えるため、環境保全型農業への支援や、農薬の飛散防止に関する啓発などを行っています。また、畜産経営に係る環境対策等を目的とした畜舎等の改修・設置への支援などを行っています（詳細は130-132ページ）。

生活排水対策

下水処理区域内の下水道未接続家屋に対し、接続を促すため年間を通じて啓発活動を行っています。また、処理区域外の浄化槽管理者に対しては、法定検査の受検率向上を目的として検査機関と協働してダイレクトメールを送付するほか、検査の結果不適となった浄化槽管理者に対しては、改善指導を行っています。

せっけん使用を推進する消費者団体への支援

せっけんの使用を推進している消費者団体である「藤沢市せっけん推進協議会」の活動を支援し、市民にせっけんの使用を広めるため、年間を通して啓発運動を行っています。

<主な活動>

せっけんまつり・講演会・せっけん展・手づくりせっけん講座の開催、洗剤をテーマにした学習会

などへ講師派遣、川の水質調査、せっけん推進だよりの発行、消費生活展・公民館まつり・環境フェアなどイベントへの出展。



【せっけん講演会】

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、令和 3 年度はオンライン開催のため、令和元年度のせっけん講演会の様子。

雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています（詳細は 194 ページ）。

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、費用の一部を助成しています（詳細は 194 ページ）。

節水

公共施設における節水を徹底するとともに、平成 22 年度まで、市民や事業者に対し、「藤沢市環境保全行動指針」等により、節水の啓発を行っていました。平成 23 年度以降は、8 月 1 日の「水の日」、8 月 1 日～7 日の「水の週間」にあわせて、二次利用水を活用し「打ち水」を実施するなど、節水の啓発を行っています。

市内年間水道使用量の推移

単位：千 m³

年度	家庭用	営業用	公共用	工業用	その他	総量	1 人当たり (m ³)
平成 29 年	36,600	5,190	1,378	2,017	232	45,417	105.8
平成 30 年	36,748	5,167	1,365	2,079	257	45,617	105.5
令和元年	36,864	5,079	1,329	2,005	232	45,509	104.6
令和 2 年	39,233	4,388	1,053	1,888	124	46,686	106.4
令和 3 年	38,974	4,464	1,183	1,882	155	46,658	105.7

四捨五入の影響により、内訳は合計とは一致しない。1 人当たり使用量は各年度末の人口を基準とする。

(2) 汚水処理施設の普及

公共下水道

< 下水道事業の概要 >

下水道事業では、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るために、全市域のうち農用地や遊水地、海浜部の一部を除く 5,754.15 ha を南部処理区、東部処理区及び相模川流域処理区の 3 処理区に分け全体計画（最終的に下水道で整備する計画）を策定しています。

昭和 30 年から南部処理区の一部について「下水道法」の事業認可（事業区域や期間等を示した事業計画の認可）を受け着手して以来、事業認可区域を順次拡大し、平成 12 年度に市街化区域内の整備が概ね完了し、市街化調整区域の整備に着手しました。

南部処理区は、昭和 30 年に藤沢、鶴沼、片瀬地区 875.7 ha の事業認可を受け、合流式下水道管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、現在では全体計画全ての 2,385.03 ha が事業計画面積となっています。また、辻堂浄化センターは昭和 39 年に運転を開始しました。

東部処理区は、昭和 52 年に柄沢、昭和 54 年に村岡、川名、伊勢山辺併せて 663 ha の事業認可を受け、昭和 55 年から分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 2,774.62 ha のうち 2,540.57 ha となっています。

また、大清水浄化センターは昭和 60 年に運転を開始しました。

相模川流域処理区は、相模川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和 60 年に折戸地区 25.4ha の事業認可を受け、分流式下水道で管渠整備を始めました。以来、事業認可の区域を順次拡大し、事業計画面積は全体計画面積 594.50 ha のうち 372.89 ha となっています。

令和 3 年度末の事業進捗としましては、事業計画面積 5,298.49 ha に対して整備面積 4,783.64 ha となり、整備率は 90.3%、人口普及率は全人口に対して 96.0% となっています。（全国平均（令和 3 年度末）は 80.6%）

また、計画されている浄化センター 2 ヲ所は全て供用を開始しており、ポンプ場 16 ヲ所の内 15 ヲ所で供用を開始しています。

下水道普及率の推移

単位：%

年度	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
普及率	44.1	54.8	68.8	81.5	91.5	93.6	94.5	95.4	95.9	96.0

人口普及率

区分	面積 (ha)	人口 (人)
行政区域 (A)	6,956.0	442,892
全体計画	5,754.15	442,225
事業計画	5,298.49	433,998
処理区域 (B)	4,783.64	425,070

全人口に対する普及率

$$= (B) / (A) = 96.0 \%$$

令和 4 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳による

水洗便所普及状況

単位：戸

	処理区域内戸数	水洗便所設置戸数	処理区域内水洗化率
令和2年度末	199,954	196,864	98.5%
令和3年度末	201,935	198,906	98.5%
比較増減	1,981	2,042	0.0

処理区域内水洗化率について、まるめ方の関係上同数となっているが実際は増加している。

管渠

単位：km

種別	令和2年度末整備済延長	令和3年度施行延長	令和3年度末整備済延長
汚水	1,179.8	3.2	1,183.0
雨水	435.4	0.8	436.2

単位：ha

種別	事業計画面積	令和2年度末整備面積	令和3年度整備面積	令和3年度末整備面積	整備率
汚水	5,298.49	4,778.2	5.44	4,783.64	90.3%
雨水	5,016.29	3,415.7	3.86	3,419.56	68.2%

浄化槽

生活排水による河川などの公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（みなし浄化槽 又はくみ取り槽から浄化槽への転換の場合）に対して、設置費用の一部を補助しています。浄化槽とは、し尿と併せて雑排水（台所、風呂、洗濯などの汚水）を処理するもので、補助金の対象となる浄化槽の構造は、ご家庭から排水される水質の生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率が90%以上で、放流水のBODが20mg/L以下の機能を有するものです。

生活排水のうち、し尿のみを処理するもの

浄化槽設置補助金

人槽（人）	補助額（円）
5	332,000
7	414,000
10	548,000

既設浄化槽の撤去費用：90,000円（上限）

宅内配管の工事費用：みなし浄化槽からの転換の場合300,000円（上限）

くみ取り槽からの転換の場合100,000円（上限）

浄化槽普及率の推移

単位：%

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
普及率	35.23	36.33	38.10	40.39	41.53

公共下水道事業計画区域外における、浄化槽、みなし浄化槽及びくみ取り槽の総数に占める浄化槽の設置基数の割合。

浄化センター

令和 3 年度 浄化センターの現状

施設名	全体計画処理能力	現状処理能力	現状流入水質	現状放流水質	運転開始
辻堂浄化センター	123,100 m ³ /日	123,900 m ³ /日	BOD 170 mg/L	BOD 4.0 mg/L	S39.8
			SS 160 mg/L	SS 2 mg/L	
大清水浄化センター	107,100 m ³ /日	93,600 m ³ /日	BOD 210 mg/L	BOD 4.4 mg/L	S60.7
			SS 190 mg/L	SS 2 mg/L	

単位:m³/日

施設名	日平均受水量
辻堂浄化センター	97,355
大清水浄化センター	62,300

下水汚泥の有効利用

下水汚泥は、できるだけ減容化に努めるとともに、有効利用を図っています。

令和 3 年度 下水汚泥の有効利用実績

単位:t/年

有効利用の形態	発生施設	搬出形態	排出量
建設骨材	辻堂浄化センター	焼却灰(乾灰)	797
		焼却灰(加湿灰)	0
脱水ケーキ		0	
コンポスト(堆肥化)		脱水ケーキ	0
セメントの原料	大清水浄化センター	脱水ケーキ	0
建設骨材		脱水ケーキ	221.55
コンポスト(堆肥化)		脱水ケーキ	64.43
		脱水ケーキ	86.34
合 計			

下水道 PR 事業等

下水道の仕組み、役割などを市民に理解していただくために PR 事業を行っています。

<令和 3 年度>

「下水道の日」作品コンクール

小学校 4 年生による下水道に関するポスター及び書道 131 点

「下水道の日」作品展 (9月14日~22日) 市役所分庁舎 1 階ロビー

作品コンクール入賞作品の展示



【「下水道の日」作品展】



【「下水道の日」作品コンクール表彰式】

水の再利用

浄化センター（下水処理場）では、下水道汚水を処理した水について、次のような利用を行っています。

ア 辻堂浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、処理水そのままと、さらに砂ろ過処理をしたものの二種類を使用しています。



【辻堂浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 29 年	50,753	1,981,313	27	2,032,093
平成 30 年	47,941	1,862,012	57	1,910,010
令和元年	43,061	2,075,148	4	2,118,213
令和 2 年	40,384	1,987,097	794	2,028,275
令和 3 年	45,260	1,903,907	43	1,949,210
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	管路洗浄	

イ 大清水浄化センター

下水の処理水の再利用については使用目的に応じて、簡易ろ過方式のオートストレーナー処理をしたもの、さらに砂ろ過処理をしたものの二種類を使用しています。



【大清水浄化センター】

年度別処理水の再利用状況

単位：m³/年

年度	処理水	砂ろ過水	その他	合計
平成 29 年	16,056	317,842	0	333,898
平成 30 年	17,277	304,598	0	321,875
令和元年	17,968	280,585	35	298,553
令和 2 年	12,293	291,494	25	303,812
令和 3 年	99,584	455,029	224	554,837
(利用目的)	沈砂洗浄用	汚泥処理用、機器冷却用	工事用水	

5 大気・土壌・水質等における放射性物質への対応

環境目標 1 - 5

放射性物質による環境汚染から生活環境が保全され、安全で安心な暮らしができること

達成指標

1. 放射線量モニタリングの定期的な実施と公表並びに放射性物質への対応を実施します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続

(1) 大気・海水・河川水等の監視体制の継続

公共施設（市内 13 地区ごとに小・中学校等）

本市所有の簡易型測定器で測定した結果、基準値を超えた場合は除染を行い、再度空間放射線量の測定を行っています。現在、国が定める「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を超える数値は出ていませんが、本市独自に定めた基準値（地上 5 cm で 1 時間当たり 0.19 マイクロシーベルト以下）を超える数値が、東日本大震災直後には、マイクロスポット（雨どいの下や樹木の根付近など）と呼ばれる箇所で検出されたこともあり、このような場所は除染を行っています。なお除染後は本市独自の基準値内となっています。

令和 3 年度 公共施設等における空間放射線量の測定結果（一部のみ掲載）

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

地区	対象区分	対象名	5 cm		50 cm		1 m	
			最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
藤沢	市役所	本庁舎敷地内	0.03	0.04	0.03	0.05	0.03	0.06
	小・中学校	藤沢小	0.03	0.07				
	消防署	本町出張所	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05
片瀬	小・中学校	片瀬小	0.05	0.06				
	消防署	片瀬分遣所	0.07	0.13	0.06	0.10	0.07	0.11
湘南台	小・中学校	湘南台中	0.06	0.08				
	消防署	北消防署	0.03	0.06	0.03	0.05	0.03	0.05

- 1 本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ~ 1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量（0.04 μSv/h）相当分。
- 2 他地区の結果については、本市 web サイトに掲載。
- 3 東日本大震災から 10 年が経過し、公共施設等における空間放射線量の測定結果も基準値内におさまっていることを踏まえ、令和 2 年度から測定場所等を変更しました。今回の小・中学校の測定は、過去に市の基準値を超え除染を実施した箇所について測定しました（測定は地上 5 cm のみ、測定値は 1 ヲ所を 5 回測定した平均値）。

海岸における空間放射線量

片瀬海岸東浜、片瀬海岸西浜、辻堂海岸、鵜沼海岸（引地川河口付近）において、空間放射線量を測定しています（片瀬海岸東浜は7、8月のみ）。

令和3年度 海岸における空間放射線量の測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

測定場所	1 cm		50 cm		1 m	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
片瀬海岸東浜	0.030	0.035	0.025	0.032	0.025	0.030
片瀬海岸西浜	0.028	0.042	0.030	0.040	0.030	0.040
辻堂海岸	0.030	0.050	0.032	0.048	0.025	0.048
鵜沼海岸	0.029	0.040	0.030	0.040	0.030	0.040

1 本市独自の基準値は地上5cmで0.19μSv/h以下。環境省の基準値は50cm～1mで0.23μSv/h未満。この差は、自然放射線量（0.04μSv/h）相当分。

海水及び河川水の放射能濃度

片瀬海岸東浜・片瀬海岸西浜・辻堂海岸の海水、引地川河口の河川水を採取し、放射能濃度を測定しています（片瀬海岸東浜、辻堂海岸は7・8月のみ）。

令和3年度 海水及び河川水の核種別放射能濃度の測定結果

測定場所	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
片瀬海岸東浜	不検出	不検出	不検出
片瀬海岸西浜	不検出	不検出	不検出
辻堂海岸	不検出	不検出	不検出
引地川河口	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131が0.22～0.41 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が0.26～0.44 Bq/kg、セシウム-137が0.26～0.41 Bq/kg（令和2年度は小数第1位までの表示）。

ごみの焼却灰に含まれる放射性物質濃度

一般廃棄物焼却施設（北部環境事業所及び石名坂環境事業所）から排出される焼却灰に含まれる放射性物質濃度を測定しています。

令和3年度 焼却灰の放射性物質濃度（北部環境事業所）

単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
主灰 （乾土換算値）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	8 (10)	8,000
飛灰 （乾土換算値）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	不検出 （不検出）	24 (27)	45 (49)	8,000

- 1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載しています。
- 2 主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰のことです。
- 3 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんのことです。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表します。

令和3年度 焼却灰の放射性物質濃度（石名坂環境事業所）

単位：Bq/kg

	ヨウ素-131		セシウム-134		セシウム-137		基準値
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	
飛灰 (乾土換算値)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	不検出 (不検出)	17 (20)	37 (37)	8,000

- 1 上段に直接測定値（採取したままの状態での濃度）、下段に乾土換算値（採取した検体乾燥させた固形物中の濃度）を記載しています。
- 2 飛灰とは、排ガス中に含まれる灰をろ過集じん機などで捕集したばいじんのことです。
- 3 石名坂環境事業所の焼却炉は、主灰は排出されない方式です。
- 4 「不検出」とは、放射性物質濃度が定量下限値に満たない（定量できない）ことを表します。

（2）食材の放射能検査の実施と公表

学校給食

学校給食で実際に児童に提供した給食を測定しています。

令和3年度 学校提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
1学期	不検出	不検出	不検出
2学期	不検出	不検出	不検出
3学期	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131が0.21～0.31 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が0.18～0.35 Bq/kg、セシウム-137が0.24～0.37 Bq/kg。

公立保育園給食

保育園給食で実際に提供した給食を測定しています。

令和3年度 保育園提供給食の放射能濃度の測定結果

提供期間	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
4～6月	不検出	不検出	不検出
7～9月	不検出	不検出	不検出
10～12月	不検出	不検出	不検出
1～3月	不検出	不検出	不検出

定量下限値は、ヨウ素-131が0.22～0.32 Bq（ベクレル）/kg、セシウム-134が0.23～0.34 Bq/kg、セシウム-137が0.22～0.38 Bq/kg。

市内製造食品

市内で製造した食品の放射性物質の検査を実施し、「食品衛生法」で定められた基準値を超える放射性物質を含む食品の発見・排除に努めています。

令和 3 年度 市内製造食品の放射性物質の測定結果

単位：Bq/kg

採取日	種類	放射性セシウム			基準値	検査機関
		セシウム-134	セシウム-137	合計		
10月26日	牛乳	0.18 未満	0.18 未満	0.36 未満	50	神奈川県 衛生研究所

- 1 表中の「(数値)未満」とは、放射性物質濃度が当該数値で表される検出限界値に満たないことで、不検出と同じ意味を表しています。
なお、検出限界値は同じ機器で測定しても検体ごとに異なり、また、測定時間を長くすることで、低値になります。
- 2 厚生労働省の通知に基づく食品中の放射性物質の試験法により検査を実施しています。

藤沢市放射能測定器運営協議会による食品の放射能測定

藤沢市放射能測定器運営協議会と協働して、市民から持ち込まれる食品の放射能測定を実施しています。

測定は無料で、市民の方であればどなたでも利用できます。

(3) 放射性物質に関する知識の普及・啓発

保育園や幼稚園の空間放射線量の測定

令和 3 年度 保育園・幼稚園の空間放射線量測定結果

単位：μSv/h (マイクロシーベルト/時)

施設名	測定場所	測定値	施設名	測定場所	測定値
藤が岡 保育園	新園舎整備に伴う建築工 事施工中のため、未実施。		大庭	避難階段下	0.040
			保育園	埋設場所(非常階段下)	0.036
			六会	園舎東側敷地端	0.048
			保育園	園舎東側通路	0.046
善行乳児 保育園	縦樋下(ボイラー室)	0.044	ふじがおか 幼稚園	縦樋下(正面門扉右側)	0.038
	埋設場所(園舎南側芝生)	0.038		埋設場所(園舎裏)	0.032

本市独自の基準値は地上 5 cm で 0.19 μSv/h 以下。環境省の基準値は 50 cm ~ 1 m で 0.23 μSv/h 未満。この差は、自然放射線量 (0.04 μSv/h) 相当分。

放射線測定器の貸出

本市として公共施設以外の場所の放射線量を測定することは困難であるため、平成 23 年度から各市民センター・公民館に放射線測定器を 2 台ずつ配備し、市民の皆さんへの貸出を行っています。

測定器の貸出により、市民の方の放射性物質に関する不安を取り除き、放射性物質に関する知識の普及を図っています。



【放射線測定器】

放射線測定器の貸出実績

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
貸出件数	10	6	7	2	6

快適で潤いのある、住みやすい藤沢

1 廃棄物の発生抑制及び適正な処理

環境目標 2 - 1

廃棄物の発生抑制及び減量・資源化を進め、循環型社会を形成すること

達成指標

- 1 資源を除くごみの減量目標として、市民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量を、2026 年度（令和 8 年度）までに 693 g 以下を目指します。
- 2 廃棄物の資源化率 を、2026 年度（令和 8 年度）までに 32.5%以上、溶融資源化を除いた場合は、24.1%以上を目指します。

灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合

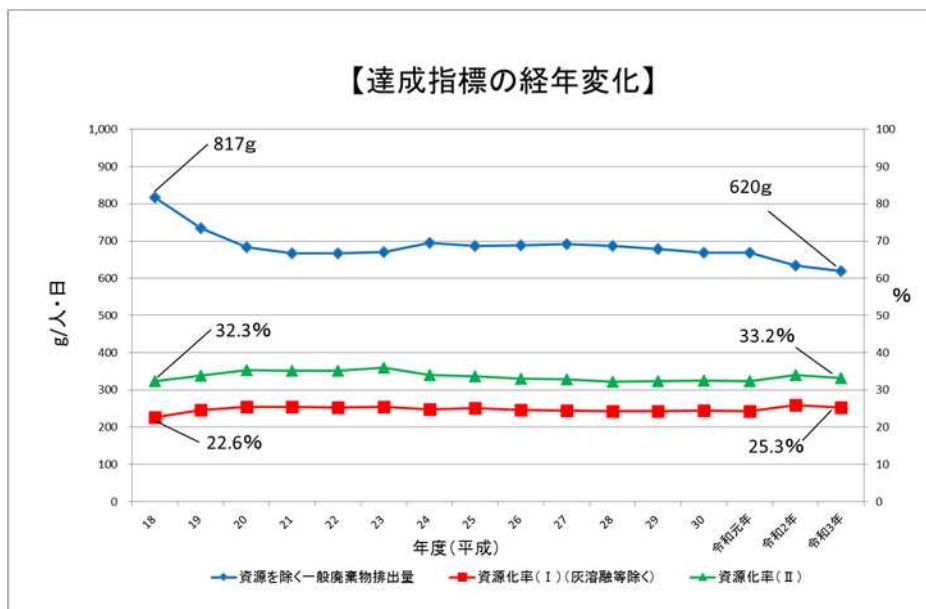
達成指標に対する本年度の状況

- 1 継続（620 g）
- 2 継続（資源化率 33.2%、溶融を除く資源化率 25.3%）

== 達成指標についての現況 ==

時代や社会状況の変化等に対応し、ごみの発生抑制と減量・資源化を一層推進するため、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、次ページ以降のとおり様々な施策を展開してきました。

市民 1 日 1 人当たりの資源を除く一般廃棄物排出量の令和 3 年度実績は 620 g で、基準年の平成 27 年度実績の 692 g と比べて約 8.2%の減少となりました。また、廃棄物の資源化率は約 33.2%、溶融資源化を除いた資源化率は約 25.3%となりました。



(1) 廃棄物発生抑制の推進 (Reduce)

総ごみ排出量について

ごみの発生抑制、減量・資源化をさらに進めるとともに、公平性の確保、環境の保全と創造、最終処分場の延命化を目的に、平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみのごみ処理有料化を導入しています。

令和 3 年度の総ごみ排出量は、130,522 t となっています。その内訳は、可燃ごみ（家庭）が 57,760 t、可燃ごみ（事業）が 28,552 t、不燃・大型ごみが 13,437 t、資源が 30,773 t となっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び要処理量については、平成 29 年度以降減少傾向となっております。

令和 3 年度の総ごみ排出量は、令和 2 年度と比較して約 2,803 t 減少しており、家庭系ごみについては約 2,920 t 減少、事業系ごみが約 117 t 増加しています。これは、令和元年 12 月以降に流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響で増えていた家庭での在宅時間が令和 3 年度は減少してきたためと考えられます。

総ごみ排出量等の経年変化

単位：t

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
人口（毎年 10 月 1 日）	428,837	431,286	434,568	437,155	440,487
1 人 1 日当たりのごみ排出量（g）	876	865	864	836	812
1 人 1 日当たりの要処理量（g） （資源を除くごみ排出量）	678	669	669	635	620
総ごみ排出量（t）	137,103	136,204	137,371	133,325	130,522
可燃ごみ（家庭）	57,692	57,057	58,262	58,520	57,760
可燃ごみ（事業）	35,460	35,061	33,792	28,337	28,552
不燃・大型ごみ	12,976	13,220	14,361	14,449	13,437
資源	30,975	30,866	30,956	32,019	30,773

事業系ごみを含む。

多量排出事業者への指導等

1 カ月平均 3 t 以上又は年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を排出する者を多量排出事業者と定義し、毎年、前年の排出量データをもとに更新しています。多量排出事業者に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けており、ごみ発生量や資源化量の把握、排出抑制に対する意識付けを図っています。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加われました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議をとおして、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

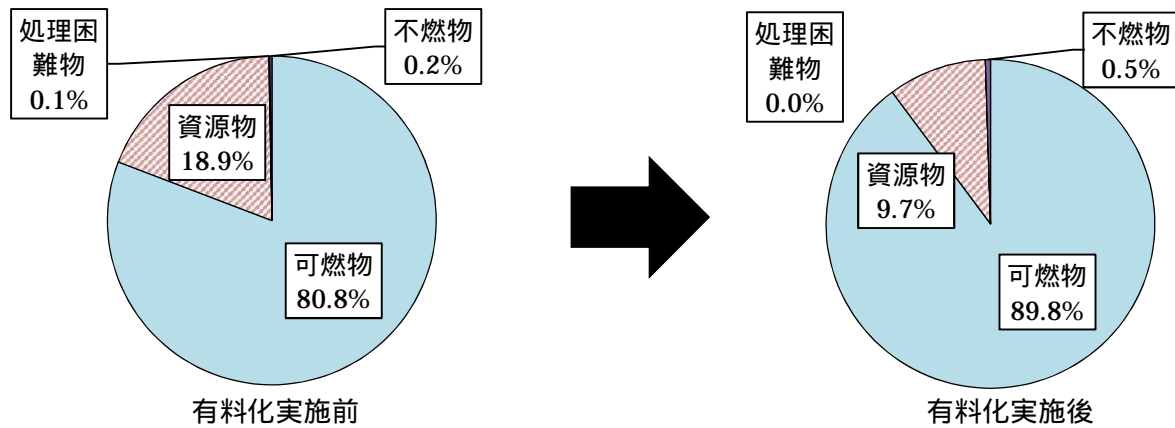
指定収集袋制によるごみ処理有料化の導入

平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋制によるごみ処理有料化（以降「有料化」という）を開始した結果、可燃ごみ中に占める資源物の割合は、有料化開始前の平成 18 年度の約 18.9% と比べて令和 3 年度では約 9.7% となり、9.2 ポイント減少しました。

「有料化実施前後のごみ排出量の比較」表に示すとおり、有料化実施前の平成 18 年度と比べて、人口は増加していますが、令和 3 年度の可燃ごみ収集量は約 18.8% の減少（約 13,320 t 減少）、不燃ごみ収集量は約 27.9% の減少（約 2,784 t 減少）を示し、ごみ排出量の際立ったリバウンド等は発生していません。

有料化開始前に心配されていた不法投棄については、「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」表のとおり、有料化実施前と比較し、かえって減少している傾向が見られます。これは、市民と協働した不法投棄防止パトロール強化の効果や有料化に先駆けて実施した可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集により、ごみ集積所を廃止したことから不法投棄されにくい環境が整ったためと思われます。

有料化導入に伴い、平成 19 年度から、従来の「ごみ減量基金」を「環境基金」に改め、寄附金や預金利息のほかに、有料化による手数料収入相当額の一部を一般財源から環境基金に積み立てて、環境の保全や創造等の事業に充当しています。



【平成 18 年度可燃ごみ組成分析】

【令和 3 年度可燃ごみ組成分析】

有料化実施前後のごみ排出量の比較

単位：t

年度	有料化実施前	有料化実施年	有料化実施後			平成 18 年～ 令和 3 年 増減率	
	平成 18 年	平成 19 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年		令和 3 年
人口（人）	398,481	402,096	431,286	434,568	437,155	440,487	10.5%増
可燃ごみ	100,970	92,228	92,119	92,055	87,739	86,312	14.5%減
	収集量	70,912	61,244	56,940	58,009	58,384	57,592
持込量	30,058	30,984	35,179	34,046	29,355	28,720	4.5%増
不燃ごみ	10,959	9,136	7,175	7,760	8,483	7,608	30.6%減
	収集量	9,984	8,534	6,990	7,407	8,054	7,200
持込量	975	602	478	646	429	408	58.2%減

有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較

年度	有料化 実施前	有料化 実施年	有料化実施後			
	平成 18年	平成 19年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
不法投棄処理件数(件)	2,122	1,990	350	206	193	155
不法投棄ごみ量(t)	131	90	11	29	12	9

環境基金の状況

単位：千円

年度		平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
前年度末残高		81,345	102,508	103,889	132,474	71,232
積立	寄附金	2,380	5,287	5,303	6,059	13,289
	預金利息	22	22	15	16	2
	一般財源	592,915	604,202	620,638	642,136	667,827
計		595,317	609,511	625,956	648,211	681,118
取り崩し (充当先)	ごみ減量推進事業費	6,486	7,545	7,367	12,463	6,337
	生活環境団体等指導育成事業費	2,255	2,254	2,252	2,244	1,933
	プラスチック中間処理施設運営事業費	37,830	37,830	65,749	37,830	38,646
	環境基本計画関係費					17,875
	地球温暖化対策関係事業費	23,948	28,003	24,897	25,985	23,480
	廃棄物処理対策事業費	300,763	299,105	299,710	299,983	347,389
	自然環境共生推進事業費	9,179	5,853	2,892	3,378	3,728
	建物緑化事業費	681				
	リサイクルセンター整備事業費					
	廃棄物等戸別収集事業費	164,072	169,650	169,650	170,240	170,240
	生ごみ堆肥化推進事業費					
	バイオガス施設調査検討事業費					
	石名坂環境事業所整備事業費	3,764	33,081		102,766	30,000
	水田保全事業費	25,176	24,809	24,854	19,563	24,692
	環境啓発推進事業費					
	し尿処理関係事業費				35,000	10,000
最終処分場整備事業費						
計		574,154	608,130	597,371	709,452	674,320
当年度末残高		102,508	103,889	132,474	71,232	78,030

藤沢市廃棄物減量等推進員

市長が委嘱した市内 14 地区等の推進員（70 名）により、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量化・資源化の推進を図っています。また、藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を行っています。

ごみ減量推進店制度

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を、「ごみ減量推進店」として認定しています。「ごみ減量推進店」とは(1)商品の包装簡素化、(2)再資源化、(3)買い物袋持参の奨励等、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる店舗のことです。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみ NEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭へ本市が定めたシンボルマークを掲示しています。



【ごみ減量シンボル
マーク（推進店）】



【ごみ減量推進店
啓発用のぼり】

ごみ減量推進店の認定店舗数

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
認定店舗数	140	138	141	141	141

「食品ロス」削減に向けて

食品ロスの削減については、「廃棄物処理法」に基づく基本方針の重点施策の 1 つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのコンポスト容器やキエーロの活用、家庭用電動生ごみ処理機の購入補助、水切り徹底等の普及促進を図ることの他、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握を行い、排出抑制を促すための啓発に努めています。

令和元年に食品ロス削減と市民意識の向上を図るため、フードシェアリングサービス 事業者と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【TABETE】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、店舗としては、食べてもらうために作った商品を廃棄しなくて済み、利用者としては、お得な価格で商品を購入でき、その結果、廃棄される予定であった食べられる商品の廃棄量が削減できることとなります。



【TABETE の
ロゴマーク】

フードシェアリングサービスとは、まだ食べられるにも関わらず廃棄されてしまう商品をお得な価格で販売する店舗と消費者をマッチングする事業です。

令和 2 年 11 月からは、家庭で使いきれない食品を提供していただき、フードバンク団体や社会福祉協議会を通じて福祉施設や食を必要とする方に提供するフードドライブを実施しています。

令和 3 年 6 月には小田急電鉄（株）と協定を締結し、スマートフォンアプリケーション【KYOULDOKO】の利用を進めています。このアプリケーションを利用することにより、「ふじさわベジプラス店」や「藤沢産利用推進店」などの店舗と利用者を繋げ、食品ロス削減に貢献できることとなります。



【KYOULDOKO】
のロゴマーク

生ごみ処理器（コンポスト容器・キエーロ）及び家庭用電動生ごみ処理機の普及促進

可燃ごみのうち、生ごみが重量比で約 40% を占めています。

家庭から排出される生ごみを減量し、堆肥化を推進するため、平成 3 年度からコンポスト容器の購入助成、平成 10 年度から電動生ごみ処理機の購入費補助、平成 28 年度からはキエーロの購入助成を行い、その普及に努めています。有料指定収集袋制導入の平成 19 年



【キエーロ】



【コンポスト容器】

度をピークに普及基数が減少傾向にあります。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅時間が増えたことから、一時的に普及基数が増加しました。

コンポスト容器普及基数の実績

単位：基

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
助成基数	49	50	73	64	48
累計基数	25,879	25,929	26,002	26,066	26,114

キエーロ普及基数の実績

単位：基

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
助成基数	37	34	42	82	50
累計基数	67	101	143	225	275

家庭用電動生ごみ処理機普及基数の実績

単位：基

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助基数	102	160	154	290	106
累計基数	6,843	7,003	7,157	7,447	7,553

販売価格の 4 分の 3、上限 35,000 円を補助。

小学校、保育園等でのごみ体験学習会

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、ごみの分別、減量・資源化の体験学習を実施しています。

ごみ体験学習会の開催実績

年度		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
小学校	開催数（回）	35	35	36	25	33
	参加人数（人）	3,996	3,915	3,955	2,666	3,642
保育園等	開催数（回）	21	20	23		
	参加人数（人）	1,545	1,689	1,516		

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校については希望制とし、保育園等については中止しました。

令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園等については中止しました。

藤沢市美化・リサイクル推進ポスター

毎年、小・中学校の夏休みを利用して作品を募集し、優秀作品は表彰しています。

令和3年度応募実績

小学校 31校 600点、 中学校 6校 48点



【最優秀賞受賞作品】

(左上から時計回りに中学校の部、小学校高学年の部、小学校低学年の部)

「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)の運営

平成26年4月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」(環境啓発施設)の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心にごみの発生抑制(リデュース)に関する意識向上に努めています。

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
来館者数	6,938	6,322	6,366	982	665
体験教室参加者数	557	438	353	198	49

令和2年度、令和3年度の来館者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。



【リサイクル体験教室】

(2) 再使用の推進 (Reuse)

不用品等交換制度

家庭で不用となった生活用品の再利用を推進するため、不用品や希望品の登録を受け、本市 web サイトや市庁舎に「ゆずります・ゆずってください」コーナーを設け、情報提供しています。

不用品等交換制度利用実績

単位：件

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
ゆずります	70	86	87	65	74
ゆずってください	9	14	28	12	21
合計登録件数	79	100	115	77	95

商品プラスチックリユース事業

平成 24 年 4 月から、廃棄物の減量・資源化や最終処分場の延命化等を目的に、「商品プラスチック」の無料収集を開始しました。1 辺が 50 cm 以上のプラスチック製品（衣装ケース・ベビーバスなど）は、予約制にて無料収集しています。

平成 25 年度から、リサイクルプラザ藤沢内にある資源化施設で、資源の中間処理を運営する藤沢市資源循環協同組合が障がい者を雇用し、収集した「商品プラスチック」の中で損傷が少なく使用可能なものについて洗浄・消毒を行うリユース（再使用）事業を実施しています。

また、各種イベントにおいて、洗浄・消毒した商品プラスチックを、1 点につき 100 円以上環境基金に寄附していただくことで提供するなど、リユースの啓発活動にも努めています。

商品プラスチックリユース事業実績

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
商品プラスチック提供数（個）	2,843	2,018	1,023	0	277
募金額（円）	292,600	194,813	90,801	0	27,700

各種イベントで提供した他のリユース品募金額も一部含まれています。

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種イベントを中止しました。

令和 3 年度から、感染症対策としてオンラインリユースを実施しています。

「拡大生産者責任」関連法の整備に向けて（再掲）

平成 9 年に「容器包装リサイクル法」が施行されてビンとペットボトルが再商品化の対象となり、平成 12 年からは、紙類、プラスチック製容器包装材が対象品目に加わりました。しかし、ワンウェイ容器が大量生産、大量使用される状況は見直されておらず、排出抑制に結びついていないという課題があることから、生産者、流通業者などが製品の生産から処分・資源化の段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の確立に向けて、全国市長会や全国都市清掃会議をとおして、継続的に関係機関に働きかけを行っています。

（3）再資源化・再生利用の推進（Recycle）

分別収集と資源化の推進

資源の循環利用を進めていくためには、ごみの分別収集の徹底が不可欠です。本市では、他市にさきがけ昭和 53 年度から藤沢方式と呼ばれている市民、本市、回収事業者の三者の協調方式による資源の収集を開始し、ごみの 3 分別収集（普通ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）を実施してきました。

そして、平成 4 年度からは、大型ごみのコール制（有料）を導入し、現在は 4 分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源）となっています。

また、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、分別排出に関する排出者責任を明確にし、集積所の清掃等維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解決等、集積所に係わる諸課題の解決を目的として平成 19 年 4 月から可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を、平成 24 年 4 月から資源の一部（本・雑誌、カン・金属類、ビン、ペットボトル、廃食用油）を集積所収集から戸別収集に変更しました。

資源品目は、新聞紙・折込広告、本・雑誌、雑がみ類（包装紙、はがき等）、段ボール、飲料用紙パック、古布類、カン・金属類、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装で、平成 19 年 4 月か

らは廃食用油、剪定枝を、平成 24 年 4 月からは商品プラスチックを追加するなど、徐々に品目を増やしてきています。

平成 25 年 10 月からは、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として 19 ヲ所に回収ボックスを設置し、平成 26 年度以降も継続して回収をしています。

また、平成 27 年 4 月からは、大型ごみとして出されるスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化の促進に努めています。

収集方法も、雑がみと本雑誌を統一した戸別収集を実施し、分別の負担軽減を図っています。

4 分別収集の内容



- 可燃ごみ.....戸別収集により週 2 回の収集。
- 不燃ごみ.....戸別収集により曜日指定の隔週収集。
平成 19 年 10 月から可燃ごみ、不燃ごみとも有料指定収集袋により排出。
(5 ヲ相当 : 10 円、10 ヲ相当 : 20 円、20 ヲ相当 : 40 円、40 ヲ相当 : 80 円)
- 大型ごみ.....電話申し込みもしくはインターネットによる戸別収集。一律 500 円の有料制。
(1 m を越えるタンスやベッドなど 16 品目は特別大型ごみとして 1,000 円)
- 資源.....<戸別収集対象品目>
ピンは週 2 回、プラスチック製容器包装、廃食用油は週 1 回、その他の戸別収集対象品目は曜日指定の隔週収集。
<集積所収集対象品目(その他資源)>
地域自治会等の協力により、約 3,900 ヲ所の集積所で曜日指定の隔週収集。
資源の売却代金の一部は自治・町内会等に還元。



【戸別収集による可燃ごみの排出状況】



【資源集積所の状況】

「小型家電リサイクル法」対象品目のリサイクル

ア ボックス回収

平成 25 年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行されたことから、茅ヶ崎市、寒川町との広域での取組として、同年 10 月から翌年 3 月まで環境省による平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)にて市内 19 ヶ所に使用済小型家電回収ボックスを設置しました。

平成 26 年度以降は本市独自事業として実施しており、平成 29 年 4 月からは、ボックス回収品目を拡大し、平成 30 年 5 月からは回収ボックスを市内 21 ヶ所に増やし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたりリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトである「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。なお、このプロジェクトは必要な金属を 100%回収し、令和元年 3 月に終了しています。



【使用済小型家電
回収 BOX】

イ 宅配便回収

平成 27 年 6 月から、環境省認定事業者と本市で連携し、使用済み小型家電とパソコンの回収を始め、インターネットからの申し込み、宅配業者が自宅まで回収に来るサービスとして実施しています。

ウ ピックアップ回収

「家電リサイクル法」対象機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)以外の一部の廃家電品のリサイクルについては、資源化施設と破砕施設の統合のため、平成 15 年 9 月から「家電リサイクル法」対象機器と同様のリサイクルをしており、平成 26 年度からは「小型家電リサイクル法」に基づき、大型ごみからのピックアップ回収として、資源化を行っています。

「小型家電リサイクル法」対象品目の回収実績

単位：kg

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
ボックス回収	5,240	7,560	6,870	8,310	7,099
宅配による回収	6,410	17,447	27,272	40,643	32,810
ピックアップ回収	218,005	226,850	230,340	8,150	276,440

焼却処理施設の余熱利用

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者等に売却しています。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
発電量 (kWh)	22,039,540	22,281,720	23,195,240	23,092,840	22,698,810
売電量 (kWh)	14,479,536	14,874,192	15,590,178	15,484,422	15,379,158
売電金額 (円)	232,644,419	237,320,719	246,775,874	235,242,451	226,877,886

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯、冷暖房用として利用し、また場外の温水プールに熱供給しています。

石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへは、地中埋設管により高温水 (85) を送っており、温水プール側で熱交換器により、プール水の加温及び冷暖房用に使用しています。

発電・電力会社売電実績

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
発電量 (kWh)	11,463,400	11,006,400	10,867,400	10,745,100	10,439,200
売電量 (kWh)	1,238,287	1,142,205	1,210,702	1,517,855	1,409,963
売電金額 (円)	8,416,205	7,727,054	8,391,026	10,703,824	17,331,876

廃食油のリサイクル

学校給食や各家庭から回収した使用済み廃食油をバイオディーゼル燃料としてリサイクルし、塵芥収集車 (環境学習用) で利用しています。

剪定枝の資源化

剪定枝を堆肥の副資材やマルチング材等の資源として再利用するため、平成 9 年度から主に本市の公共施設から発生する剪定枝のチップ化を実験的に実施しました。

平成 19 年度からは、家庭から発生する剪定枝を焼却せずにチップ化し、資源として活用することによってごみの一層の減量を図っています。

剪定枝の資源化量実績

単位：t

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
剪定枝資源化量	488	497	497	510	498

焼却残渣の資源化

焼却灰等を高温溶融し、道路舗装用路盤材として再利用することを目指して研究を行った結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性も問題ないことが確認されました。そのため、石名坂環境事業所及び北部環境事業所から排出される焼却灰等について、最終処分場の延命化や「3R」の推進を目的として、民間委託により焼却灰を溶融し、道路舗装用路盤材として資源化しています。

焼却灰等溶融量

単位：t

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
石名坂（焼却灰）	4,277	3,893	3,868	3,753	3,607
石名坂（不燃物）	1,356	1,479	1,344	1,210	1,218
北部（焼却灰）	5,421	5,459	5,496	5,417	5,180
他市施設（焼却灰等）	26	95	224	152	129
合計	11,080	10,925	10,932	10,532	10,134

端数処理をしているため、合計値が合わない場合があります。

グリーン購入の推進

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入するもので、これにより環境配慮型商品の市場を生み出し、製造者側に環境配慮型商品の開発・供給を促進させることとなり、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 4 月 1 日から施行された「グリーン購入法」（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）によって、国の機関にグリーン購入の実施が義務付けられ、地方自治体にも努力義務が課せられました。

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています。



【（公財）日本環境協会
認定のエコマーク】

グリーン購入（環境に配慮した製品購入率）の実績

単位：%

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
備品	64.51	11.39	36.42	32.98	33.06
消耗品	28.82	27.45	34.32	26.41	28.59
印刷製本費	69.25	60.43	60.01	58.72	61.81

日本容器包装リサイクル協会からの合理化拠出金

日本容器包装リサイクル協会で平成 20 年 4 月から施行となった「市町村への資金拠出制度」では、容器包装のリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうち半分を、事業者側から市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて資金が支払われます（16 ページ参照）。

本市では、よりよい品質の資源を引き渡しできるよう、広報等を通じて市民の方へ適正な排出をお願いしています。

合理化拠出金受取実績

単位：円

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
ガラスびん	0	86,853	0	0	0
ペットボトル	175,185	34,278	0	0	0
プラスチック製容器包装	30,387,009	0	0	913,611	0
合計	30,562,194	121,131	0	913,611	0

平成 30 年度、令和 2 年度はリサイクル費用の想定額を現に要した費用が上回ったため、令和元年度、令和 3 年度には合理化拠出金が発生せず、実績は 0 円となっています。

(4) 適正処理の推進

一般廃棄物処理業者への指導

令和 3 年 4 月現在において、本市で許可している一般廃棄物処理業者数は 81 です。一般廃棄物等処理業者には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規の遵守や分別収集等について指導を行っています。

中間処理

ア 焼却処理施設

可燃ごみは、石名坂環境事業所と北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

また、不燃ごみ・大型ごみの破碎残渣は北部環境事業所へ搬入され焼却処理をしています。

石名坂環境事業所(昭和 59 年竣工)は、130 t/24h×3 基を有していますが、1 号炉を平成 19 年に休止して現在は 2 炉での運転とし、老朽化のため修繕工事を行い延命化しています。

北部環境事業所(1 号炉：平成 19 年更新竣工・2 号炉：昭和 49 年竣工)は、150 t/24h×2 基で運転していましたが、2 号炉を平成 25 年に廃止し、現在は 1 炉のみの運転となっています。老朽化の進行及び廃棄物発生量が微増していることから、一般廃棄物の安定的な処理を維持していくため、平成 28 年 4 月に「藤沢市焼却施設整備基本計画」を策定し、廃止した 2 号炉を 1 号炉と同様の「PFI 法」(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」)に準じた手法で、DBO(設計・建設・運営)方式により整備・運営事業に着手しており、令和 5 年 4 月より供用開始予定となっています。



【石名坂環境事業所】



【北部環境事業所 1 号炉】

また、ごみの焼却によるエネルギーの有効利用について、石名坂環境事業所では、発電により施設内の電力の約 90%をまかなうほか、余剰電力を小売電気事業者に売却しています。また、温水プールへ熱源（温水）を供給しています。

北部環境事業所 1 号炉では発電により施設内の電力を全てまかなうほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢等へも電力供給を行い、なおかつ余剰電力については、小売電気事業者に売却しています。令和 3 年度の小売電気事業者への売電金額は約 2 億 3,000 万円になりました。



【蒸気タービン & 発電機】

=== ダイオキシン類対策 ===

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として、「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が策定されたため、石名坂環境事業所では平成 4 年度には炉の改修を行い、平成 7 年度には活性炭噴霧装置を設置し、さらに平成 9 年度から平成 11 年度にかけて電気集塵器をバグフィルター（ろ過式集塵器）に更新するなど、様々なダイオキシン類対策工事を実施したことで国の基準値を下回っています。

ごみ焼却炉ダイオキシン類排出濃度 単位：ng-TEQ/N m³

年度	北部環境事業所			石名坂環境事業所			
	1 号炉	2 号炉	平均	1 号炉	2 号炉	3 号炉	平均
平成 29 年	0.023	廃止	-	休止	0.0070	0.026	0.017
平成 30 年	0.015	廃止	-	休止	0.011	0.0060	0.0085
令和元年	0.00096	廃止	-	休止	0.0097	0.012	0.011
令和 2 年	0.014	廃止	-	休止	0.019	0.0053	0.012
令和 3 年	0.0016	廃止	-	休止	0.0011	0.0051	0.0031

ng-TEQ/N m³（最も毒性の強い 2378-TCDD に換算した数値で基準空気 1 立方メートルに含まれる量）

ng：ナノグラム = 10 億分の 1 グラム

TEQ：テック = 国際的なダイオキシン類の換算係数を用いて換算した値（上記）

N m³：ノルマル立方メートル = 0 1 気圧 1 立方メートルの空気

検出下限値未満の数値は 0 とした。

北部環境事業所 1 号炉の排出基準値は 0.1 ng-TEQ/N m³ ですが、それ以外は 1 ng-TEQ/N m³ です。有効数字 2 桁で表記しています。

イ 破碎処理施設

不燃ごみ・大型ごみは、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され破碎処理しています。リサイクルプラザ藤沢は、破碎処理・資源化・環境啓発の機能を 1 つにした総合的資源循環施設であり、破碎処理施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく手続き）に準じて、DBO（設計・建設・運営）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

不燃ごみ・大型ごみは、破碎処理施設（70.5 t/5 h）で破碎処理され、選別機により鉄・アルミ・

破碎残渣に選別されます。鉄及びアルミは有価物として売却し、破碎残渣は、焼却処理施設で焼却処理しています。

タイヤ・大型鉄くずなどの処理困難物や、蛍光灯・乾電池・水銀体温計などの有害物質は、別途専門業者に処理を委託しています。

また、可燃性大型ごみについては、石名坂環境事業所の可燃性大型ごみ破碎施設（25 t/5 h）で裁断後焼却処理をしています。

ウ 資源化施設

資源として回収されたビン、カン・なべ類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、リサイクルプラザ藤沢へ搬入され資源化処理をしています。資源化施設は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて PFI 手法（「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく手続き）に準じて、DBM（設計・建設・補修）方式により建設され、平成 25 年 4 月に運転を開始しました。

ビンは、ビン選別設備（15 t/5 h）でリターナブルビン（ビンとしてくり返し使えるビン）を分別後、4 種類の色別に選別され再生事業者引き渡します。

カン・なべ類は、缶・金属選別圧縮設備（10 t/5 h）で、なべ・やかんなどを材質別に分別し異物を取り除いた後、選別機によりスチール缶とアルミ缶に選別、圧縮成型され再生事業者引き渡します。

ペットボトルは、ペットボトル選別圧縮設備（7 t/5 h）で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会及び再生事業者引き渡します。

プラスチック製容器包装については、リサイクルプラザ藤沢のプラスチック製容器包装選別圧縮施設（24.5 t/5 h）及び市内の民間施設で異物を取り除いた後、圧縮梱包され容器包装リサイクル協会に引き渡します。

また、紙類や古布類については、回収後直接各問屋に運ばれ引き渡します。



【リサイクルプラザ藤沢（全体）】

最終処分

再資源化できないコンクリートブロック等の不燃物は、女坂最終処分場（平成9年3月完成、総容量200,000 m³）に埋立処分しています。

なお、石名坂環境事業所から排出される焼却灰及び焼却不燃物、並びに北部環境事業所から排出される焼却灰については、全量溶融処理委託による資源化を進め、最終処分場の延命化を図っています。

このため、現在の埋立量が継続すれば、女坂最終処分場は令和25年ごろまで埋め立てが可能となっていますが、溶融処理委託をやめると数年で満杯になってしまいます。

新たな最終処分場を市内に建設することは適地がなく不可能なため、この女坂最終処分場が藤沢市で最後の最終処分場になります。したがって、ごみの減量化を進め、焼却灰等の全量溶融処理委託は今後も継続し、さらに最終処分場の延命化を図る必要があります。



【女坂最終処分場】

溶融処理とは、焼却灰等を1,200度以上の高温の炉で溶岩状に溶かし、徐々に冷まして結晶化させ、溶融スラグと呼ばれる固形物を製造することです。

この溶融スラグは安全性や強度においても天然の砕石と同様であることから道路の路盤材として再利用しています。

令和3年度は北部環境事業所等で発生した焼却灰等の全量である約10,134 tを、委託により溶融等資源化しています。



【溶融炉からの^{しゅつさい}出滓状況】

【溶融スラグ】

し尿処理

し尿及び浄化槽汚泥は、(株)藤沢市興業公社により定期収集され、北部環境事業所に搬入されます。

北部環境事業所では固液分離後、処理水は石川ポンプ場経由で大清水浄化センターに送られ、一般下水と併せて最終処理し、境川に放流しています。

また脱水汚泥は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却後溶融処理して路盤材等に有効利用されています。公共下水道が普及し、し尿及び浄化槽汚泥量は横ばい傾向にあります。



【北部環境事業所 し尿処理施設】

し尿及び浄化槽汚泥処理量の実績

単位：kL

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
し尿収集量	2,390	2,251	2,303	2,059	2,123
浄化槽汚泥量	10,728	11,047	10,672	11,409	11,173

ごみ処理の広域化による対応

平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の 2 市 1 町が「湘南東ブロック」として位置づけられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしています。平成 19 年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、平成 23 年度及び平成 28 年度に改訂しています。また、令和 3 年度には新たに令和 18 年度を目標年度とする改定を行いました。この計画に基づき、2 市 1 町で施設整備等を実施しています。

特定処理品目の適正処理

特定処理品目については、以下のように処理されています。

- 1) 蛍光管は、リサイクルプラザ藤沢で破碎後に民間施設で資源化
- 2) 電池類は、民間施設で資源化
- 3) 水銀体温計は、民間施設で資源化
- 4) テープ類は、北部環境事業所で焼却
- 5) ライター、ガスボンベ、スプレー缶は、中のガスを抜いた後、リサイクルプラザ藤沢で破碎し、磁選別及びアルミ選別後、北部環境事業所及び石名坂環境事業所で焼却

廃乾電池・廃蛍光管の処理量

単位：kg

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
廃乾電池処理量	87,430	98,700	100,750	111,340	105,620
小型二次電池	2,380	1,320	1,727	1,770	2,250
廃蛍光管処理量	26,630	26,990	26,170	26,800	25,130

特定処理品目の蛍光灯と電池類の一部は戸別収集、ごみ処理有料化以前より分別収集・分別処理を行っておりますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」において、蛍光灯と電池類のボタン電池が水銀使用製品であることから、この法律における自治体の義務である適正回収に努めています。

不法投棄の防止

不法投棄は、平成 19 年度から実施した戸別収集や平成 24 年度からの資源品目別戸別収集などの実施により、不法投棄されにくい環境が整い、年々減少傾向となっています。しかしながら、市境や河川等の人の目が行き届かない箇所では依然として発生しており、不法投棄監視カメラや監視センサー等を設置するとともに、地域住民や生活環境協議会等と協働したパトロールの実施、夜間パトロール、県との合同パトロール、不法投棄防止看板の設置や民地への貸出を行っています。また、不法投棄の早期発見や迅速な対応を図るため、不法投棄専用ダイヤル(無料通話)の設置を行い、発生時には警察と連携した体制で不法投棄防止に努めています(具体的な不法投棄の処理実績、不法

投棄防止対策は 171 ページを参照)。

紙・デジタル媒体などでの情報提供

ア 「収集日程カレンダー」及び『ごみ NEWS』の発行

資源・ごみの排出を円滑にし、ごみの減量化・資源化を推進するため、平成 27 年度版からは区域別(10ブロック)「収集日程カレンダー」に「あんしんみまもりカード」や健康情報を入れるなど内容を充実し、発行しました。

また、『ごみ NEWS』(No.24)では、フードドライブ、プラスチックごみ削減、バイオマスプラスチック導入の指定収集袋、消滅型生ごみ処理器キエーロ、大型ごみのネット予約・リサイクルプラザ 藤沢環境啓発施設、きれいで住みよい環境づくり条例、ごみ減量推進店の紹介、エコライフハンドブックなどを 8 ページの冊子として発行しました。

4月 2ブロック

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
	1 可燃・ビン	2 カン・なべ類		3 可燃・ビン	4 カン・なべ類	5 可燃・ビン
6 可燃・ビン	7 その他資源	8 不燃・商品プラ本・雑がみ	9 プラ・油・特定品目	10 可燃・ビン	11 ペットボトル	12 可燃・ビン
13 可燃・ビン	14 その他資源	15 不燃・商品プラ本・雑がみ	16 プラ・油・特定品目	17 可燃・ビン	18 ペットボトル	19 可燃・ビン
20 可燃・ビン	21 その他資源	22 不燃・商品プラ本・雑がみ	23 プラ・油・特定品目	24 可燃・ビン	25 ペットボトル	26 可燃・ビン
27 可燃・ビン	28 その他資源	29 不燃・商品プラ本・雑がみ	30 プラ・油・特定品目	31 可燃・ビン	32 ペットボトル	33 可燃・ビン

転入・転居された方へ 戸建て住宅に居住される場合は、収集開始日等を環境事業センターにご連絡ください。 藤沢市環境事業センター TEL 0466-87-3912

【収集日程カレンダー】



【『ごみ NEWS』】

イ ごみ検索システム (http://fujisawa-city.sakura.ne.jp/)

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

分別の検索方法は、自由入力及び登録ごみ指定入力の選択とし、収集日程の検索方法は、住所又は自治会名での検索となっています。

また、現在の検索登録品目は 4,054 件です。



【ごみ検索システムのホームページ】

ごみ検索システムのアクセス件数実績

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
年間検索回数	240,828	304,795	487,119	758,675	785,355
1 日当たり検索回数	660	835	1,331	2,079	2,152

ウ 「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Androidを対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成27年3月20日から開始しました。機能として、収集日程カレンダー、出し忘れ防止アラーム、ごみや資源の分別辞典等を備えています。また、緊急時のごみ収集やイベント情報のお知らせ、環境ポータルサイトへのリンクなどが利用可能です。

令和3年度のダウンロード数は20,505件、累計ダウンロード数は101,485です。



【ごみ分別アプリ画面】

エ 環境関連動画

ごみ減量・資源化の促進として、複雑化するごみの分別を「動画」にすることで、分別方法やごみに関する疑問、「なぜ」をよりわかりやすく解決するため、平成28年度に、環境関連動画を作成し、藤沢市ごみ分別アプリやホームページ等から視聴できるようにしています。

また、DVDとして各市民センターや公民館に配布し、環境関連団体などへ貸し出すことにより、減量・資源化の周知・啓発を図っています。



【環境関連動画】

「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)での情報提供

平成26年4月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ」(環境啓発施設)の運営を開始しました。施設見学やリサイクル体験教室、講座等の開催、ホームページによる情報発信等により、来館者を中心に「ごみや資源の適正処分」に関する意識向上に努めています。



【施設見学】

公共建設発生土

本市が発注する公共建設工事では、発生土を場内又は場外で一旦保管したうえで、埋め戻し時に再使用するなど、処分量の抑制に努めています。

災害廃棄物処理について

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成 26 年 3 月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」を平成 27 年 7 月に公布等して、災害廃棄物処理対策を進めています。また、神奈川県では、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（神奈川県、平成 29 年 3 月）」を策定し、県と市の役割を定めております。

本市においては、この法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正しました。

また、平成 30 年 3 月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を行うことが可能となるよう努めています。

2 騒音・振動・悪臭の防止

環境目標 2 - 2

迷惑な騒音・振動・悪臭が抑えられ、快適に生活できること

達成指標

1. 騒音に係る環境基準の達成を目指します。
2. 航空機騒音に係る環境基準の達成を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 一部未達成
2. 達成

(1) 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動防止事業

<内 容>

「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき公害苦情に係る事業場等に対して、騒音・振動の立入調査を実施し、指導を行いました。

<効 果>

行政指導の結果、改善が図られました。

交通騒音等環境調査の実施

<内 容>

市内の国道、県道、4車線以上の市道（全22路線）の交通騒音について平成24年から調査を行っており、道路交通センサス区間（全45区間）ごとに面的評価を行っております。令和3年度においては、一般国道467号、横浜伊勢原線、藤沢座間厚木線、辻堂停車場辻堂線、田谷藤沢線及び菖蒲沢戸塚線の6路線の7区間について調査を行いました。

<効 果>

令和3年度の調査対象区間における住居等の総戸数は8,593戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,040戸（93.6%）でした。

令和3年度 道路交通騒音調査結果

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも基準達成		昼間のみ基準達成		夜間のみ基準達成		昼間・夜間とも基準超過		環境基準 (基準値) (dB)	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	昼間	夜間
8,593	8,040	93.6	525	6.1	0	0.0	28	0.3	70	65

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、環境基準に適合している割合を算出する評価方法です。

航空機騒音監視測定

<内 容>

航空機騒音をテレメータシステムにより、常時監視を行いました。

<効 果>

令和 3 年度の測定結果については、以下のとおりです。常時監視による航空機騒音の状況は、測定している 5 地点全てで、環境基準を達成しました。この結果に基づき、国・県等の関係機関に騒音の低減について働きかけを行っています。

また、令和 3 年度は厚木基地における NLP（夜間連続離着陸訓練）は実施されませんでした。

令和 3 年度 航空機騒音測定結果

測定地点	最高音 (dB)	測定回数 (回)	Lden (dB)	環境基準 (基準値) (dB)	環境基準に 当てはめた場 合の可否
富士見台小学校	98.2	2,464	47.9	57	○
天神小学校	91.8	628	41.6	57	○
滝の沢小学校	94.3	467	41.2	57	○
明治小学校	99.3	1,545	45.5	57	○
辻堂小学校	101.2	1,604	45.4	57	○

測定回数については、70 dB(A)以上・5 秒以上継続した場合を 1 回としています。

Lden とは、……時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機 1 機ごとの単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後 7 時～午後 10 時)の LAE には 5 dB、深夜(午後 10 時～翌 7 時)の LAE には 10 dB 重み付けをして 1 日の騒音エネルギーを加算し、1 日の時間平均をとって評価した指標です。平成 25 年 4 月 1 日から適用されています。

測定回数に見る経年変化

単位：回

測定地点	年度				
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
富士見台小学校	4,356	2,407	2,269	2,261	2,464
天神小学校	2,243	671	493	554	628
滝の沢小学校	1,818	495	486	519	467
明治小学校	2,876	1,546	1,504	1,424	1,545
辻堂小学校	2,786	1,732	1,704	1,569	1,604

令和 3 年度 厚木飛行場周辺の航空機騒音観測結果

騒音発生回数：回 / 日

地点	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度
		Lden	騒音発生回数											
大庭中	Lden	51.6	56.8	46.6	44.8	43.7	48.6	53.4	50.6	48.4	46.8	48.7	50.5	50.8
	騒音発生回数	8	9	8	7	4	9	12	12	10	9	10	11	9
藤沢総合高	Lden	54.8	54.7	45.4	43.6	42.8	49.7	47.4	50.0	46.3	43.6	46.5	50.3	49.8
	騒音発生回数	11	12	12	7	6	10	12	13	10	7	9	13	10
御所見中	Lden	45.8	43.4	44.4	47.7	45.9	42.4	49.5	44.6	45.3	39.4	41.2	42.9	45.2
	騒音発生回数	6	4	6	4	3	5	7	6	6	3	3	4	5
湘南台小	Lden	45.9	46.5	39.0	37.4	32.0	39.3	37.4	42.5	37.1	30.2	29.3	40.4	40.9
	騒音発生回数	1	3	1	1	1	0	1	2	1	1	0	1	1

藤沢設置分（数値は速報値）

出典：防衛省南関東防衛局 web サイト

公害関係法令に基づく指導事務

<内 容>

公害関係法令に基づく許可申請、届出に対する審査、並びに建築物等の事前協議により、公害防止対策の推進に努めるとともに、県及び関係市町と共通した公害問題の解決等について協議し、連携を図りました。なお、令和3年度の公害防止対策に係る事前協議事務の受理は1件でした。

<効 果>

公害関係法令に基づく申請の許可並びに届出の受理事務

令和3年度の受理件数

「水質汚濁防止法」	123件	(届出対象事業場数	213社)
「大気汚染防止法」	68件	(124社)
「騒音規制法」	207件	(267社)
「振動規制法」	117件	(127社)
「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」	488件	(552社)
「公害防止組織の整備に関する法律」	34件	(34社)
「土壌汚染対策法」	50件		

公害防止対策に係る事前協議事務

令和3年度の受理件数 1件

住宅防音工事

<内 容>

厚木飛行場周辺で「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、南関東防衛局が住宅防音工事の助成事業を実施しています。

令和3年度の住宅防音工事は総数で822世帯でした。

<効 果>

住宅防音工事の実施により、航空機騒音の軽減が図られましたが、さらにこの工事の対象や内容の拡充について、国に働きかけています。

年度別住宅防音工事实施状況（南関東防衛局提供）

単位：世帯

年度	一挙工事	追加工事	特定工事	建替工事	区画改善	告示後住宅	外郭工事	計
平成29年	329	7	13	14	45	0	662	1,070
平成30年	493	2	3	2	35	0	475	1,010
令和元年	355	2	1	0	27	0	729	1,114
令和2年	358	3	1	1	28	0	1,440	1,831
令和3年	339	11	4	8	54	0	406	822

平成22年4月1日から外郭工事が75 WECPNL以上85 WECPNL未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅も対象になりました。また、新規工事は廃止され、世帯人員+1居室までの居室（5居室が限度）を対象とする「一挙工事」を実施しています。

「WECPNL」とは・・・加重等価平均感覚騒音レベルといい、航空機騒音の測定および評価のために考案されたものであり、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位です。

住宅防音工事の助成事業開始時から現在（令和4年3月31日）までの工事完了数とは、少なくとも1回は防音工事を行った世帯数である。

新幹線鉄道騒音

東海道新幹線については、平成 18 年 5 月に環境省が関係行政機関へ要請した「新幹線鉄道騒音に係る当面の 75 デシベル対策」の完了後、平成 23 年中に環境省が測定を実施、達成を確認しています。

営業騒音に対する改善指導

昭和 56 年 10 月に「神奈川県公害防止条例一部改正」が公布され、深夜飲食店の営業騒音防止のため、カラオケ等の使用時間及び営業時間の制限が設けられました（翌 57 年 4 月施行）。

現在では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に改正され、同条例に基づき、カラオケ・拡声機など営業騒音に対する改善指導を行っています。

悪臭防止の指導

悪臭は、騒音、振動公害と同様、感覚公害の 1 つですが、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われていています。発生源としては工場・事業場が多く、製造業・サービス業・畜産農業等多岐にわたっており、屋外焼却行為によるものも目立っています。

神奈川県では「悪臭防止法」に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を定め、平成 15 年 11 月 1 日から施行しています。その後、平成 24 年 4 月 1 日に、これらの地域指定及び規制基準を定める事務が神奈川県から本市に委任されました。規制地域は農業振興地域を除く都市計画区域で、規制手法は「悪臭防止法」で定める臭気指数による規制となっています。また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」では、全工場・事業場に対し悪臭に関する規制基準を定め、建屋の密閉化、脱臭装置の設置等の措置を講ずることを義務付けています。

本市でも、「悪臭防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場や事業所に対して悪臭防止の指導を実施しています。

道路路面の維持管理

道路等のパトロールにより道路の維持管理を適正に行い、車両の通行に伴う騒音、振動の軽減に向け、路面を良好な状態に保持するよう努めています。

令和 3 年度の道路改修舗装事業として、石川下土棚線（円行一丁目 2 番地先）ほか 38 件の舗装打換工事を実施しました。施工延長は約 6,500 m、面積は約 38,100 m² 実施しました。

公共工事等における低騒音・低振動など環境に配慮した建設機械の導入

本市が発注する公共工事等においては、騒音、振動の低減を図るために「騒音規制法」及び「振動規制法」を理解したうえで国土交通省の指定を受けた低騒音型建設機械及び低振動型建設機械を積極的に導入するように施工業者に指導しております。

市内中小企業の設備導入支援（再掲）

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は 45 ページ）。

低周波音等の新たな環境問題

近年、低周波音による相談が増えてきています。

環境省では「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月)や「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)を作成しています。しかし、規制基準等が明確に定められていないのが現状です。

快適な生活環境を確保するため、近隣公害に対する迅速な対応を図り、こうした新たな環境問題に対しても、情報の収集及び調査に努めていきます。

(2) 生活騒音等への対応

環境騒音調査

<内 容>

一般環境騒音を把握するため、平成12年度から市内全域のメッシュ調査を行っています。

令和3年度においては、サムエル・コッキング苑、片瀬市民センター、鵜沼市民センター及び辻堂市民センターの4地点で調査を実施しました。

<効 果>

測定結果については、以下のとおりです。全ての地点において、昼夜ともに環境基準を達成しました。

令和3年度 一般地域環境騒音調査結果 単位：dB(A)

調査地点	測定値 (Leq)		環境基準(基準値) (Leq)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
サムエル・コッキング苑	55	44	55	45
片瀬市民センター	49	37	60	50
鵜沼市民センター	49	33	55	45
辻堂市民センター	52	40	55	45

昼間 6:00～22:00 夜間 22:00～6:00

普通騒音計の貸し出し

市内に在住・在勤の方に普通騒音計の貸し出しを行っています。貸出期間は、原則として8日以内としています。

令和3年度の貸し出し件数は32件でした。



【普通騒音計】

年度別普通騒音計貸出件数

単位：件

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
貸出件数	33	26	25	29	32

近隣生活騒音の防止に対する啓発

騒音とは、好ましくない音、やかましい音の総称で、音の大きさだけでなく、時間帯、生活環境、その日の音に対する感じ方や心の感情、健康状態に左右されることもあります。また、生活するうえで避けられない音や、自分にとって心地よく感じる音も他人にとっては、「うるさい音」「不快な音」と受け取られる場合があります。

騒音問題の解決法として、「相手の立場にたって、互いに理解しあう」ことを呼びかけています。また、騒音の原因や発生源対策についてイラストを作成して、近隣生活騒音の防止に対する啓発活動を進めています。



【近隣生活騒音の防止啓発用チラシ】

深夜花火の騒音防止に対する啓発

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」により、海岸等の公共の場所における夜 10 時以降のロケット花火や打ち上げ花火などの騒音の出る花火は禁止しています。ルールを守り、近隣に迷惑をかけずに花火を楽しむように呼びかけています。



【配布用手作りポスター】

3 新たな緑の創造

環境目標 2 - 3

公園や緑地など新たに緑が創出され、潤いのある生活がおくれること

達成指標

1. 市民一人あたりの都市公園等面積を概ね 17 m² にします。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続 (12.6 m²、「藤沢市緑の基本計画」の最終的な目標は 20 m²)

(1) 緑化及び緑地保全活動の推進

緑の基本計画

ア 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に基づき、市町村が主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにしたものです。

イ 緑の将来像

多様な自然の緑、生活や産業とともに新たに生み出され育まれる緑、災害時の避難場所や防災、レクリエーションの場となる緑など、それぞれの緑の特徴を活かし、変化に富んだ多彩な輝きを放つ、魅力あふれる都市の姿「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を緑の将来像として掲げています。

ウ 基本方針

基本理念である、「保全、創造、連携、普及、共生」の5つの観点をふまえ、緑の将来像を実現するための基本方針を設定しています。

エ 目標水準

計画では、将来達成すべき最終的な目標(最終目標)を設定し、段階的な目標として中間年次(令和2年、令和12年)を設けています。また、藤沢都市計画区域(藤沢市全域 6,956 ha)を計画の対象区域としています。

この「緑の基本計画」をより具体的なものとするため、平成26年度に「緑の実施計画(第1期計画)」を策定し、令和3年度からは第3期計画に基づき事業の進捗を図っています(詳細は59-60ページ)。

都市公園の整備

都市公園は、「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで、欠かすことのできない都市施設です。

本市の公園緑地計画は、南北に流れる引地川と境川、東西に広がる広域的な緑地を基軸に、新林公園、大庭城址公園、長久保公園及び片瀬山公園等の大規模な公園を配置するとともに、地域コミュニティ形成の場となる身近な公園のバランス良い配置をめざし、順次整備を推進しています。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに、2公園の供用を開始しました（詳細は60ページ）。

公園緑地

公園緑地は「防災」、「景観」、「環境保全」及び「レクリエーション」といった多くの機能を有しており、市民の安全で快適な生活を支えるうえで欠かすことのできない都市施設です。

公園緑地の現況は次に示すとおりであり、令和4年3月31日現在、市民一人当たりの都市公園面積は5.30 m²です（県立公園を含む）。

また、「緑の広場」や「憩いの森」などの公共施設緑地を加えた都市公園等の面積は、市民一人当たり12.6 m²となっています（令和4年3月31日時点）。

公園緑地（都市公園）の現況（令和4年3月31日現在）

種別		箇所	面積 (ha)	備考
住区基幹公園	街区公園	269	44.76	
	近隣公園	25	27.85	
	地区公園	2	19.55	長久保公園、引地川親水公園
都市基幹公園	総合公園	4	55.94	新林公園、大庭城址公園、県立辻堂海浜公園、県立境川遊水地公園の一部
	運動公園	2	13.42	八部公園（鵜沼運動公園） 秋葉台公園
特殊公園	風致公園	1	2.87	片瀬山公園
	墓園	1	36.87	大庭台墓園
大規模公園	広域公園	2	19.06	鵜沼海浜公園、県立湘南海岸公園
緑地等	都市林	1	2.68	裏門公園
	都市緑地	7	2.39	伊勢山緑地、御所ヶ谷緑地、善行坂緑地、亀井野緑地、本在寺緑地、善行二丁目緑地、辻堂東海岸二丁目緑地
	緑道	2	8.5	引地川緑地、境川緑地
	緩衝緑地	1	0.19	桐原緑地
合計		317	234.06	市民一人当たりの面積：5.30 m ² / 人

令和4年3月31日現在の人口441,547人を使用しています。

各面積は百 m²未満を四捨五入して、ha表示としているため、合計が一致しないこともあります。

街路樹

街路樹は、都市の中で身近な緑の代表格と言え、街の良好な景観を創り出し、気象を緩和し、夏には日照りを遮り、四季の移り変わりを感じさせてくれるなど、人々の生活に潤いを与えてくれます。

近年では、都市温暖化対策の1つの位置づけとなる他、火災の延焼を遅らせることで避難路を確保する機能が見直されるなど、防災の面からも重要な役割を担っています。

街路樹がより良好に生育できる環境と安全で快適な道路空間を両立させるとともに、持続可能な管理を行ってまいります。

建物の緑化推進（再掲）

< 建物緑化助成事業 >

緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成しています。

民間施設の緑化

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等で定めるところにより、民間施設の緑地確保や緑化を推進しています。法律や条例が及ばない住宅地などの緑化についても、普及活動などを通じて緑化を促します。

担保性の低い民有地の緑地確保や緑化を進めるため、民有地内の空地や屋上、壁面などの緑化を推進するための制度や、地域における緑化率を定める制度を用意するなど、様々な手法を導入しています（詳細は64-65ページ）。

民間の建物の建物緑化や壁面緑化の推進

敷地面積500㎡以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他の建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。

なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

宅地における生垣を用いた緑化の推進及び保存生垣の指定（再掲）

宅地内の生垣は、住宅地で火事が発生した際に延焼を抑制する防火機能を持つほか、近隣住民に対し癒しを与える機能を持っています。このような機能を有した宅地内の生垣を、保全・推進するため、住宅が建築される際、その建築敷地内に生垣を新設することを奨励しています。また、既に存在する道路に面した生垣の保全を奨励するため、保存生垣の指定を行っています。

郷土樹種による緑化の推進

緑化する樹木は、郷土樹種のうちから、生育条件、管理方法等を十分に考慮して選定するよう推進しています（詳細は 65 ページ）。

市民団体などとの連携による緑化の推進及び各種イベントやコンクールなどをおした緑化意識の普及・啓発

市内の緑地保全及び緑化推進に意欲的な市民ボランティア団体などと連携して、市有山林での草刈りや植樹を行い、及び街頭での花苗や種子の配布を行うことで、緑化の推進を図っています。

また、毎年、緑化啓発ポスターや学校花だんなどのコンクールを行うことで、緑化意識の普及・啓発を図っています。

緑地保全協働事業

現在、本市で管理している緑地のうち 23 ヲ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払いなどの緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ピオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しながら、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図っています。

4 景観の保全及び形成

環境目標 2 - 4

藤沢ならではの景観を保全するとともに、良好な景観を形成すること

達成指標

1 .届出対象行為に該当する大規模建築物等における景観形成基準の達成を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1 . 達成

(1) 良好な自然景観の保全、再生、創出

海岸の保全

本市には東浜から辻堂海岸にいたる長さ5.2 km、巾最大110 m、平均90 m、総面積47 haに及ぶ砂浜があります。

神奈川県では、国が定めた「海岸保全基本方針」(平成12年5月)に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用の確保の3つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸保全を行うため、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(神奈川県、平成16年5月策定)と「東京湾沿岸海岸保全基本計画」(東京都・神奈川県・千葉県、平成16年8月策定)を定めています。「相模灘沿岸海岸保全基本計画」では、三浦市剣崎から静岡県境まで(延長約150 km)を範囲とし、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」という基本理念のもと海岸保全を行っています。

相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、神奈川県と本市を含めた沿岸13市町では「なぎさづくり促進協議会」(平成18年3月)を設置して、海岸侵食をはじめとした相模湾の諸問題について協議を行っています。

湘南海岸では、10月から4月にかけて強い南西風が吹きます。潮風や飛砂の被害を防ぐため、これまで海岸砂防林の植栽が行われてきました。砂防柵(竹ず柵)や防風ネットを設置して、美しい白砂青松の風景を創り出す海岸砂防林の保護、育成が図られています。

また、公益財団法人かながわ海岸美化財団では、海岸の清掃、海岸美化に関する啓発、美化団体の支援及び海岸美化に関する調査、研究等を行うことにより、相模湾を中心とする海岸美化を図り、海岸の自然環境の保全と利用環境の創造に寄与しています。

江の島と片瀬海岸の保全

市内南部にある県指定史跡・名勝「江ノ島」は、周囲約 4 km、面積約 0.37 km²、標高約 60.4 m の凝灰質砂岩から成る陸けい島です。島の裾にはいくつもの海浸洞窟、奇岩、奇^{きしやう}峭が巡り、また頂上部では藤沢市指定の天然記念物であるクックアロウカリア、シマナンヨウスギ、ツカミヒイラギ、タイミンチク群を見ることができます。

片瀬漁港は、漁業活動の根拠地としてだけでなく、観光地であるこの地域の景観に馴染むようなデザインをするといった配慮のもと、市民・来訪者が憩いの場として利用することと、また、市民に安全・安心な魚介類を提供することを目的として整備を進め、平成 19 年度の工事をもって完成しました。なお、片瀬漁港の航路浚^{しゆんせつ}渌で発生した砂は、砂浜の養浜に活用するよう努めています。

また、江の島周辺海域では、漁業者、市民、行政が協力して、藻場の保全や海底清掃などの水産多面的機能発揮対策を行い、環境の保全に努めています。

今後も砂浜、岩場の何れにも恵まれた海の自然環境への保護・保全に努めます。



【神奈川県指定史跡・名勝「江ノ島」】

河川の保全、整備（再掲）

本市を流れる引地川、境川、目久尻川、小出川は、豊かな自然を残しており、水と緑の骨格となっています。田園地帯を流れ、豊かな自然環境の残る小出川支流、打戻川では浸水被害解消のための改修と併せて、周辺の環境や景観に配慮した多自然型護岸での整備をしています。

平成 9 年度「河川法」の改正により、河川は単に治水・利水の機能を持つ施設だけでなく、多様な自然環境や水辺空間が潤いのある生活環境の舞台としての役割を期待されるようになってきています。

藤沢市都市マスタープランでは、河川について「引地川、境川、目久尻川、小出川等の水辺、川沿いの自然地は、多様な生物生息空間として、また湘南の風を市街地へ運ぶみちとして保全に努めます。また、市民の身近なレクリエーションゾーンとして、みどり豊かな憩い空間の形成を図ります。」とされており、今後の河川改修では、水質・生態系の保全、水とみどりの景観、河川空間のアメニティといった市民の要望に答えていくよう努めます。

斜面緑地の保全

市内に残る良好な斜面緑地の保全方策の1つとして、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」に指定している斜面緑地があります。

特別緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採など、通常の管理行為以外の行為は厳しく制限されています。

次の4地区、約55.8haを特別緑地保全地区として指定しています。

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的とした、「都市緑地法」第12条に基づく地区で「都市計画法」第8条に基づく「地域地区」の1つです。

引地川特別緑地保全地区

引地川左岸、藤沢市地方卸売市場北側から石川にかけての区域で、本市の緑の拠点となる地域（石川丸山谷戸）に接する斜面山林

- ・面積：約16ha
- ・最終決定年月日：昭和63年3月1日
- ・告示番号：県告示第179号



【引地川特別緑地保全地区】

境川特別緑地保全地区

境川右岸、西俣野立石橋付近より上俣野橋にかけての河川沿いの区域で、湧水も見られる良好な斜面山林

- ・面積：約15ha
- ・最終決定年月日：平成5年4月23日
- ・告示番号：県告示第469号



【境川特別緑地保全地区】

城南特別緑地保全地区

国道1号城南付近北側で、国道沿いに続く、延長約1.3kmの斜面山林

- ・面積：約4.8ha
- ・最終決定年月日：平成9年3月28日
- ・告示番号：市告示第312号



【城南特別緑地保全地区】

遠藤笹窪特別緑地保全地区

湘南台駅より西方約 3.5 km に位置する遠藤笹窪谷に接する緑地です。

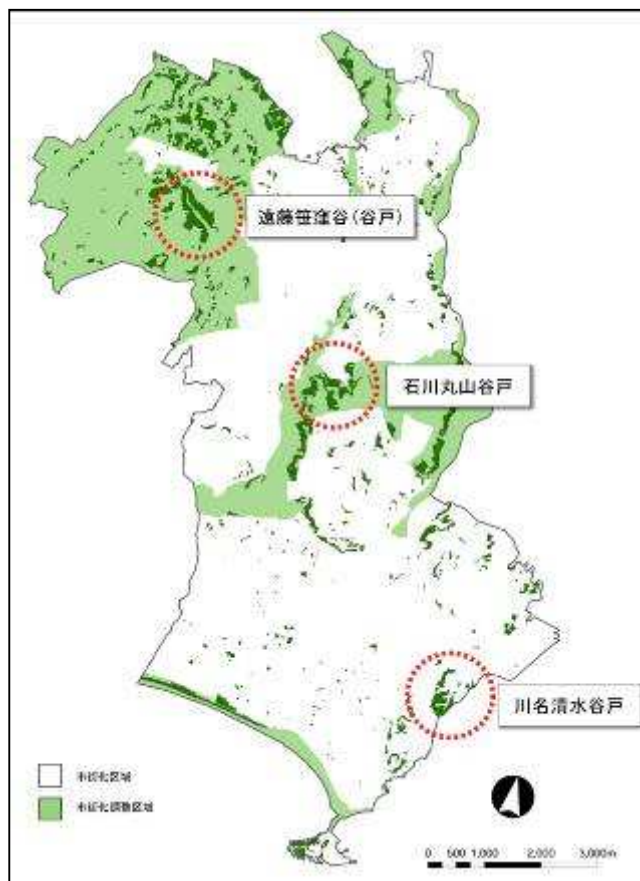
- ・面積：約 20 ha
- ・最終決定年月日：令和元年 9 月 17 日
- ・告示番号：市告示第 198 号



【遠藤笹窪特別緑地保全地区】

三大谷戸の自然景観の保全

本市の三大谷戸は「藤沢市緑の基本計画」における「緑の保全拠点」、「藤沢市都市マスタープラン」における「みどりの景観拠点」に位置づけられており、緑地保全施策において優先かつ重点的な施策として、様々な制度を活用しながら、具体的な施策を展開しています。また市民団体の活動と連携して保全に努めています。



【三大谷戸位置図】

川名清水谷戸

位置：藤沢駅の南東約 1.2 km

面積：約 17.0 ha

概要：

- ・市街地から至近距離にある自然豊かな里地里山空間が残る谷戸で、境川流域に含まれます。
- ・樹林や水田、湿地空間の組み合わせさせた多様な環境が、多くの生きものに生息・生育空間を提供しています。
- ・隣接する鎌倉市の緑地や都市計画道路横浜藤沢線の道路計画との整合をはかりつつ、保全をめざします。

用地取得面積：約 10.0 ha（市及び県）（令和 3 年度末時点）

石川丸山谷戸

位置：善行駅の北西約 1.5 km

面積：約 19.0 ha

概要：

- ・引地川特別緑地保全地区と連担して一団の緑地を形成しており、引地川流域に含まれます。
- ・2 つの谷戸が合流することで、複雑な地形を形成しており、谷底部では湧水を起源とした小川が流れています。
- ・平成 27 年 9 月に「石川丸山緑地保全計画」を策定しました。
- ・谷戸周辺の地域も含め、市民、土地所有者、行政が連携しながら里地里山の保全、活用ができるように施策を展開しています（平成 29 年 3 月現在：「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山保全等地域約 11.9 ha）

用地取得面積：約 6.5 ha（令和 3 年度末時点）



遠藤笹窪谷（谷戸）

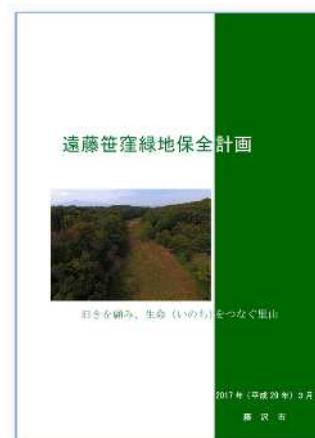
位置：湘南台駅の西約 3.5 km

面積：約 24.3 ha

概要：

- ・湿地などの中央低地部と、それらを囲むように広がる斜面林で構成されており、相模川流域に含まれます。
- ・谷戸の源頭部などの湧水点は、小出川の水源となっています。
- ・里地里山環境を保全しつつ、都市機能の適切な配置を図るため、自然環境の保全・再生・活用などの施策を展開しています（平成 29 年 3 月に「遠藤笹窪緑地保全計画」を策定）

用地取得面積：約 14.2 ha（令和 3 年度末時点）



市の木「クロマツ」と市の花「フジ」の普及

市の木クロマツについては、松くい虫の被害から守るために毎年薬液注入による予防を行っています。令和3年度においては、松枯れを防止するために132本のマツの樹幹に薬液注入を行いました。また、松くい虫の被害にあった松を伐倒処分することで、松くい虫のまん延を防止しています。

市の花フジについては、市民団体との協働で策定した2つのフジロード、「引地川・フジ史跡ロード」・「境川・フジ水辺ロード」のPRなど、フジの普及啓発を行っています。

「藤沢市風致地区条例」の制定

風致地区とは、都市の風致を維持するために定められる「都市計画法」に基づく地域地区です。本市には、史跡・名勝の江の島、湘南海岸及び閑静な住宅地の鵜沼、片瀬山、辻堂太平台等の良好な自然環境や景観のすぐれた地区がまだ多く残っています。「都市計画法」に基づき風致地区を5ヵ所指定し、これらの快適な都市環境を維持する努力を行っています。

「風致地区条例」とは、「都市計画法」に基づいて、風致地区内における建築物の建築や宅地の造成等について必要な規制を行い、都市の風致を維持することを目的として定めるものです。これまでの「風致地区条例」は、昭和45年に神奈川県が制定したものであり、本市では、昭和56年から事務移譲を受け、許認可等の事務を行ってきました。

「風致地区内における建築等の規制にかかる条例の制定に関する基準を定める政令」の改正により、「風致地区条例」の制定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、平成26年3月に「藤沢市風致地区条例」を制定し、同年10月1日より運用を開始しました。

風致地区における許可

許可を受けなければならない行為は、

- 建築物その他の工作物の新築、増築、
- 改築、移転又は色彩の変更
- 宅地の造成、土地の開墾その他土地の
- 形質の変更
- 水面の埋め立て又は干拓
- 木竹の伐採
- 土石の類の採取
- 屋外における物件のたい積

となっています。

「藤沢市風致地区条例」では、風致地区内において建築物を建築する際に、建築物の高さ、建蔽率、屋根・外壁の色彩、壁面の後退、緑地の確保を総合的に規制することにより風致の維持を図り、安全で快適なまちづくりを目指しています。

許可申請件数年次推移

単位：件

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
風致地区許可申請件数	315	259	235	260	307

風致地区指定一覧表

単位：ha

名称	指定年月日	面積	地域の特性
第1号 片瀬山風致地区	昭和36年3月17日	145.25	緑豊かな丘陵地 相模湾の眺望
第2号 江の島風致地区	昭和31年1月27日	26.20	史跡名勝地
第3号 鵠沼風致地区	昭和31年1月27日	138.44	良好な住宅地 境川沿いの水と緑の調和
第4号 湘南海岸風致地区	昭和31年1月27日	224.08	相模湾沿岸の砂丘 とクロマツ
第5号 太平台風致地区	昭和31年1月27日	50.07	丘陵地とクロマツの林
計		584.04	

水田の保全

有機農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています（詳細は132ページ）。

自然景観に係わる情報提供、啓発

藤沢の自然観察ガイド等により、地域の自然景観情報を提供するとともに、自然観察会の開催などにより普及啓発を行っています。

市民等による自主的な自然景観形成活動の支援

遠藤笹窪谷（谷戸）や石川丸山谷戸等で行われている、市民団体等による自主的な里地里山保全活動等に対し、補助金の交付など様々な支援を行っています。

民間宅地開発等に関する許可等

本市は、道路事業、下水道事業、土地区画整理事業などの公共事業により都市基盤整備を行い都市の骨格を形成する一方、民間による開発行為や建築行為などが活発に行われています。これらの行為に一定のルールを定め、それにしたがって開発が行われているかどうかをチェックする必要があります。このうち、開発行為に関して設けられた制度が昭和44年に施行された「都市計画法」に基づく開発許可制度です。市街化区域にあたっては開発区域の面積が500㎡以上のものについて、市街化調整区域にあつては全ての開発行為について許可制度の対象として、市長が許可事務を行っています。

一方、土地利用をどのようにコントロールするかは、大きな課題です。その基準を定めているのが「都市計画法」及び「建築基準法」などですが、本市のように都市の成長が激しく、また土地の高度利用を要求される都市では、法のみによるチェックだけでは十分にコントロールができません。そこで、一定規模以上の開発行為や建築行為に対しては「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成21年7月1日施行）」を定め、手続及び公共施設整備を義務付けています。

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」の申請件数 単位：件

該当項目（令和3年度）		件数	
特定開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第4条第12項に規定する開発行為）でその規模が3,000 m ² 以上のもの	3
	イ	中高層建築物で、階数が5以上であるもの又は延べ面積が3,000 m ² 以上の建築	20
	ウ	大規模建築物(大規模小売店舗でその用途に供する部分の床面積が10,000 m ² 超)の建築	0
	エ	ホテル若しくは旅館、劇場、映画館若しくは演芸場又はキャバレー、遊技場、集会場その他これらに類する用途に供する建築物で300 m ² 以上の建築	3
	特定開発事業合計		26
開発事業	ア	開発行為（「都市計画法」第4条第12項に規定する開発行為）でその規模が500 m ² 以上のもの	48
	イ	中高層建築物(共同住宅で階数3以上かつ24戸以上であるもの又は共同住宅以外で階数3かつ延べ面積が2,000 m ² 以上のもの)の建築	3
	ウ	特定建築物等(第1・2種低層住居専用地域・調整区域において階数3以上又は軒高7 m超のもの、前述以外の用途地域において高さが10 mを超えるもの、工場その他公害の発生の恐れがあるもの、300 m ² 以上の倉庫、ホテル・遊技場等の用途に供するもの、又は高さ15 m超の工作物)の建築	23
	エ	特定共同住宅(住戸面積が37 m ² 未満の住戸が8戸以上の共同住宅を含むもの)の建築	26
	オ	特定造成工事(3 mを超える崖を生ずるもの)	2
	カ	宅地造成工事(「宅地造成工事規制法」の許可を要するもの)	6
	開発事業合計		108
総計		134	

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」における
開発行為及び中高層建築物の過去5年の申請件数 単位：件

該当項目	年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1 開発行為(500 m ² 以上)		76	79	59	61	51
2 中高層建築物		21	20	18	16	23
合計		97	99	77	77	74

(2) 良好な都市景観の保全、形成

景観形成地区等の指定と市民主体の景観まちづくり活動への支援

魅力ある都市景観を形成していくには市民・事業者・行政それぞれの景観形成に対する理解と協力が重要です。景観形成への取り組みを地域内で重点的に進めていくための制度として、景観形成地区等の指定の制度があります。指定にあたっては、地域住民が景観形成協議会等の組織化を図り、自ら計画をまとめていくことを基本としています。景観形成協議会等の計画のとりまとめや合意形成に向けた活動に対し、専門家派遣や技術的援助、活動経費助成等の支援をしています。

「藤沢市都市景観条例」における指定地区

「都市景観条例」制定日 平成元年3月31日	
特別景観形成地区	江の島特別景観形成地区 (平成2年5月1日)
	湘南C-X(シークロス)特別景観形成地区 (平成18年11月28日)
景観形成地区	サム・ジュ・モール景観形成地区 (平成5年6月1日)
	すばな通り地区景観形成地区 (平成9年9月1日)
	湘南辻堂景観形成地区 (平成19年1月12日)
	湘南通り景観形成地区及び辻堂熊ノ森景観形成地区を一体化
	ニコニコ自治会景観形成地区 (平成24年3月30日)
	湘南台景観形成地区 (平成24年3月30日)
	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区 (平成25年5月24日)

景観形成地区・特別景観形成地区内における建築物等の新築・増築等に係る届出・認定

地区内の建築物・工作物の新築や増築等の際し、事業主体である市民や事業者から「景観法」に基づく届出又は認定申請を受け、景観形成基準に整合した事業計画となるように協議を行っています。



【江の島特別景観形成地区】

届出（認定）件数の推移

単位：件

地区名	年度	届出（認定）件数				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
江の島特別景観形成地区		5	4	7	5	7
湘南C-X(シークロス)特別景観形成地区		4	1	0	1	0
サム・ジュ・モール景観形成地区		0	3	1	1	2
すばな通り地区景観形成地区		3	3	1	2	1
湘南辻堂景観形成地区		0	1	4	2	1
ニコニコ自治会景観形成地区		14	17	17	23	12
湘南台景観形成地区		6	2	4	6	5
Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区		67	33	0	1	0

大規模建築物等に対する届出

大規模建築物等の新築・増築等については、事業主体である市民・事業者から「景観法」に基づく届出を受け、建物などの敷地の利用に関わる配置のデザイン、道路・隣地との境界領域のデザイン、建築物等自体のデザインなどについて、調和のとれたゆとりある街並み形成となるよう、協議を行っています。



【藤沢駅南口周辺】

大規模建築物等の届出・通知件数

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
大規模建築物等の届出	72	72	71	71	50
大規模建築物等の通知	12	9	6	8	4
計	84	81	77	79	54

都市景観アドバイザーによる助言

地域の都市景観の形成に対して先導的な役割を担う公共施設や、景観上重要な場所である主要駅周辺、国道 134 号沿線等の大規模建築物、景観形成地区内の建築物等のデザインについては、建築、都市デザイン、色彩計画、ランドスケープの専門家である都市景観アドバイザーによって、専門家の立場から助言・指導を行っています。

景観重要公共施設の指定

相模湾沿岸の良好な景観形成を関係市町と連携して推進するため、湘南海岸周辺及び江の島の公共施設を、「景観法」に基づく景観重要公共施設に指定しています。当該施設の整備や区域内の占用物件については、良好な景観形成に向けた協議を行っています。

景観重要公共施設

区 域	対 象 施 設
湘南海岸周辺	国道 134 号 湘南海岸公園（県立湘南海岸公園、鵜沼海浜公園、県立辻堂海浜公園） 藤沢海岸（藤沢海岸、湘南港海岸、国道 134 号自転車歩行者専用道路） 片瀬漁港
江の島	湘南港 湘南港臨港道路 県道 305 号（江ノ島） 市道片瀬 334 号線 市道片瀬 358 号線

都市景観に係わる各種パンフレットの発行

以下の各種パンフレットを作成するなどして、都市景観に係わる情報提供と啓発を進めています。

- ・大規模建築物等の景観形成基準
- ・江の島特別景観形成地区
- ・湘南 C-X（シークロス）特別景観形成地区
- ・サム・ジュ・モール景観形成地区
- ・すばな通り地区景観形成地区
- ・湘南辻堂景観形成地区
- ・湘南台景観形成地区
- ・ニコニコ自治会景観形成地区
- ・Fujisawa サステイナブル・スマートタウン景観形成地区
- ・色彩景観ガイドライン

都市景観市民団体の認定と支援

都市景観市民団体は、地域住民による地区の都市景観形成に寄与することを目的とした一定条件を満たす団体を本市が認定する制度です。良好な都市景観形成の活動を行う団体を市長が認定することで、市民による自主的な都市景観形成活動の支援をしていきます。

都市景観市民団体

- ・鵜沼の緑と景観を守る会（平成 19 年 5 月 7 日認定）
- ・藤倶楽部（平成 20 年 6 月 11 日認定）
- ・鵜沼景観まちづくり会（平成 20 年 8 月 5 日認定）
- ・善行雑学大学（平成 21 年 9 月 1 日認定）

5 農水産との共存

環境目標 2 - 5

安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されていること

達成指標

1. 藤沢産利用推進店の登録店舗数 177 店舗を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 未達成（96 店舗、目標達成期間は令和元年度～3年度）

（1）農地の保全と活用

農用地区域の保全

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定め、優良農地の確保、保全に努めています。

【令和4年3月31日現在 農用地区域面積 588.5 ha】

生産緑地地区

市街化区域内の農地については、農業等と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保のため、農業生産活動をもとにした緑地機能や公害や災害の防止機能などに優れたものを生産緑地地区として指定し、計画的な保全がなされています。

令和3年12月15日現在 490カ所、約90.1haが生産緑地地区として指定されています。

農業の振興対策

農業の存続と発展を図るため、様々な農業支援策を実施していますが、令和3年度に行った主な事業は、次のとおりです。

ア 農業者と都市住民との交流を図る事業

- ・果樹持寄り品評会の開催
- ・栽培収穫体験講座の開催
- ・収穫体験講座の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、植木品評会及び園芸まつり農産物品評会の開催は中止。

イ 担い手の確保や農地の保全を図る事業

- ・ 認定農業者への支援等、本市農業の中核となる農業者の育成
- ・ 農業後継者等への支援
- ・ 遊休・荒廃農地の解消に対する支援
- ・ 水田保全奨励金の交付
- ・ 農福連携を行う農業者への支援

ウ 経営の近代化や環境に配慮した農法の導入など農業経営を支援する事業

- ・ 農業経営に要する資金を借り入れた際の利子補助
- ・ 地場野菜の安定的供給の推進や価格の安定を図る事業への支援
- ・ 環境に配慮した農業技術等の導入の支援（環境保全型農業）
- ・ 産地競争力を高めるための農業技術等の導入の支援
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の交付

エ 畜産経営の向上を図る事業

- ・ 家畜の伝染病予防と畜舎等の衛生対策への支援
- ・ 乳質、肉質の向上と繁殖性に優れた家畜を生産するため、乳牛、肉豚の資質改良・増殖事業に対する支援
- ・ 後継乳牛を生産するための事業に対する支援
- ・ 悪臭、水質汚濁等の防止や、畜産経営安定のための施設及び機械設置・改修等への支援

オ 農業の基盤を整備する事業

- ・ 農業用水路の維持管理及び水利施設の改修等の支援
- ・ 農業の用に供する道路の整備

援農ボランティア養成講座

農業や野菜作りに興味があり、ボランティアで農作業を手伝うことに意欲のある方等を対象に、援農ボランティア養成講座を開催しています。養成講座では、実際に援農ボランティアとして活動する前に、農作業の基礎を身につけることに重点を置いています。

援農ボランティア養成講座の開催を通じて、市民等の農業への理解と農家の労働力不足への支援を推進します。

援農ボランティア養成講座実績

年度	令和元年	令和2年	令和3年
協力農家数（戸）	22		19
受講者数（人）	11		51

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は中止。

水田の保全

有機農業者又は県のエコファーマー認定を受けた市内在住の水稲生産者に対し奨励金を交付し、環境に配慮した栽培を奨励することで、市民に潤いと安らぎを与える田園景観を形成し、生物多様性や水源のかん養、治水などの多様な機能を持つ水田の保全を図っています。

令和 3 年度 水田保全事業実績

	m ² 単価(円)	申請数(人)	申請面積(m ²)	交付金額(円)
水田保全事業奨励金	47	118	526,467	24,692,000

個人ごとに1,000円未満切り捨て。

「エコファーマー」の活動支援

化学肥料・農薬の利用を削減し堆肥等を利用する「エコファーマー」の活動を支援し、環境保全型農業や地域循環型農業の推進を図ります。

令和3年度、市内在住の神奈川県認定のエコファーマーは120人にのぼり、水田保全事業等を通じて活動を支援していきます。

多面的機能発揮促進事業

既存の制度を基として、平成26年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

日本型直接支払制度は、以下の3制度からなります。

1. 多面的機能支払制度(地域の共同活動を支援)
2. 環境保全型農業直接支払制度(環境保全効果の高い営農活動を支援)
3. 中山間地域等直接支払制度(条件不利地の農用地での農業生産活動の継続を支援)

水路・農道の整備

令和3年度の農道及び農業用水路の整備の実績は、農道については、県の補助を受け、西俣野地区で71mの農道整備を実施、また、水路については、西俣野地区で87mの水路改修を実施しました。

農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮するための基盤となる社会共通の資本であることから、適正な保全を図るため、今後も地元の水利団体等と十分な協議を行い、農業の基盤整備を計画的に進めていきます。

湘南広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町では農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、2市1町間で協定を締結しました。

遠藤地区の景観形成事業

市内若手農業者団体「さがみ農協藤沢市青少年藤友会」が遠藤地区で遊休農地を活用した景観形成事業を行っています。地元若手農業者の PR 及び地域社会におけるふれあいの場として活用しています。



【遠藤地区のコスモス】

(2) 安全確保に向けた情報提供、支援

「藤沢産利用推進店」制度

この制度は「藤沢産」農水産物、食品を取り扱う飲食店等を「藤沢産利用推進店」として認定し、積極的に PR することで、地産地消の推進と地場農水産物の消費拡大を目的として実施する事業です。

藤沢産利用推進店店舗数

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
登録店舗数	134	101	100	101	96
新規登録店舗数	11	9	11	26	17
登録更新店舗数	123	92	89	75	79

当該年度の年度末の数値です。

生産履歴の記帳と情報提供

JA さがみと連携し、市内 JA 関連直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発を促進します。また、市内 JA 関連直売所は、消費者からの求めがあった場合には、生産履歴記帳等の情報提供が行える体制整備に努めます。

生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。

GAP (農業生産工程管理) の普及促進

JA さがみと連携し、農産物の安全確保と消費者の信頼を確保するため、GAP(農業生産工程管理)の普及促進を図ります。

学校・保育園給食における食の安全への取組

学校・保育園給食では、食の安全への取組として、 unnecessaryな添加物を含んでいない食品の使用に努めるとともに、安全性の高いものや地場産を取り入れ、極力手作りの給食を提供するようにしています。

【小学校給食の例】

小松菜チャーハン／ワントンスープ／冷凍みかん／牛乳



豊かな地域資源を次世代へ継承・発展する藤沢

1 里山の保全

環境目標 3 - 1

水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然にふれあえること

達成指標

1. 市民協働により保全活動を行う緑地数の増加を目指します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続

(1) 里地里山の現状

里地里山とは一般的に、農地、山林及び集落が一体となった地域を総称するものです。

昭和 40 年代前半ごろまで、農業や林業の生産活動、堆肥や薪炭資源確保の場、及び農村における日常生活の場として、人の手が継続して入り、その景観が形成されました。

里地里山の姿は、時代ごとの人々の生活のあり方によっても異なったものだったと言われていいます。明治時代ごろまでの里地里山は、屋根材などの共同管理地としての茅場の割合が高く、人工的な草地環境を織り交ぜた姿だったと考えられています。現在、私たちが思い描く里地里山の姿は、薪炭資源としての利用価値の高いクヌギ・コナラなどの広葉樹や建材としての利用価値の高いスギ・ヒノキなどの針葉樹による混交林と、水田・畑などにより形成された景観だと言えます。

近年、里地里山が持つ良好な景観の形成、生物多様性の確保、災害の防止、生活文化の伝承、情操のかん養、及びレクリエーションの場の提供などの多面的機能が注目されるようになりました。

一方で、産業構造や生活様式の変化、及び農業・林業従事者の高齢化などに伴い従来の管理が行われなくなっており、里地里山の持つ多面的機能が失われつつあります。また、土地利用形態の変化や都市整備などに伴い、里地里山景観そのものの消失が進んでいます。



【石川丸山谷戸における里地里山の景観】

(2) 樹林地・里山・谷戸の保全、再生

みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 60 年度 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、市民・企業等に呼びかけ、寄附を募るとともに、一般会計繰入金、基金運用利子等により基金を積み立てています。

令和 3 年度末時点では、基金残高 8 億 7,740 万円となっており、この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度末に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しており、昭和 61 年度から現在まで合計 10.7 ha の緑地を取得しています。

積み立て・取り崩し状況

単位：千円

年度	積立金			取崩金		取得面積 (m ²)	年度末 基金額
	積立	寄附金	利子	緑地取得	その他		
平成 29 年	65,879	3,892 (125 件)	209	0	41,982	0	806,823
平成 30 年	67,134	5,534 (100 件)	176	24,120	19,529	402.00	836,017
令和 元年	68,960	9,820 (94 件)	117	159,882	18,076	2,661.00	736,957
令和 2 年	71,348	11,933 (62 件)	91	0	15,317	0	805,012
令和 3 年	74,203	13,738 (68 件)	20	0	15,569	0	877,404

雨水の地下浸透、保水機能の維持に寄与する樹林地や里山、谷戸などの保全

樹林地や里山谷戸等の緑は、防災機能、景観機能、レクリエーション機能等に加えて、雨水の地下浸透や保水機能など、自然の水循環を支える環境保全機能を持っています。

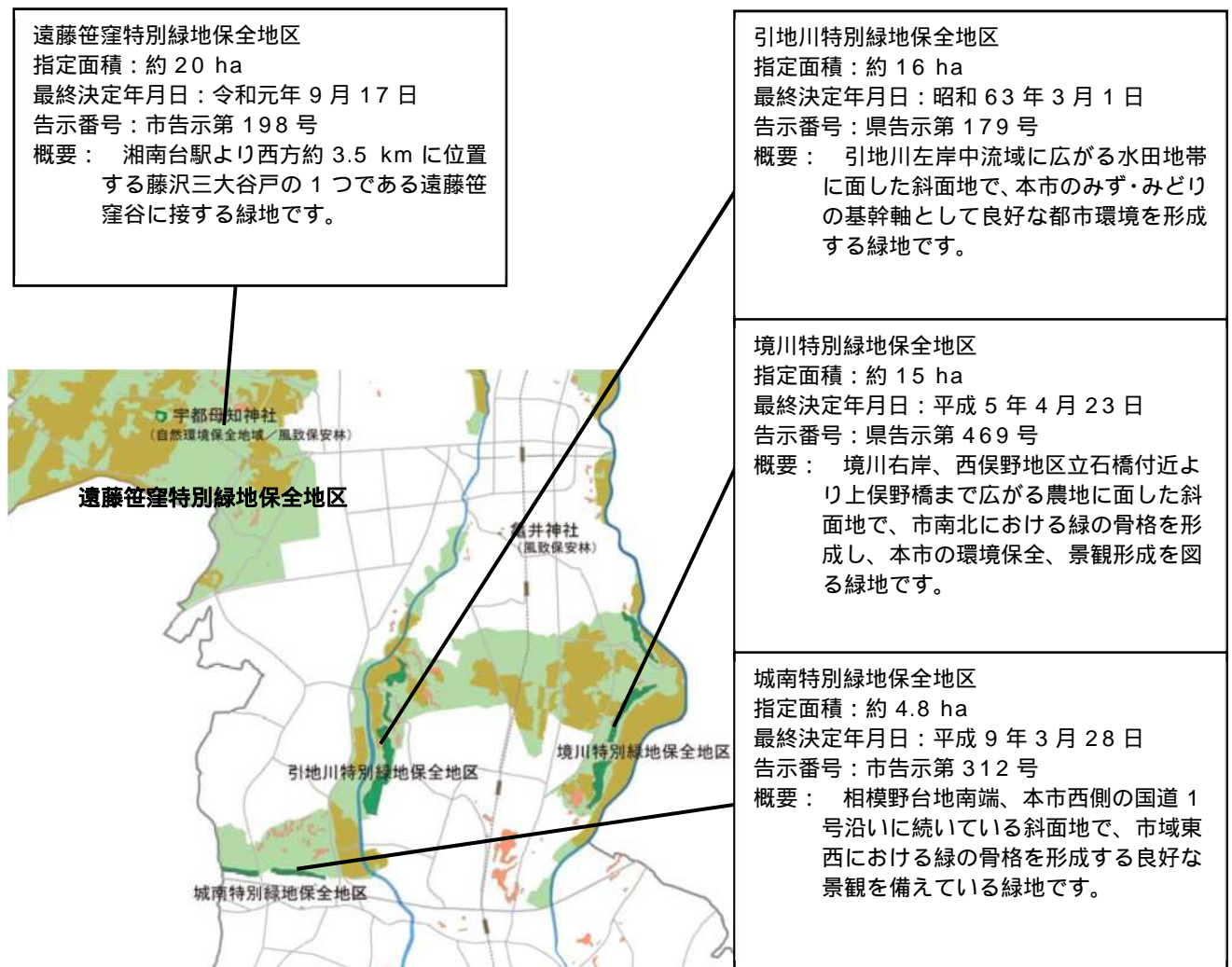
これらの機能の保全に向けては、みどり基金による緑地の取得等に加えて、特別緑地保全地区の指定や保存樹木制度などにより民有緑地の保全に努めています。

また、令和 2 年度からは里山環境の保全と再生を目的とした樹林地復元を行っています。

特別緑地保全地区の指定

「都市緑地法」(第12条)に基づく特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止や都市の歴史的・文化的価値を有する緑地及び生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を目的としたもので、都市計画における地域地区(「都市計画法」第8条)の1つとして指定がなされています。同地区内では、緑地を保全するため宅地の造成、建築物の建築、及び木竹の伐採などの行為が制限されますが、その代償措置として税負担の軽減や土地の買い取り制度が設けられています。

現在、4地区約55.8haを指定しており、「藤沢市緑の基本計画」に基づき、今後保全すべき緑地のうち特に重要なものについて、本地区区の指定を目指しています。



【特別緑地保全地区位置図】

緑の保全制度の活用

神奈川県の「自然環境保全条例」で指定されている自然環境保全地域(寒川社、皇子大神、宇都母知神社の3カ所)や、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、「里地里山保全等地域」に選定されている石川丸山谷戸の周辺地域の維持に努めています。その他、快適な都市環境を守っていくための風致地区のほか、生産緑地地区、農業振興地域内の農用地区域及び保安林など、法令で規制されている地域については、それぞれの主旨を踏まえたうえで、緑の保

全の観点から関係部局との連携を行っています。

また、「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林・保存樹木及び保存生垣の指定拡大に努めています。

緑地保全協働事業（再掲）

現在、市で管理している緑地のうち 23 ヲ所の緑地において、特定非営利活動法人藤沢グリーンスタッフの会が緑地保全協働事業として維持管理等の活動を行っています。

活動内容は草刈りや枝払いなどの緑地保全活動のほかに、里山保全ボランティア養成講座の開催や、植生調査、生物調査、ピオトープの維持管理、またイベントにおける普及啓発活動など、自然環境に関する様々な分野で活躍しています。

これらの活動を通じて、次世代に継承すべき本市の貴重な自然環境を保全しながら、緑地保全に関する市民意識の醸成と市民ボランティアの育成を図っています。

石川丸山ホタル保存会

「石川丸山ホタル保存会」は、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく、里地里山の保全、再生及び活用を实践する活動団体として、平成 20 年 5 月 6 日に結成されました。

この会は、ホタルに関する生態、増殖の研究、生息環境の保全及び水環境の浄化等を通じ、地域住民を中心に結成された「丸山谷戸援農クラブ」と連携を密にしつつ、里地里山の文化、自然保護活動に寄与することを目的として活動しています。

会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- 生態、自然増殖の研究及び調査
- 生息環境の保護対策及び環境調査
- ホタル保護の啓発
- 自然と人が共生できる環境づくり
- その他目的達成に必要な活動



【秋の実り（左）と、農林地等里地里山の保全を目的とした体験教室（右）】

2 生物多様性の保全

環境目標 3 - 2

多様な生物の生息・生育環境の保全のため今ある自然環境に十分配慮し、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和していること

達成指標

1. ピオトープ拠点を保全・再生し、創出します。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続

(1) 水辺・海辺の保全、再生、創出

海岸部ピオトープ拠点の保全(再掲)

本市南部の低地は元来、砂丘とその後背湿地を基盤とする地域です。現在は多くの土地が宅地や耕地により構成されていますが、海側の最前部は飛砂や潮風の影響が強く、その環境に適応した植物による特有な植生が残されています。

辻堂海岸周辺は、本市の自然環境において、地形的、立地環境的、景観的に固有性の高い地域です。コウボウムギ、ハマゴウなどの砂浜植生が見られ、相模湾に面した大磯町付近から逗子市にかけての砂浜海岸に断続的に分布する砂浜草原の一部を成しており、神奈川県下で最も規模の大きい砂浜植生がみられます。

神奈川県などと協力し、これら海岸部ピオトープ拠点の保全を図っています。



【辻堂海岸の植生状況】

谷戸、ため池、小川などの貴重な水辺の保全・整備

川名緑地及び新林公園、石川丸山緑地、健康の森及び少年の森など、緑地内に谷戸や湧水、ため池や小川、良好な樹林地がセットになった環境はピオトープネットワークの拠点であり、生きものの生息環境としても重要な場所です。

地元地権者や市民団体、NPO、大学などと協力し、これら貴重な水辺のピオトープ拠点の保全を図っています。

(2) 生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組

自然環境実態調査の活用

「藤沢市自然環境実態調査」を実施し（詳細は 142 ページ）、その結果に基づき、自然環境の保全を図っています。

樹林地・里山・谷戸の保全に係る啓発

「ビオトープネットワーク基本計画」に示した「保全型ビオトープ核エリア」である樹林地・里山・谷戸の保全に努めるとともに、保全に伴う活動に対する市民の理解を深めるための見学会や観察会、公民館との連携事業等の啓発事業を、稲荷の森周辺や裏門公園で実施しています。



湘南大庭公民館に隣接する裏門公園
(カワセミ営巣地周辺の様子)



裏門公園では多主体によるカワセミの営巣場所の管理作業が行われている。また、公民館等と連携した観察会を実施している。

生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組と啓発事業の事例

『大庭・裏門公園で実施するカワセミ営巣のための取組』

裏門公園における多主体協働による生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組において、啓発事業として、市民を対象にした観察会等を定期的に実施しています。

(3) 環境共生のための総合的取組

広域的な連携を図った自然環境の次世代への継承

「藤沢市生物多様性地域戦略」に基づく施策により、自然環境の次世代への継承を図ることとしています。

「藤沢市生物多様性地域戦略」における取組



本市は、江の島や鵜沼海岸などの海浜環境に恵まれるとともに、引地川や境川沿いの斜面緑地及び川名清水谷戸・石川丸山谷戸・遠藤笹窪谷(谷戸)など多様で良好な自然が存在していますが、都市化の進展に伴いこの自然環境が年々減少傾向にあります。

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市緑の基本計画」・「同実施計画」などの主要な計画等においては、本市の将来を見据え、海、河川、斜面緑地、農地及び公園などを中心とした骨格的な自然空間の保全や創出、そのネットワークの形成を図ることとしています。

また、「ビオトープネットワーク基本計画」は、平成10年度から平成13年度にかけて、全市域を対象に実施した「藤沢市自然環境実態調査」の成果を活用し、現存する良好なビオトープ環境

の保全と再生・創出の推進を図ることを目的に、平成19年5月に策定し、その取組を進めてまいりました。その後、平成30年6月に策定された「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の1つとして取り組んでいます。



【写真左上 / 稲荷持瀬市有山林の水辺
写真左下 / 稲荷の森 カントリーヘッジ
写真右 / 稲荷の森 落ち葉溜め】

1990年代初頭から森づくりが行われている「稲荷の森(ふるさとの森)」周辺では、市民団体、NPO、企業、緑化事業者、行政の協働により、森と人のつながりに重点を置いた管理を実施しています。また、当該地の森づくりには、剪定や更新作業で発生した枝葉などの他に、台風通過時に倒れた樹木などが活用されています。

天然記念物や市指定保存樹林等の保護

現在、本市指定の天然記念物として以下 8 件が指定されています。

また、昭和 46 年度から樹木、樹林について保存指定しています（詳細は 61 ページ）。支援制度に加え、所有者の方々のご理解、ご協力により自己管理していただくことで、緑の保全に努めています。

本市指定の天然記念物

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
混生樹（寄り木）	渡内 648	慈眼寺	昭和 44 年 2 月 8 日
ツカミヒイラギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
クックアロウカリア	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
シマナンヨウスギ	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
タイミンチク群	江の島サムエル・コッキング苑	藤沢市	昭和 46 年 7 月 5 日
大イチョウ	西富 1 - 8 - 1	清浄光寺	昭和 46 年 7 月 5 日
臺谷戸稲荷の森	大庭 1809 ~ 1810	稲荷神社	昭和 48 年 3 月 7 日
常光寺の樹林	本町 4 - 5 - 21	常光寺	昭和 51 年 4 月 15 日

（４）自然環境への配慮を促す環境情報の整備・提供

自然環境実態調査の実施

「藤沢市環境基本計画」に基づき平成 10 年度から平成 13 年度にかけて、専門家やボランティア団体の協力を得て、市内を代表する 33 ヲ所の緑地を対象とした自然環境実態調査を行い、その成果はビオトープネットワークの形成や緑地保全及び緑化の推進など、各種のみどり施策の展開に活用してきました。

その後、本市を取り巻く自然環境が大きく変化し、自然環境に対する市民のニーズも多様化してきたことなどの理由から、生物多様性と緑地の保全、及び、ビオトープネットワークの広域的形成等を検討するための基礎資料を得ること、自然環境を保全するための基礎資料を得ることを目的とし、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 ヲ年で 2 度目の調査を実施しています。

2 度目の調査では調査地域を、水田等を加えた 48 ヲ所へと拡大し、植物相、動物相の把握を目的とした現地調査と調査結果を基にした評価を実施しました。また、現地調査、及び、評価は、市民、大学、神奈川県関係機関、本市などの協働体制で実施しました。



『藤沢の自然』シリーズの活用

藤沢市教育文化センターでは平成 6 年発行の「身近な草・きのこの語り」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊を刊行してきました。それら『藤沢の自然』シリーズは、本市の自然について調査研究及び資料収集を行い、体系的にまとめたものです。学校の教材として学校教育関係者並びに市民に提供しています。また、研修講座で適宜取り扱っています。



【『藤沢の自然』シリーズ】

『藤沢の自然観察ガイド』シリーズの発行

昭和 50 年度より、自然に親しみ、自然に学ぶことを目的に、市内の自然を紹介する『藤沢の自然（観察ガイド）』シリーズを市民向けに刊行してきました。この小冊子は、市内の自然をテーマに、編集を藤沢の自然に詳しい方々に依頼し、作成しています。

刊行当初の昭和 50 年度から平成 17 年度までは小冊子『藤沢の自然』を 31 冊発行し、平成 12 年度から平成 28 年度までは『藤沢の自然観察ガイド』として 17 冊を発行しました。



【『藤沢の自然観察ガイド』】

自然観察会、緑化講習会の開催

身近な自然の大切さや生きものの保護に対する意識啓発を図るため、本市が主催して自然生態専門員が実施する初心者向けの自然観察会を実施しています。令和 3 年度は「初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊～」を例年どおり実施しました。また「藤沢市みどりいっぱい市民の会」が自然観察会を年間 3 回程度実施しています。

この他、長久保公園都市緑化植物園において緑化講習会を定期的を開催しています。

(5) 鳥獣の保護、管理

鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護捕獲や保護施設等への搬送等を実施するとともに、本市 web サイト等により鳥獣保護の啓発を行いました。



【オオバン】



【ジョウビタキ】

傷病鳥獣保護捕獲状況

年 度	個体数	種 類
平成 29 年	42	14 種 アオサギ・カワセミ・カルガモ・タヌキ等
平成 30 年	47	19 種 アオサギ・カルガモ・イソヒヨドリ・タヌキ等
令和元年	40	18 種 アオサギ・カルガモ・カワラヒラ・タヌキ等
令和 2 年	29	14 種 アオサギ・アオジ・オオタカ・ハヤブサ・タヌキ等
令和 3 年	43	12 種 アオサギ・ツバメ・ウミネコ・オオルリ・オオバン・ジョウビタキ・タヌキ等

鳥獣の管理

令和元年度と同様にアライグマ・ハクビシン等による生活・農業被害を防止するため、鳥獣の捕獲や捕獲申請の許可事務を実施しました。

令和 3 年度 鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）許可申請状況 単位：件

内容	件数	
	本市事業	1
生活被害等防止のための捕獲許可	個人申請等	104
農業被害防止のための捕獲許可	9	
傷病保護のための捕獲許可	4	
生態系に係る被害防止のための捕獲許可	0	
学術研究のための捕獲許可	1	
計	119	

生活被害防止のための鳥獣の捕獲数及び相談件数

種	年度	捕獲頭数等 ¹			相談件数 ² (件)		
		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
アライグマ		52	51	116	185	191	228
ハクビシン		35	26	36	149	149	136
台湾リス		34	76	26	14	18	19
カラス		22	26	26	100	124	115

1 アライグマ防除実施計画で捕獲された頭数（アライグマを除く。）を含みます。

2 アライグマの相談件数には、アライグマと確認できているもののほか、アライグマ・ハクビシンの判別できないものを含みます。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定されたアライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲等を本市事業として実施しています。

アライグマ防除実施計画による捕獲数 単位：頭

種	年度	捕獲数		
		令和元年	令和 2 年	令和 3 年
アライグマ		4	10	36



【アライグマ】
天井裏に侵入している様子



【ハクビシン】
子どもを口に咥えて天井裏から逃げる様子



【台湾リス】
左：椿の花を食害している様子
右：ヒノキの木が食害された様子

環境への意識が高く、積極的な活動がなされている藤沢

1 文化・歴史的資源の活用

環境目標 4 - 1

文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全され、市民が心豊かに誇りを持って暮らしていけること

達成指標

1. 市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用を充実させます。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続

(1) 文化・歴史的資源の保全

文化財の指定、調査、保存管理

ア 文化財総合調査

文化財総合調査の後を受け、平成 7 年度から社寺建築物の調査、平成 15 年度から旧藤沢宿歴史的建造物調査を実施しました。これらの調査の内容をもとに資料の整理を行っています。

イ 文化財緊急調査

新たな発見に伴って緊急調査を行います。

ウ 文化財保存・管理

現在、111 件の国・県・市指定の文化財、20 ヲ所 42 件の国登録有形文化財のほか、数多くの文化財があります。貴重な文化財は、所有者等の理解を得て指定等の措置をとり、適正な保存を図っています。

エ 文化財保護委員会

「藤沢市文化財保護条例」第 11 条に基づいて、文化財の保存・活用・郷土文化の発展を目的に文化財保護に関する諮問機関として設置しています。委員は 6 名です。

オ 文化財保護推進員

各地域にあって、文化財の現状を把握しながら、地域の文化財の保護と活用を推進しています。推進員は 12 名です。

カ 本市指定文化財保存管理奨励交付金

「藤沢市指定重要文化財等保存管理奨励交付金交付要綱」に基づいて、指定文化財の維持管理、及び後継者育成の一助となるよう交付するものです。

交付金の交付件数：83 件

埋蔵文化財の保護

ア 埋蔵文化財

360 ヲ所の埋蔵文化財包蔵地の所在が確認されています。諸開発に関する窓口照会事務及び埋蔵文化財保護を目的とした指導を実施しています。都市化の進展、開発事業に伴いこれらの文化財を保護するため事業者との調整を図り、県文化遺産課の指導のもと、確認調査や記録保存のための発掘調査を指導しています。

イ 埋蔵文化財確認調査

土木工事等に伴い失われる埋蔵文化財の代わりとして、記録保存のための発掘調査等を指導するため、周知の埋蔵文化財包蔵地を中心に、事前に確認調査を実施しています。

令和 3 年度の実績

確認調査 2 m × 2 m の試掘坑又は、試掘溝を掘削し判断。

確認調査 61 件（うち本格調査指導 4 件、立会調査指導 49 件、慎重工事他 8 件）

ウ 南鍛冶山遺跡等発掘調査の資料整理

北部第二（二地区）土地区画整理事業に伴う南鍛冶山遺跡発掘調査終了後に、資料整理を開始したもので、事業継続中です。

エ 埋蔵文化財包蔵地資料整備事業

平成 10 年に「神奈川県埋蔵文化財包蔵地図藤沢市域版」を刊行し、さらに包蔵地に関する資料を収集し、整理して資料のデータ化を行っています。

歴史的建造物の保全

ア 国登録有形文化財（建造物）

国登録有形文化財（建造物）は、「文化財保護法」に基づき、建築後 50 年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象になります。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

外観の保持が図られる一方、内装の改修などが可能で、使い続けることが前提となっています。

市内の国登録有形文化財（建造物）

名称	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
岩本楼口ーマ風呂	江の島 2 - 2 - 7	(有)岩本楼本館	平成 13 年 11 月 20 日
旧近藤邸	鵜沼東 8 - 1	藤沢市	平成 14 年 8 月 21 日
旧後藤医院鵜沼分院	鵜沼橋 1 - 14 - 7	藤沢市	平成 22 年 9 月 10 日
桔梗屋店蔵・主屋・文庫蔵	藤沢 1 丁目	藤沢市	平成 25 年 12 月 24 日
旧三鶯八郎右衛門家住宅主屋・門	羽鳥 3 - 15 - 5	法人	平成 25 年 12 月 24 日
林家住宅主屋	鵜沼桜が岡 2 丁目	個人	平成 26 年 10 月 7 日
旧稲元屋呉服店 内蔵・一番蔵	本町	個人	平成 27 年 8 月 4 日
月山堂滴水庵 主屋・待合・大門	辻堂太平台	個人	平成 28 年 2 月 25 日
清浄光寺 本堂ほか 計 10 件	西富 1 - 8 - 1	清浄光寺	平成 28 年 2 月 25 日
関次商店 穀物蔵・肥料蔵	本町	個人	平成 28 年 2 月 25 日
旧越前屋雨谷商店 店舗兼主屋	打戻 1119	盛岩寺	平成 29 年 5 月 2 日
旧石曾根商店 店舗兼主屋	藤沢	個人	平成 29 年 10 月 27 日
尾日向家住宅 洋館・和館	鵜沼松が岡	個人	平成 30 年 3 月 27 日
旧鈴木薬店 店舗兼主屋	大鋸 2 丁目	個人	平成 30 年 3 月 27 日
有田家住宅 主屋・土蔵	大鋸 3 丁目	個人	平成 31 年 3 月 29 日
玉屋本店 店舗兼主屋	片瀬海岸 1 丁目	個人	令和 2 年 4 月 3 日
旧藤澤カントリー倶楽部クラブハウス (グリーンハウス)	善行 7-1-2	神奈川県	令和 3 年 2 月 26 日
福岡家住宅橐駝庵	辻堂 2 丁目	個人	令和 3 年 2 月 26 日
龍口寺 妙見堂ほか 計 4 件	片瀬 3 丁目 2822	龍口寺	令和 3 年 2 月 26 日
齋藤家住宅 主屋・石蔵・長屋門	本鵜沼	個人	令和 3 年 6 月 24 日



【国登録有形文化財・有田家住宅 主屋・土蔵】

(2) 文化・歴史的資源の周知による郷土意識の醸成

藤沢市文化財ハイキングコース

「藤沢市文化財ハイキングコース」を 20 コース用意し、本市 web サイトで紹介しています。コ

ースの見どころ、所要時間等を掲載して、市民の文化財めぐりに役立てています。こうした文化財ハイキングを通じて、文化財愛護精神の普及・啓発を図っています。

公開活用事業

藤沢の歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示公開しています。ホームページ等により、郷土の歴史に関する学習機会の確保や情報提供を図っています。

ア 展示公開事業（市民ギャラリー）

令和 3 年度 実施事業（市民ギャラリー）

展示会名	会期	日数（日）	入室者数（名）
桶と樽と桶屋のどうぐ	4月10日～5月30日	50	3,075
容器包装 プラ以前のこと	6月8日～7月27日	41	3,120
ドロボー浮世絵大集合	8月7日～8月29日	22	3,339
江の島の市指定植物と湘南の野草	9月19日～11月9日	59	5,800
えとの郷土玩具(ね・うし・とら)	11月19日～2月13日	78	4,986
こんなハッピー あんなハンテン	2月22日～4月17日	53	2,747

イ HP「電子博物館みゆネットふじさわ」による情報提供

令和 3 年度の実績

年間アクセス数 89,903 件（総ページビュー）

文化財説明板等の維持・管理

本市指定文化財などの説明板等を設置し、市民の文化財巡りなどに役立てています。

文化財図書の刊行

文化財に関する調査成果は、『藤沢市文化財調査報告書』として刊行しています。令和 3 年度までに、第 57 集まで刊行してきました。

また、『南鍛冶山遺跡発掘調査報告』、『藤沢市の文化財を訪ねて』、『藤沢市社寺建築物調査報告書』、『大地に刻まれた藤沢の歴史』(I～V)などの文化財に関する書籍を刊行し、有償で頒布しています。

(3) 地域文化の伝承

小学生のための郷土資料講座

令和 3 年度は、次のとおり実施いたしました。

令和 3 年度の実績

実施校：延べ 9 校、25 クラス

参加者：計 778 名



【小学生のための郷土資料講座】

2 環境教育の推進

環境目標 4 - 2

学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっていること

達成指標

1. 公民館等における環境関連講座の実施を進めます。
2. 環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やします。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続 (18 講座)
2. 継続 (3,642 人、前年比 : + 36.6%)

(1) 環境情報の整備と提供、共有化等

教育文化センターにおける環境教育のための事業

学校教育現場における環境教育の実践のため、研修講座の実施や授業支援を行っています。

藤沢の自然に関する刊行物の活用

『藤沢の自然』シリーズとして、市内の自然を子どもたちと教職員・市民に紹介する本を刊行してきました。平成 6 年発行の「身近な草・きのことの語らい」から平成 27 年発行の「藤沢の四季」まで 8 冊が刊行されています。

過去に刊行した冊子は、各小・中・特別支援学校にそれぞれ 45 部ずつ配布する他、必要に応じて貸し出しをし、授業実践に役立てています。また、冊子のさらに効果的な利用を促進するため、教職員対象の研修講座にもテキストとして随時使用し、児童生徒並びに教職員への内容の理解と普及に努めています。また、藤沢の自然シリーズは有償刊行物として市民に提供しており、市内の自然観察会などでもテキストとして活用されています。

ビオトープ造成及び教育的運用推進への支援

各学校へのビオトープの設置、管理並びにその学習上の運用について、アドバイスをしています。教育文化センター内に設置した池中心型ビオトープも管理し、説明などを行っています。

各学校・団体との連携

各研修講座や藤沢市総合かがく展の開催を通して、湘南台文化センターこども館、新江ノ島水族館、神奈川県水産技術センター内水面試験場等、各団体との連携を継続して行っています。

公民館

公民館では、市民の環境についての関心を高めることなどを目的として、各年度において、自然環境、リユース・リサイクル、エネルギーなどをテーマとして取り上げた各種講座等を実施しています。

公民館環境関連講座参加人数の推移

単位：人

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
公民館環境関連事業	2,034	1,988	1,856	297	492

令和 2 年度、令和 3 年度の講座数・参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

令和 3 年度 公民館環境関係事業一覧

単位：人

番号	事業名	対象名	具体的内容	参加者数	公民館名
1	大人と子どもの講座 「海から見る地球～ 蜜蝋ラップをつくろ う～」	小学生と保 護者	プラスチックごみの削減を呼びかけるための講義と蜜蝋ラッピングのワークショップを行い、プラスチックゴミの削減を意識づけた。	25	藤沢
2	ソーラーオルゴール～ 作って鳴らして温暖化 防止（YouTube）	小学生	太陽電池で動くオルゴールを作成して鳴らしてみること で、エネルギーの大切さや、地球温暖化等の環境問題につ いて学んだ。	27	藤沢
3	おもちゃの病院	市民一般	壊れたおもちゃを持ち込んでもらい、おもちゃの無料修理 を実施した（部品材料費は実費徴収）。	87	村岡
4	夏休み子ども理科教 室～風に向かって走 れ！風力車～	小学生	風力というエネルギーについて学んでから、滑車のしかけ を利用した風力車を作製し、うちわや扇風機などを使用し て風の強弱でどのように動くか、ゴムのかけ方でどう違 うかの実験を行った。	28	村岡
5	環境美化事業「花の 寄せ植え」	小学生	村岡地区青少年育成協定会と村岡地区生活環境協議会と 共催で、花の寄せ植えを行った。また、お土産としてパ ンジーを 2 株と青少年課からいただいたヤクルトの文房 具を配布した。	7	村岡
6	むつ愛プロジェクト～ 伝統しめ飾りを守れ！ 古代米で稲作体験～	市民一般	地区伝承のしめ飾りに使用する古代米の稲を育てるため、 田植え・稲刈り・稲の保存・わらスグリ等作業を行い稲作 体験に親しんだ。	139	六会
7	子ども事業「川名清水 谷戸の畑で遊ぼう」	小学生	地域ボランティアの協力により、自然学習や環境学習を行 った。	10	片瀬
8	子ども事業「トウモ ロコシ 農業体験バ スツアー」	小学生と保 護者	藤沢市北部の農家の方に、農業の様子・1 年を通しての作 物について教えていただいた後、トウモロコシの収穫をす る事によって、親子で体験を共有してもらった。	18	片瀬
9	地球環境に役立つ SDGs カトー折りで 学ぼう	市民一般	カトー折り考案者の講師を迎え、SDGs について学びながら 新聞紙や牛乳パックを使い、ごみ袋、トイレ袋、ちりとり、 帽子、お皿、スプーンなどの折り方を学んだ。	11	明治
10	家庭菜園の始め方～ なす編～	成人	農家の指導の下、プランター等でもできる野菜作りを学ん だ。	14	長後
11	家庭菜園の始め方～ ブロッコリー編～	成人	農家の指導の下、プランター等でもできる野菜作りを学ん だ。	15	長後
12	セミの抜け殻観察	小学生と保 護者	近くの公園まで、セミの抜け殻の収集に出かけ、帰ってき てから種別分けを行った。	12	長後
13	春をさがそう	小学生と保 護者	長後の川や田んぼを散策した。	10	長後

14	子ども公民館～夏の陣～「ふんわりおもしろシャボン玉」	小学生	せっけんと合成洗剤の違いを学び、環境にやさしいせっけんを使ってシャボン玉液を作り、いろいろな形のシャボン玉を試した。	12	辻堂
15	夏休み子ども天国 実験「風の力で電気を起こそう！」	小学生	小学校高学年を対象に、風力発電機を作成し、風力発電、モーターと発電、風の吹く仕組み、蓄電の仕組みについて学んだ。	17	善行
16	森の自然を感じて！ 野鳥講座	市民一般	野鳥の生態の講義を受けて、その後に聖園女学院敷地内の森を散策し自然観察をした。	18	善行
17	環境講座「裏門公園で冬の木の実をさがそう！」	その他	小学生以上を対象に、裏門公園の地域での役割と特徴を座学で学んだ後、実際に公園に入り公園内のどんぐりなどの冬の木の実の観察から自然環境について学んだ。	25	湘南大庭
18	SDGsって何？～ゲームで体験しよう～	市民一般	カードゲームを使って、SDGsの考え方を知り、日常生活の中でどんなことに取り組めるのかを考えた。	17	湘南台
合計 参加者数				492	

『ふじさわ教育』での情報発信

藤沢市教育文化センターでは、市内教職員向け情報誌『ふじさわ教育』（年2回発行）やホームページ等を通じて、市内の自然について情報発信を行っています。

『ふじさわ教育』（184号）では、カラー6ページで藤沢の自然について情報発信しました。「藤沢自然だより」には、「森づくりワークショップ」に関する内容を、「藤沢の自然」には、江ノ島で出会う「クラゲ」の内容に加え、「楷の木」に関する内容を掲載しました。



【『ふじさわ教育』】

（２）環境学習の場や機会の創出

環境学習による青少年の健全育成

各公民館では、環境について関心を高めてもらうことを目的とした環境学習の講座を実施するとともに、豊かな自然を体験する活動を通して青少年の健全育成も図っています（具体的な講座・内容は151-152ページを参照）。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、将来を担う子供達の環境への意識を高めるため、地域の仲間と一緒に自分達で環境に関する学習や体験ができるよう支援する事業で、平成7年度から環境省で始められた事業です。令和3年度、全国で1,705団体、およそ87,000人が登録しています。登録すると、全員に会員バッジ、ニュースなどが送られ、全国のクラブとの交流や優秀クラブへの表彰などが受けられます。

本市でも、地域の公民館や友達のグループ、学校の課外活動の仲間など、令和3年度は2団体、サポーター（指導者）を含めて174人が登録しています。

令和3年度登録エコクラブ一覧

片瀬少年少女探検隊（片瀬公民館 66人）

くげぬまあそび隊（鶴沼公民館 33人）



【こどもエコクラブ「片瀬少年少女探検隊」活動風景】

過去登録エコクラブ一覧

エコたまてばこ	下土棚、近所の友達 5人	マヨネー S	立石、近所の友達 4人
どんぐり児童クラブ	片瀬、地域の児童クラブの友達 14人	湘南台ネイチャークラブ	湘南台小、委員会活動の仲間 25人
湘南キッズクラブ	鶴沼、近所の友達 6人	明治公民館子どもクラブ	明治公民館 21人
自然探検団	辻堂、近所の友達 3人	ちょめちょめクラブ	鶴沼海岸、近所の友達 4人
ホワイト	長後、近所の友達 4人	くげぬま遊び隊スパーリーグ	鶴沼公民館 23人
ポップコーンズ	立石、近所の友達 4人	ひまわり児童クラブ	湘南台、児童クラブ 78人
ハーブ	辻堂、近所の友達 3人	うさぎ児童クラブ	下土棚、児童クラブ 51人
みつばち児童クラブ	遠藤、児童クラブ 58人	サクラサクラブ	辻堂西海岸、近所の友達 7人
こだま(木霊)	長後、近所の友達 16人	藤沢市立大鋸小学校4年生	大鋸、学校 122人
湘南エコ子	円行、近所の友達 6人	ジモタンクラブ	石川児童館 51人
たいよう児童クラブ	亀井野、児童クラブ 79人	B&G 江の島海洋クラブ	江の島、近所の友達 39人
お団子	羽鳥 家族3人	みくに幼稚園	鶴沼、幼稚園 120人
まめつくすファミリー	羽鳥 家族3人	大鋸児童館こどもエコクラブ	大鋸児童館 13人

学校における環境教育・環境学習

環境問題については、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、自然環境の保全・再生など課題が山積しています。神奈川県では地球環境保全のための行動指針「新アジェンダ 21 かながわ」を改訂し、深刻化する地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 (てん) トライ」としてまとめています。

これらを受け、本市の小・中・特別支援学校では、環境教育・環境学習の目的やねらいに沿って、体験を重視し、身近な環境や地域に目を向ける環境学習を各教科等で展開しています。平成 17 年度から令和元年度においては、「環境にやさしい教育活動(省エネルギー、資源有効利用、環境美化(保全))を通して、学校生活を見直し、環境負荷を減らし、環境を守っていこうとする態度や環境問題を解決する能力の育成」という目的のもと、藤沢市立学校児童生徒版環境 ISO「チャレンジ『かわせみ』」に取り組んでまいりました。

現在、持続可能な開発目標（SDGs）は、学習指導要領の中で、持続可能な社会の担い手を育てる教育として、明記されており、環境教育も包括されています。今後は、SDGsの視点及び持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力の育成など、より広い視野から環境教育の推進が図られるよう、啓発活動等に取り組んでいくことになります。

令和3年度 「環境学習」の主な取組

校種	取組項目
小学校	ゴミの分別・減量化、節電、ペットボトルキャップの収集、花だん作り、緑のカーテン、米作り、農家見学、リデュース・リユース・リサイクル学習、ごみゼロゲーム、ごみ拾い、ロードパッカー車教室、環境事業所・浄水場見学、下水道教室、モビリティ・マネジメント教育、ドングリ・落ち葉拾い、校内の緑化活動、草花・野菜の栽培、メダカ・昆虫の飼育観察、池の保護・管理、食品ロス削減、給食の残食の減量、フードバンク、磯の観察体験、海岸でのマイクロプラスチック調べ、ビーチクリーン、SDGs調べ、SDGsワークショップ等
中学校	ゴミの分別・減量化、節電、緑のカーテン、クールビズ、ペットボトルキャップの収集、使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル、花だん整備、緑化活動、野菜作り、プラごみの活用、リメイクバッグ作り、池の再生とメダカの放流、外来種（生物多様性）SDGs調べ等
特別支援学校	ゴミの分別、草花・野菜の栽培、清掃事業所見学、使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル、ビーチクリーン等

令和3年度の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響によって、学校・家庭・地域と連携した清掃活動等、様々な体験活動を行うのが難しいこともあったため、例年よりも報告数が減少しています。そうした中、ごみの分別・減量化、節電等、日常的に環境に配慮する取組は継続されており、活動の制限がかかっている中でも環境に対する意識を持ち続けていることがわかります。

取組の形態としては、総合的な学習の時間を柱として、小学校では花だん作りや野菜作り、米作りといった生活科等の発展学習として学年で扱う実践や、中学校では技術・家庭科等の授業の中で扱う実践が多くありました。その他にも、小・中・特別支援学校とも委員会が中心となり、全校に呼びかけて取り組む例もありました。

令和3年度は様々な活動制限がかかる中、各学校においてSDGsを意識した学習の取組が着実に増えてきたところからも、これまでの取組の成果が発展してきている様子がわかります。

藤沢市総合かがく展

令和3年度52回目となった総合かがく展は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催場所を藤沢市教育文化センターに変更するとともに、開催期間も従来よりも長く設定しました。



【第 52 回藤沢市総合かがく展の様子】

ごみ体験学習会の実施

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています（詳細は 94 ページ）。



【ごみ体験学習会】

「リサイクルプラザ藤沢」(環境啓発施設)の運営

平成 26 年 4 月から、廃棄物の発生抑制、減量・資源化等の意識啓発を目的とした「リサイクルプラザ(環境啓発施設)」の運営を開始しました。小学 4 年生を対象とした施設見学の受入やリサイクル体験教室、講座等の開催により、広く環境について学習する場や機会を提供しています。



【リサイクル体験教室】

環境啓発施設の運営実績

単位：人

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
小学校見学者数	2,521	2,241	2,636	97	52
体験教室参加者数	557	438	353	198	49

令和 2 年度、令和 3 年度の小学校見学者数・体験教室参加者数の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

(3) 環境リーダーなど人材の育成等

研修講座

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となりました。

令和元年度までは、学校現場において環境教育に関わる学習実践を行うため、教職員を対象とした研修講座を実施していました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となりました。今後は、これらの研修の一部は市民へも開放し、広く環境への意識を高められるように努めていきます。

行政に携わる職員の環境意識の高揚を図るための研修

本市が一事業者として、環境保全や、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減等を率先して行うため、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、エネルギー管理推進員を中心に庁舎などのエネルギー使用量の削減や資源の有効活用などの取組を行っています。

また、毎年、エネルギー管理推進員を対象とした研修会や、全職員を対象としたeラーニングを行い、環境意識の高揚を図っています。

令和4年3月に、取組目標の基準年度、削減目標、取組項目について見直しを行いました。



3 環境保全・美化活動

環境目標 4 - 3

より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持ち、様々な環境保全活動と環境美化活動が展開されていること

達成指標

1. 環境美化活動への参加人数を増やします。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続 (57,114 人、前年比 : - %)

(1) 環境保全活動への総合的取組

藤沢市環境保全職員率先実行計画

平成 13 年度の ISO 14001 の認証取得から 9 年間、ISO の手法により環境保全に対する取組を進めてきました。平成 23 年度からは、本市独自の環境マネジメントシステムに移行するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定しました。令和 4 年 3 月に目標値などを見直し、「2030 年度 (令和 12 年度) における温室効果ガス排出量を 2013 年度 (平成 25 年度) 比で 56% 削減」を目標に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和 3 年度の目標に対する結果は、下表のとおりです。

令和 3 年度は改定前の目標に対する結果です。

令和 3 年度における目標と実績

項目	令和 3 年度		
	目標値	実績値	結果
電気使用量 (MWh)	71,278	69,598	-2.36
都市ガス使用量 (千 m ³)	4,720	4,966	+5.20
ガソリン使用量 (kL)	204	195	-4.66
軽油使用量 (kL)	222	221	-0.48
CO ₂ 排出量 (t)	35,472	30,626	-13.66

端数処理をしています。

令和 3 年度の CO₂ 排出量が減った要因は、新型コロナウイルス感染症に伴う施設の利用制限や業務量の減少などにより、電気使用量、ガソリン、軽油が減ったことなどによるものです。

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の「エコライフチェック」の活用

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコな取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています（詳細は 178 ページ）。

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」による環境情報の提供

平成 21 年度に開設した環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、市民、環境団体等の活動紹介や環境イベントの実施状況等を掲載しています。

また、環境クリック募金では、協賛企業からワンクリックにつき 5 円をいただき、環境教育のための教材を購入しています。

ふじさわエコ日和のアクセスビュー数

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
アクセス数	20,562	68,004	80,424	73,370	75,995

「ふじさわエコ日和」は平成 30 年 6 月にリサイクルプラザ藤沢の HP を統合し、リニューアルを行いました。

環境クリック募金参加状況

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
参加企業数（社）	8	9	10	10	9
クリック数（回）	413,225	400,059	406,105	448,024	441,928
募金額（円）	800,000	867,515	890,000	900,000	900,000

平成 30 年度は、9 月から 1 企業協賛いただきました。

令和元年度は、10 月から 1 企業、1 月から 1 企業協賛いただきました。

令和 2 年度は、年度途中で 1 企業が解約したため、募金は 9 企業からのものです。

広報ふじさわ等による環境情報の提供

環境に関する各種情報を提供し、活動の支援を図るため、広報ふじさわやジェイコム湘南・神奈川、レディオ湘南等の本市広報番組を通じて、環境情報をお知らせするとともに、各種刊行物を発行しています。

ア 広報ふじさわ

毎月 2 回（10 日・25 日）発行

1 号当たり平均発行部数 = 163,300 部（令和 3 年度）

令和 3 年度（環境関連）特集記事

月	号	面	タイトル
4 月	10 日号	2	新しいハザードマップを作成しました
		2	光化学スモッグや PM2.5 にご注意ください
		8	特集 郷土愛あふれる藤沢をめざして
	25 日号	3	援農ボランティア養成講座
5 月	10 日号	12	第 45 回ゴミゼロクリーンキャンペーン～ビーチクリーンアップかながわ 2021～
	25 日号	5	村岡新駅周辺地区整備事業および都市計画に関する説明会

6月	10日号	12	夏休み！海を学ぼう 海洋科学教室
		12	蚊に気をつけましょう～蚊は病気を運ぶことがあります
	25日号	1	警戒レベル4 避難指示までに危険な場所から避難しましょう
		2	夏に向けて家庭用雨水貯留槽を利用しませんか
		4	地産地消講座～収穫体験第1弾
		6	特集 藤沢産利用推進店でおいしく地産地消しませんか
		12	熱中症を予防しましょう！
7月	10日号	3	引地川親水公園ドッグパーク利用登録のご案内
	25日号	4	パブリックコメントを実施します 藤沢市地域防災計画（修正案）
		12	ふじさわのくだもの
8月	10日号	1	建物緑化で地球にやさしい生活を始めませんか
		5	グローバルな視点を持って地域を考える
		8	リサイクルプラザ藤沢環境啓発講座 せっけんシャボン玉作って遊ぼう / 親子で家ライト作り
	25日号	4	屋外広告物適正化キャンペーン
		8	9月10日は「下水道の日」です
		12	9月1日は防災の日 おうちで非常食を備蓄しましょう
9月	25日号	2	パブリックコメントを実施します 藤沢市環境基本計画及び藤沢市地球温暖化対策実行計画（素案）
		8	新型コロナウイルスに関するごみの出し方
		12	10・11月は地産地消推進強化期間 藤沢産を楽しもう！
10月	25日号	3	パブリックコメントを実施します 藤沢市一般廃棄物処理基本計画（改定素案） 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定素案）
		5	藤沢市 SDGs 共創指針を策定しました
		8	減らそう食品ロス
11月	10日号	2	野生鳥獣による生活被害はありませんか
		3	野焼きの煙やにおいの苦情が増えています
		3	地産地消講座 生産者と一緒に自分だけの寄せ植えを作ろう！
		3	四ツ葉会講座に参加しませんか
		4	エコワットを貸し出します
		5	第52回藤沢総合かがく展
		16	「下水道の日」作品コンクール 優秀作品を紹介します
	25日号	2	パブリックコメントを実施します 藤沢市国土強靱化地域計画（素案） / 藤沢市地産地消推進計画（改定案） / 藤沢市都市農業振興基本計画（改定案）
		3	都市計画案の縦覧「村岡新駅周辺地区整備事業に関する都市計画案」
		12	リサイクルプラザ藤沢 ゼロカーボン啓発講座 親子で家ライト作り
12月	10日号	5	藤沢市環境保全職員率先実行計画の実施結果
1月	25日号	3	里山保全ボランティア養成講座
		3	第39回湘南江の島まつり稚児行列に参加しませんか
		5	郷土づくり推進会議の公募委員を募集します
		5	シルバー人材センター植木剪定作業の申し込み
		12	地産地消講座 藤沢産のトマトとイチゴを収穫しよう 収穫体験第3弾

2月	10日号	5	藤沢ロボット産業研究会
		5	パブリックコメントを実施します ふじさわ下水道ビジョン(案)
	25日号	3	使用しない農地をお持ちの方へ
		3	市民農園の利用者を募集します
		12	あなたのまわりのSDGs
3月	25日号	3	地球温暖化対策設備費用を補助します
		5	藤沢市水田保全事業申請を受け付けます
		12	江の島流鏝馬・武者行列～時代装束を着て流鏝馬に参加しませんか

令和3年度(環境関連)お知らせ記事

月	号	面	タイトル	
4月	10日号	5	春の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう!	
		5	ながくぼ・花とみどりのサポーター養成講座	
		14	ふじさわ環境フェア出展団体・企画運営委員(募集)	
		14	藤沢市水田保全事業の申請を受け付けます	
	25日号	4	春のみどりと花のまつり	
		4	生垣用苗木の無償交付制度	
5月	10日号	3	みどりの贈り物(記念樹)を差し上げています	
		7	むつ愛プロジェクト～伝統しめ飾りを守れ!古代米で稲作体験	
		9	藤沢市都市景観審議会の市民委員(募集)	
		10	生産緑地地区の追加指定事前相談	
		10	第174回藤沢市都市計画審議会	
		10	都市計画説明会	
	25日号	4	常設展示室 容器包装 プラ以前のこと	
		5	郷土誌「わが住む里」第71号原稿募集	
		10	せっけん講演会「100年後の水を守る」	
		10	「みんなの消費生活展(くらしフェスタ藤沢)」参加団体(募集)	
11	軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置			
6月	10日号	3	環境講座「大庭遊水地を観察しよう」	
		4	夏の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう!	
		5	環境事業センターが移転します	
		9	大豆で学ぶ農と食～食育講座	
		10	夏休み下水道教室	
		10	緑と花のまちづくりコンクール作品(募集)	
		10	スズメバチの巣を撤去しています	
		11	都市計画説明会 藤沢都市計画地区計画(Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画)の変更(素案)	
		25日号	4	夏休み特別ワークショップ「セミの羽化を見に行こう!」
			5	花いっぱい運動実践団体の募集
			5	辻堂発!SDGsプロジェクト
			11	藤沢市地球温暖化対策地域協議会会員(募集)

		11	土砂災害特別警戒区域などの指定
7月	10日号	2	セミの羽化観察会
		2	グリーンバンク制度
		3	夏の夜の自然観察会
		5	午後10時以降の騒音花火はやめましょう
		11	善行雑学大学「海のプラスチック問題～海環境だけでなく人の健康への脅威」
		11	宮原ブルーベリー摘み取り農園が開園します
		11	すず虫愛好会が育てたスズムシを配布します
	25日号	3	結婚・出生・パートナーシップ宣誓・新築の記念にみどりの贈り物（記念樹）を差し上げています
		4	打ち水で涼しく過ごしましょう
		5	SDGsプロジェクト～ブルーカーボンのお話と海藻おしば作り
		10	地区計画原案の縦覧 Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画
8月	10日号	11	農地パトロール（利用状況調査）を実施します
	25日号	4	防災の日にちなんだ展示を行います
		4	生垣用苗木の無償交付制度
		5	小出川彼岸花を見に来ませんか 第14回小出川彼岸花まつり / 小出川彼岸花の写真を募集します
		5	SDGs つじせいもったいないネット
		10	「江の島市指定植物と湘南の野草」(ボタニカルアート)
		11	商品プラスチックのオンラインリユース事業
9月	10日号	10	エコアクション21等認証取得事業補助金
	25日号	10	防災協力農地の登録（募集）
		10	第7期藤沢市地産地消推進協議会委員（募集）
		10	都市計画素案の閲覧・公聴会
10月	10日号	4	森の自然を感じて！野鳥講座
		4	宇宙から見た地球～地球の今と未来を知る
		7	秋の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう！
		9	自然体験活動～わくわく三浦半島
		9	環境活動家谷口たかひさ氏による講演会
		10	都市計画案の縦覧 藤沢都市計画生産緑地地区の変更
	25日号	2	SDGs つじせいもったいないネット
		2	SDGsプロジェクト 安全な水のお話
		2	みどりの相談
		4	歴史散策講座～晩秋の遠藤地区で自然観察と歴史散策を楽しもう
		7	地球環境に役立つSDGsをカッター折りで学ぼう
		10	市民農園利用者（募集）
		10	海岸清掃ボランティア（募集）
		10	初めての自然観察会～発見！里山里川探検隊
		11	都市計画案の縦覧 藤沢都市計画地区計画（Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画）の変更
		11	松くい虫対策を行っています

		11	藤沢市放射能測定器運営協議会学習会「藤沢で知っておきたい 地震と火山と防災」
11月	10月号	4	森で楽しむバードウォッチング
		13	SDGs つじせいもったいないネット
		14	藤沢地名の会地名探訪「長後地区西部の地名と史跡を巡る～長後天満宮ほか」
		14	第176回藤沢市都市計画審議会 藤沢都市計画生産緑地地区の変更ほか
		14	令和2年度森林環境譲与税の使途
		14	「令和4年度版区域別収集日程カレンダー」に掲載する広告（募集）
	25日号	3	湘南エコウェーブオンライン講演会
		4	むつ愛プロジェクト～六会地区伝承しめ飾りづくり
		5	藤沢駅北口路上自転車駐車がオープンします
		9	ふじさわ環境パネル展
		10	さがみ農協藤沢市花卉温室部 花の展示
		10	埋蔵文化財の試掘結果を見学しませんか
		11	宝くじの助成金で自主防災組織の資機材を整備しました
12月	10日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		5	風水害時に車両で避難できるようになりました
		5	SDGs つじせいもったいないネット
		10	リサイクルプラザ藤沢・環境啓発講座「せっけんシャボン玉、作って遊ぼう」
		10	世界にたった1つだけ！「オリジナル乾電池」手作り教室
		10	都市計画案の縦覧
	25日号	2	年末・年始のごみ収集日程
		2	環境講座「裏門公園で冬の木の実をさがそう！」
		4	第7回七福神めぐりクリーンウォーキングボイ捨て無くし隊
		4	2万株のウィンターチューリップ開花&ライトアップ
		10	オンライン講演会「未来をつくる道具 わたしたちのSDGs」
		10	第53回みんなの消費生活展
		10	藤沢市地域防災活動推進大会
1月	10日号	2	SDGs って何？～ゲームで体験しよう！
		3	第177回藤沢市都市計画審議会 村岡新駅周辺地区整備事業に関する都市計画決定についてほか
	25日号	3	生垣用苗木の無償交付制度
		3	冬の自然、植物観察会
		4	SDGs つじせいもったいないネット
		7	ゴミ拾い体験ゲーム
		7	自然観察講座「冬の鳥・植物を観察しよう」
		9	藤沢市みどり保全審議会市民委員（募集）
		9	海藻シンポジウム「ワカメ刈取り体験」
		10	都市計画変更案の縦覧
2月	10日号	2	廃棄花を使ったフラワーサシェ作り
		2	郷土史講演会「養命寺の仏さま～国・重要文化財木造薬師如来坐像ほか」
		3	第3回みんなで学ぼう！作って！食べて！防災体験！

		7	SDGs つじせいもったいないネット
		7	SDGs 第 8 弾 井出トマト農園施設見学
		7	冬の谷戸と田園でバードウォッチング
		7	大庭の里に行く～歴史の舞台となった大庭城～桜楽しむ
		10	ごみ収集車に掲載する広告(募集)
		10	「藤沢市ごみ検索システム」「藤沢市ごみ分別アプリ」に掲載する広告(募集)
		10	湘南江の島春まつり 歴史ガイドツアー
		11	村岡地区・藤沢市合併 80 周年記念講演「村岡」を創った先人たち～村岡三代から北条早雲まで
		11	藤沢のひなめぐり 2022
		11	引地川親水公園パークゴルフ体験会
	25 日号	10	みなと春マルシェ～地産地消
3 月	10 日号	10	藤沢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧
	25 日号	4	一般廃棄物指定収集袋の販売形状が変わります
		4	未来へつなぐ文化財～文化財の修理報告展
		5	SDGs つじせいもったいないネット
		5	春の自然、植物観察会～園内をみどりの相談員と散策しよう!
		10	保存樹木などを指定しています
		10	農業体験型農園「フィールドゆう」利用者(募集)
		10	都市計画案の縦覧 藤沢都市計画公園(2・2・39号北町公園)の変更
		11	鶴沼郷土資料展示室「藤沢駅南口周辺の発展とその開発記録」
		11	飲料水や避難先の確保に関する協定を締結しました

イ 藤沢エフエム放送(83.1 MHz)レディオ湘南

ハミングふじさわ(30分)

放送時間=月～金曜日の午前10時/午後7時(再放送)

令和3年度(環境関連)放送内容

放送月	内容	コーナー名
4 月	避難施設や水害避難所などの名称が変わりました!	FM 広報ふじさわ
4 月	光化学スモッグやPM2.5にご注意ください	FM 広報ふじさわ
4 月	藤沢産サンセットマルシェについて	街の話題
5 月	海岸のゴミに関する現状と取組	FM 広報ふじさわ
7 月	避難指示で全員避難! 避難勧告は廃止です	FM 広報ふじさわ
7 月	村岡地区のすず虫愛好会の活動	街の話題
7 月	宮原ブルーベリー摘み採り農園のご案内	街の話題
7 月	熱中症にご注意ください!	FM 広報ふじさわ
9 月	おいしい藤沢産ホームページリニューアル	FM 広報ふじさわ
9 月	第14回小出川彼岸花まつり	街の話題
9 月	湘南からSDGsの輪を	街の話題
10 月	文書館収蔵資料展と藤沢市史講座	FM 広報ふじさわ

10月	新型コロナウイルスに関するごみの出し方	FM 広報ふじさわ
12月	年末年始のごみ収集日程	FM 広報ふじさわ
1月	大庭城跡が新たな藤沢市指定史跡になりました！	FM 広報ふじさわ
1月	FUJISAWA BLUEHANDS PROJECT	街の話題
2月	郷土づくり推進会議の公募委員を募集します	街の話題

ハミングインフォメーション（5分）

【1日3回、本市からのお知らせや催し物などを紹介】

放送時間 = 月～金曜日 午前8時 / 午後3時 / 午後6時(*)

土・日曜日 午前9時54分 / 午後3時 / 午後4時54分

(*)外国語でのインフォメーション

毎週月曜日 午後6時 中国語放送

毎週火曜日 " 韓国語放送

毎週水曜日 " ポルトガル語放送

毎週木曜日 " 英語放送

毎週金曜日 " スペイン語放送

令和3年度（環境関連）放送内容

放送月	主な放送内容
4月	令和3年度 援農ボランティア養成講座 受講生募集 / フードドライブを実施します / 微小粒子状物質 PM2.5 の高濃度予報 / 藤沢産利用推進店募集 / 生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか / 第25回ふじさわ環境フェア出展団体・企画運営委員募集 / 環境づくり条例 / 中小企業向け環境認証補助金 / 公園利用について / 美化ネットふじさわ 登録団体募集 / 不法投棄は犯罪です
5月	災害で被災された方に対する支援制度 / 令和3年度 援農ボランティア養成講座 受講生募集 / フードドライブを実施します / 微小粒子状物質 PM2.5 の高濃度予報 / 藤沢産利用推進店募集 / 生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか / 環境づくり条例 / 中小企業向け「環境認証補助金」 / 公園利用について / 美化ネットふじさわ 登録団体募集 / 不法投棄は犯罪です
6月	災害で被災された方に対する支援制度 / 熱中症に気をつけましょう / 光化学スモッグにご注意を / フードドライブを実施します / 藤沢産利用推進店募集 / 生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか / 環境づくり条例 / 中小企業向け「環境認証補助金」 / 公園利用について / 不法投棄は犯罪です
7月	深夜の騒音花火について / 宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内 / 村岡地区のすず虫愛好家が育てたすず虫を配布します / 夜10時以降の騒音花火はやめましょう / 災害で被災された方に対する支援制度 / 熱中症に気をつけましょう / 光化学スモッグにご注意を / フードドライブを実施します / 藤沢産利用推進店募集 / 生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか / 環境づくり条例

	／中小企業向け「環境認証補助金」／公園利用について／不法投棄は犯罪です
8月	建物緑化で地球にやさしく持続可能な生活を始めてみませんか ／宮原ブルーベリー摘み取り農園のご案内／災害で被災された方に対する支援制度 ／夜10時以降の騒音花火はやめましょう／熱中症に気をつけましょう ／光化学スモッグにご注意を／フードドライブを実施します／藤沢産利用推進店募集 ／生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか／環境づくり条例 ／中小企業向け「環境認証補助金」／公園利用について／不法投棄は犯罪です
9月	生ごみ処理器等今年度受付終了について ／建物緑化で地球にやさしく持続可能な生活を始めてみませんか ／フードドライブを実施します／藤沢産利用推進店募集 ／生ごみ処理器や電動生ごみ処理機を導入しませんか／環境づくり条例 ／中小企業向け「環境認証補助金」／公園利用について ／美化ネットふじさわ 登録団体募集／不法投棄は犯罪です
10月	市民農園利用者の新規募集／環境部パブリックコメント実施 ／中小企業向けエコアクション21等認証取得事業補助金
11月	第52回藤沢市総合かがく展／野焼きの煙やにおいの苦情が増えています ／野生鳥獣による生活被害はありませんか／エコワットを貸し出します ／市民農園利用者の新規募集／環境部パブリックコメント実施 ／中小企業向けエコアクション21等認証取得事業補助金
12月	第7回藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング参加者募集 ／野焼きの煙やにおいの苦情が増えています／野生鳥獣による生活被害はありませんか ／エコワットを貸し出します／中小企業向けエコアクション21等認証取得事業補助金
1月	第7回藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング参加者募集 ／野焼きの煙やにおいの苦情が増えています／野生鳥獣による生活被害はありませんか
2月	野焼きの煙やにおいの苦情が増えています ／野生鳥獣被害による生活被害はありませんか
3月	野生鳥獣被害による生活被害はありませんか

ウ ケーブルテレビ ジェイコム湘南・神奈川（デジタル11ch）

本市広報番組「ふじさわ情報ナビ」

放送時間=毎日4回 午前9時／正午／午後8時／午後11時30分

令和3年度（環境関連）放送内容

コーナー名	放送月	放送タイトル
カラフルフジサワ 10分コーナー	5月	避難施設などの名称変更～多様な災害に備えるために
	5月	藤-teria～地域の多世代交流の拠点
	8月	暑い季節にしっかり対策～熱中症予防
	9月	今が旬！おいしさにキュン♡ふじさわのフルーツ
	11月	藤沢ごしょみ産アウトドアクッキング～自然の中でイチから料理
	11月	地域防災の要～消防団特集
	2月	FUJISAWA BLUEHANDS PROJECT～藤沢発！SDGsの取り組み

ふじさわトピックス 5分コーナー	4月	藤-teria（ふじてりあ）竣工式
	6月	稲作体験学習
	9月	すず虫放虫～川名御霊神社
	10月	第14回小出川彼岸花まつり
	11月	「漁業と海の大かさ」体験学習
	11月	コスモス摘み取りイベント
	1月	リサイクルプラザ藤沢・ゼロカーボン啓発講座 親子で家ライトづくり
	1月	2万株のウインターチューリップ開花&ライトアップ

エ その他

「環境インフォメーション」(環境保全課)

大気や水質などの測定結果や生活環境に関する情報等を掲載し、年2回発行。

環境 information No.99 (表面)

環境インフォメーション No.99 2021 (令和3) 年8月発行

～『光化学スモッグ注意報』
防災無線などで周知をしています～

光化学スモッグは、「光化学オキシダント」が原因で、空にもやがかかったような状態になることをいいます。「光化学オキシダント」の濃度が基準値より高い状態が続くと予報されると、『光化学スモッグ注意報』が発令されます。体調によっては、光化学スモッグの影響を受けやすくなります。発令時には、防災行政無線やホームページ、ツイッターなどでお知らせしますので体調に気をつけてください。

光化学スモッグの発生原因

光化学オキシダントの発生

日差しが強くと風速が高いと濃度がさらに高くなるので注意!

症状が出てしまったら…

- 水溜みで目を洗う
- マスクをする
- 涼しい所で休憩にする
- 息が苦しくならない時は病院へ行ってね

★注意報が発令された時の対応

- 当日体調の悪い子どもは室内で休ませましょう。
- 屋外ではけい運動はなるべくひかえましょう。

神奈川県内の光化学スモッグ注意報の発令・解除は神奈川県知事が行い、各市町村が住民にお知らせしています。

★アレクサンダービル TEL: 0460-5300-2097

★神奈川県 市町村ページ <http://www.pref.kanagawa.jp/arc/03/kanashi/kanashi/saioosai/index.html>

環境インフォメーション発行先

★藤沢市役所環境保全課 (電話: 0460-50-3519 FAX: 0460-50-8418) <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/khozen/index.html>

環境 information No.100

環境インフォメーション No.100 2022年 (令和4年) 1月発行

特定外来生物の飼育・保管・運搬などは原則禁止です!

アライグマ タイワンリス など

◎特定外来生物とは…?

もともと日本にいなかった生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすものについて、外来生物法により、特定外来生物として政府が指定し、飼育・運搬・保管などが原則として禁止されます。特定外来生物は、哺乳類以外の種も含めると、150種類以上が指定されています。詳しくは「環境省ホームページ 特定外来生物等一覧」をご覧ください。(http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html)

◎外来生物法とは…?

正式には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律というもので特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

◎外来生物法で規制される事項

飼育	運搬	保管
野外に放つ	許可を要していない場面に於いての譲渡・売買	

市内では、アライグマ・タイワンリスによる家畜侵入や果実の食害などの生活被害が発生しています。アライグマ・タイワンリスを目撃した場合は藤沢市環境保全課までご連絡下さい。

藤沢市役所 環境保全課 生活保全担当
電話 0466-50-3519 FAX 0466-50-8418
メールアドレス: fuj-khozen@city.fujisawa.lg.jp
ホームページ: <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/khozen/>

【環境インフォメーション】

『ごみ NEWS』(環境総務課)

本市のごみの処理、ごみの減量・資源化等に関する情報を掲載し、年1回発行(詳細は106ページ)。

その他刊行物(各課)

『清掃事業の概要』や『藤沢の環境』等では、各事業の概要及び実績等を掲載し、毎年1回発行しています。

(2) 市民の環境保全活動への支援

市民活動団体への支援

環境保全活動を展開している市民団体等に対して、次のような活動支援策を行いました。

- ・ 事業への後援及び補助
- ・ 会場及び資料等の提供
- ・ テーマに応じた講師、説明者の派遣
- ・ 優良活動市民、団体の表彰
- ・ 団体間の情報交換、ネットワークの場づくり

(3) 事業者の環境保全活動への支援

エコアクション 21 等の認証取得支援

環境マネジメントの推進による市内中小企業の環境意識向上及び経営基盤の強化を目的として、「エコアクション 21」、「エコステージ」、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」(以下、KES)の認証取得又は更新に要する費用の一部を助成しています。

環境マネジメントシステムには、国際標準規格である ISO 14001 の他、エコアクション 21 を始めとした国内基準に基づくものがあります。これら国内基準のものは、国際基準 (ISO 14001) に比べ、認証取得及び継続に係る費用が安価で、かつ、短い期間で取得できるため、中小企業向けの環境マネジメントシステムと言えます。

以下に、助成対象となる環境認証の特徴を挙げます。

エコアクション 21

環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境への取組を行う企業を審査し、認証・登録する制度です。

なお、この認証取得に関して、3 社以上の企業の参加を要件とした講習会プログラムを設けており、その中で専門家のアドバイスを無料で受けながら認証取得を目指すことができます。

エコステージ

環境マネジメントの成熟度を 5 つのステージで評価し、環境活動のレベルに応じて認証を受けるもので、品質や労働安全衛生、財務なども含めた経営支援を目指す制度です。

KES

簡易版 ISO 14001 として中小企業に特化したもので、環境保全を進めるためのシステムを項目別に作り実行する制度です。

【エコアクション 21】



(エコアクション 21 中央事務局ホームページより)

認証された企業は、各認証機関のホームページ等で公開されます。



市内中小企業の設備導入支援（再掲）

藤沢市中小企業融資制度の中で、市内中小企業が設備導入をする際、低利な設備導入特別資金の融資を受けられる制度を設けています（詳細は 45 ページ）。

各種事業者団体との連携

藤沢商工会議所、藤沢市商店会連合会、藤沢地区廃棄物対策協議会、藤沢市企業等環境緑化推進協議会などの事業者団体と連携し、環境保全の推進についての講習や意見交換等を実施しています。

（４）環境美化活動への総合的取組

広場・道路等の清掃

きれいで住み良い環境を維持するため、駅前広場及び基幹道路等の清掃を、人力と機械にて実施しています。

・駅前広場清掃	藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅 善行駅・六会日大前駅・長後駅	毎日（元日を除く）清掃 月 15 日清掃
・道路機械清掃（ロードスイーパー）	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・歩道人力清掃	指定道路 79 路線	月 1 回清掃
・地下歩道・歩道橋・トンネル歩道等 10 ヲ所		月 2～3 回清掃

観光地美化清掃

ア 海岸清掃

江の島・片瀬海岸・鵠沼海岸・辻堂海岸の清掃を、神奈川県と本市がその経費を負担し、(公財)かながわ海岸美化財団が実施しています。

令和 3 年度 負担金	33,921 千円	
令和 3 年度 ごみ収集量	可燃ごみ	492,570 kg
	（砂防林分	0 kg）
	不燃ごみ	58,340 kg
	（砂防林分	5,990 kg）
	海藻	24,000 kg
	合 計	<u>574,910 kg</u>

イ ゴミゼロクリーンキャンペーン

海岸美化の一環として、本市主催により環境週間に合わせて地域自治会等の参加により、クリーンキャンペーンを実施しています。



【ゴミゼロクリーンキャンペーン】

ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施結果

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
参加団体数	100	94	87		
参加人数（人）	5,325	5,460	4,778		
ごみ収集量（kg）	1,420	1,370	1,040		

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度、令和 3 年度は中止。

ウ 河川ごみの流出の抑制

河川ごみの海岸への流出を抑えるために、境川（管理者は神奈川県）の除塵機を維持管理しています。

河川ごみ収集量 単位：kg

年度	境 川	
	可燃ごみ	不燃ごみ
平成 29 年	680	860
平成 30 年	2,930	2,590
令和元年	1,900	1,770
令和 2 年	770	700
令和 3 年	440	360



【境川の除塵機】

引地川除塵機は平成 27 年 10 月に故障により、使用を中止し、平成 31 年 2 月に撤去が完了しました。

エ 観光客への啓発

海水浴を中心とする観光客に対する美化啓発を図るため、海の日街頭美化キャンペーンを実施し、ゴミ袋やウェットティッシュなどの啓発グッズを配布していますが、令和 2 年度、3 年度は中止となりました。

ボランティア清掃活動等の推進

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃などを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています。

ア 一日清掃デー（令和 2 年度、3 年度は中止となりました）

令和元年度	参加者	16,049 人		
	ごみ収集量	21,710 kg	（可燃ごみ 17,890 kg	不燃ごみ 3,820 kg）

一日清掃デーの実施結果

年 度	参加人数（人）	ごみ収集量（kg）
平成 29 年	16,846	21,280
平成 30 年	15,895	21,800
令和元年	16,049	21,710
令和 2 年		
令和 3 年		

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 2 年度、3 年度は中止。

イ 地区内道路等のボランティア清掃

令和 3 年度 参加団体 1,051 団体（延べ 56,918 人）
ごみ収集量 228,170 kg

ボランティア清掃の実施結果

年 度	参加団体	ごみ収集量（kg）
平成 29 年	885	296,840
平成 30 年	949	310,510
令和元年	988	315,700
令和 2 年	1,010	218,330
令和 3 年	1,051	228,170

ウ 不法投棄・ポイ捨て防止イベント

平成 27 年度から、環境美化と不法投棄・ポイ捨て防止や健康増進も兼ねて、ウォーキングをしながら市民や団体等と連携し、ポイ捨てごみ等を清掃する取組を行っています。

令和 3 年度
参加団体 2 団体
参加人数 62 人



【第 7 回 藤沢七福神めぐりクリーンウォーキング】

公衆便所管理

公衆便所の清掃を委託により実施し維持管理に努めています。

公衆便所数 14 ヲ所
清掃状況 湘南ライフタウン、竜野ヶ岡公衆便所 1 日 1 回
藤沢駅北口、藤沢駅南口公衆便所 1 日 3 回
その他の公衆便所 1 日 2 回

片瀬東浜と片瀬江の島の 2 ヲ所の公衆便所について、夏の海水浴シーズンの 7 月中旬から 8 月下旬まで、作業員が重点的に清掃をしています。

不法投棄処理と対策

不法投棄はあとを絶たず、環境衛生上の大きな問題となっております。これに対して県との合同もしくは本市独自によるパトロールを実施するとともに、土地所有者と共同で不法投棄防止看板を設置。平成 19 年度からは不法投棄監視カメラを設置しました。また、平成 27 年度から不法投棄防止カメラの自治会等への貸し出しも実施しています。

年度	不法投棄 処理件数	内 訳		計	1 回当たり 平均収集量	月平均の 収集回数（回）
		可燃ごみ	不燃ごみ			
平成 29 年	348	660	13,650	14,310	41	29
平成 30 年	350	465	10,660	11,125	32	29
令和元年	206	120	28,518	28,518	138	17
令和 2 年	193	25	12,285	12,310	64	16
令和 3 年	155	150	8,880	9,030	58	12

「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」

環境美化の推進及び迷惑行為の防止を図るため、平成 19 年 7 月 20 日に「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を施行しました。条例では、市民・事業者等の責務を定めたほか、5 つの迷惑行為（ポイ捨て・路上喫煙(禁止区域内)・ふんの放置・深夜花火・落書き）を禁止行為とし、罰則を設けました。

また、路上喫煙禁止区域として、藤沢駅周辺（平成 19 年 12 月 1 日指定）、湘南台駅周辺（平成 21 年 4 月 20 日指定）、辻堂駅周辺（北口：平成 23 年 12 月 1 日、南口・西口：平成 25 年 12 月 1 日指定）の 3 ヲ所を順次指定し、平成 29 年 2 月 1 日から以下の区間内の駅周辺についても指定し、市内の全駅周辺を路上喫煙禁止区域としました。

路上喫煙禁止区域

- ・小田急江ノ島線：長後駅～片瀬江ノ島駅
- ・江ノ島電鉄：藤沢駅～江ノ島駅
- ・湘南モノレール：湘南江の島駅・目白山下駅
- ・JR 東海道線：辻堂駅・藤沢駅

違反者には、指導 勧告 命令の手続きを行い、命令に従わない場合には、以下の罰則を適用します。

「きれいで住みよい環境づくり条例」禁止事項

項 目	勧告	命令	罰則（罰金）
路上喫煙禁止区域内での喫煙	対象	対象	20,000 円以下
たばこの吸い殻や空き缶等の投棄等	対象	対象	20,000 円以下
飼い犬等のふんの放置等	対象	対象	20,000 円以下
落書き		対象	50,000 円以下
静穏を害する深夜花火	対象	対象	罰則なし

落書きについては、勧告なく、すぐに命令になります。

以上のような条例で禁止される行為を未然に防止するため、路上喫煙禁止区域内での巡回指導や喫煙所の管理、海岸での深夜花火の巡回指導（夏期）などを実施しています。

また、落書き対策については、落書き防止ステッカーによる予防活動、パトロールや地域団体等との協働による落書き消去活動等を行っております。

落書き消去活動の実施結果

年度	消去件数	消去活動参加人数
平成 29 年	728	27
平成 30 年	899	21
令和元年	286	21
令和 2 年	211	
令和 3 年	142	

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 3 年度は未実施。



【落書き消去の様子】

衛生害虫等の駆除

ア ユスリカの発生が多い白旗川・小糸川・不動川・一色川へ 4 月～12 月に水中生物に影響のないホルモン製剤（デミリン水和剤）を散布して、駆除に努めています。

イ (株)藤沢市興業公社に委託してし尿汲み取り便所に無償で防疫薬剤（ピリプロキシフェン 6 g）を発生期に原則 3 回程度投入し、衛生害虫の駆除に努めています。

令和 3 年度	対象世帯	662 世帯
	実施回数	1,986 回

ウ スズメバチからの危害を防止するため、専門業者に委託して巣の撤去を行っています。

相談等受付数と撤去件数の推移 単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
相談等受付件数	1,211	1,129	934	682	975
撤去件数	559	477	313	246	511



【スズメバチの巣の撤去風景】

生活環境団体の育成

きれいで住みよい環境づくりを目指す藤沢市生活環境連絡協議会及び各地区生活環境協議会に補助金を交付し、自主的な地区組織の育成を図り、清潔で住みよい環境づくりの推進のため、各種事業を行っています。

毎年、本市と共催で市民大会を開催しておりますが、令和 2 年度、3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。市内各地区にて生活環境の向上及び改善に貢献した個人及び団体への表彰や、市内公立小中学校から募集した「藤沢市美化・リサイクル推進ポスター」入選者の表彰などを行いました。



【美化・リサイクル推進ポスター入選作品】

未来の地球環境への投資を行う藤沢

環境像 5「未来の地球環境への投資を行う藤沢」を推進するため、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」)を策定し、地球温暖化防止に取り組んでいます。

そこで、環境像 5 の各取組の結果を報告するに当たり、本市における地球温暖化対策について、説明します。

本市における地球温暖化対策

(1) 本市の地球温暖化に対する取組

藤沢の恵み豊かな自然環境と都市環境を保全し、次の世代に引き継いでいくため、平成 8 年度に「藤沢市環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的な施策を総合的・計画的に推進するため、平成 10 年度に「藤沢市環境基本計画」を策定しました。平成 17 年度に同計画を改定した際には、リーディングプランとして「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、太陽光発電システムの普及など様々な温暖化防止策を推進してきました。

平成 22 年度には「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間満了に伴い、新たに「実行計画」を策定し、その達成目標として 1990 年度(平成 2 年度)比で 2022 年度(令和 4 年度)までに温室効果ガスを 40%削減することを決めました。平成 25 年度には、エネルギーの地産地消の推進を見据えた取組を重点プロジェクトに加えるなどの見直しを行いました。

平成 26 年度には、本市に適した再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消の仕組みづくりを推進し、エネルギー起源の温室効果ガス削減を図っていくため、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の計画期間とする「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定しました。

平成 28 年度には、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定と、それに基づく国や県などの温室効果ガスの削減に向けた取組との連携などの視点から、「実行計画」の見直しを行いました。

令和 3 年度には、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や「藤沢市気候非常事態宣言」などを踏まえ、「2050 年(令和 32 年)における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」ため改定を行い、「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を「実行計画」に統合しました。また、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講ずるため「地域気候変動適応計画」を策定し、「実行計画」に組み込みました。

その一方で、平成 15 年度に策定した「藤沢市新エネルギービジョン」に基づいて、市民・事業者・行政がそれぞれに取り組むエネルギーの効率的利用や省資源・省エネ対策を推進してきました。平成 16 年度には、藤沢市地球温暖化対策地域協議会が設立されるなど、市民・事業者・NPO 法人・大学・行政が協力して地球温暖化防止に取り組む体制も整ってきました。平成 21 年度には、本市と市内 4 大学(慶應義塾大学、湘南工科大学、多摩大学、日本大学)との間で連携等協力関係が結ばれ、地球温暖化対策についても積極的な連携が図られています。

また、平成 22 年度には「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し(令和 3 年度改定)、一事業者として、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

「実行計画」(令和 3 年度改定)の計画期間は令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間のため、(2)以降の記述は前「実行計画」に基づくものです。

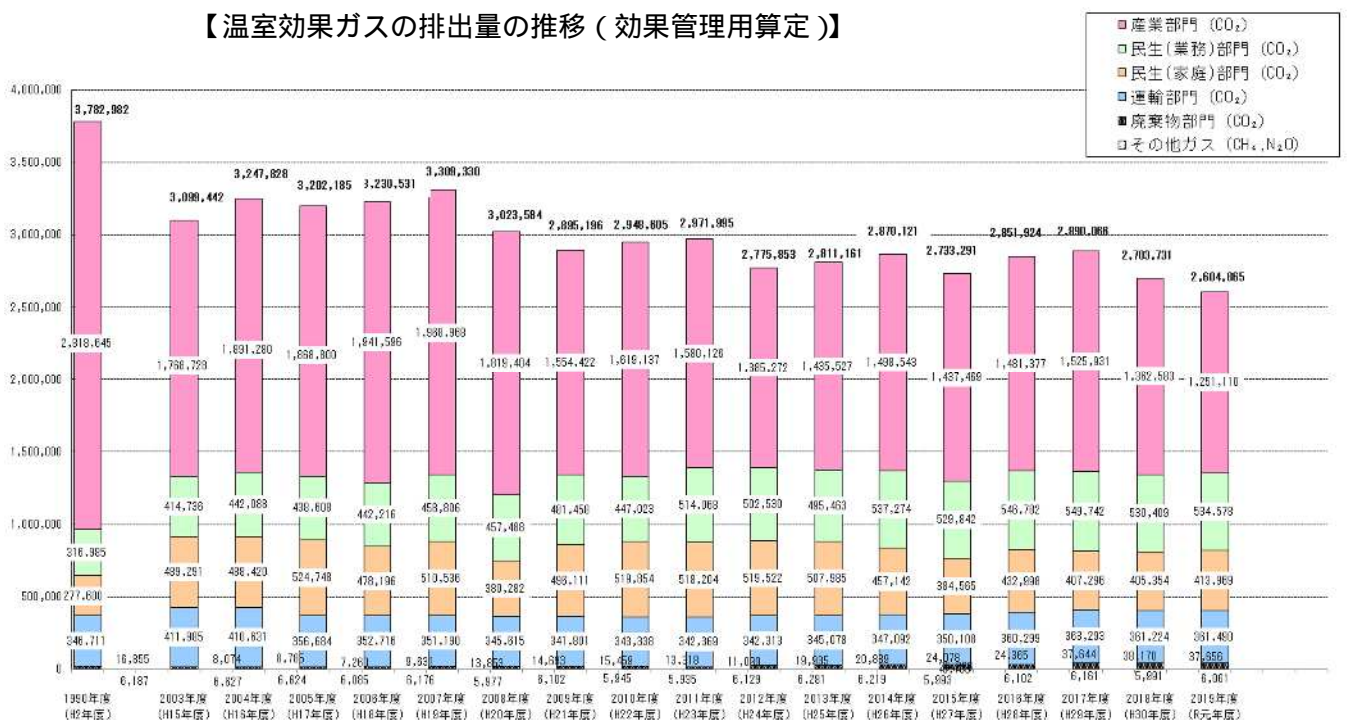
(2) 本市域における温室効果ガス排出量の推移

「実行計画」に定める、市域の温室効果ガスの排出量を1990年度(平成2年度)比で2022年度(令和4年度)までに40%削減する目標について、その進捗を毎年度把握するため、環境省が示す「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に基づき温室効果ガスの排出量を算定しています。

温室効果ガスの排出量の推移(効果管理用算定)

温室効果ガスの削減量の変動と、削減目標及び削減効果の評価を行うため、電力の排出係数を1990年度(平成2年度)の値(0.380)に固定した「効果管理用算定方法」を用いて、基準年度である1990年度(平成2年度)と、2003年度(平成15年度)から2019年度(令和元年度)までの温室効果ガスの排出量を算定しました。

【温室効果ガスの排出量の推移(効果管理用算定)】



ガス	分野・部門	現況推計(千t-CO ₂)																		増減率				
		1990年度 平成2年度	2003年度 平成15年度	2004年度 平成16年度	2005年度 平成17年度	2006年度 平成18年度	2007年度 平成19年度	2008年度 平成20年度	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2019(R元) /1990(H2)	2019(R元) /2019(H30)			
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー 起源(CO ₂)	産業部門	2,758.0	1,718.6	1,640.2	1,518.5	1,387.9	1,316.5	1,266.7	1,506.1	1,585.2	1,493.9	1,237.1	1,403.3	1,466.6	1,403.0	1,447.6	1,430.4	1,336.4	1,224.4	-55.6%	-9.4%		
		民生部門	47.3	41.4	39.9	40.5	42.2	41.1	41.4	37.8	38.7	63.9	35.4	19.2	19.8	23.4	25.2	27.5	20.1	18.2	-61.5%	-9.0%		
		合計	2,805.3	1,760.0	1,680.1	1,559.0	1,429.1	1,357.6	1,358.1	1,543.9	1,580.1	1,580.1	1,385.3	1,435.5	1,485.4	1,485.4	1,472.8	1,457.9	1,356.5	1,242.6	-55.6%	-9.4%		
	運輸部門	自動車	324.1	393.2	397.2	339.6	330.7	326.5	323.7	320.3	316.2	317.6	317.2	320.2	321.7	325.1	325.1	325.1	325.1	325.1	325.1	325.1	325.1	325.1
		鉄道	22.6	23.8	23.5	22.9	22.0	22.6	21.9	21.5	25.2	24.7	25.1	24.9	25.4	25.1	25.2	25.2	25.0	25.1	25.1	25.1	25.1	
	合計	346.7	417.0	420.7	362.5	352.7	348.1	345.2	341.8	341.7	341.8	342.3	342.3	345.1	347.1	350.1	350.1	350.1	350.1	350.1	350.1	350.1	350.1	
	廃棄物	一般廃棄物焼却	16.9	8.1	8.8	7.3	9.6	13.9	14.7	15.5	13.3	11.1	18.9	20.9	24.1	25.2	24.4	37.6	38.2	37.7	128.4%	-1.8%		
合計		3,776.8	3,092.8	3,241.2	3,196.1	3,224.4	3,303.4	3,017.5	2,889.3	2,942.7	2,965.9	2,769.6	2,804.9	2,864.1	2,727.2	2,845.9	2,883.9	2,697.7	2,598.8	-31.2%	-3.7%			
メタン (CH ₄)	廃棄物	廃棄物焼却	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-15.2%	-4.0%		
		排水処理	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	-7.5%	3.0%		
	合計	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	-7.5%	3.0%			
一酸化 二窒素 (N ₂ O)	廃棄物	廃棄物焼却	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	-15.2%	-4.0%		
		排水処理	2.8	3.3	3.3	2.9	3.0	2.9	3.1	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.1	3.0	3.1	10.9%	3.6%			
合計		4.8	5.3	5.3	4.9	5.0	4.8	4.7	4.7	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	-0.5%	0.7%			
温室効果ガス			3,783.0	3,098.4	3,247.8	3,202.2	3,230.5	3,309.3	3,023.6	2,895.2	2,948.6	2,972.0	2,775.9	2,811.2	2,870.1	2,733.3	2,851.9	2,891.0	2,703.7	2,604.9	-31.1%	-3.7%		
1990(H2)年度比 温室効果ガス増減率			0.0%	-18.1%	-14.1%	-15.4%	-14.6%	-12.5%	-20.1%	-23.5%	-22.1%	-21.4%	-26.6%	-25.7%	-24.1%	-27.7%	-24.6%	-23.6%	-28.5%	-31.1%				

- * 端数処理のため、合計数値があわない場合がある。
- * 2019年度（令和元年度）は暫定値、それまでは確定値。
- * 2014年度（平成26年度）から一部、比率（変動率）を用いて算定している。
- * 2020年度（令和2年度）の数値は2022年度（令和4年度）中に、国から公表される数値を受けて算出する見込み。

2019年度（令和元年度）の排出量は2,604.9千 t-CO₂であり、2018年度（平成30年度）と比べると3.7%減少しました。基準年度である1990年度（平成2年度）と比べると31.1%減少しました（計画目標：基準年度比40%削減）。

=== 考 察 ===

- ・ 製造業については、2013年度（平成25年度）以降は東日本大震災後の景気の回復基調等の影響とみられる神奈川県におけるエネルギー使用量の増加を受け、産業部門の排出量は増加していましたが、2018年度（平成30年度）以降は減少に転じています。企業の省エネ機器導入などの対策効果が浸透した可能性が考えられます。
- ・ 民生家庭・業務部門において、基準年度から排出量が増加しているのは、事務所等の延床面積が増加したことに伴い、空調機器や照明設備が増加したこと、また、オフィスのOA化が進展したことなどにより、電力等のエネルギー消費量が大きく増加したことが要因と考えられます。2019年度（令和元年度）においても前年度から増加しており、基準年度からは59.5%の増加となっています。
- ・ 廃棄物における二酸化炭素排出量の増加は、ごみ焼却処理量の増加と物理的組成（廃プラ）及び化学的組成（固形分）の増加が要因と考えられます。
- ・ 基準年度に比べると、産業部門、特に製造業からの排出が半減している一方で、廃棄物部門（一般廃棄物焼却）からの排出が約2.2倍に増加しています。

【参考】温室効果ガスの排出量の推移（実排出量算定）

電力の排出係数を、1990年度（平成2年度）の値（0.380）に固定せずに、各年で変動する数値を採用し、2021年（令和3年）12月に公表された「都道府県別エネルギー消費統計」のデータを用いて、温室効果ガスの排出量を算定しました（「実排出量算定」）。

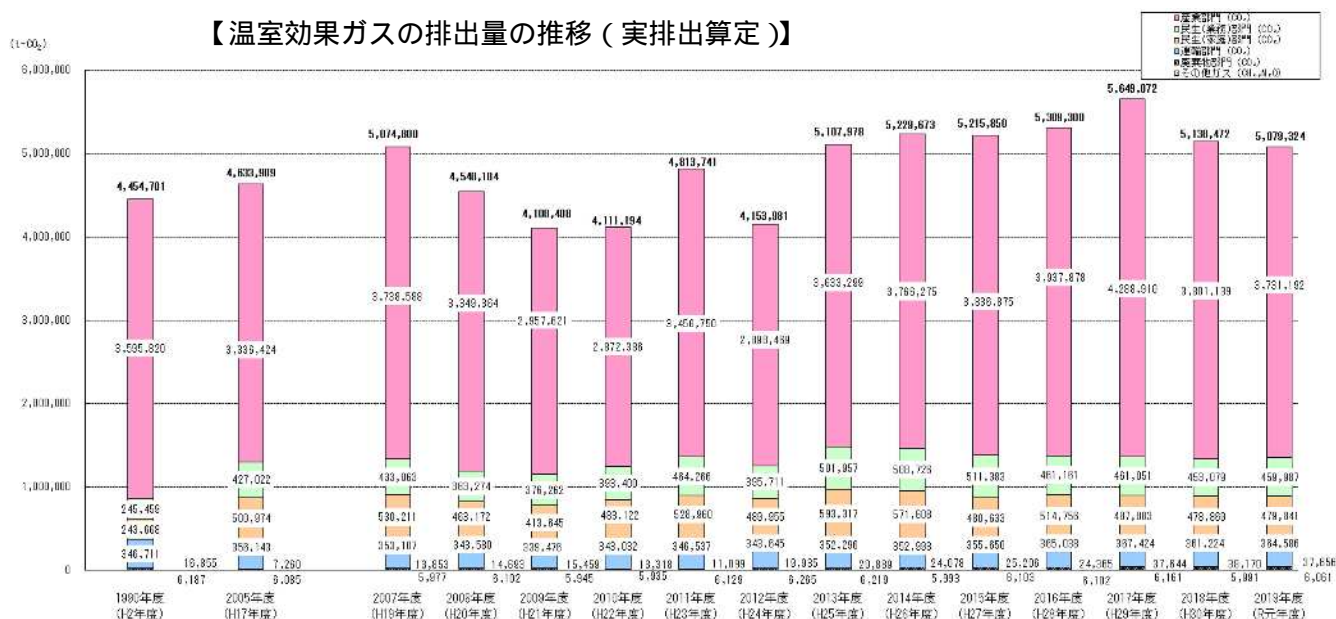
化石燃料による発電が増加すると電力の排出係数も増加するため、電力の排出係数を下げるためには再生可能エネルギーの利用・普及が必要になります。

東京電力エナジーパートナー(株)の排出係数

	1990年度	2005年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
電力排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.380	0.368	0.425	0.332	0.324	0.374	0.463	0.406	0.522	0.496	0.491	0.474	0.462	0.455	0.441

2014年度（平成26年度）までは東京電力(株)の排出係数です。

【温室効果ガスの排出量の推移（実排出算定）】



2020年（令和2年）12月に公表された「都道府県別エネルギー消費統計」から、2007年度（平成19年度）以前については1990年度（平成2年度）、2005年度（平成17年度）のみの公表のため、2003年度（平成15年度）、2004年度（平成16年度）、2006年度（平成18年度）は未記載。2021年（令和3年）12月に公表された「都道府県別エネルギー消費統計」において、2017年度について修正があったため、本市域における2017年度の数値を修正。

== 考 察 ==

- ・2019年度（令和元年度）データで置き換えた場合の算定結果においては、基準年度よりも排出量が増加しています（+14.0%）。これは、2019年度（令和元年度）データで置き換えた場合について、変動率を使用した推計よりも、民生部門及び産業部門（特に製造業）における排出量が大きく増加していることが主な要因です。
- ・東日本大震災の影響を受けて、火力発電用の化石燃料消費量が増加したため、電力排出係数は2011年度（平成23年度）に大きく上昇しましたが、2013年度（平成25年度）をピークに低下傾向にあります。今後も再生可能エネルギー等による発電割合の増加が見込まれ、2030年度（令和12年度）の全電源平均の電力排出係数は0.25 kg-CO₂/kWhと想定されています。

中間削減目標

2022 年度（令和 4 年度）までに温室効果ガスを 40%削減するために、3 年ごとの進捗管理として、温室効果ガスの中間削減目標を設定しています。

温室効果ガスの中間削減目標と実績

単位：%

	第 1 期 2011～2013 年度			第 2 期 2014～2016 年度			第 3 期 2017～2019 年度			第 4 期 2020～2022 年度
目標	24.2			30.6			35.3			40
実績	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	
	21.4	26.6	25.7	24.1	27.7	24.6	23.6	28.5	31.1	

基準年度は 1990 年度（平成 2 年度）です。

第 3 期（2017～2019 年度）の中間削減目標 35.3%に対し、2019 年度（令和元年度）は 1990 年度（平成 2 年度）比 31.1%削減と、中間削減目標に達していないため、より一層の努力が必要となる結果となりました。

1 各主体の力の活用

環境目標 5 - 1

市民・地域・行政の力を活かした地域からの行動が進められていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）エコワットの活用

地球温暖化対策として、家庭で電気使用量の削減が図られるよう、実際に目で見て確認できるエコワット（簡易型電力量表示器）を無料で貸し出ししています。



【エコワット使用例】

エコワット貸出状況

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
貸出件数	22	14	27	5	9

（2）環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の「エコライフチェック」の活用

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」では、誰もが日々の生活の中でエコの取組を進められるよう「エコライフチェック」を掲載し、市民の自発的な温暖化対策の取組を促進しています。

エコライフチェックのアクセス件数

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
アクセス件数	1,223	1,342	1,389	768	734

「エコライフチェック」のリニューアルに伴い、平成 30 年度以降のアクセス件数は「家庭編」と「事業所編」の合計。



「ふじさわエコ日和」、「エコライフチェック」は令和 3 年度にリニューアルを行いました。

【ふじさわエコ日和及びエコライフチェックトップ画面】

(3) 環境フェアの開催

環境保全や地球温暖化防止の啓発事業の一環として、子どもから大人まで多くの市民が環境保全への関心や理解が深まるように、市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が協働で、「ふじさわ環境フェア」を開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、代替事業として環境パネル展を開催しました。

環境パネル展

日時・会場 令和3年12月13日(月)から17日(金)まで

藤沢市役所分庁舎1階ロビー

参加者 197人(クイズラリー回答者数)

参加団体 30団体(市民団体・事業者・学校・行政)



【環境パネル展の様子】



【WEB版環境パネル展チラシ】

(4) エコライフハンドブック(概要版)の配布

各家庭での省エネに役立つ情報を掲載した「ふじさわエコライフハンドブック 2021(概要版)」を『ごみNEWS』(No.24)との合併号として発行し、各自治会に配布するとともにリサイクルプラザ藤沢などで配架しました。

地球・家族・家計にやさしい省エネ住宅や、照明器具などの適切な消灯、エアコンの適正温度設定に配慮するなどの、地球温暖化防止のために、誰もが簡単にすぐできる省エネ行動を紹介しました。

ふじさわエコライフハンドブック 2021(概要版)の内容

1. 踏み出そうエコライフへ
2. 実践! エコドライブ
3. 事業者の皆様へ 電力の使用状況の「見える化」を!



【ふじさわエコライフハンドブック 2021(概要版)】

(5) エコライフアドバイザーの派遣

平成 26 年度から家庭から排出される温室効果ガスの削減を促進するため、地域で開催される省エネ講座等に専門的な講師(エコライフアドバイザー)を派遣して、家庭でできる省エネ活動の広がりを図っています。

令和 3 年度の派遣実績

- ・省エネ講座等への派遣回数： 1 回
- ・省エネ講座等の総受講者数： 39 人
- ・派遣講師数： 1 名(延べ数、神奈川県地球温暖化防止活動推進員など)

(6) 湘南エコウェーブ・プロジェクト

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町では、広域で地球温暖化防止の取組を行うため、平成20年度から「湘南エコウェーブ・プロジェクト」を実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、当初計画していた「みどりの保全セミナー」「親子環境バスツアー」「秋の環境バスツアー」は中止としましたが、「気候変動適応策に関する講演会」「広域環境部会合同職員研修」などの取組を実施しました。

みどりの保全セミナー「みんなで森を知ろう！」の開催 参考掲載 令和元年度実績

日本大学生物資源科学部の協力により、主に小学生を対象にして、森林保全の大切さについて学ぶセミナーを開催しました。

開催日：令和元年7月31日(水)
 場所：日本大学生物資源科学部
 参加者：55名



【「みんなで森を知ろう！」の様子】

「環境バスツアー」の開催 参考掲載 令和元年度実績

環境関連施設をめぐるバスツアーとして、8月に親子環境バスツアーを、11月に秋の環境バスツアーを開催しました。

親子環境バスツアー

開催日：令和元年8月20日(火)
 見学先：株式会社 JERA 川崎火力発電所、かわさきエコ暮らし未来館、ANA 羽田機体工場
 参加者：41名



【親子環境バスツアーの様子】

秋の環境バスツアー

開催日：令和元年11月6日(水)
 見学先：鈴廣蒲鉾本店、株式会社タツノ横浜工場
 参加者：37名

気候変動適応策に関する講演会「気象キャスターと考える地球温暖化～なぜ「カーボンニュートラル」なのか～」の開催

気候変動及びゼロカーボンを経験として、市民・町民、事業者等を対象とした気候変動適応策に関する講演会を開催しました。

開催日：令和3年12月18日(土)
 形式：ZOOM(ウェビナー)使用のオンライン形式
 参加者：37名



【講演会チラシ】

温暖化防止の啓発活動等

各市町での環境イベントや環境月間(6月)・地球温暖化防止月間(12月)等に合わせ、パネル展示、啓発物品の配布等による普及啓発活動を行いました。

(7) COOL CHOICE 啓発事業

地球温暖化対策を推進するため、平成26年度にCOOL CHOICEに賛同し、様々な取組をしてきましたが、より一層の推進を図るため、平成30年度にCOOL CHOICEの推進宣言を行い、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し普及啓発事業を実施しています。

COOL CHOICEとは、温室効果ガスの排出量削減のために、日々の生活の中で脱炭素社会づくりに貢献するあらゆる取組について、「賢い選択」を促す国民運動です。

令和3年度の実績

実施事業

- ・COOL CHOICE web セミナーの開催
- ・COOL CHOICE web イベントの開催
- ・COOL CHOICE 動画の作成・配信

COOL CHOICE の取組に対する賛同

- ・個人 20名



【本市独自の普及啓発ロゴ】



【web セミナーチラシ】



【web イベントチラシ】



【COOL CHOICE 動画】

(8) ゼロカーボン推進週間

国が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明したこと、本市が「気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、脱炭素社会に対する市民意識を向上させるため、令和3年度に「ゼロカーボン推進週間」(12月第3週の日曜日から土曜日)を新たに制定し、普及啓発活動を実施しています。

令和3年度の実績

実施事業

- ・「湘南エコウェーブ」事業の一環としてオンライン講演会の開催(詳細は181ページ)

- ・街頭キャンペーンの実施
- ・リサイクルプラザ藤沢・ゼロカーボン啓発講座の実施



【街頭キャンペーンの様子】



【ゼロカーボン啓発講座の様子】

(9) 一事業者としての本市自らの取組

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(通称「省エネ法」)への取組

平成13年度に国際規格であるISO 14001の認証を受け、緑の保全などの「環境保全項目」と、施設で使用するエネルギーなどの削減を目的とする「環境負荷項目」への取組を行ってきました。平成20年5月に、「省エネ法」の改正により、各施設で使用する電気やガスなどを原油換算し、合計が「1,500 kL」を超える法人は、全て特定排出事業者となり同法の適用対象となりました。これに伴って平成21年度から、藤沢市と藤沢市教育委員会は別法人として各々1,500 kLを超えるため、同法の適用対象となっています。

平成21年度	基準換算値	藤沢市	16,832 kL
		藤沢市教育委員会	6,192 kL

削減目標値の設定

「省エネ法」では、エネルギー使用量(各施設で使用する電気やガスなどを原油換算したもの)を、不変的係数で除した「原単位」を算定し、この原単位を毎年度「1%以上」削減することが求められています。

不変的な係数は、生産数量や延べ床面積等、事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値を使用します。本市では、「延べ床面積」を使用しています。ただし、下水処理場は、水処理する際の「二次処理水量」を使用しています。

原単位の推移

法人名	令和元年	令和2年	令和3年	増減率 (令和3年/令和2年)
藤沢市 指定工場を除く (kL/m ²)	0.03753	0.03533	0.03389	-4.1%
第一種指定工場 市民病院 (kL/m ²)	0.08107	0.08291	0.08386	+1.1%
第一種指定工場 辻堂浄化センター (kL/千 m ³)	0.1426	0.1439	0.1426	-0.9%
第二種指定工場 大清水浄化センター (kL/千 m ³)	0.09896	0.09925	0.09468	-4.6%
藤沢市教育委員会 (kL/m ²)	0.01108	0.0118	0.01239	+5.0%

=== 考 察 ===

令和 2 年度と比較すると、藤沢市（指定工場を除く）全体については、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの施設等の供用が停止したこと、また、秋季から冬季にかけて平均気温が高かったことから空調に使用するエネルギーが前年度に比べ減少したため、エネルギー使用量の原単位が減少しました。市民病院については、設備の経年劣化に伴いエネルギー使用量が増大したこと、医療用機器の増加・更新が影響したことで原単位の数値が増加しました。辻堂浄化センター、大清水浄化センターについては、降雨量が増加し、年間の処理水量が増加したことから原単位の数値が減少しました。藤沢市教育委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、換気を奨励したことにより、空調使用時の電気及び都市ガスの使用量が増加したことに伴い、原単位が増加しました。

2 低炭素社会の創造

環境目標 5 - 2

環境に優しい都市システムによる低炭素社会が創造されていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）公共交通機関や自転車の利用促進に向けたモビリティ・マネジメントの推進

環境や渋滞、個人の健康等の問題に配慮し、過度にクルマを利用する状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換するモビリティ・マネジメントの取組を進めています。

特に子ども達を対象とした学校におけるモビリティ・マネジメントは、大人の交通行動の転換を期待するよりもはるかに効果的であることから、平成 30 年度から小学校の教育課程等にもモビリティ・マネジメントの要素を取り入れた「藤沢市モビリティ・マネジメント教育」を実施しています。



【「ふじさわ交通すごろく」を行っている様子】

（2）次世代自動車の普及に向けた施策

地球温暖化の主たる原因である CO₂ の削減に向け、ガソリン車等に替わる自動車として、次世代自動車のうち、電気自動車と燃料電池自動車の普及を促進しています。

電気自動車

ア 導入補助制度

平成 21 年度から、電気自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 3 年度 補助額 1 台当たり 100,000 円

（太陽光発電システムを同時導入もしくはすでに設置している場合、補助額に 100,000 円を加算）

電気自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助件数	56	35	50	36	39

イ 公共施設への電気自動車用急速充電器の設置

電気自動車用急速充電器を、市役所本庁舎に 1 台、リサイクルプラザ藤沢に 2 台設置しています。



【市役所本庁舎の電気自動車用急速充電器】

燃料電池自動車

ア 導入補助制度

平成 28 年度から、燃料電池自動車を導入しようとする市民・事業者に対し、購入費用の一部を補助しています。

令和 3 年度 補助額 1 台当たり 350,000 円



【燃料電池自動車 (FCV)】

燃料電池自動車導入補助件数の推移

単位：台

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助件数	2	2	0	1	2

平成 29 年度までは 1 台当たり 500,000 円、平成 30 年は 1 台当たり 400,000 円の補助を行いました。

(3) 「ふじさわサイクルプラン」に基づく自転車施策の推進

バスの利用を促進して、まちなかへの自動車の流入を抑制していくため、バス利用者のためのサイクルアンドバスライド駐輪場を設置しています。

平成 30 年度からは「宮原南バス停」及び「矢尻バス停」付近、令和元年度からは「湘南ライフタウンバス停」付近、令和 2 年度からは新たに「用田バス停」付近で本運用を開始しています。



【サイクルアンドバスライド駐輪場】

(4) 緑地の保全と緑化推進への取組

「緑と花のまちづくり賞」の表彰

市内で優れた花だんや屋上緑化及び壁面緑化（緑のカーテンを含む）を設置している個人や団体に「緑と花のまちづくり賞」を表彰しています。

建物緑化の推進

建物緑化は、建築物の屋上や壁面を緑化することによって、緑豊かな都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があり、地球温暖化防止へ寄与するものです。

公共施設の緑化はもとより、「緑化基準」による民間施設の緑化を推進しておりますが、平成 19 年度からは「建物緑化助成事業」を創設し、市民や事業者の「建物緑化」普及促進を図っています（詳細は 64-65 ページ）。

みどりの保全セミナー「みんなで森を知ろう！」の開催

日本大学生物資源科学部の協力により、主に小学生を対象にして、森林保全の大切さについて学ぶセミナー「みんなで森を知ろう！」を開催しています（詳細は 181 ページ）。

みどり基金による緑地の取得等

本市に残された緑地を保全するとともに緑化の推進を図るため、昭和 60 年度 3 月に「藤沢市みどり基金条例」を制定し、基金を積み立てています。この基金を運用し、市内に残された貴重な緑地の取得や啓発活動を実施しています。

また、緑地の取得に際しては昭和 60 年度に設置した「みどり保全審議会」において取得の是非を諮ったうえで取得しています（詳細は 136 ページ）。

ビオトープネットワーク基本計画

同基本計画は、平成 19 年 5 月に策定し、その取組を進めてまいりましたが、平成 30 年 6 月に策定された「藤沢市生物多様性地域戦略」に引き継がれ、現在は同戦略の施策の 1 つとして取り組んでいます（詳細は 141 ページ）。

開発等における緑化指導

昭和 46 年 7 月 1 日に「藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例」を施行し、緑の保全や緑化の推進に向けた様々な施策に取り組んできましたが、都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます。なお、市域全域における建物緑化を推進するため、建物緑化費用の一部を助成する「建物緑化助成制度」を設けています。

(5) 環境に優しい農業などの取組

多面的機能発揮促進事業（再掲）

既存の制度を基として、平成 26 年度から日本型直接支払制度が始まりました。この制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するためのものです。

日本型直接支払制度は、以下の 3 制度からなります。

1. 多面的機能支払制度（地域の共同活動を支援）
2. 環境保全型農業直接支払制度（環境保全効果の高い営農活動を支援）
3. 中山間地域等直接支払制度（条件不利地の農用地での農業生産活動の継続を支援）

環境保全型農業の支援

現在の日本の農業では、環境に配慮した農業の推進が求められています。生産者は、持続可能な農業生産を行うため、環境に配慮した環境保全型農業に積極的に取り組み、本市はその取組を支援しています。

地産地消の推進

地産地消は、「生産者」と「消費者」の結びつきを強化し、地域を活性化するなどの効果があるだけでなく、生産物の輸送距離を短くすることで温室効果ガスの発生量を削減し地球温暖化防止にも寄与するものです。このことから、地域で生産された農水産物を地域で消費する取組のひとつとして「藤沢産利用推進店」制度を推進しています（詳細は 133 ページ）。

3 エネルギーの地産地消

環境目標 5 - 3

エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）住宅用等太陽光発電システムの普及推進

平成 15 年度から住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 3 年度 補助額 1 kW 当たり 15,000 円 上限 50,000 円

（家庭用燃料電池システム（エネファーム）と同時に設置する場合、補助額に 50,000 円を加算、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池を同時に設置する場合、補助額に 100,000 円を加算）

住宅用等太陽光発電システム設置補助件数の推移

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	累計 (H15 ~ R3 年度)
補助件数（件）	87	119	116	112	108	2,875
合計出力数（kW）	401.22	497.80	513.77	448.60	492.97	11381.71
平均出力数（kWh）	4.61	4.18	4.43	4.01	4.56	3.96

平成 15 年度より補助を開始。

資源エネルギー庁の資料によると、令和 3 年度末の本市における、固定価格買取制度の認定を受けている太陽光発電システムの導入件数は、10 kW 未満の設備が 8,398 件、10 kW 以上の設備が 629 件で、設備導入容量の合計は 47,739 kW です。

(2) 公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入しています。

公共施設に設置した太陽光発電システムの合計設備導入容量は 1,339 kW、太陽集熱器の総集熱面積は 519 m² にのびります。



【藤沢市分庁舎に導入した太陽光発電システム(20 kW)】

公共施設への太陽光発電システムなどの導入状況

利用目的	設備容量等	施設名				
施設内の電源の一部	50 kW	本庁舎	太陽光発電	施設内の電源の一部	19 kW	亀井野小学校
	20 kW	分庁舎			19 kW	新林小学校
	17 kW	藤沢総合防災センター			19 kW	中里小学校
	11 kW	六会市民センター			19 kW	滝の沢小学校
	10 kW	明治市民センター			19 kW	大観小学校
	10 kW	御所見市民センター			19 kW	天神小学校
	18 kW	遠藤市民センター			19 kW	駒寄小学校
	36 kW	善行市民センター			19 kW	高谷小学校
	10 kW	辻堂市民センター			19 kW	小糸小学校
	5 kW	藤沢公民館・労働会館等複合施設			19 kW	大清水小学校
	14 kW	藤沢市保健所・南保健センター			19 kW	石川小学校
	50 kW	リサイクルプラザ藤沢			22 kW	第一中学校
	10 kW	北消防署遠藤出張所			19 kW	明治中学校
	3 kW	藤沢市八ヶ岳野外体験教室			19 kW	鶴沼中学校
	19 kW	藤沢小学校			22 kW	六会中学校
	19 kW	明治小学校			22 kW	片瀬中学校
	19 kW	鶴沼小学校			19 kW	御所見中学校
	30 kW	本町小学校			19 kW	湘洋中学校
	19 kW	村岡小学校			19 kW	長後中学校
	19 kW	六会小学校			19 kW	藤ヶ岡中学校
	19 kW	辻堂小学校			19 kW	高浜中学校
	19 kW	鶴洋小学校			19 kW	善行中学校
	19 kW	片瀬小学校			19 kW	秋葉台中学校
	19 kW	大道小学校			19 kW	大庭中学校
	22 kW	秋葉台小学校			19 kW	村岡中学校
	22 kW	御所見小学校			19 kW	湘南台中学校
	19 kW	長後小学校			19 kW	高倉中学校
	19 kW	八松小学校			19 kW	滝の沢中学校
	19 kW	高砂小学校			19 kW	大清水中学校
	22 kW	善行小学校			19 kW	羽鳥中学校
	19 kW	富士見台小学校			19 kW	白浜養護学校
	19 kW	鶴南小学校			20 kW	藤沢市民病院
	19 kW	浜見小学校			0.003 kW	道路標識(発光道路標識)
19 kW	俣野小学校	0.168 kW	大庭台墓園			
19 kW	大越小学校	給湯・暖房・温水プール	261 m ²	秋葉台公園温水プール		
19 kW	羽鳥小学校	給湯	40 m ²	南消防署		
19 kW	湘南台小学校	給湯	60 m ²	片瀬しおさいセンター		
19 kW	大庭小学校	給湯・暖房・温水プール	87 m ²	こぶし荘		
		体育館等床暖房・温水プール	71 m ²	白浜養護学校		

(3) 環境配慮型公共施設の設計

公共施設の新築及び改築工事等においては、再生可能エネルギーの利用を取り入れるよう配慮した設計を行っています。

令和3年6月に改築工事が完成した辻堂市民センターでは、屋上に設置した太陽光発電による電力供給や、雨水及び井水をろ過してトイレ洗浄に使用するなど、再生可能エネルギーの有効利用を行っています。

(4) 家庭用燃料電池システムの普及推進

エネルギーの有効利用を図るため、平成 25 年度から住宅に家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 3 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

家庭用燃料電池システム設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助件数	199	237	167	141	113

(5) 蓄電池の設置促進

家庭でのエネルギーの効率的な利用やエネルギーの地産地消を推進するため、平成 28 年度から定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、設置費用の一部を補助しています。

令和 3 年度 補助額 一件当たり 50,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池設置補助件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助件数	19	52	71	92	78

(6) 電力の地産地消事業

「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を定め、ごみ焼却時に発電した電力を公共施設で使用する、電力の地産地消事業を行っています。

この電力の地産地消事業は、今まで電力会社に売電するだけであった、もしくは環境事務所内で使用するだけであった電力を、小売電気事業者を介して、公共施設に供給するものです。

平成 29 年 2 月には、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所に供給し、平成 29 年 4 月からは北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 78 施設に供給しています。令和 3 年度については、石名坂環境事業所の発電電力を南部収集事務所など 3 施設に供給し、北部環境事業所の発電電力を市立小学校などの公共施設 80 施設へ供給しています。

なお、小売電気事業者の入札に際しては、「環境配慮契約法」に基づき、参加資格要件として環境評価項目を設定したうえで、価格及び環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れていると判断した小売電気事業者と契約をしています。

ア 北部環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯に利用しています。発電した電力は、施設内消費のほか、隣接するし尿処理施設、リサイクルプラザ藤沢へ給電し、余剰電力は、小売電気事業者に売却しています。(詳細は 98-99 ページ)。

イ 石名坂環境事業所

ごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電、給湯、冷暖房用として利用し、また場外の温水プールに熱供給しています。

石名坂環境事業所から北東約 400 m に位置する石名坂温水プールへは、地中埋設管により高温水(85)を送っており、温水プール側で熱交換器により、プール水の加温及び冷暖房用に使用しています(詳細は 99 ページ)。

4 循環型社会の実現

環境目標 5 - 4

環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）啓発活動による廃棄物の削減

ごみ検索システム（<http://fujisawa-city.sakura.ne.jp/>）

市民のごみ減量・資源化に対する利便性を図るためにインターネットでごみの分別や収集日程を容易に検索できるシステムを平成 20 年 7 月から導入しました。

令和 3 年度の本システムにおける年間検索回数は 785,355 件です（詳細は 106 ページ）。

「藤沢市ごみ分別アプリ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者の利便性向上と分別の促進を図るため、iPhone・Android を対象としたスマートフォン用アプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を平成 27 年 3 月 20 日から開始しました。

令和 3 年度 20,505 件、累計 101,485 件ダウンロードされています（詳細は 107 ページ）。

ごみ体験学習会の実施（再掲）

毎年、市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学 4 年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。保護者も参加して、ごみ分別、減量・資源化の体験学習を行っています（詳細は 94 ページ）。



【ごみ体験学習会】

ボランティア清掃活動等の実施

一日清掃デー、地区内道路等のボランティア清掃、ポイ捨て防止イベントなどを通じて、市民・事業者・行政が一体となって地域活動及び啓発活動を推進し、環境・美化の意識を高めるように努めています（詳細は 169-170 ページ）。

ごみ減量推進店の認定

市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定しています。推進店には認定書を交付するとともに、『ごみ NEWS』、「ふじさわエコ日和」等で公表し、店頭に本市が定めたシンボルマークを掲示しています（詳細は 93 ページ）。

（ 2 ）資源の有効利用

廃棄物の資源化

減量・資源化の促進のため、昭和 53 年から他市にさきがけ、市民、本市、回収業者の三者の協調方式による資源の収集を開始しました。

その後、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集を行い、平成 19 年 4 月から剪定枝、廃食用油を、平成 24 年 4 月から商品プラスチック、平成 25 年 10 月から使用済み小型家電、平成 27 年 4 月からは大型ごみの中からスプリングマットや羽毛布団等を中間処理施設で分別し、資源化しています。（詳細は 96-97 ページ）。

雨水利用の推進

ア 雨水貯留槽の新設

水資源の循環利用を推進するため、平成 21 年度から雨水貯留槽を新たに設置する方に対し、費用の一部を補助しています。

対象 100 リットル以上 600 リットル以下の
雨水貯留槽を購入しようとする方
補助額 本体購入金額の 1/2（上限額 15,000 円）



【雨水貯留槽設置例】

雨水貯留槽購入補助件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
補助件数	18	19	15	27	22

イ 浄化槽の雨水貯留施設への転用

水資源の循環利用と廃棄物の減量化を推進するため、公共下水道への接続工事を行う方がそれまで使用していた浄化槽を雨水貯留施設への転用工事を行った場合、1 基当たり 40,000 円の助成を行っています（助成開始年度 平成 7 年度）。

助成件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
助成件数	0	0	0	0	0
累計	300	300	300	300	300

ウ 公共施設における雨水利用施設の導入

雨水利用施設を、次の公共施設に導入しています。

公共施設における雨水利用施設

単位：m³

	施設名	竣工等	雨水利用用途	貯留槽容量
1	藤沢市役所分庁舎	昭和 58 年（1983 年）5 月 令和元年（2019 年）改修	便所洗浄用	115
2	石川小学校	平成 6 年（1994 年）3 月	便所洗浄用、校庭散水	200
3	長後市民センター	平成 7 年（1995 年）3 月	便所洗浄用	250
4	秩父宮記念体育館	平成 9 年（1997 年）3 月	便所洗浄用	366
5	環境事業センター南部収集事務所	平成 11 年（1999 年）3 月	公用車洗浄水	50
6	六会小学校	平成 11 年（1999 年）9 月	便所洗浄用、校庭散水	250
7	藤ヶ岡中学校	平成 12 年（2000 年）11 月	便所洗浄用、校庭散水	220
8	防災センター	平成 14 年（2002 年）6 月	便所洗浄用	28
9	保健所	平成 18 年（2006 年）1 月	便所洗浄用	60
10	明治市民センター	平成 19 年（2007 年）3 月	便所洗浄用	40
11	御所見市民センター	平成 21 年（2009 年）2 月	便所洗浄用	120
12	第一中学校	平成 21 年（2009 年）3 月	便所洗浄用	292.6
13	六会中学校	平成 21 年（2009 年）9 月	便所洗浄用	290
14	善行小学校	平成 21 年（2009 年）12 月	便所洗浄用	150
15	本町小学校	平成 24 年（2012 年）2 月	便所洗浄用	260
16	北部環境事業所	平成 6 年（1994 年）3 月	し尿処理施設放流水の希 釈用	150
17	北部環境事業所 1 号炉	平成 19 年（2007 年）3 月	1 号炉系再利用水 プラント用水、床洗浄用	33
18	リサイクルプラザ藤沢	平成 25 年（2013 年）3 月 平成 26 年（2014 年）1 月	便所洗浄用 場内散水	12.5
19	六会市民センター	平成 28 年（2016 年）3 月	便所洗浄用、場内散水	40
20	北消防署 遠藤出張所	平成 29 年（2017 年）2 月	便所洗浄用	37
21	藤沢市役所本庁舎	平成 29 年（2017 年）12 月	便所洗浄用、樹木散水	172
22	藤沢市民病院	平成 30 年（2018 年）7 月	便所洗浄用	300
23	藤沢公民館・労働会館等複合施設	平成 31 年（2019 年）3 月	樹木散水	0.7
24	善行市民センター	令和 2 年（2020 年）6 月	便所洗浄用	114
25	辻堂市民センター	令和 3 年（2021 年）6 月	便所洗浄用	113

5 行政の率先的取組の推進

環境目標 5 - 5

市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）身近な地球温暖化対策への率先的取組

グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境配慮型製品の需要拡大を通じてリサイクルの推進を支援するものです。

平成 13 年 3 月に一事業者として自ら行う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画として「藤沢市環境保全率先実行計画」を策定するとともに、この計画の取組の 1 つとして同年 10 月に「藤沢市グリーン購入方針」を策定し、グリーン購入の推進に努めています（詳細は 100 ページ）。

エコアクション 21 等の認証取得支援

環境マネジメントの推進による市内中小企業の環境意識向上及び経営基盤の強化を目的として、「エコアクション 21」、「エコステージ」、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得又は更新に要する費用の一部を助成しています（詳細は 167 ページ）。

打ち水の実施

ヒートアイランド現象の緩和や冷房機器の使用時間短縮による温室効果ガス削減を啓発することを目的に、夏の環境イベントとして打ち水を実施しています。

令和 3 年度は、雨天のため中止となりました。



【市役所本庁舎での打ち水（令和 2 年度）の様子】

(2) 再生可能エネルギー設備の率先導入

公共施設への太陽光発電システムなどの導入

公共施設に太陽光発電システムなどを導入し、施設内の電力の一部として活用しています（詳細は 190 ページ）。

(3) 省エネ設備の率先導入

公共施設における LED 照明の導入

照明に係る消費電力及び CO₂ 排出量の削減のため、公共施設に LED 照明を導入しています。

市役所本庁舎（平成 29 年度）及び市役所分庁舎（令和元年度）等の新築の際に、LED 照明を導入しました。また、令和 3 年度は、辻堂市民センターの新築の際に、LED 照明を導入しました。

今後も、新築や大規模改修等に合わせて LED 照明の導入を進めます。



【辻堂市民センターに
導入した LED 照明】

省エネ設備の率先導入

平成 26 年 4 月より「リサイクルプラザ藤沢」が供用開始となり、環境啓発の教育効果を鑑みた省エネ設備の導入をしました。

省エネ設備：太陽光発電設備（51 kW...太陽光パネル、ハイブリッド街路灯） 屋上緑化、太陽熱利用システム、風力発電設備、LED 照明（リサイクルプラザ藤沢環境啓発棟、及び廃棄物処理棟を含めた全見学者通路） 雨水利用（トイレ洗浄水、植栽散水水栓）

焼却施設への高効率発電設備の導入

北部環境事業所において、ごみを焼却したとき発生する熱を利用して、出力 4,000 kW のタービン発電機に送られ、施設内の電力をまかなうと共に、余剰電力は送配電事業者及び小売電気事業者へ売電しています。

今後も、焼却施設の整備等に合わせて高効率発電設備の導入を進めます。

(4) クリーンエネルギー自動車の率先導入

電気自動車

公用車に軽自動車 6 台を導入しています。

ハイブリッド車

公用車に普通車 10 台を導入しています。



【電気自動車（公用車）】

6 低炭素化を誘導するまちづくり

環境目標 5 - 6

民間事業者を誘導する仕組みが実現されていること

達成指標

1. 温室効果ガスを 1990 年度（平成 2 年度）比、40%削減します。
2. 国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減を図ります。

達成指標に対する本年度の状況

1. 継続（ - 31.1%（令和元年度））
2. 継続（ 413,969 t-CO₂（令和元年度）、前年比：+ 2.1%）

（1）開発等における緑化指導

都市化の進行による緑の減少や地球環境問題等の課題を総合的かつ計画的に進め、また、体系的なみどり施策の推進を図るため、緑の保全、創出及び普及に係る手続き等に関する事項を定める「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 21 年 7 月 1 日施行）を制定しました。

敷地面積 500 m² 以上の建築物（工場・事業所・宅地開発・その他建築物の建築）を建築する際や、中高層建築物を建築する際に緑化の義務が生じます。さらに用途地域が「近隣商業地域及び商業地域」において建築物を建築する場合には、建物緑化（屋上緑化又は壁面緑化）の義務も生じます（詳細は 187 ページ）。

（2）Fujisawa サスティナブル・スマートタウン

Fujisawa サスティナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）は、パナソニックグループが事業主体となり、先進的な取組を進めるパートナー企業と本市の官民一体の共同プロジェクトです。

Fujisawa SST では、全ての戸建て住宅で太陽光発電システムと蓄電池、省エネ設備を備えるなど、「創エネ・蓄エネ・省エネ」における先進技術のハイブリッドによって地産地消のエネルギーマネジメントの実現が目指されているほか、藤沢の光、風、水、熱といった自然の力を街全体に無理なく取り入れる街区設計がなされています。

本市の公共用地を活用して街の南側に設置された「コミュニティソーラー」は、平常時は電力系統に電力を供給し、地域全体の低炭素化に貢献しています。また、非常時には街の住人に加え周辺地域の人々に対しても、非常用コンセントとして開放されます。



(出典) Fujisawa サステイナブル・スマートタウン公式 web サイト

【正門】

【コミュニティソーラー概念図】

(3) 商店街街路灯のLED化

商店街の街路灯に省エネルギー効果の高い環境に配慮されたLEDランプ等を導入する場合、経費の一部を補助し、LED化を促進しています。

(4) 環境負荷の低減に配慮した建築物の普及促進

「建築基準法」第52条第1項において、建築物の容積率は原則として都市計画で定められた限度以下でなければなりません。

本市では、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物等に対し、「建築基準法」による容積率緩和の許可制度を活用できるよう運用基準を設け、省資源、省エネルギー及び環境負荷の低減等に配慮した計画に対して、容積率の制限の一部を緩和できる制度を整えています。

また、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」や「都市の低炭素化の促進に関する法律」「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(「建築物省エネ法」)に基づき、環境負荷の低減等に関する認定基準に適合する建築物に対し、税制上の優遇措置や容積率の制限の一部を緩和できる認定制度を運用しています。

容積率緩和の対象となる建築物

- ・太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システムなど環境負荷の低減等の観点から必要な設備など、自然エネルギー、省エネルギー型の設備を導入した建築物。
- ・その他、中水道施設、地域冷暖房施設、コージェネレーション施設などを導入した建築物。
- ・「建築物省エネ法」における性能向上計画の認定を受けた建築物。

税制優遇措置の対象となる建築物

- ・長期優良住宅の認定を受けた建築物。
- ・低炭素建築物の認定を受けた建築物。

長期優良住宅認定件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
認定件数	566	546	466	460	549

低炭素建築物認定件数の推移

単位：件

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
認定件数	47	41	31	31	109

「建築物省エネ法」届出・判定件数の推移

単位：件

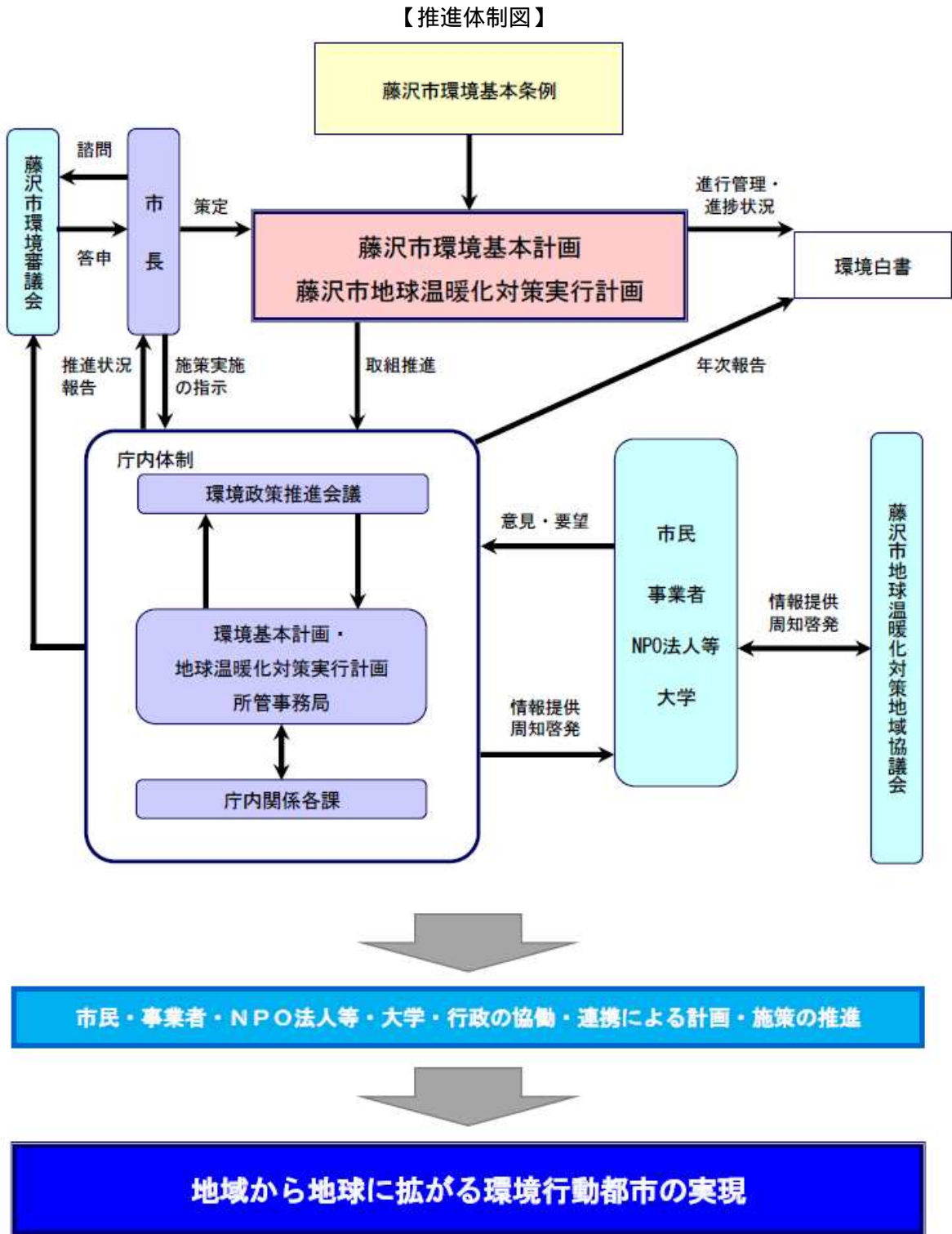
年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
届出・判定件数	134	137	105	121	88

第3部 環境基本計画の推進体制

第3部 環境基本計画の推進体制

1 推進体制

市民・事業者・NPO法人等・大学・行政の協働と連携により本計画の推進を図るとともに、そのための様々な参加の機会を設け、以下の図のように各主体が一体となった推進を図ります。



(1) 藤沢市環境政策推進会議

環境基本計画に掲げた施策の効果的推進並びに総合的な調整を図るため、全庁的な組織として「環境政策推進会議」を設置し、推進しています。

- ・委員長 副市長（担当）
- ・副委員長 副市長
- ・専門委員 環境部長、生涯学習部長、都市整備部長、教育部長
- ・委員 議会事務局長、総務部長、企画政策部長、財務部長、防災安全部長、市民自治部長、福祉部長、健康医療部長、保健所長、子ども青少年部長、経済部長、計画建築部長、道路河川部長、下水道部長、市民病院事務局長、消防局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

(2) 藤沢市環境審議会

環境基本計画の進行管理、見直し、その他本市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として環境審議会を設置し運営しています。

第13期 藤沢市環境審議会

開催	開催日	内容
第3回	R3.4.27	・藤沢市環境基本計画等の改定について
第4回	R3.7.13	・藤沢市環境基本計画等の改定について（第1次素案）
第5回	R3.9.15	・藤沢市環境基本計画等の改定について（第2次素案）
第6回	R3.12.21	・藤沢市環境基本計画等の改定について（最終案）
第7回	R4.1.25	・2021年版ふじさわ環境白書（藤沢市環境基本計画令和2年度年次報告）（案）について ・藤沢市環境基本計画等の改定について（改定案） ・藤沢市環境基本計画等の改定について（答申）

新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から、第5回はweb会議システムによるオンライン形式にて開催。第6回、7回はweb会議システムによるオンライン形式にて併催。

第13期 藤沢市環境審議会委員名簿（敬称略：50音順）

任期：R2.11.1～R4.10.31 2年任期（R2.11.12委嘱式）		
構成：20人（学識経験者8・事業者等4・市民8）		
運営：6人を市民公募により選出するとともに、会議は公開で実施している。		
氏名	選出区分	備考
1. 青木 正美	市民	公募
2. 池尻 あき子	学識経験者	（株）プレック研究所
3. 宇郷 良介	学識経験者	湘南工科大学教授
4. 大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所
5. 鬼塚 健自	事業者等	湘南地域連合
6. 金子 昌代	市民	公募

7.	笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会
8.	杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会
9.	妹尾 紗智	市民	公募
10.	田中 美乃里	市民	公募
11.	長坂 貞郎	学識経験者	日本大学教授
12.	橋詰 博樹	学識経験者	多摩大学特任教授【会長】
13.	林 武人	事業者等	さがみ農業協同組合
14.	廣崎 芳次	学識経験者	神奈川県自然保護協会
15.	藤法 淑子	市民	公募
16.	最上 重夫	事業者等	(一社)藤沢市商店会連合会
17.	森外 葉子	市民	公募
18.	山森 良一	学識経験者	弁護士【副会長】
19.	吉崎 仁志 (~ R3.3)	学識経験者	慶應義塾大学准教授
	塚原 沙智子 (R3.5 ~)	学識経験者	慶應義塾大学准教授
20.	吉田 紀行	市民	藤沢市生活環境連絡協議会

(3) 藤沢市地球温暖化対策地域協議会

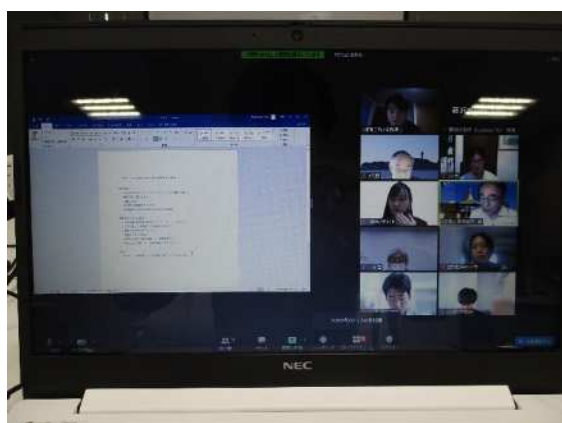
市民・事業者・行政が協力して、地域から地球温暖化防止に向けた対策等を協議し、積極的に実践活動を推進することを目的として組織された協議会で、環境省の登録団体となっています。

設立年月日 平成 17 年 2 月 2 日 (環境省登録団体)

代表者 会長 黒田 亘

事務局 環境部 環境総務課

会員数 個人：20 名 団体：4 団体



【近隣大学生との意見交換会の様子】



【視察研修会】

(4) 藤沢市地球温暖化対策研究会

企業・学識経験者・行政が協働して、脱炭素社会の実現に向けて藤沢市域の自然環境や都市環境に応じた地球温暖化における諸課題について調査・研究を行うことを目的として令和3年度に組織された研究会で、企業と行政が抱える課題や考え方などを共有しながら、地球温暖化対策の調査・研究などを進めています。

令和3年度実績

開催	開催日	内容
発足式	R3.4.23	
第1回	R3.4.23	・自己紹介 ・会長、副会長の選出
第2回	R3.8.12	・地球温暖化対策の施策における事業者の役割や取組について（意見交換） ・藤沢市環境基本計画等について（第1次素案） ・地球温暖化対策の施策検討に係る調査の結果について ・温室効果ガス排出量の削減に向けた取組
第3回	R3.12.24	・これまでの経過と今後の予定 ・藤沢市環境基本計画等について（最終案） ・地球温暖化対策に係る企業の取組について（意見交換）

新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から、第2回は書面開催。

(5) 環境団体、事業者との意見交換

環境保全に様々な角度から取り組んでいる団体や事業者と、それぞれの取組内容等についての意見交換に努めています。

(6) その他

陳情・要望、わたしの意見・提案箱、郷土づくり推進会議からの意見提案、各種集会での意見要望等を事業を実施するうえでの参考としています。

2 国や他自治体等との連携

河川や海域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題等、複雑化、多様化、広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図っていくことは、きわめて困難です。

このため、こういった問題については、広域的な視点に立って、国や県、他市町村などとの連携や交流を図り、より効果的な施策を展開していくことが必要であり、次のような連携を図っています。

=== 環境政策全般 ===

(1) かながわ地球環境保全推進会議

神奈川県環境保全を図るため、県民・企業・行政が具体的に取り組む指針としての「アジェンダ 21 かながわ」を推進していく組織として、平成 5 年に設立されました。

現在、新しい行動指針である「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10(てん)トライ」を採択し、「マイエコ 10 宣言」の普及を図っています。

会議は、県民部会(50 団体)、企業部会(18 団体)、行政部会(36 団体)、実践行動部会(24 者)で構成されています。

=== 個別政策 ===

(1)(公社)全国都市清掃会議(全都清) 神奈川県都市清掃行政協議会(神都清)

自治体の行う清掃事業を円滑に推進するため、調査研究、情報の収集・提供、研修、情報交換等を実施する機関として、「全都清」及び「神都清」が設置されています。

(2) 雨水ネットワーク

雨水利用を推進し、持続可能な社会が構築されることを目指して、行政間の情報・施策の共有及び交流、市民・企業との連携を図る組織として設立されました。本市は、平成 8 年の雨水利用自治体担当者連絡会発足当初から加盟し、各自治体の施策や取組を参考にしています。

雨水利用自治体担当者連絡会は平成 27 年 8 月に雨水ネットワーク行政部会へと移行し、現在 34 自治体が加盟しています。

(3)(公財)日本自然保護協会

自然保護に関する全国自治体、民間団体、研究機関等の情報の交換、連携、資料の収集・提供等を行っています。

(4) 全日本花いっぱい連盟

花と緑を愛し育て、美しい環境づくりと人間性豊かな社会づくりをめざして、花いっぱいの啓発と情報交換、情報の収集・提供等を行っています。

(5)(公財)かながわトラストみどり財団

かながわのナショナル・トラスト運動及び緑化運動の実施により、自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図ることを目的として普及啓発及び募金の推進、緑地の保全、森林の整備、地域

の緑化推進などの事業を行っています。

(6) 神奈川県森林協会

森林保全等の事業を推進することで、森林の有する水源涵養^{かんよう}等の公益的機能の向上等に寄与することを目的に、研修会の開催や普及啓発等を行っています。

(7) 神奈川県県市環境保全事務連絡協議会

県及び県内各市（横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市）をもって組織し、公害その他の環境保全に関する問題の検討、情報交換等を行い、住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、事例研究や研修会等の事業を行っています。

(8) 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議は「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について調査検討を行うために平成10年度に設置されたもので、神奈川県・湘南地域県政総合センター・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で組織されています。

「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定するとともに、計画に基づき循環型社会形成を推進するための施策の実施、施設の集約等を図っています。

(9) 湘南エコウェーブ

湘南エコウェーブは、湘南広域都市行政協議会の活動として、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町が連携して地球温暖化防止への取組を進めるため、平成20年に開始した事業です。

アクションプランとして、EVネットワークプロジェクト、緑の保全と普及プロジェクト、環境イベントプロジェクト、広報プロジェクトの4つのプロジェクトを推進しています。

== 環境保全活動団体及び企業の取組状況 ==

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取組を推進していく必要があります。

本市で掌握している環境団体と、ISO 14001 の認証を取得している事業者等に呼びかけを行い、その中で原稿を提出された団体・事業者について紹介します。

(各団体から提出された原稿をそのまま印刷したものです。)

掲載団体等（50音順）

【環境団体】

1	藤沢環境運動市民連絡会議（藤沢エコネット）
2	藤沢市せっけん推進協議会
3	藤沢市放射能測定器運営協議会
4	藤沢メダカの学校をつくる会とPTA

【事業者】

1	いすゞ自動車株式会社 藤沢工場
2	株式会社荏原製作所 藤沢事業所
3	東京ガスネットワーク株式会社 神奈川西支店
4	日欧事務機株式会社
5	藤沢市資源循環協同組合

次の団体は、本文の中で紹介しています。

藤沢市生活環境連絡協議会

藤沢市みどりいっぱい市民の会

藤沢市企業等環境緑化推進協議会

藤沢環境運動市民連絡会議(藤沢エコネット)HP→[藤沢エコネット \(sakura.ne.jp\)](http://sakura.ne.jp)

1. 「藤沢エコネットニュース」毎月発行

○市内外の環境情報の交換・交流、28年間。

○ニュース合本(1994年創刊～300号2019年5月)を市内図書館に寄贈(藤沢エコネット展からふじさわ環境フェアへの記録等)



2. 脱炭素都市藤沢をめざして

○「地球温暖化ガスの排出実質ゼロの表明を求める要望書」(ゼロカーボンシティ表明)を24団体で提出(2020年11月)→2021.2市は「藤沢市気候非常事態宣言」発出

○NGO気候危機アクション藤沢主催の学習会・アクションに協力

・2021.4.24 気候非常事態宣言を考えよう/新電力 ・9.12「気候危機は待ったなし！」

・2021/11/2 パブコメ学習会 ・2021.12.19「ふじさわモデル 学校を電力砦に！」

・気候危機アクションスタンディング参加 2021/6/10, 9/24

・気候時計アクション参加 2022/4/23 市役所前 声明発表 5/10, 6/16, 7/14 六会日大前駅



2021/6/10 市役所前で温暖化防止を呼び掛ける市民団体



2022/6/16 六会日大前駅で気候時計アクション

3. 核兵器、原発はいらない～ 核は最大の環境破壊 ～

○核兵器禁止条約 2021/1 発効:日本政府に批准求める署名 ○放射能空間線量調査

4. 大気汚染調査(NO2)6月,12月

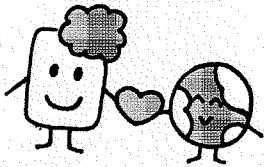
5. 藤沢環境パネル展に展示参加 12/13～17

藤沢市せっけん推進協議会

「環境都市ふじさわ」と共に市民の健康と環境のために
洗剤には「せっけん」を推進して40年になります。



せっけんまつり



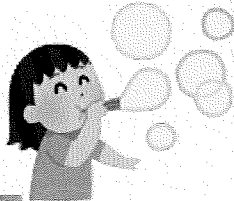
講演会



「水を守ることは いのちを守ること」を活動理念に、私たちが毎日使う洗剤を取り上げ、せっけんの優位性、合成洗剤の危険性をわかりやすく楽しく子供達から子育て中のママ、年配の方たちへ伝えていきます。毎年「せっけんまつり」「講演会」を開催。「せっけん学習会」などへ講師派遣。イベントなどでワークショップを行っています。



せっけん
シャボン玉
作って遊ぼう



コネコネせっけん作り



せっけんの
使い方講座



アロマ香るせっけん作り講座



藤沢市せっけん推進協議会：sekkensuisin@gmail.com 市民相談情報課：0466-50-3573

藤沢市放射能測定器運営協議会

地球規模で感染する新型コロナウイルス禍の中で、日常生活が変容した社会を迎えて3年という歳月を経て、市民生活をも大きく変わってきました。そのうえ、ヨーロッパではロシアの軍事侵略によりウクライナとの戦争状態となり、以前から懸念されていたチェルノブイリ原発への攻撃、原子力をエネルギーとして使用する上であってはならないとされていたことが現実化した時代の中で、私たちが日常的に様々な問題を考えていくことの大きな課題となった時勢です。

その上で、私ども藤沢市放射能測定器運営協議会として、毎年市民の方々への問いかけとしての事業を実施し、通年の放射性物質の測定を粛々と行動しております。

多くの皆様に、藤沢市ホームページをご覧いただくと幸いです。

2021年度 活動・事業内容

○ 協議会の運営

- ・原則として月1回協議会を開催し協議を行なう。
- ・協議会の活動は構成団体からの会費によってまかなう。
- ・藤沢市と協議会の協定書をかわし、運営については双方の協議の上、執り行なう。

○ 測定当番の体制

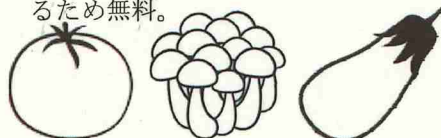
- ・構成団体が主体的に決めている。
(作業は午前と午後に分けている。)

○ 測定日

- ・週3回(月、水、金)を原則としてきたが、2011.3.11 東日本大震災福島原発事故後から2013.3.31まで週5日2検体ずつ測定を行ない、2013.4.1より週4日7検体測定を行なってきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止観点から2020.5より週4日5検体測定を実施しています。

○ 測定依頼・受付

- ・藤沢市民なら、どなたでも申し込みができます。
- ・測定を依頼される方は電話にて予約下さい。(藤沢市役所 消費生活センター)
- ・費用は市管理の上で、器材を稼働するため無料。



○ 藤沢市ホームページにて、測定結果掲載しています。

- 学習会記録集を各市民センター図書館、老人施設、保育園、幼稚園などへ配布、国会図書館にも納本。

市民へのPR

○ 学習会 2021.11.8 (月)

講師 長尾 年恭 さん

東海大学海洋研究所 客員教授

テーマ 「藤沢で知っておきたい 地震と火山と防災」

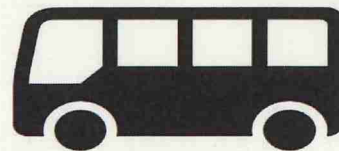
手話・要約筆記通訳・保育付

○ バス見学ツアー 2021.10.18 (月)

寒川広域リサイクルセンター

資源循環型社会の実現を目指し、寒川町と共同で整備した施設。

往復葉書で参加申込後、抽選にて参加していただいております。



○ ふじさわ環境パネル展 (展示参加)

藤沢市役所 分庁舎1階ロビー

海岸の砂 / 海水 (片瀬海岸採取) 測定結果



藤沢市放射能測定器運営協議会 会長 田熊 久枝

連絡先 藤沢市長後1912-2 TEL・FAX 0466-43-4778
藤沢市役所
市民相談情報課消費生活センター (内線2592)

藤沢メダカの学校をつくる会と PTA

1. 藤沢メダカの学校をつくる会と PTA の紹介

かつては藤沢市内の水田や用水路に普通に見られていたメダカ (*Oryzias Latipes*) は、高度経済成長期頃から減少し、1995 年の神奈川県レッドデータブック生物調査で絶滅危惧種 F と報告された。1995 年、元水産総合研究所長の城条義興氏は、鵜沼桜が岡の池田正博氏が鵜沼藤が谷のはす池で採取したメダカを、1957 年から庭池で飼育してきたことを突き止めた。池田氏は、地元の遺伝子を受け継いできたメダカを教育に役立ててほしいと思われた。1996 年、このメダカを「藤沢メダカ」(登録商標) と呼び市内の各学校に配布し、自然環境・生物多様性・生態系について考えようと市内教職員が「藤沢メダカの学校をつくる会」(前会長：渡部かほり) を立ち上げた。会とともに支援を担っているのが「藤沢メダカの学校をつくる会 PTA」(前会長：堀 由紀子 前新江ノ島水族館長) で 1997 年に発足した。2019 年現在、延べ 1500 人以上にメダカを配布し、飼育してもらった。市が大学に委託した DNA 調査結果 (2012 年)、飼育下では野生の遺伝子が失われることがわかったので、2020 年から市民への配布は行っていない。

会の目的は、自然の保全と「メダカがすむ街」の再生である。市教育文化センター、県水産技術センター、新江ノ島水族館と連携し、野生化に向けた取り組みを行っている。2016 年 11 月、第 2 はす池に初めて藤沢メダカを放流し、定着できるかどうか実験を始めた。2020 年 6 月の調査会で生息を確認した。2019 年から藤ヶ岡中の自然状態に近い池で繁殖を行い、受精卵を運営委員と会員が育て、はす池に放流している。

2. 2021 年度の主な取り組み

○市役所分庁舎入り口前の「藤沢メダカ池」の清掃を定期的に行い (4, 8, 11 月) 周辺に植栽した湿生植物とも管理した。アメリカザリガニ等の外来種を排除した。

○引地川親水公園湿生植物園、はす池の生物調査を行った (6 月)。両者とも藤沢メダカは確認できたが、同じく初めて大量のカダヤシを確認した。

○運営委員・会員が育てたメダカをはす池に放流した (11 月)。



引地川親水公園湿生植物園の生物調査(6 月)



市役所「藤沢メダカ池」の清掃(12 月)

藤沢メダカの学校をつくる会・同 PTA 事務局

会長・PTA 会長 菊池久登 〒251-0047 藤沢市辻堂 6-8-14 TEL/FAX 0466-30-4605

E メール fujisawamedaka@jcom.zaq.ne.jp HP : <https://ja-jp.facebook.com/fujisawamedaka>

いすゞ自動車株式会社 藤沢工場

〒252-0881
藤沢市土棚 8 番地
TEL:0466-44-1111(代)

環境に配慮した製品づくり

いすゞは商用車とディーゼルエンジン事業のプロフェッショナルとして、安全/Safety、経済/Economy、環境/Environment の 3 分野における技術の高度化を目指し、環境に配慮した製品づくりを進めています。



環境負荷低減

CO₂・廃棄物・化学物質排出量や水使用量の削減目標を持ち、日々環境負荷の低いものづくりに取り組んでいます。



太陽光発電の採用



廃棄物の分別徹底



低溶剤塗料の使用と
シンナーの回収



雨水の活用

生物多様性保全活動

神奈川県の水源地保全活動へ従業員とその家族で参画し、自然環境も学んでいます。



選木した木を切る



枝をとり丸太に切断



川の生き物を観察



森の植物を観察

環境コミュニケーション

工場の活動を地域の皆様にご理解をいただくとともに、地域社会に貢献できる活動に取り組んでいます。



片瀬海岸ゴミゼロクリーン
キャンペーンに参加



周辺自治会役員様への
取り組み説明



ふじさわ環境フェアに出展



藤沢市環境バスツアーで
ミドリムシ燃料について説明

株式会社 荏原製作所 藤沢事業所

〒251-8502 藤沢市本藤沢 4-2-1
電話 0466-83-8111(代)

令和 3 年度都市緑化功労者国土交通大臣表彰を受賞

荏原製作所は、国土交通省が主催する令和 3 年度都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰で「都市緑化功労者国土交通大臣表彰」を受賞しました。

当社は 2002 年から「藤沢市みどり基金」の趣意に賛同しており、地域社会との良好な関係を長期的に維持することを目的として継続的な寄付活動を継続したことが評価されました。

神奈川県が定めた「森林再生パートナー制度」契約を更新

荏原製作所（以下:荏原）は、神奈川県が実施する森林再生の取り組みに賛同し、同県が定める「森林再生パートナー制度」を更新する契約を締結しました。

1.背景

荏原は長期ビジョン E-Vision2030 における5つの重要課題の中で「持続可能な社会づくりへの貢献」「環境マネジメントの徹底」を掲げています。水と空気と環境を主とする事業を展開する企業として、事業を通じた CO₂削減の推進だけではなく環境保全活動を行うことも社会に対する責務と考え、現在の「森林再生パートナー制度」の前身である「水源林パートナー制度」のもとで 2007 年より水源林整備活動を支援してまいりました。今年で15年目を迎え、さらに5年の契約を更新します。

2.概要

荏原は森林再生パートナーとして、同県愛甲郡清川村に約 15 ヘクタールの「荏原製作所 水と空気と環境の森」を構えています。このエリアを中心とした森林保護活動を通じて、当社藤沢事業所がある神奈川県の水源宮ヶ瀬ダム（同県愛甲郡）周辺の水源地保全に取り組んでいます。

荏原グループは、長期ビジョンと中期経営計画に基づいて ESG 重要課題に取り組むことで、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を目指し、企業価値のさらなる向上を図っていきます。

東京ガスネットワーク株式会社 神奈川西支店

東京ガスネットワーク株式会社は、ガス事業法の改正により、東京ガス株式会社からガス導管事業等を引き継ぎ、新たなガス導管事業会社として2022年4月1日に事業を開始しました。

〔環境方針〕

■ 理念

東京ガスグループは、かけがえのない自然を大切に資源・エネルギーの環境に調和した利用により地域と地球の環境保全を積極的に推進し社会の持続的発展に貢献する。

■ 方針

1. お客様のエネルギー利用における環境負荷の低減
2. 当社の事業活動における総合的な環境負荷の低減
3. 地域や国際社会との環境パートナーシップの強化
4. 環境関連技術の研究と開発の推進
5. 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進
6. 環境法令などの順守と社会的責任の遂行



■ 当社の事業活動における主な環境の取り組み

1. 環境性に優れた天然ガスへの切り替えと高度利用の推進
2. ガスコージェネレーションシステムや家庭用燃料電池『エネファーム』の普及
3. 地域全体のエネルギーシステムの最適化を図る『スマートエネルギーネットワーク』の普及
4. 再生可能エネルギーと、制御性に優れたクリーンな天然ガスとの組み合わせの推進
5. 使用済ガス管・ガス機器等の再資源化、ガスメーターの再利用
6. 『エコ・クッキング』や『学校教育支援活動』等による地域での環境啓発活動

■ 藤沢市内での活動(2021年度)

1. 研究会、協議会への参画
 - ・ 藤沢市地球温暖化対策研究会への参画
 - ・ 藤沢市地球温暖化対策地域協議会への参加
2. 環境イベントへの参加
 - ・ 『ふじさわ環境フェア』企画運営委員会への参画及び協力



■ 環境イベントでの展示パネル紹介(2022年度)

天然ガスの優れた環境性

地球環境に優しい天然ガス

都市ガスの主要原料である天然ガスは、燃焼の際に地球温暖化や大気汚染の原因となる物質の発生が少ない。化石燃料の中で最も環境性に優れたクリーンなエネルギーです。

石炭を100とした場合の排出量比較(燃焼時)

燃料	CO ₂ 排出係数	NOx 排出係数	SO _x 排出係数
天然ガス	60	20	5
石油	80	70	70
石炭	100	100	100

東京ガスグループのCO₂を減らすための取り組み

地球温暖化防止に取り組んでいます

原料(LNG)を輸入する、LNGを燃焼してガスをつくる、ガスを送る、お客様の家へ送るまでの一連の工程で、CO₂を削減するための取り組みを行っています。

環境保全活動、環境教育

家でのCO₂排出量削減に役立つエネファーム

都市ガスから水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電!

エネファームはご家庭用のガスコージェネレーションシステムです

エネファームを使って省エネを実現!

年間CO₂排出量削減効果の比較

東京ガスグループのSDGs達成への貢献

持続可能な社会に向けて

東京ガスグループでは、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組むことで、社会の持続的発展に貢献することをサステナビリティ戦略の考え方にしています。これは、SDGsの考え方と一致するものです。

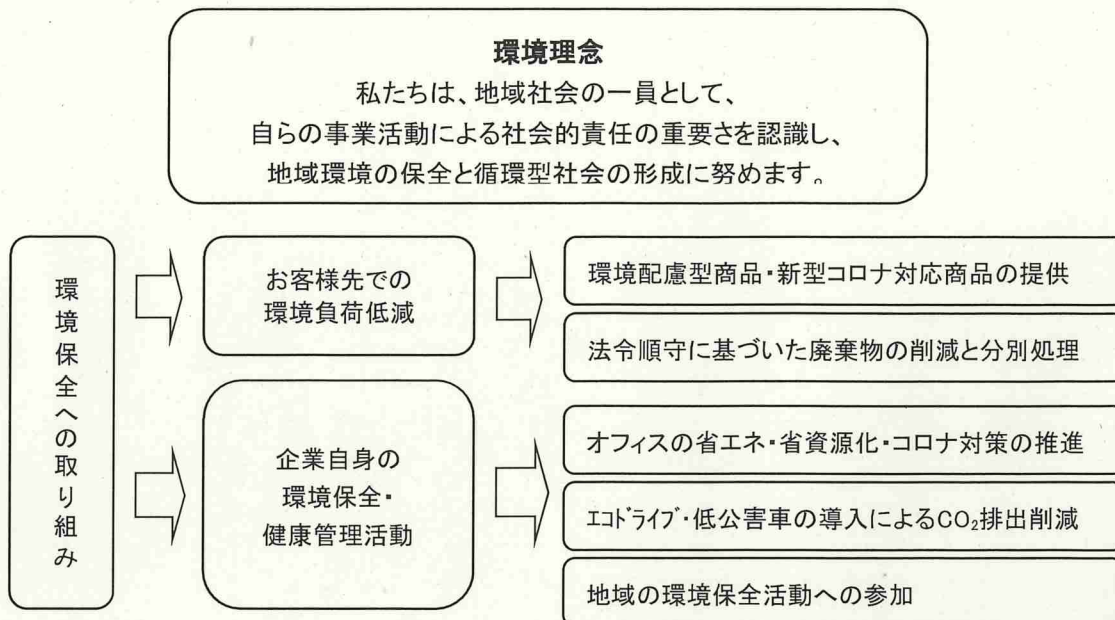
社会からの期待をもとに重要課題を定めSDGsに貢献しています

- 環境保全活動
- 社会からの期待をもとに重要課題を定めSDGsに貢献しています
- 環境教育
- 社会からの期待をもとに重要課題を定めSDGsに貢献しています
- 環境保全活動
- 社会からの期待をもとに重要課題を定めSDGsに貢献しています

2022年 わたしたちの環境活動への取り組み

日欧事務機は、1947年8月創業以来、藤沢市、横浜市、平塚市、川崎市に拠点を置き「モノ売りからコト売りへ」のキーワードのもとで、オフィス家具・ICT機器・オフィス関連商品およびオフィス内装工事などのトータルソリューションの提案を行っています。2022年には創業76年を迎えました。

2003年2月にISO14001の認証を取得し、2017年からISO14001:2015に対応した環境管理体制を導入し、環境・社会・企業ガバナンスの3つの視点に立ち活動しています。



環境活動の紹介

ペットボトルキャップの回収・寄付

- 世界の子供達にワクチンを贈る事業に参加しています。

グリーン商品や省資源製品の販売

- グリーン購入法適合商品やエコマーク商品を積極的に販売し、納入先から「グリーン認定書」(Aランク)を受けました。
- 内装工事は、リサイクルや法令を順守した廃棄物処理のもとで計画提案を行っています。

一般廃棄物の削減

- 分別・3R推進化・書類の電子化等により廃棄物を削減しています。
- 事業活動で発生するダンボール・カタログ・用紙類はすべて再資源化しています。

健康経営の提案と支援

- 健康経営の効果が認められているオフィス製品の販売を通し、生産性の向上と働きやすい環境を提案しています。



ビーチクリーンアップかながわ2022に参加

- 3年ぶりに、ゴミゼロキャンペーンの一環で実施された海岸清掃に参加しました。海岸全域で3897人が参加して840キロのゴミを収集しました。

環境NPOへの協力

- 地域における地球温暖化の影響評価と対策を目的としたNPOを支援しています。

フロン管理

- 2015年4月に施行されたフロン排出抑制法に準じた管理を行っています。

省エネ・省資源・コロナ対策の持続的な推進

- 全社でLED照明、人感水栓、デスクパーティションなどを整備しています。



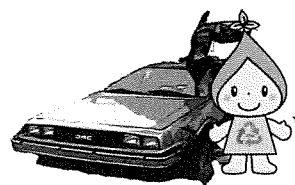
この地球は
先祖からの贈り物ではない
子孫からの預かり物である

日欧事務機株式会社

<http://www.nichio-jimuki.co.jp>
〒251-0023 藤沢市鵜沼花沢町 1-14-201
TEL0466-23-5151(代)

これからの環境未来を考え、行動していきます。

★ふじさわしげんくみあい★



当組合は、市の施政方針のもと関係各位のご理解、ご指導、ご協力を賜り、環境行政に従事させていただいております。さて、昨今新型コロナウイルスが猛威をふるっている状況で、それに対応し持続可能な環境事業を滞りなく行う事が日々の課題となっております。皆様の日々の生活の中で少ない資源を滞りなく使い続けるためにも大切な資源を循環し分け合える世の中にしていかなければなりません。当組合では、そのための行動やリサイクル啓発活動なども積極的に実施してまいります。また、これからの未来を考え「地球温暖化対策」「高度な循環型社会形成」「障がい者の雇用環境整備」「災害時における罹災ごみ対応」「BCP（事業継続計画）の強化」「後期高齢者問題」「業務のIoT化」等を関係者各位と協力し皆様の期待と信頼にこたえることができるよう行動してまいります。

ペットボトルの「BtoB（ボトルからボトルへ）」リサイクル事業協定書の締結

2014年よりBtoBのリサイクルを開始し、2017年からは東京ペットボトルリサイクル様と協力関係を構築し、今回の協定式でサントリー様のご協力を頂いたことでリサイクル製品の最終使用者のスキームが完成しました。リサイクル製品の循環利用が目に見える、BtoBの水平リサイクルを展開する事が出来るようになり、ペットボトルリサイクルの途切れることの無い資源循環システムで、今年から施工されました「プラスチックに係わる資源循環の促進等に関する法律」にも適応するサーキュラエコノミー（循環経済）を構築出来ました事を関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。

FUJISAWA BLUEHANDS PROJECT

伝統文化である藍染衣類と資源循環を結びつけるプロジェクトを藤沢市内の3社で手を組み新たな事業を開始しました。衣類等のデザイン及び提供をラファイエット様が行い、アートモリヤ様指導の下、染色作業と場所の提供を当組合が行います。当組合は更に障がい者が染手を担ってもらうことで、雇用の新たな創出を図り、藍染の文化の継承にもつなげます。持続可能な資源循環として古い衣類等も藍染し、リユースすることでごみの減量化につなげます。

SDGs（持続可能な開発目標）

当組合はIoT化により業務の効率化を図り、関係企業様や自治体様との連携・相互協力により、新たな利用価値の発見や価値向上のための提案、さまざまな地域の活動に参加させていただくなど、積極的に取り組んでおります。また、藤沢市の環境に携わる仕事を通じ、回収からリサイクルまで停滞することなく事業を継続していく事と安定的な雇用・所得を得る為に、改めてBCP(事業継続計画)の必要性を再認識し、今まで構築してきたBCPをさらに強化してまいります。当組合は小さな取組みから企業としてできること、すべきことを積極的に行い持続可能な高度資源循環を促進し邁進していきます。

今後も新しい方法を模索しながら、環境問題へも取り組んで参りますので、ご支援とご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。



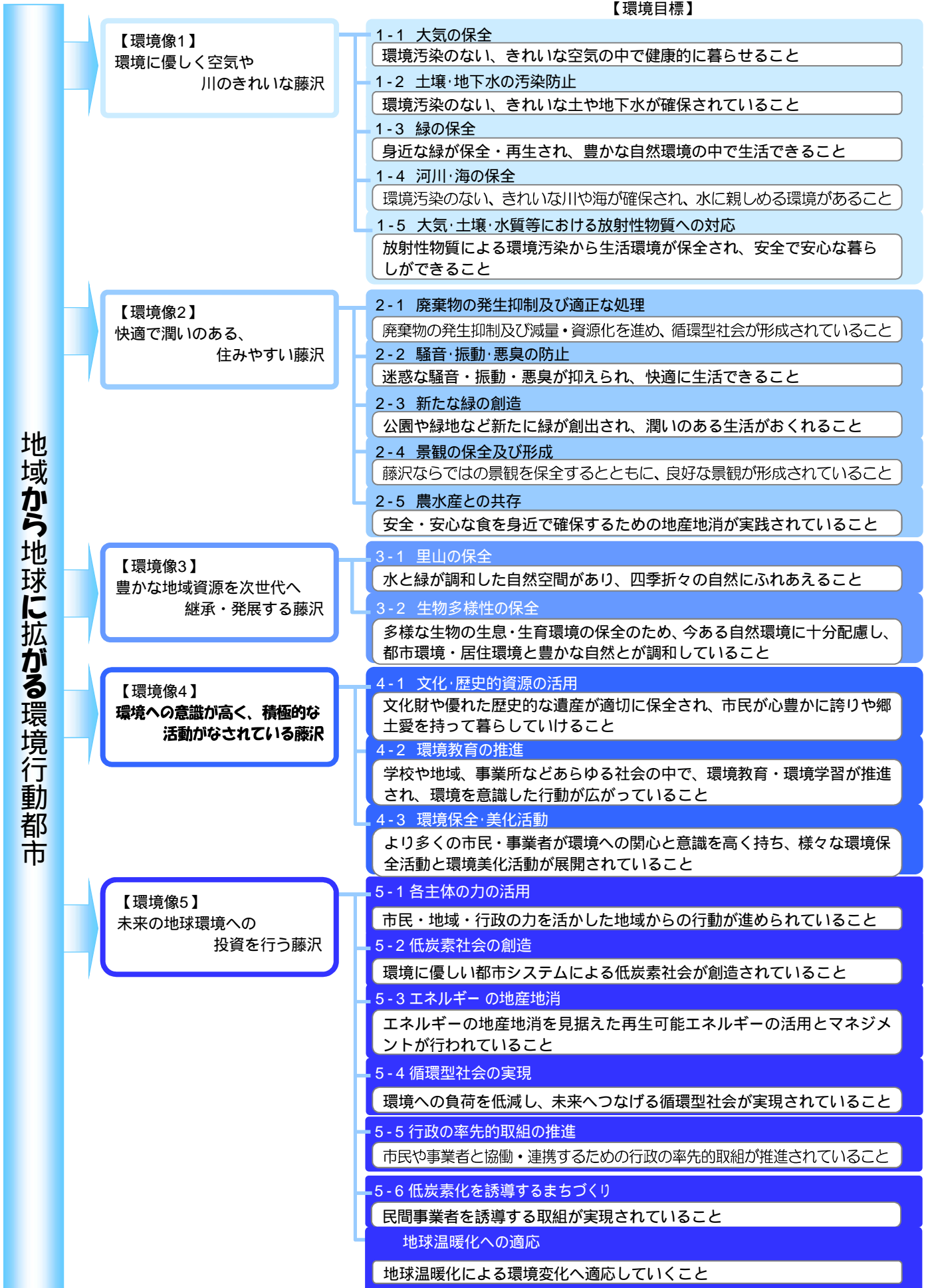
藤沢市資源循環協同組合 代表理事 金田勝俊

藤沢市桐原町 23 番地の 1

Tel 0466-43-8119 Fax 0466-43-8196

<http://www.fujisawa-recyclecoop.com>

藤沢市環境基本計画の施策体系図



【達成指標】

【施策の方向性】

【達成指標】大気汚染、有害大気汚染物質、ダイオキシン類による大気汚染、PM2.5に係る環境基準の達成

大気の監視体制の整備と充実等
固定発生源対策 移動発生源対策
有害化学物質等の監視体制の整備と充実等

【達成指標】地下水の水質汚濁、土壌の汚染、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準の達成

地下水・土壌保全の監視体制の整備と充実等
有害化学物質等の監視体制の整備と充実等

【達成指標】緑地の目標量の確保

水と緑の快適な都市空間の創出
緑化及び緑地保全活動の推進

【達成指標】水質汚濁、ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準の達成

水質汚濁防止対策 汚水処理施設の普及

【達成指標】放射線量モニタリングの定期的な実施と公表、放射性物質への対応の実施

大気・海水・河川水等の監視体制の継続
食材の放射能検査の実施と公表
放射性物質に関する知識の普及・啓発

【達成指標】市民一人一日あたりの一般廃棄物排出量の減量、廃棄物の資源化率の向上

廃棄物発生抑制の推進（リデュース=Reduce）
再使用の推進（リユース=Reuse）
再資源化・再生利用の推進（リサイクル=Recycle）
適正処分の推進

【達成指標】工場等からの騒音、自動車・航空機騒音に係る環境基準の達成

騒音・振動・悪臭の防止
生活騒音等への対応

【達成指標】市民一人あたりの都市公園等の面積拡大

緑化及び緑地保全活動の推進

【達成指標】大規模建築物等における景観形成基準の達成

良好な自然景観の保全、再生、創出
良好な都市景観の保全、形成

【達成指標】「藤沢産」利用推進店の登録店数の増加

農地の保全と活用
安全の確保に向けた情報提供、支援

【達成指標】市民協働により保全活動を行う緑地数の増加

樹林地・里山・谷戸の保全、再生

【達成指標】ピオトープ拠点の保全、再生、創出

水辺・海辺の保全、再生、創出
生物の生息・生育環境の保全、再生、創出のための取組
環境共生のための総合的取組
自然環境への配慮を促す環境情報の整備・提供

【達成指標】市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用の充実

文化・歴史的資源の保全
文化・歴史的資源の周知による郷土意識の醸成
地域文化の伝承

【達成指標】環境関連講座の実施、体験学習会等への参加人数の増加

環境情報の整備と提供、共有化等
環境学習の場や機会の創出
環境リーダーなど人材の育成等

【達成指標】環境美化活動への参加人数の増加

環境保全活動への総合的取組
市民の環境保全活動への支援
事業者の環境保全活動への支援
環境美化活動への総合的取組

【達成指標】温室効果ガスを1990年比、40%削減
2013年度比での削減目標達成状況の管理も行う

地球温暖化対策普及・啓発事業
温室効果ガス発生抑制
温室効果ガスの吸収
気温上昇（ヒートアイランド現象）抑制
資源の有効利用
再生可能エネルギーの利用促進
一事業者としての市自らの取組
国・県の施策及び近隣自治体との連携

【達成指標】国・県の施策と連動した民生（家庭）部門の温室効果ガスの削減

【影響と適応】

農業、森林・林業、水産業に関する影響と適応
水環境・水資源に関する影響と適応
自然生態系に関する影響と適応
自然災害・沿岸域に関する影響と適応
健康に関する影響と適応
産業・経済活動に関する影響と適応
市民生活・都市生活に関する影響と適応

「藤沢市環境基本計画」達成指標に対する状況(令和3年度)

項目	達成指標
1-1 大気の保全	p35 大気汚染に係る環境基準を達成する
	有害大気汚染物質に係る環境基準を達成する
	ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成する
	微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準を達成する
1-2 土壌・地下水の汚染防止	p51 地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成する
	土壌の汚染に係る環境基準を達成する
	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を達成する
1-3 緑の保全	p57 「藤沢市緑の基本計画」に基づく緑地の目標量を確保する
1-4 河川・海の保全	p68 水質汚濁に係る環境基準を達成する
	ダイオキシン類による水質の汚濁、底質の汚染に係る環境基準を達成する
1-5 大気・土壌・水質等における放射性物質への対応	p84 放射線量モニタリングを定期的実施・公表し、放射性物質への対応を実施する
2-1 廃棄物の発生抑制及び適正な処理	p89 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(資源を除く)を2026年度(令和8年度)までに693g以下にする
	廃棄物の資源化率を①2026年度(令和8年度)までに32.5%以上 ②溶融資源化を除いた場合は24.1%以上にする
2-2 騒音・振動・悪臭の防止	p109 騒音に係る環境基準を達成する
	航空機騒音に係る環境基準を達成する
2-3 新たな緑の創造	p115 市民一人あたりの都市公園等の面積を概ね17㎡にする
2-4 景観の保全及び形成	p119 届出対象行為に該当する大規模建築物等における景観形成基準を達成する
2-5 農水産との共存	p130 藤沢産利用推進店の登録店舗の数を177店舗にする
3-1 里山の保全	p135 市民協働により保全活動を行う緑地数を増加する
3-2 生物多様性の保全	p139 ビオトープ拠点を保全・再生し、創出する
4-1 文化・歴史的資源の活用	p146 市民共有の財産である本市所蔵の郷土資料の公開活用を充実させる
4-2 環境教育の推進	p150 公民館等における環境関連講座の実施を推進する
	環境分野に関する体験学習会等への参加人数を増やす
4-3 環境保全・美化活動	p157 環境美化活動への参加人数を増やす
5-1～5-6の環境目標	p178 温室効果ガスを1990年度(平成2年度)比、40%削減する
	p178 国・県の施策と連動した民生(家庭)部門の温室効果ガスを削減する

※本年度の状況は「達成」「未達成」「一部未達成」「継続」で記載しました。「達成」「未達成」「一部未達成」は、藤沢市環境基本計画「継続」は、同達成指標が複数年度にわたるため、引き続いて取組を進めている状況を示しています。

令和3年度		備考
実績値	状況 [※]	
	一部未達成	一般環境大気測定局全4局で「光化学オキシダント」が未達成。それ以外の項目については、自動車排出ガス測定局全1局を含む全5局で環境基準を達成。
	達成	市役所及び御所見小学校、並びに藤沢橋において測定しましたが、全ての地点で環境基準を達成。
	達成	市役所において年1回(冬期)調査を実施。神奈川県による御所見小学校において年2回(夏期・冬期)調査を実施。いずれの調査においても、環境基準を達成。
	達成	一般環境大気測定局4局及び自動車排出ガス測定局1局において、全ての地点で環境基準を達成。
	一部未達成	継続調査地点3地点のうち本藤沢のテトラクロロエチレン、遠藤の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で未達成。
	一部未達成	土壌汚染状況調査の結果を踏まえ、4ヵ所で「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定及び15ヵ所の事業所において浄化対策を実施中。
	達成	
25.1%	継続	「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は緑地率30%。
	一部未達成	公共用水域水質調査(河川)6地点のうち「大道橋」、市計画河川11地点のうち「蓼川」「小出川」「打戻川」のBODで未達成。公共用水域水質調査(海域)2地点については達成。
	達成	公共用水域(河川)水質14地点、底質5地点で実施。全ての地点において、環境基準を達成。
	継続	
620g	継続	
① 33.2% ② 25.3%	継続	
	一部未達成	交通騒音調査(6路線7区間)における評価対象住居8,593戸のうち、28戸(0.3%)で昼夜ともに未達成。
	達成	航空機騒音測定を行っている5局(県設置2局、市設置3局)全ての地点において、環境基準を達成。
12.6㎡	継続	「藤沢市緑の基本計画」における最終的な目標は20㎡。
	達成	届出対象54件のうち、景観形成基準に適合する件数は54件(100%)であり達成。
96店舗	未達成	「藤沢市地産地消推進計画」(平成31年4月)における目標達成期間は令和元年度～3年度。
	継続	令和3年度は市民団体の緑地保全活動を継続した。
	継続	令和3年度は既存ビオトープの維持管理を3ヵ所実施するとともに、稲荷の森の整備を図った。
	継続	広く展示公開などの機会を設けるなど、公開活用について継続中。
18講座	継続	令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため一部の講座を中止。
3,642人	継続	前年比:+36.6%(令和2年度2,666人)。小学校3,642人、保護者0人。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため小学校については希望制とし、保育園等については中止。令和3年度はまん延防止等重点措置のため小学校については一部中止。保育園等については中止。
57,114人	継続	内訳は、「ゴミゼロキャンペーン」が0人(中止)、「一日清掃デー」が0人(中止)、「地区内道路等のボランティア清掃」が56,918人、「不法投棄・ポイ捨て防止イベント」が62人、「きれいで住みよい環境づくり条例イベント」が134人。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため美化活動を中止。令和3年度も大部分が活動中止。
-31.1% (令和元年度)	継続	5-1～5-6の環境目標:5-1「各主体の力の活用」、5-2「低炭素社会の創造」、5-3「エネルギーの地産地消」、5-4「循環型社会の実現」、5-5「行政の率先的取組の推進」、5-6「低炭素化を誘導するまちづくり」。
413,969t-CO ₂ (令和元年度)	継続	5-1～5-6の環境目標:5-1「各主体の力の活用」、5-2「低炭素社会の創造」、5-3「エネルギーの地産地消」、5-4「循環型社会の実現」、5-5「行政の率先的取組の推進」、5-6「低炭素化を誘導するまちづくり」。前年比:+2.1%(平成30年度405,354t-CO ₂)。

画に示される達成指標に対して、本年度に到達できたか否か、又は一部の細項目で到達しなかったという状況を示しています。又

藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日

藤沢市条例第 16 号

改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日

藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など、多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球的規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) **地球環境保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境

の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在中に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

(市の基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(年次報告)

- 第11条** 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(規制の措置)

- 第12条** 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規則の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第13条** 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他環境の保全等に関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないうこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課するための措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習)

- 第14条** 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

(自発的活動の支援)

- 第15条** 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(市民等の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び公開)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(調査及び研究の実施)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第 5 章 藤沢市環境審議会

(環境審議会)

第 21 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 20 人以内をもつて組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

<本市の概要>

1. 地勢

本市は、神奈川県中央南部に位置し、北部は大和市、綾瀬市、海老名市に、北東部は横浜市戸塚区、南東部は鎌倉市、西部は茅ヶ崎市、寒川町に接しています。また、本市南部は黒潮おどる太平洋（相模湾）に面し、「東洋のマイアミビーチ」と呼ばれる一大観光地です。南東の鎌倉市に接する地域は丘陵地帯で、その他にも若干の起伏はありますが、市域はおおむね平坦です。地質を大別すると、北部は赤黒土、南部は砂土です。

気候は、相模湾に面していることから暖流の影響を受けて、比較的夏涼しく、冬暖かい快適な環境にあります。



面積及び広ぼう

面積	69.56 km ²
周囲	39.72 km
海岸線延長	5.239 km
東西距離	6.55 km
南北距離	12.00 km

人口と世帯数 （令和4年4月1日現在）

人口	世帯数	人口密度
441,547 人	198,213 世帯	6,348 人 / km ²

職員定数 （令和4年4月1日現在）

区分		定数
市長部局の職員	一般職員	2,077 人
	市民病院職員	919 人
議会事務局職員		16 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		243 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人
監査委員事務局職員		9 人
農業委員会事務局職員		6 人
消防職員		450 人
合計		3,729 人

条例の定数上限を表しています。

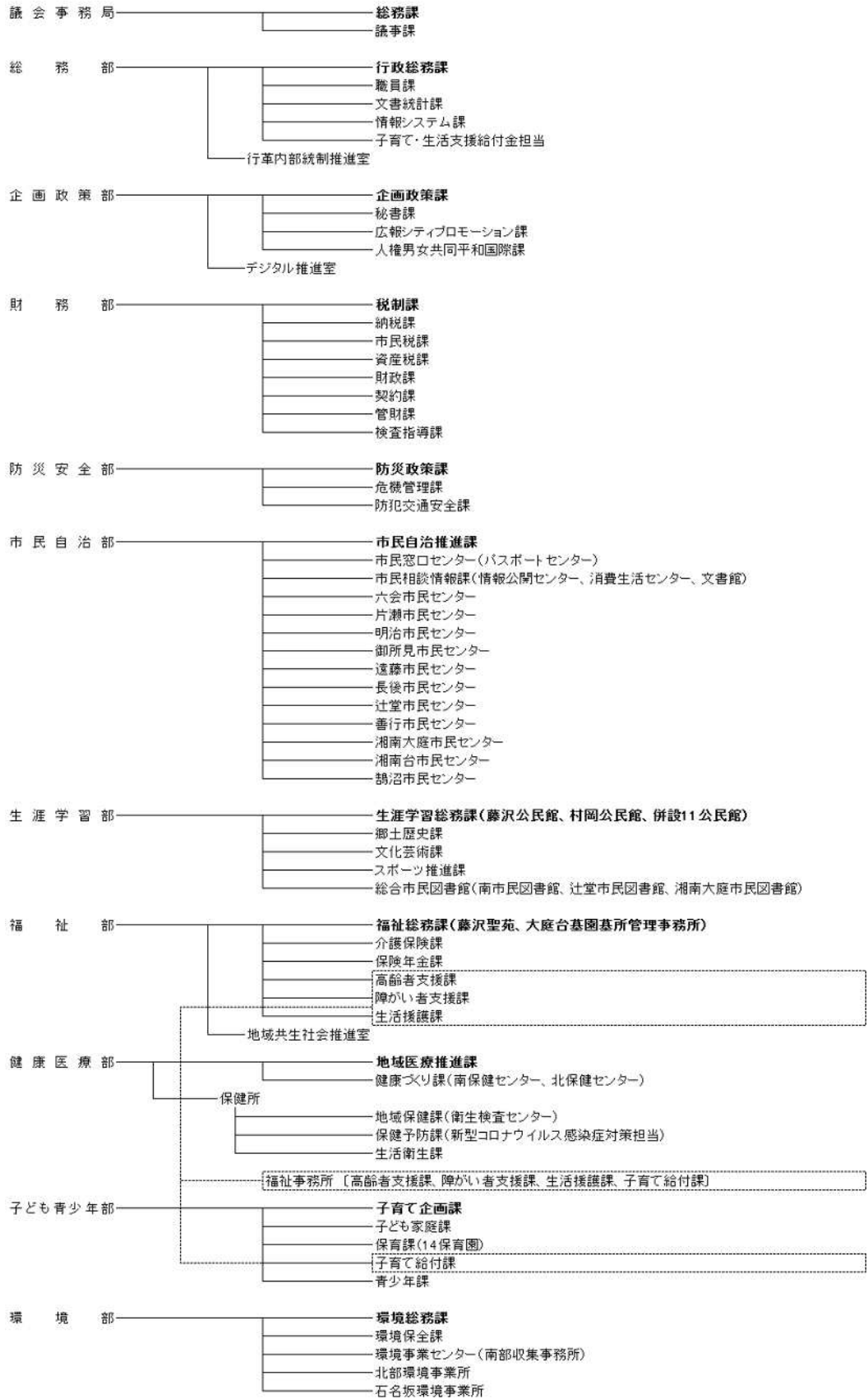
令和4年度 藤沢市行政組織図

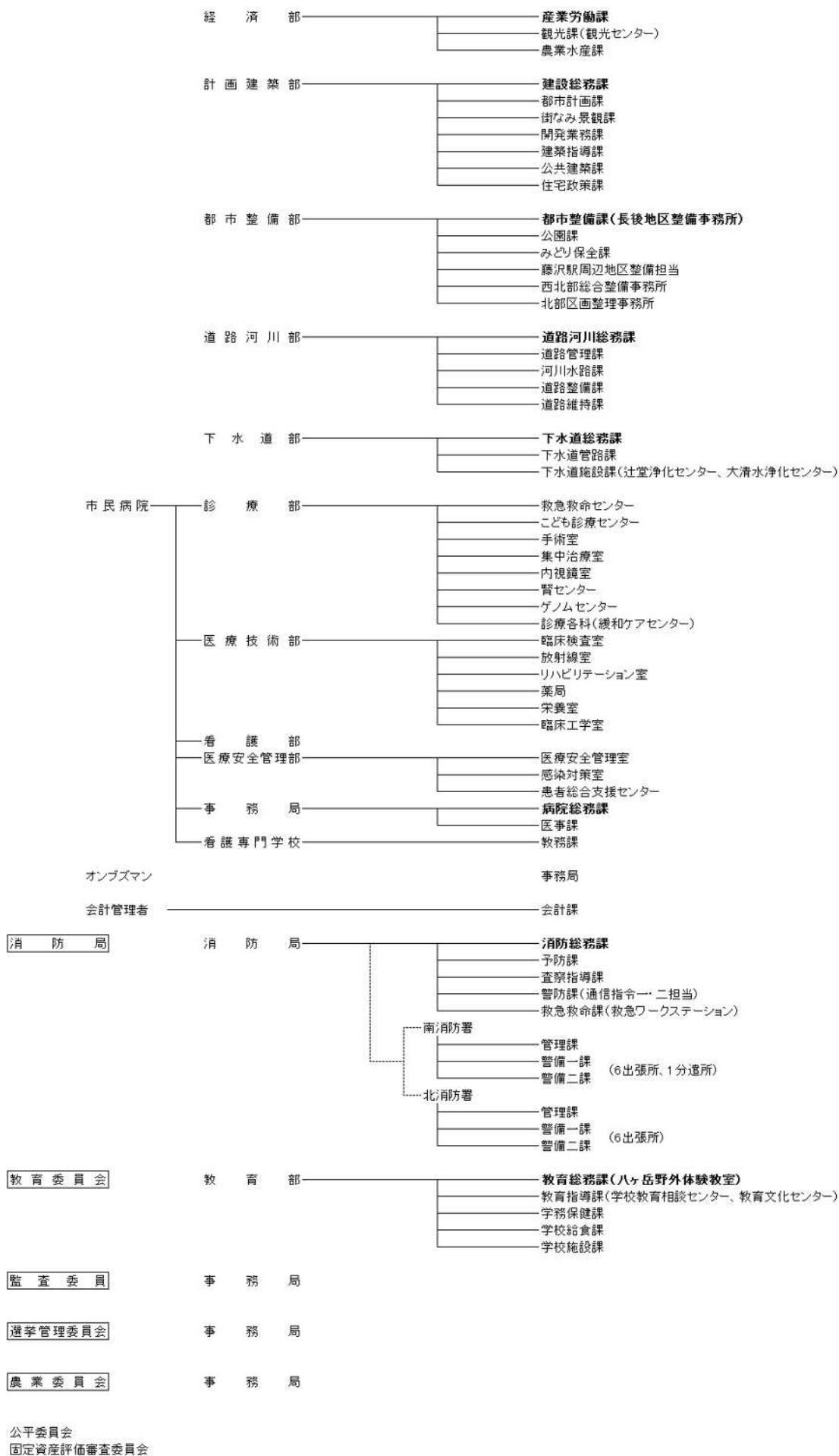
2022.4.1

22部 3室 114課

市 議 会

市 長 部 局





～環境基本計画年次報告に
ご意見をお寄せください～

市では、環境施策全般についてのご意見を募集しています。この報告書をご覧になり、ご意見がある方は、郵送・ファックス・Eメール等でお寄せください。

2022年版 ふじさわ環境白書

藤沢市環境基本計画 令和3年度年次報告

編集・発行

2023年(令和5年)1月

藤沢市環境部環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3529

FAX 0466-50-8417

E-mail fj-kankyous@city.fujisawa.lg.jp